

秘

# 調査月報

昭和十八年三月

第一卷 第三號

◇ 調 査 ◇

中支新通貨施策概況

牲畜流通に關する調査

蒙疆二炭田調査中間報告

上海に於ける損害保險調査

◇ 資 料 ◇

天津特別市教育宗教の現況

蒙疆に於ける冬季食物調査中間報告

大 東 亞 省



317  
732

秘

昭和十八年三月

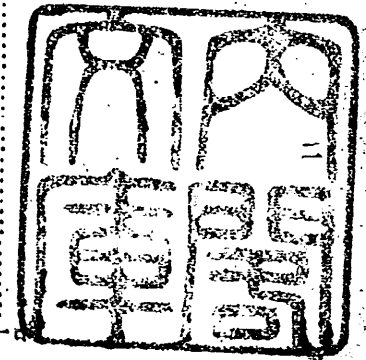
調  
查  
月  
報

第 一 卷  
第 三 號

大東亞省總務局調査課

内閣文庫  
九〇六〇号  
和書

調査月報 第三卷 第三號 目次



中支新通貨施策概況

牲畜流通に関する調査

蒙疆二炭田調査中間報告

上海に於ける損害保険調査

資料

天津特別市教育宗教の現況

蒙疆に於ける冬季食物調査中間報告

雑録

大東亞戦争關係重要日誌

六五

九八

一〇八

二〇一

三二六

三四四

- 一、 本報ハ省内職員ノ執務參考資料トシテ編纂セルモノニシテ省内相互間ニ於ケル資料ノ疏通利用ニ資セムトスルモノナリ
- 一、 本報ハ主トシテ本省及在外公館ノ調査ニ係ルモノヲ輯録シタルモノニシテ大冊ノ調査資料、時事資料、部外資料及機密資料等ハ別途取扱フコトトシ雜録中ニ其ノ目錄ノミヲ掲記スルコトトセリ
- 一、 本報ハ秘扱トシ一般ニ頒布スル印刷物等ニ引用セザルモノトス
- 一、 尙本報所載ノ記事中意見ニ互ルモノハ凡テ擔當調査者ノ見解トス

## 中支新通貨施策概況

まへがき

大東亞戰爭の勃發は中支新通貨施策に新たな段階を劃せしめた。實に大東亞戰爭の發端に於て皇軍の上海租界進駐が決行せられ、茲に支那事變以來我が諸施策を阻み來つた租界の敵性がその根底から覆滅されるに至つた。それは新秩序支那創造の一切の施策に軌條を與ふるものであり、又従つて中支新通貨施策に大道を開くものであつた。此の大道を推進されたる中支新通貨施策の記録、それが本稿の全内容である。

本稿は昭和十七年九月、當時の興亞院華中連絡部財務局に於て調査したる「中支に於ける皇軍租界進駐以後の金融施策概況」(第三編)より環境諸事情を考慮しつゝ適宜採録せるところに係り、其の第一編は興亞院調査月報の昭和十七年九月刊第三卷第九號に「皇軍上海租界進駐以後の金融施策概況」として掲載、更に其の第二編も同じく興亞院調査月報の昭和十七年十月刊第三卷第十號に「上海敵性企業會計監督管理施策概況」として編輯した。これ等第一乃至第三の三編に依て皇軍上海租界進駐の昭和十六年十二月八日より同十七年六月三十日に至る間に展開されたる波瀾重疊の中支金融施策の全貌が鮮明に浮彫され、又その輝かしき足跡が印刻される。(編者記)

### 目次

- 第一、 大東亞戰爭勃發以後に於ける新通貨工作の經過日記
- 第二、 大東亞戰爭勃發以後に於ける準備券の流通擴充に關する措置
  - 一、 新舊法幣等價離脱前に於ける措置
  - (イ) 新券流通擴充に關する措置
- 第三、 中支新通貨施策概況
  - (ロ) 國策會社、在華紡使用華人の給與新券拂實施
  - (ハ) 工部局新券建徴收
  - 二、 新舊法幣等價離脱以後全面交換實施直前迄に於ける措置
  - (イ) 新券流通擴充に關する措置



中支新通貨政策概況

- (ロ) 軍管理公共事業會社料金の新券建實施
- (ハ) 租界内主要百貨店、ホテル、アパートの新券建實施
- (ニ) 租界内主要飲食店、映畫館、絹、人絹、綿、毛織物商の新券建實施
- (ホ) 日本側商社の新券賣買取引に許可制實施
- 三、新舊法幣全面交換實施以後に於ける措置
  - (イ) 日本側主要會社及軍管理會社の舊券受入拒否
  - (ロ) 租界内主要華商百貨店、ホテル、映畫館、飲食店及絹、人絹、綿、毛織物商の舊券受入拒否
  - (ハ) 工部局の收支の新券一本への改訂
  - (ニ) 吾方公共事業會社料金を軍票新券兩建てで徴收
  - (ホ) 新券の流通擴充具體策の新通貨對策委員會決定
  - (ヘ) 特種藥品及鹽の新券賣實施
  - (ト) 今後の新券流通擴充策要領
- 第三、新舊法幣全面交換に關する措置
  - 一、新券の舊券に對する等價交換
    - (イ) 新券の舊券に對する交換制限に關する措置
    - (ロ) 中央儲備銀行の窓口等價交換停止及特別交換實施

二

- 三、新舊法幣等價離脱に關する措置
  - (イ) 新舊法幣等價離脱に關する聲明
  - (ロ) 中央儲備銀行の窓口交換再開並に錢莊に對する指示
  - (ハ) 特別交換制の整備合理化
- 四、中支に於ける通貨整理に關する措置
  - (イ) 新券の對舊券價值引上げ措置
  - (ロ) 全面交換に關する聲明
- 五、全面交換に關する措置
  - (イ) 全面交換に關する財政部佈告並に諸法令公布
  - (ロ) 全面交換に關する中央儲備銀行の公告
  - (ハ) 舊幣回收事務取扱銀行錢莊名
  - (ニ) 舊幣建儲價值務の新券建への切替に關する銀行側の措置
  - (ホ) 全面交換實施
  - (ヘ) 全面交換に關する吾方の協力措置
  - (ト) 同工部局、公董局の協力措置
  - (チ) 同外國側の協力措置
  - (リ) 新券流通に對する流言の取締
  - (ヲ) 全面交換期限の一部延長に關する措置

第一、大東亞戰爭勃發以後に於ける新通貨工作の經過日記

大東亞戰爭勃發以後吾方に於て採りたる新通貨工作の經過日記を述べれば次の如し。

- 昭和十六年
  - 十二月八日 (イ)大東亞戰爭勃發 (ロ)皇軍租界へ進駐 (ハ)銀行營業休止 (ニ)敵國銀行及重慶系四行の軍に依る差押
  - 九日 銀行營業休止
  - 十五日 銀行營業休止
  - 十六日 (イ)銀行營業再開 (ロ)軍票對舊法幣の正金建値公定相場實施(實二五圓)
  - 昭和十七年
    - 一月七日 (イ)敵國銀行清算開始 (ロ)本邦銀行匯割手形受入
    - 三十日 暴利行為等取締令公布
    - 二月十四日 工部局の諸税金手数料を新法幣建にて徴收
    - 十九日 在華紡製品の新券建販賣
    - 三月九日 (イ)軍票公定建値を儲備券建に改訂(實二四圓) (ロ)儲備銀行及日本側銀行の新舊法幣預金の區別 (ハ)儲備銀行の窓口等價交換一人一日三百元に制限
    - 廿三日 (イ)儲備銀行窓口等價交換停止 (ロ)特別交換開始、市中錢莊の儲備券對舊券相場七七元
    - 三十日 (イ)國民政府の新舊法幣等價離脱に關する聲明發表 (ロ)儲備銀行窓口交換再開、交換相場儲備券對舊券七七元

中支新通貨政策概況

中支新通貨實施概況

- 三月卅一日 特別交換に關する指定錢莊の取締強化
- 四月七日 特別交換制の整備合理化實施
- 〃 十日 特別交換の指定華商銀行の追加
- 五月二十日 (イ)儲備銀行新舊法幣交換比率を七四元に改訂 (ロ)軍管理公共事業會社料金の新券建實施
- 〃 廿一日 儲備銀行の新舊法幣交換比率を七一元に改訂
- 〃 廿二日 (イ)儲備銀行新舊法幣交換比率を六六元に改訂 (ロ)軍票對儲備券の公定相場を十八圓(實)に改訂
- 〃 廿三日 儲備銀行新舊法幣交換比率を六〇元に改訂
- 〃 廿四日 主要華商百貨店、ホテル、アパートの儲備券建實施
- 〃 廿五日 儲備銀行の新舊法幣交換比率を五三元に改訂
- 〃 廿六日 (イ)儲備銀行の新舊法幣交換比率を五〇元に改訂 (ロ)主要華商飲食店、映畫館の儲備券建實施
- 〃 廿七日 (イ)全面交換に關する財政部長の聲明發表 (ロ)重慶系四行の處理に關する軍及財政部の佈告發表 (ハ)絹、人絹、綿、毛織商の儲備券建實施
- 〃 廿八日 中央及中國農民兩行清算開始
- 〃 廿九日 物價安定臨時辦法公布

四

- 〃 卅一日 全面交換に關する財政部佈告並に諸條令公布
- 六月一日 (イ)舊法幣建債權債務を儲備券建に切替完了 (ロ)錢莊の軍票取引許可制實施 (ハ)邦人銀行十萬圓未滿の軍票對新券の賣買自由とす
- 〃 四日 舊幣回收事務取扱銀行、錢莊名發表
- 〃 八日 新舊法幣全面交換開始
- 〃 十三日 舊幣流通禁止に關する財政部長聲明發表
- 〃 十六日 新券流通の流言に關する財務官及財政部長の談話發表
- 〃 十七日 日本側主要會社及軍管理會社の舊幣取引廢止
- 〃 十八日 工部局舊幣の受入廢止
- 〃 十九日 (イ)舊幣流通禁止に關する財政部長第二次談話發表 (ロ)主要華商百貨店、ホテル、映畫館、飲食店及絹、人絹、綿、毛織物商舊幣取引廢止
- 〃 二十日 公共事業會社料金を軍票、新券兩建にて徵收
- 〃 廿二日 (イ)軍票對儲備券の正金建値を十八圓一本建に改訂 (ロ)奥地に於ける軍票對儲備券の兩面交換實施
- 〃 廿三日 舊幣使用禁止に關する財政部佈告並に禁止辦法公布
- 〃 廿五日 南京、上海に於ける舊幣使用禁止

中支新通貨實施概況

五

中支新通貨政策概況

六

- 七月三日 平定物價暫行條例、取締私拾物價暫行條例公布
- 〃 十四日 米、砂、香港非に關する取引禁止
- 〃 十五日 蘇州清鄉地區に於ける舊幣使用禁止
- 八月一日 (イ) 杭州、嘉興、鎮江に於ける舊幣使用禁止 (ロ) 特種藥品及鹽の小賣の新券實施
- 〃 十五日 太湖東南第一期清鄉地區に於ける舊幣使用禁止
- 〃 卅一日 物價統制に關する日華兩當局の發表
- 九月一日 中國、交通兩行復業

以下各項に分ちて詳細に記述すべし。

## 第二、大東亞戰爭勃發以後に於ける儲備券の流通擴充に關する措置

### 一、新舊法幣等價離脱前に於ける措置

#### (イ) 新券流通擴充に關する措置

大東亞戰爭勃發に伴ふ皇軍の租界進駐直後吾方に於て採りたる應急對策は上海金融界の混亂と動搖を防ぎ、中支經濟の復興を容易ならしむるべき基礎を維持せんとする舊幣經濟の暫定的安定策なりき。即ち軍票對舊幣の公定相場の二十五圓(當)の發表、新匯割制度採用による舊幣經濟維持策の容認、新舊法幣等價關係の持續等是等は何れも舊幣經濟に安定感を與へ、他面物資の面に於ける移動制限に依る取引沈滞と相俟て上海經濟は極めて平穩に推移せり。

然れ共右は非常時局に際し中支經濟の激動混亂を避くる爲の暫定策にして儲備券による中支幣制統一は既定方針なり。

大東亞戰爭の勃發は右方針の達成に絶好の機會を齎したるものと謂ふべく、儲備券の流通擴充を圖り舊幣に代替せしめ以て舊法幣經濟の新法幣經濟への圓滑なる移行を圖るべきなり。

此の爲一月二十三日現地に於ける關係機關の責任者參集協議の結果、新法幣の流通擴充に關する措置要領を決定し、今後は之に依り新法幣擴充工作を關係方面と連絡の上強力に實行することとなり。

#### (ロ) 國策會社、在華紡使用華人の給與新券拂實施

興亞院に於ては中支に於ける國策會社及在華紡績會社代表者を招致し其使用華人に對する俸給、諸手當、賞與等に新券使用方を示達せる結果何れも新券にて支給することに決定せり。但し當時の舊法幣の流通及新法幣の準備の狀況を考慮し主として儲備券一元券にて支給することとせり。

#### (ハ) 工部局新券建徵收

一年七千數百萬元の經常豫算を持ち、頑強に儲備券否認の態度を採り來りし工部局が二月十四日左記告示を發し、一切の財政收支を總て儲備券建とし同日以降税金、鑑札料金其他料金を總て儲備券を以て徵收することとなり。

當時の情勢に於ては右實施に當り舊券に對する深刻なる影響を一部に於て憂慮せる向もありたるが格別舊法幣經濟の混亂を惹起するが如きことも無く市場は極めて平穩なりき。

中支新通貨政策概況

七

中文新通貨政策概況

今回の工部局の措置は公共事業會社其他一般商社の新券建を促進するに効果ありたり。

告示第五七八號

本日以降工部局ニ納入スベキ滯納金及今後ノ諸納入金ヲ現金納入スル場合ニハ中央儲備銀行券ニ限り受入ルモノトス。右告示ス。

一九四二年二月十四日

上海共同租界工部局

又當地本邦側紡績及綿布商に於ては毎月約とも一億元以上の取引を示し居たる處、當局の勸奨に依り二月十九日以降原則的に新券建に改めたり。其他邦人商社の新券建に變更するもの續出し、斯くて新券流通擴充政策は各方面より全面的に行はるゝこととなれり。然れ共新舊法幣等價交換を維持しつゝ新法幣の流通擴充を圖るは却つて舊法幣の不安を増大し、舊法幣の不安増大は對軍票相場を弱め延いて新法幣自體の不安を助長する結果、新法幣強化を圖る爲の新法幣流通擴充工作は軍票投機をあぶり却つて新法幣の不安を惹起するが如き逆効果を齎らし、他面國民政府の租稅、關稅の新券納入、工部局稅の新券納入勸行は其實質は儲備銀行に對する舊券の預入を單に新券口座に振替へ新券小切手による納入を強ふるものに外ならず、而も舊券の預入による新券口座への振替並に新券小切手振出は何等手數を要せず極めて簡単に實行せらるゝものなれば後段に於て説明する如く新券流通擴充に關する其効果は極めて限局せられ、加ふるに軍票投機を惹起する結果は一時新券の擴充工作を差控ふるの已むなき状態に立至りたり。

二、新舊法幣等價離脱以後全面交換實施直前迄に於ける措置

(イ) 新券流通擴充に關する措置

三月六日興亞院會議に於て「大東亞戰爭開始に伴ふ中支通貨金融暫定處理要綱」決定後は中央儲備銀行に於ける舊券に對する新券の等價交換は引締められ、斯くて從來の等價交換に依る障害は除去せられ新通貨政策の更に積極的な實施を期し速かに新券の流通擴充を圖ること緊要となり、新券工作は再び活潑となり、諸般の措置實施せられたる處五月二十日現地關係機關の責任者興亞院財務局長室に參集協議の結果左記新券流通擴充に關する措置要領を決定せり。依つて今後は右により全面的に新券の擴充工作を關係方面と連絡の上實行することとなれり。

◎新券流通擴充ニ關スル件(昭一七五二〇興中連現地關係機關決定)

第一方 針

新通貨政策ノ圓滑ナル實施ヲ期スル爲ニ上海地區經濟ヲ先ツ速カニ新券建ニ切り替ヘ、次ギニ新券ノ市面流通狀況ヲ睨ミ合セ新券ニ依ル決済ヲ擴充スルコト肝要ナリ。此ノ爲主要物價、公共事業會社料金其他サービス料等消費部面ヲ新券建又ハ新券決済ニ移行セシムルト共ニ相平行シテ給料、勞賃其ノ他ノ個人經濟ニ於ケル收入部面ヲ新券建又ハ新券決済ニ改ムルモノトス。尙新券經濟ノ確立ニ當リテハ其ノ價值安定ヲ圖ルコト先決問題ニシテ之ガ爲對軍票十八圓ヲ堅持シ、新券ト軍票トハ一體トナリ其ノ價值維持ニ努ムルモノトス。

第二要 領

- 一、左ノ要領ニ依リ新券建取引ノ擴充ヲ圖ルコト
  - (1) 租界側百貨店、公共事業會社料金其他華人大口商社ノ商品ノ賣價、ホテル料金及公費局ノ税金、米、麥等拂下ゲ値段等ハ逐次速カニ新券建ニ改メ實行スルコト
  - 右新券建實施ニ當リテハ會計監督官派遣中ノ會社ニ對シテハ極力之ヲ利用シ、吾方軍管理下ニ在ルモノニ對シテハ受託會社ヲ指導シ、然ラザルモノニ對シテハ同業組合ヲ活用スルコト
  - 尙公共事業會社料金ノ新券建ヘノ改訂ニ付テハ先般瓦斯、電氣、水道ニ付テハ實施済ニ付電話、電車ニ付至急實施方措置スルコト

中支新通貨政策概況

中支新通貨政策概況

- (2) 吾方ノ租界ニ對スル軍配接物資及中輸撥接物資ハ軍票賣ヲ軍票建賣ニ改メ軍票又ハ新券ニ依ル決済トシ、物動物資ハ極力新券賣ニ改ムルコト。軍票建賣物資ノ代金ニシテ新券ヲ以テ決済スルトキノ軍票ニ對スル相場ハ十八圓トシ、新券賣物資ノ代金ニシテ新券ヲ以テ決済スルトキノ新券ニ對スル相場ハ中央儲備銀行發表ノモノニ依ルコト。
- 右ノ場合新券ヲ收入シタルモノガ軍票ヲ必要トスルトキハ財務官事務所ニ於テ、新券ヲ收入シタルモノガ新券ヲ必要トスルトキハ中央儲備銀行ニ於テ實需分ハ簡易ニ交換ヲ認ムルコト。
- (3) 本邦會社及銀行等ニシテ使用華人ニ對シ (一) 軍票ヲ以テ給料ノ支拂ヲ爲スモノニ在リテハ原則トシテ軍票建新券拂トシ (二) 新券ヲ以テ給料ノ支拂ヲ爲スモノニ在リテハ原則トシテ新券建新券拂トシ、軍票對新券及新券對舊券ノ場合ハ前記(2)ニ記載スル處ニ依ルコト。
- 右ノ爲新券ノ必要アル者ニ對シテハ財務官事務所ハ軍票對價新券ノ供給ヲ、中央儲備銀行ハ舊券對價新券ノ供給ヲ簡易ニ認ムルコト。
- (4) 本邦會社國策會社ノ舊券建取引ハ成ル可ク速カニ總テ新券建取引ニ改ムルコト。
- (5) 一般ノ軍管理敵國會社ニ對シテハ舊券建取引ヲ成ル可ク速カニ新券建取引ニ改メシメ、總テ會計ヲ新券建基準ニ改メシムルコト。
- 二、舊券建取引ヲ新券建取引ニ改訂スルトキハ、原則トシテ右切替ニ依リ實質上値段ノ昂騰ヲ來サザル機適當措置スルコト。
- 三、軍票ト新券トノ交換比率ハ十八圓トシ、業者及市民ノ新券對價ノ軍票又ハ舊券對價ノ新券ノ調達ニシテ實需ニ基クモノハ夫々財務官事務所又ハ中央儲備銀行ニ於テ簡易ニ供給スル如ク配慮スルコト。
- 四、中央儲備銀行ハ市内ニ十ヶ所程度ノ新券舊券ノ交換所ヲ至急設置シ、舊券ト新券トノ交換ニ對シ新券ノ簡易ナル市面供給ニ付特ニ考慮スルコト。
- 右交換所設置ニ付テハ日本側各機關ハ極力便宜ヲ供與スルコト。
- 五、新券建取引ハ右交換所ノ設置其ノ他新券流通部面ノ擴充ノ情況ニ應ジ漸次新券ニ依ル取引ニ改訂シ行クコト。

(口) 軍管理公共事業會社料金の新券建實施

以 上

前記要領に基き先づ租界内軍管理公共事業會社の料金を新券建に改訂すべく各關係會社代表者を興亞院に招致し右實施方を指示通達せり。此の結果上海電力、週西電力、上海瓦斯、上海水道の諸會社は五月二十日より一齊に新券建に改訂する旨五月十八日發表せり。其他上海電話、上海電車等も至急實施方準備に着手せり。右新券建料金收入に當りては成る可く新券を希望するも舊券を以て受領するときは儲備銀行の定むる舊券と新券との交換率により算定したる舊券金額によることとせり。

(ハ) 租界内主要百貨店、ホテル、アパートの新券建實施

後述の如く連續的舊法幣價值の暴落に伴ふ物價の昂騰を防止し、新券の流通を擴充し新券建物價を普遍化し以て上海經濟の安定を圖らん爲、當局に於ては五月二十三日租界内主要百貨店及ホテル、アパートの代表者を興亞院に招致し種々懇談の結果、彼等も當局の方針を諒解し之に協力方を誓ひ從來の舊券建賣値又は料金を新券建に改訂五月二十四日より實施することとなり同切替相場は前日の市中相場たる舊幣百元に對し新法幣六十六元の相場に依れり。而して當局に於ては新券建に改訂する際實質的値上げとなる恐れある爲不正を監視し所謂火事場稼ぎの如き態度を採るものは嚴重取締ることとし此の爲會計監督官をして監督せしめ更に一般に右に關し同日左の如き興亞院當局談を發表したり。

◎興亞院當局談

租界の百貨店の賣値は從來舊法幣建であつたが最近に於ける舊法幣暴落の狀況竝に之に對する新法幣(中央儲備銀行券)の價值安定せる現狀に鑑み各百貨店より新法幣建値に改訂方申出があつたので當局に於ては新法幣の育成強化、上海經濟の安定の建前より之を許可し二十四日より永安、新新、先施、大新、福利、惠羅、中國國貨、麗華の入店につき新法幣建値を賣

中支新通貨政策概況

中支新通貨政策概況

施することとした。

百貨店の買値を新法幣建に改訂するに當つては實質上の値上げにならない様に従来の舊法幣建値段を五月二十二日の儲備銀行發表相場に基き三割四分引の割合で算出した値段を新法幣建値段とすることとした。即ち従来舊法幣百元のものは新法幣六十六元となる譯である。

今後は是等の百貨店は一様に其買値を新法幣建に改訂するので其賣却代金は新券を希望するのであるが、當分の間は従来通り舊法幣でも受取るのであつて大體當日の儲備銀行發表相場より換算した舊法幣金額を受取ることとなるのである。

次に租界内の主なるホテル、アパートの宿泊料、間代、飲料代金等についても右と同様の方法により二十四日より従来の舊法幣建料金を新法幣建に改訂することとしたのである。

今回百貨店、ホテル、アパートの主なるものが其買値又は料金を新法幣建に改訂した結果買上代金又はサービス料として受入る通貨は價值の安定してゐる新法幣又は新法幣建であるから従来の様に不安定の舊法幣建値から來る値段の引上げは全く其理由がなくなつたので、今後は従来の様に舊法幣建値の下落を理由として頻りに値段が引上げられることはなくなる筈である。この點は物價安定上非常に喜ばしい次第であつて當局に於ても新法幣建に切替後の買値、料金の引上げに付てはこの見地より充分監視して行く方針である。

一般商社等に於ても今回の百貨店、ホテル、アパートの新法幣建への改訂に倣ひ従来舊法幣建のものは速かに新法幣建に切替へて行くことを希望する。然し右切替の方法は切替により實質上値上げにならぬ様に當時の新法幣と舊法幣との相場に従ひ、従来の舊法幣建値を適當に値下げした金額を以て新法幣建値とすべきであつて切替の機會に、例へば従来の舊法幣建値を正當の理由なく其舊法幣建値に改訂する如きことは所謂火事場騒ぎの類であつて右の如きことをなす者に對しては日本側機關に於ても嚴重に取締る方針である。

市民は當局の趣旨を諒とせられ速かに其取引を舊法幣建より新法幣建に改訂し以て新法幣の育成強化に協力せらるゝと共に上海經濟界の安定に寄與せられんことを切に希望する次第である。

(二) 租界内主要飲食店、映畫館、絹、人絹、綿、毛織物商の新法幣建

前述の租界内百貨店、ホテル、アパートが五月二十四日より其買値、料金を新法幣建に改訂するのに對應し、更に新

券建物價の形成を促進する爲當局に於ては二十五日租界内主要飲食店、映畫館、及絹人絹、綿、毛織物卸小賣商の代表者を招致し物價の新券建切替に關し懇談せるが、各業者は何れも當局の方針に全幅的贊意を表明し飲食店、映畫館は二十六日より、絹、人絹、綿、毛織物卸小賣商は二十七日より一齊に新券建に切替實施することとなり同切替相場は共に切替前日相場たる舊幣二對新法幣一の比率に依れり。右に關し興亞院は同日左の如き當局談を發表せり。

◎興亞院當局談

租界内の主要百貨店、ホテル、アパートの商品代價又は料金は本月二十四日より新法幣建に改訂されたことは曩に發表された通りで改訂後の實施狀況は唯今の處極めて好成績である。

特に百貨店にあつては従来正札附が寧ろ少なかつたが、二十四日より物價の公正を期する爲新法幣建正札制を勸奨した處各百貨店とも當局の方針に協力して之を實施してゐるが、上海經濟は日蔭の經濟より白日化の經濟に復歸した觀があり、上海經濟の明朗化の爲慶賀に堪へない。

當局では右に引續き租界内の主要飲食店、映畫館の料金及絹織物、綿布、毛織物の代價は舊法幣建値を新法幣建に改訂することになり、飲食店、映畫館は二十六日より、絹織物、綿布、毛織物は二十七日より實施することになつた。

この新法幣建改訂の方法は市場の新法幣對舊法幣相場は一對二を示現し各業者とも織込濟と思はれるので、新法幣建値の改訂に際し實質上の値上げをしない建前より本日の舊法幣建値の五割引の金額、即ち一例を取れば従来舊法幣百元のものは新法幣で五十元に改訂し實施することになつた。尤も映畫館の料金の如きは最近殆んど値上げをしてゐないのであるが、一應右の方法により従来の舊法幣建の半額を新法幣建とすることにした。

新法幣建値又は金額を舊法幣で受領する時は受領當日の相場で換算した金額とせねばならぬことで右の新法幣對舊法幣の相場は各業者に對し興亞院當局より指示することになつてゐるが、二十六日は新法幣百元に對し舊法幣二百元の比率とする。

一般商店でも市中の新法幣對舊法幣相場が一對二となり、既に織込濟の向きにあつては大體同様の方法により即ち舊法幣建の半額を新法幣建と速かに改訂方實施を希望する次第である。従つて建値通貨の不安から來る物價の値上りは全くなくなると思ふ。

中支新通貨政策概況

中支新通貨政策概況

尙今後物價の安定を期する爲正札制を實行する機熟する積りであるから一般市民は當局の意圖をくみ新法幣建の正札値段で物を買ふ機希望する次第である。  
今回改訂される飲食店は新雅、金門、京華、榮華等主要飲食店三十餘軒で映畫館はグラッド、キャセイ、南京、大上海ほか十餘軒であり、絹織物は上海市綢緞業同業公會、綿布は上海市綿布同業公會、毛織物は毛織紡織業同業聯合會の會員商社の總てである。

(ホ) 日本側商社の新券買取引に許可制實施

前述の如く當局指導の下に (イ)租界内公共事業會社が五月二十日より (ロ)百貨店、ホテル、アパートが二十四日より (ハ)飲食店、映畫館が二十六日より (ニ)絹、人絹、綿、毛織物卸小賣商が二十七日より夫々其賣價、料金を新券建に切替へたるを以て租界内に於ける主なる取引は總て新券建となり一般小賣物價も新券建に改訂されつゝありたるが、更に一層之を促進する爲當局に於ては本邦商社が市中錢莊に於て、一口六千元以上の新券買取引をなさんとする場合は財務官の許可を必要とすることとし五月二十五日此の旨左記通牒を以て上海日本商工會議所を通じ指示通達せり。

昭和十七年五月二十五日

在 上 海

海外駐留財務官 小 原 正 樹

上海日本商工會議所  
會 頭 青 木 節 郎

本邦商社が市中錢莊に於て一口新法幣六千元以上ノ新法幣買取引ヲ爲サントスル場合ハ爾事事前ニ當所ノ許可ヲ要スルコト致候條右周知方可能御取計相成度此段及通知候也

三、新舊法幣全面交換實施以後に於ける措置

(イ) 日本側主要會社及軍管理會社の舊券受入拒否

五月二十七日全面交換發表以來上海に於ける舊券建取引は急速に新券建に改訂されつゝありしが、吾方に於ては六月八日より開始されたる全面交換を機とし更に一層新通貨政策に協力し舊幣を抹殺し新法幣に依る幣制統一並に新券の健全なる發展を圖り、他面全面交換終了後に於ける舊幣の價値不安並に舊幣の流通禁止を豫想し之に備へしめる爲六月十七日より本邦主要會社及軍管理會社をして舊券の受拂を一切自發的に廢止し總て新券取引に改めしむることに決定、六月十日是等關係諸會社代表者と興亞院に招致し之が實施方を示達すると共に同日左記當局談を發表せり。

今回の措置により全面交換終了に先立ち建値決濟の兩方面より新券を基調とする體制を確立し、舊券の流通を自發的に否認し以て全面交換の目的達成に多大の効果を擧げたり。

◎興亞院當局談 (六月十日)

本邦主要會社及び軍管理會社も来る六月十七日より舊法幣(補助券を除く)の受拂をなさず、從來の舊法幣取引は今後専ら新法幣取引一本に改めることとなつた。國民政府は我方協力下に於る六月八日より新舊兩法幣の全面的交換を實施中であるが、在上海本邦主要會社(即ち國策會社、在華紡、中輸聯關係會社、商工會議所會員會社、其他の主要本邦會社)及軍管理會社(即ち軍管理租界公共事業會社、地産會社、ホテル、アパート、映畫館等)に於てはこの新通貨政策に協力し併せて全面交換期間經過後の舊法幣價値不安に備へる爲其所有する舊法幣はこの際全部新法幣に交換し、更に来る六月十七日以降は舊法幣の受拂をなさず、從來舊法幣取引のもの又は新法幣建を舊法幣決濟でなしてゐたものは總て新法幣のみの取引に改め實施することとなり、殊に上海地區に於て舊法幣を使用せんとする時は事前に興亞院の承認を要することとなつた。但し軍票取引は従前通りである。従つてこれら本邦會社及軍管理會社との取引先に於ては右の主旨を諒承され其の所有する舊法幣は全部

中支新通貨政策概況



中文新通貨政策概況

新法幣と交換、一切の舊法幣取引を廢し總て新法幣取引に改むることを希望する次第である。

(口) 租界内主要華商百貨店、ホテル、映畫館、飲食店及絹、人絹、綿、毛織物商の舊券受入拒否

日本側主要會社及軍管理會社が六月十七日より舊券の受入を一切停止し新券取引に改めたるに對應し、當局に於ては更に租界内主要華商百貨店、ホテル、映畫館、飲食店及絹、人絹、毛織物卸小賣商の代表者を六月十一日興亞院に招致し種々懇談の結果、彼等も當局の趣旨を了解し之に協力方を誓ひ六月十九日より舊券の受入は一切之を拒否し總て新券取引に改むることに決定せり。

右に關し同日興亞院に於ては左の如き當局談を發表せり。

之により上海に於ける舊券取引は日華主要業者の拒否する所となり、之は必然的に其他一般にも波及し新券の流通に極めて好結果を齎らせり。

◎興亞院當局談(六月十一日)

日本側主要會社及日本軍管理會社が来る六月十七日より舊法幣の受入を一切停止し新法幣取引に改め、以て新通貨政策に協力することになつたことは既に發表の通りであるが、租界内主要華商百貨店、ホテル、映畫館、飲食店及絹、人絹、綿、毛織物卸小賣商にあつても當局に於て懇談の結果、来る六月十九日より舊法幣の受入は一切拒否し總て新法幣取引一本に改むることと決定した。依つて一般華商に於ても全面交換期間經過後の舊法幣の價值不安に備へ、其の所有する舊法幣は總て速かに新法幣に交換し、右華商の扱に準じ一切の取引を舊法幣に依らず新法幣一本とせらるゝことを希望する次第である。尙當局と懇談の結果六月十九日以降新法幣一本と爲す華商主要會社は左の通りである。

- 1 百貨店 永安公司、大新公司、新々公司、先施公司、中國國貨公司、惠羅公司、福利公司、麗華公司

- 2 ホテル 金門大酒店、パークホテル

- 3 映畫館 大華大戲院、滙光大戲院、新光大戲院、皇后大戲院、金都大戲院、大上海大戲院、金城大戲院、大光明大戲院、南京大戲院等十二店

- 4 飲食店 大東酒樓、新華酒家、冠生園、紅福酒家、金門大酒店、新雅粵菜館、大三星酒樓、怡紅酒家、榮華酒家、京華酒家、大華酒樓、功德林蔬食處、美華酒樓、新新酒樓、東亞酒樓、錦口川菜館、悅賓樓、大三元菜館、致美樓、新三和樓、成都川菜館、會賓樓、杏花樓、南華酒家等二十九店

- 5 織布生地商 (ア)上海市綢緞業同業公會組合同 (イ)上海市綿布同業公會組合同 (ウ)中華民國毛織紡織業產銷聯合會組合同

(ハ) 工部局の收支の新券一本への改訂

工部局に於ても六月十七日以降租界内に於て販賣せらるゝ一切の物品の小賣價格を新券建とするに決定、更に六月十八日以降舊券による同局に對する諸支拂は一切之を受入ざる旨六月十五日及六月九日に夫々告示せり。工部局の今回の措置は各方面に舊券の受入拒否となりて現はるゝことを豫想させ一般の新舊法幣交換を一層促進したり。尙佛租界公董局に於ても同様の措置を採れり。

◎告示第五九四八號

儲備券建價格

一般物價ニ關スル告示第五九六號、五六一一號、五六二七號及五七七七號ハ之ヲ取消シ一九四二年六月十七日以降共同租界内ニテ販賣セラルル一切ノ物品ノ小賣價格ハ儲備券建トナスベシ  
該儲備券建價格ハ一九四二年五月二十六日乃至二十八日平均ノ舊法幣建價格ノ五割ヲ超ユルコトヲ得ズ、工部局ノ許可無クシテ右限度ヲ超エテ値上ヲ行フコトヲ得ズ、値上ノ許可ヲ申請セントスル時ハ江西路二〇九號工部局物價統制課宛ニ行フモノトス

中文新通貨政策概況



中支新通貨政策概況

本告示第二節ハ工部局ガ現ニ最高價格ヲ定ムル物品ニハ適用セズ、最高價格指定品ハ工部局ノ諸告示ノ通リ價格トス  
本告示ニ違反シタル行爲アル時ハ土地章程附則第五十三條及告示第五七九八號ノ規定ニヨリ處罰セラルベシ  
右告示ス  
一九四二年六月十五日  
上海共同租界工部局

◎告示第五九三九號

六月十八日木曜日以降工部局ニ對スル諸支拂ニハ舊法幣ヲ認メズ  
六月十九日金曜日以降儲備券勸定現金小切手者ハ儲備券ニ限り受入ルモノトス  
右告示ス  
一九四二年六月九日  
上海共同租界工部局

(二) 吾方公共事業會社の料金を軍票、新券兩建にて徴收

前述の如く六月十七日より日本側主要會社が十九日より主要華商が夫々舊券の受入を拒否し取引一切を新券建一本に改めたるを以て新券の流通は益々促進せられたるが、現地關係機關では更に積極的に新券の流通擴充を圖り其の價値を一層鞏固ならしむる爲、六月十三日參集協議の結果左記公共事業會社料金を軍票、新券兩建徴收に改正の件を決定し、從來軍票一本建に收納され居たりし蘇浙皖三省内に於ける汽車、汽船、バス、瓦斯、水道等公共事業の料金を六月二十日以降新券百元對軍票十八圓のレートにて軍票、新券の二本建に改むることとなり、右に關し六月十五日與亞院に各關係公共事業會社代表者を招致し之が實施方を示達すると共に同日左記當局談を發表せり。  
斯くて軍票經濟と新券經濟の一體化が更に一步前進し通貨統一は愈々促進し新券の今後の發展に多大の好結果を齎せり。

◎吾方公共事業會社料金を軍票儲備券兩建徴收ニ改正ノ件

(與中連一七・六・二三現地關係機關決定)

- (一) 料金ノ軍票儲備券兩建徴收ハ成ル可ク速カニ實施ニ移スモノトシ、大體來ル六月二十日ヲ豫定シ準備ヲ進ムルコト
- (二) 實施方法ハ差當リ
  - 1 切符等既ニ料金支拂済ノモノハ之ヲ其ノ儘使用シ賣リ場ニ軍票儲備券兩建賣リテ公示シ併セテ軍票十八圓對儲備券百元ノ比率ニ依ルコトヲ明示スルコト
  - 2 瓦斯、水道等使用料ニ基キ徴收スルモノニ在リテハ料金ハ軍票ヲ記載シ、別ニ儲備券ニ依ル納入ヲ認メ之ガ比率ハ十八圓ニ依ルコトヲ明記スルコト
  - 3 尙右計算ハ五分ヲ單位トシ未滿ハ二捨三入トスルコト
- (三) 舊法幣(農民券及各種雜券ヲ除ク)ノ五角以下ノ補助券ハ當分ノ間其ノ二分ノ一ヲ以テ儲備券同機受入ヲ認ムルコト
- (四) 尙實施後ノ情況ヲ勘案シ適當ノ時期ニ切符等料金ハ軍票、儲備券兩建記入トスルコト
- (五) 本件實施會社ハ華中鐵道、華中バス、華中水電、上海内河汽船、中華輪船、中華電氣通信、大上海瓦斯、中華航空、東亞海運(揚子江線)、華中運輸(日本通運)、上海特別市輪渡公司、中支航空統制組合トスルコト
- (六) 尙中華航空ニ付テハ華北トノ關係モアリ係官連絡ノ上決定スルコト
- (七) 本件實施ノ爲ニ各關係會社ハ鈞錢等ノ爲所要ノ新法幣ヲ正金銀行ヨリ供給ヲ受クルコト
- (八) 各會社ニ於テ收納シタル儲備券ハ其ノ要求ニ應ジ隨時本邦八銀行ニ於テ軍票ト交換ニ應ズルコト
- (九) 本件實施決定ノ上ハ與亞院ニ於テ之ヲ一括シ成ル可ク速カニ各種新聞通信ニ掲載シ民衆ニ周知セシムルコト
- (十) 本件實施情況ハ當分ノ間各會社ニ於テ隨時之ヲ與亞院華中連絡部ニ報告スルコト
- (十一) 本件實施ニ關スル各社ノ各地方店舖ニ對スル連絡ハ極力軍用電話ニ依リ又ハ特務機關等ヲ通ジ遺憾ナキヲ期スルコト
- (十二) 軍ニ於テ特務機關ニ適當連絡スルコト

◎與亞院當局談(六月十五日發表)

中支に於ける新通貨政策の實施により舊法幣は整理せられ、新法幣の流通は擴充を見、其の價値は大いに安定することとな  
中支新通貨政策概況  
一九





十、大上海瓦斯 股份有限公司	本公司ハ上海市中心 區ニ於テガスノ供給 ヲ主業トスルモノ ニシテ需要者大部分 邦人ナル關係上兩分 攤充ニハ效果少シ	七月迄ハ從來通り軍 票建金請求書ニテ 請ヨリ居リタルモ 月ヨリ料金請求書及 領收書ニ備付テ表 示スルコトヲ希 入シテ希望スル者ハ リ	會社及營業所ニ兩 取扱ヲ公示ス	副生産物タルコー クス、コイル、タ ルノ販賣モ從來軍 票一本建ナリタル トニ改メタルコ ト	ナシ
十一、華中電氣通信 股份有限公司	本公司ハ中支主要都 市ニ於テ電氣電話經 營ヲ爲スモノニシテ 華人ニモ相當密接ナ 建關係アルヲ以テ兩 充工工作ハ相當效果 ナリ	電報、電話料金拂込 通知書ハ軍票ヲ以テ 表示スル旨捺印表 示シテ發行ヨリ華人 九月發行分ヨリ華人 電話加入者ニ對スル 料金拂込通知書ニハ 軍票料金ノ外備付 見込額ヲ記載スル	兩建表示ノ料金表 及備付金ノ揭示ヲ 各局窓口に掲出ス 電報、電話料金ハ 軍票、儲蓄券兩建 地日華字新聞ニ廣 告ス	ナシ	電話番號帳等改 刷ノ場合ハ軍票 ノ明瞭兩建收納 ノ旨明示廣告方 要ス 加入者以外ノ電話 モ出入者ニ對シテ 兩建表示得ル限リ 知書發行方要ス

(ホ) 新券の流通擴充具體策の新通貨政策委員會決定

六月二十五日より上海、南京兩市に於ては舊券の使用禁止と成りたる處尙奥地の新券の流通狀況は十分ならず依つて今後は主として奥地に於ける新券の流通擴充並に舊券に對する攻撃を強化することを目的として新券工作に進むることとなり、六月二十七日上海に於て開催せられたる新通貨政策委員會に於て新券の流通擴充に關する措置の決定を見たり。

(ハ) 特種藥品及鹽の新券實施

特種藥品及鹽の販賣は小賣部面に於ては舊券使用禁止區域を除き、地方に於ては今尙舊券を以て販賣し居たるを以て六月二十七日の新通貨政策委員會決定の趣旨に従ひ、新券の流通擴充の強化に資する爲新券賣となすべく七月二十三日現地關係機關の責任者參集協議の結果實施要領を決定し、八月一日より總て新券賣に改めしむることとせり。斯くて奥地の舊券使用禁止區域以外に於ても新券の著しき流通狀況の進捗を見たり。

(ト) 今後の新券流通擴充實施要領

後述する如く六月二十一日新舊法幣全面交換期満了後 (イ)南京、上海兩市に於ては六月二十五日より (ロ)蘇州清鄉地區に於ては七月十五日より (ハ)杭州、嘉興、鎮江に於ては八月一日より (ニ)太湖東南清鄉地區に於ては八月十五日より次々に舊法幣の使用が禁止され今後に於ける新券の流通擴充大工作は農村地區に主力を致すを必要とし、在上海關係機關の責任者參集協議の上今後の新券流通擴充に關する實施要領を七月十九日決定し、南京に在る吾方機關とも連絡の上之が實行を圖れり。

第三 新舊法幣全面交換に關する措置

一、新券の舊券に對する等價交換

大東亞戰爭勃發に伴ふ皇軍の租界進駐により中支に於ける舊幣は其發行統制機關たりし中、中、交、農四行を吾方に差押へられ、其對外價値の支持援助者たりし米英敵國銀行は吾方に接收の上清算されし結果、民衆の信認と其價値

維持の支柱を全く失へり。

他面吾方乃至國民政府の上海租界に對する政治的經濟的支配力は敵國又は重慶政權の領分を排除して強化され舊幣生殺與奪の權は吾方の掌握する所となれり。

昨年十二月十六日皇軍の租界進駐直後銀行再開に當り軍票對舊幣の正金建値を二十五圓(實)に公定せし政策は中支經濟の混亂を防ぐ意圖の下に實施され、軍票、舊法幣三者の價值關係を暫定的に確定し中支に於ける通貨の安定を招來し没落に瀕せる舊幣の悲劇的運命を一應救済せり。

然るに舊正明け以後中支通貨の安定は漸く動搖の兆を示すに至り、二月十九日頃より軍票相場は昂騰し始め、三月六、七日には遂に二十圓臺となり、之に對應し正金は三月四日より實際上市中相場にて交換を行ふこととせり。右の如き舊幣安は勿論舊幣口體の内在的不安に依るものなる處吾方の新券擴充工作等に依り新舊法幣等價離脱説を生み舊幣に對する不安漸く深化したる結果なり。

即ち南方に於ける戰果の擴大に伴ふ吾國力への信頼の増加、逆に重慶政權に對する不信感、工部局諸納入金の儲備券建徵收への改訂、邦人紡績會社の製品の儲備券建賣等に基因せり。又二月下旬より市中錢莊中には新法幣にプレミアムを附する者も現はれ、斯かる情勢より新法幣の前途が明朗となるや舊正明け以降儲備銀行に於ける舊法幣預入による新法幣預金口座への振替、舊法幣窓口交換が日を逐ひ激増するに至れり。

然るに新舊法幣が等價關係にある限り軍票價值の昂騰は新法幣の下落を意味し、逆に新法幣の流通擴充は舊幣の不安を深め却つて軍票投機を招來することとなり、此の結果新法幣が舊法幣に追隨して崩落するが如き現象を惹起し又

等價交換の建前を續け他方新券の流通擴充をなすも夫れは儲備銀行に對する舊券拂込により新法幣口座への移管を齎らすのみにして市面に於ける新券流通擴充には其效果極めて限局されたり。此の爲新法幣の擴充強化の爲には舊幣との絶縁舊幣よりの獨立を必要とする事態に立至れり。

### 二、新券の舊券に對する交換制限に關する措置

#### (イ) 新券の舊券に對する交換引締實行要領

茲に於て三月六日興亞院會議に於て決定せる「大東亞戰爭開始に伴ふ中支通貨金融暫定處理要綱」に基き三月七日財務官を中心に關係者參集協議の結果中央儲備銀行に於ける舊法幣に對する新法幣交換引締實行要領を決定三月九日より之を實行することとせり。

一方從來軍票の對舊幣公定相場(正金建値)は二十五圓の處舊幣不安は漸く深化し當局に於ても右相場の維持を圖り以て租界進駐後維持し來れる通貨の安定方針を持續せんとしたるも金融操作に依りては舊幣の弱勢は到底之を支へ切れず、市中相場は相當の低落を示すこととなり依つて三月四日に至り正金建値は其の儘とし實際の正金相場を市中相場に追隨せしむることとせり。

斯くて正金建値を改訂する必要に迫られたる所軍票建値を從來の如く對舊券相場とすれば(イ)舊券は更に下落し新券も之に附隨して益々下落し行くこと(ロ)情勢の進展は最早舊券を相手とせず新券中心で進む可き時期に達したるものと認めらるゝに至つたこと等の理由に依り當局に於ては三月七日午後左記の如き發表を行ひ三月九日以降從來の對舊法幣軍票公定相場を廢止し、對舊法幣軍票相場は市中相場の成行に任し、軍票は新法幣との間に於てのみ公定

中支新通貨政策概況

相場を設け而して正金建値は新法幣に對し賣二四、買二四八分の一と決定せり。  
尙日本側銀行に於ても同日より新舊法幣預金を區別して取扱ふこととせり。

◎財務官當局發表

- 一、從來正金銀行ノ建テル軍票相場ハ新舊法幣ニ共通ノモノナリシ處三月九日以降ハ專ラ新法幣ニ對シテノミ相場ヲ建ツルコトニ改メタリ。尤モ舊法幣モ市場相場ヲ基準トシテ軍票トノ交換ヲ認メル。
- 二、三月九日ノ正金建値ハ新法幣ニ對シ賣二四、買二四八分の一トス。

◎小原財務官談

最近舊法幣物價の動搖激しく其民生に與へる影響は頗る憂慮さるゝに至つた。依つて當局では民生の安定を圖る爲物資配給面から物價抑制策を講じつゝあるが、通貨面からも安定策を講ずる必要が痛感されるに至つた。通貨面からの物價安定を圖るには重慶側の通貨たる舊法幣に統制を加へることは困難であつて、儲備券に依る物價安定を圖るほかに方法がない、即ち國民政府に於て統制の出来る儲備券によつて物價が形成されることが望ましいのである。其一助として正金の軍票相場は儲備券に對してのみ建てることになつた。

今後は凡べて取引や物價が儲備券に移行して行けば舊法幣の動搖による物價の昂騰は避けられると考へる。

右措置は事實上の新舊法幣等價離脱とも認められ舊幣打倒を期し新法幣に依る幣制統一に進む以上當然の措置にして、舊幣不安に對處して新法幣を舊幣の價値不安より獨立せしめ、新法幣建經濟の確立により上海經濟の安定を圖らんとする第一歩たり。

然れ共右の結果は當地市場に尠からざる衝擊を與へラングーン陥落によりビルマ・ルートが遮斷され、重慶の抗戦力が極限されたことと相俟て舊幣不安に拍車をかけ其價値低落を招來し、市場は不安氣分横溢し、軍票、金條、綿

製品等の相場は一齊に昂騰せり。又儲備券に對する需要は實需思惑兩方面より旺盛を極めしが、儲備券の供給が極度に制限され居りし爲、三月九日直前に於ては新舊法幣間に僅に二、三%の打歩が附せられ居たるに、同日以降此の差は擴大し三〇%を越ゆるに至り、茲に於てグレンシャムの法則に従ひ儲備券は流通部面より姿を消し退藏さるゝに至れり。一方儲備銀行上海分行では三月九日以降新舊法幣交換引締を嚴重に實行し、窓口等價交換は一人一日三百元に限定せるも市場に於ける新券打歩が二、三割に達せるを以て新券交換要求者は尙前に殺到、前日より寢具手辨當持ちにて長蛇の列をなせり。斯かる情勢は單に上海分行のみならず南京、蘇州等にも波及し舊法幣の前途及其處理に對する不安、危惧の念が普遍化し當地經濟界に相當の動搖を與へ爲に取引は殆んど停止の狀態に陥り舊法幣對策確立の要望の聲が起れり。

(口) 中央儲備銀行の窓口等價交換停止及特別交換實施

茲に於て斯かる舊法幣不安情勢に對處せんが爲三月二十日財務官室に財務官以下關係者參集協議の結果新法幣市面供給暫定措置(特別交換)實施要綱を決定同二十三日より之を實行することとし、二十一日正午儲備銀行上海分行に上海市錢業同業公會及上海銀錢業公會の代表者を招致し、小原財務官及錢儲備銀行副總裁より指示事項の中渡しをなし、同時に上海市銀錢業臨時聯合委員會に對し今次措置の趣旨を説明し之に對する協力を要請せり。

右措置は一般に新券に對する需要大にして取引の安定を圖る爲には正常なる需要者に對しては新券の積極的供給を爲す必要あるに拘らず、之が供給方法に關し市中に於ては新券對舊券の打歩が三、四割なるにも拘らず儲備銀行が依然等價交換を實行するは不合理であり且つ同銀行自身の負擔も尠からず、さりとて國民政府の正式等價離脱聲明無き



以上同銀行自體に依る打歩附交換も實行不可能なるを以て一時儲備銀行の窓口交換を停止し、市中錢莊を通じ一定レ  
ート(當分の開舊幣百元に對し新法幣七十七元の相場)を以て新法幣を正常なる需要者に供給しつゝ舊券の急落を阻  
止し以て諸取引の應急的安定を圖り、混亂様相を示せる上海經濟界を平穩なる運行に復歸せしめんとせしものなり。

三、新舊法幣等價離脱に關する措置

(イ) 新舊法幣等價離脱に關する聲明

三月二十七日南京に於て新通貨對策委員會開催され「新舊法幣等價離脱に關する特別措置の件」を付議せる結果  
愈々等價離脱を斷行することに決定せり。

斯くて國民政府は南京還都記念日たる三月三十日左記の如き財政部佈告を以て新舊法幣等價離脱を斷行すべき旨内  
外に正式に發表すると共に等價離脱に關する整理貨幣暫行辦法修正法を公佈し三月三十一日より實施することとなれ  
り。

右に伴ひ周財政部長は左記の如き聲明を發表し貨幣價値の穩定、物價の抑制、民生の安定を圖る旨闡明し、之に呼  
應し帝國大使館も協力態度を明かにして左記當局談を發表せり。

◎新舊等價切離に關する財政部長聲明

財政部長聲明(民國三十一年三月三十日)

顧るに中央儲備銀行は民國二十九年五月六日開設準備を開始し三十年一月六日首都に於て成立開業せるが原より財政政策と  
金融計畫との互助的遂行を期し本部長は我國國民の納稅、爲替取引及公私金一切の收支に付ては均しく中央儲備銀行發行の兌換  
券を以て新法幣となし暫時舊法幣と等價にて流通せしむる旨聲明すると共に夙切に佈告し慎重の措置を採り穩健に進行し人民

資産を保障し以て金融市場を安定せしむることとせり故に新法幣の發行數量に付ては努めて自然的に増加せしめ以て通貨の膨  
脹、物價の剌戟、民生への影響を防止せるが職局の推移と相俟つて重慶の財政は益々困難を極め舊法幣の發行は漫然として制  
限なく爲に物價騰騰して停止せず民生の艱難既に極點に達せり本部長は情勢を洞察し宣言せるが不幸にも適中せるは寔に痛心  
なり等初の宣言を回想すれば萬一幣價下落し民困益々深く、金融益々紊亂せば斷固として有效なる辦法をとり即時實施する旨聲  
明せることあり今日に至り斷々固として緊急措置をなすに非ざれば絕對に挽救する能はず。

仍て今般三月三十一日より舊法幣と中央儲備銀行發行の法幣との等價流通辦法を廢止し納稅其他一切の取引は悉く中央儲備  
銀行の法幣を以て基準となすこととせり但し各方面財産の寄る所を顧慮し現在市面流通の各種舊幣に付ては特別なる事情ある  
ものを除き従來通り暫時流通せしむることとし政府に於て各辦法を規定し公布施行することとなれり本部長は職責として斷固  
執行し以て國計を維持し民生を利し金融政策をして健全に貫徹せしめ以て幣價を穩定し物價を抑制し人心を安定するの至計を  
達せんとす若し風聞に搖惑し原因もなく事端を起すものは斷固嚴重處罰し些も假借せず就ては普く本旨を體し顧念せざる機切  
望する次第なり。

◎財政部佈告(民國三十一年三月三十日)

中央儲備銀行成立以來本部ハ凡ソ人民ノ納稅、爲替取引及ビ一切ノ公私收支ニ付テ均シク中央儲備銀行發行ノ新法幣ヲ使用  
スベキモノトシ、且ツ金融市場ヲ安定シ、人民資産ヲ保障スル見地ヨリ市面ニ流通スル各種舊法幣ニ付テハ暫時新法幣ト等價  
ニテ使用ヲ許可シ、以テ兩者ノ考慮ヲ期スル旨聲明布告セリ。然ル處舊法幣ハ日ニ膨脹シ幣價下落シ漫然トシテ停止セズ、物  
價暴騰、民生益々困難化シ、隱患ノ及フ所豫想外トナレリニ鑑ミ、今般政府ハ金融ヲ安定シ、民生ヲ蘇生セシムル見地ヨリ特ニ  
民國二十九年十二月十九日本部長聲明ニ基キ實施辦法ヲ左ノ通り規定ス。

- 一、中央儲備銀行發行ノ兌換券ト各種舊紙幣ト等價ノ規定ハ民國三十一年三月三十一日ヨリ即時廢止ス
  - 二、凡ソ現在市面ニ流通スル各種舊紙幣ハ特別ナル事情アルモノヲ除キ尙暫ク流通セシム
  - 三、凡ソ民國三十一年三月三十日以前ニ締結シタル契約ニシテ特別ノ約定ナキモノハ舊紙幣ノ計算ヲ以テ支拂フベキモノト  
ス、但シ中央儲備銀行自體ノ受拂ニ關スル辦法ハ該行ニ於テ之ヲ定ム
- 以上辦法ハ當面ノ應急措置有效施設ナルニ付各此ノ趣旨ヲ體シ切實ニ遵行スベシ。若シ故意ニ濫議シ之ヲ奇貨トシテ投機  
スル等ノコトアラバ法ニヨリ處罰シ斷ジテ假借セズ。右夫々通告スルノ外布告周知セシム。茲ニ布告ス。





行の軍票建値の舊券建より儲備券建への改訂實施以來市場に於て新舊法幣間に打歩を生じ既成事實を法的に確認し、金融の安定と民生の向上を圖りたるものなり、此の爲現在市中に流通せる舊法幣に對しても特別な事情あるものを除き従來通り之を認め併而三月三十日以前に締結したる契約に付ても特約なき限り舊法幣計算にて支拂ふべしと指示したるものにして今回の措置に依り特に市場に動搖を起したる事實なかりき。

一方大藏省に於ても次の如き大藏大臣談を發表、今後の儲備券の育成強化に付ては能ふ限り援助をなす旨帝國政府の方針を闡明せり。

◎大藏大臣談

中華民國國民政府は今回中央儲備銀行券と舊法幣との等價關係を廢止する措置をとるに定めた。即ち曩に中央儲備銀行の設立以來舊法幣に對しては中央儲備銀行券と旧法幣とを以て流通する事を容認してゐたのであるが、中央儲備銀行券は爾今變動常なく遊政權と共に崩潰の運命にある舊法幣と絶縁し、獨自の價值をもつ事になつた事であつて茲に中支金融經濟の基礎となる安定通貨たるの實を備へるに至つた。中央儲備銀行は昨年一月開業以來堅實なる基礎の上に健全なる運営方針を持しその發行する銀行券は國民政府の勢威伸張と相まつて民衆の信頼をかち得、廣く流通浸透すると共に發行高も着實に増加高を示し漸次舊法幣域内に進出し之に代替するに至つた。

この間に於ける國民政府並びに中央儲備銀行當局者の努力に關しては眞に敬服する次第である。爲めに重慶政權の政治經濟力は特に大東亞戰爭勃發後急激に衰退の度を加へ、米英金融經濟援助も全くその效を生ぜざる結果、舊法幣の前途は絶望を以て迎へられその價值は近時しきりに崩落を重ねるに至つた。帝國政府としては今回國民政府がこの間の情勢に處し、中央儲備銀行券を舊法幣より絶縁し、中支に於ける通貨金融ひいては民衆の安定を計るため一層積極的な方途を講ずるに至つた事は誠に時宜に適したところとして深く賛意を表すると共に、その政治經濟上の意義も亦重大なる事を認むる。従つて右の國民政府の措置が遺憾なく効果を擧げる様帝國政府としても感、中央儲備銀行の確立發展に付き提携協力すると共に中央儲備銀行券の育成強化については能ふ限りの援助を續ける方針である。尙國民政府が今回の措置に關聯しその財界に與ふる影響等について適當なる對策を講じつゝある點は誠に慎重にして妥當なる措置と考へる次第である。

(ロ) 中央儲備銀行の窓口交換再開並に錢莊に對する指示

三月二十三日以降儲備銀行は市場に於ける新舊法幣の打歩を認め錢莊の對顧客新券賣に對し七七元の割合を以てカパーに應じ來たるも、今回前記整理貨幣暫行辦法修正法が公布され法的に新舊法幣の等價離脱が確立されたるを以て三月三十一日より儲備銀行も舊券百元に對し新券七七元の割合を以て窓口交換を再開せり。次に錢莊の對顧客賣に付ては華商銀行に於ける舊法幣預金の新法幣預金への振替に利用されたるもの相當ありと認められ又投機筋の目的に悪用されし如き形跡もあるを以て此の種取引を取締る意味にて儲備銀行は新舊法幣等價離脱の聲明と同時に指示事項を錢莊に申渡し三月三十一日より實行することとせり。

(ハ) 特別交換制の整備合理化

四月三日開催せられたる新通貨對策委員會に於て更に現地情勢を考慮し協議の結果特別交換制の整備合理化に關する決定を爲し同七日より實行することとし、四月六日午後儲備銀行に錢業同業公會、銀錢業公會及銀錢業臨時聯合委員會の代表者を招致し指示要項を通達し併而儲備銀行總行より各分支行に對し本措置に關する指示を與へたり。

四、中支に於ける通貨整理に關する措置

(イ) 新券の對舊券價值引上げ措置

五月十九日寄附對新法幣一三三二五〇仙買一三二五〇仙なりし舊券は漸落、遂に當時一般に内包せられ居たる舊券に對する不安人氣も加はり、舊券は暴落し新券は一四〇元臺を出現、引け賣一四四元と約一〇元方の暴騰を見た

るを以て儲備銀行は市場相場の實勢を種々の角度より検討し財務官と協議の上餘りに先走らざる程度に於て新舊法幣交換比率を七四元に決定し引け際に「市場の實勢に應じ明五月二十日より新舊法幣交換比率を七四元(二三・五・一二)に變更する」旨發表せり。

斯くして儲備銀行の新舊法幣交換相場改訂後は舊券に對する不安は激成せられ、先行舊券安を見込む投機取引も活潑となり舊券は暴落を重ね行きたるを以て儲備銀行は新舊法幣交換比率を市場の實勢に則して連續的に引下げを實行、遂に五月二十五日對舊券百元に對し新法幣五十元に決定し二十六日より實施する旨發表せり。  
交換比率引下げの經過左の如し。

新交換比率	發表日	實施日
第一 次	七四元	十九日
第二 次	七二元	二十日
第三 次	六六元	二十一日
(同時に軍票對新法幣公定相場を二十圓より十八圓に引下發表二十二日より實施後段參照)		
第四 次	六〇元	二十二日
第五 次	五三元	二十三日
第六 次	五〇元	二十五日
		二十六日

右の如き矢繼早やの交換比率引下げの爲舊法幣不安は愈々深刻化し市場に於ける相場は二十五日寄附賣二七〇元、買一三〇元と云ふ狂的相場を現出せり。其後一應賣二四〇元、買二二〇元尙當に引戻したるが之とて稍、行き過ぎの感

あるを以て五月二十五日儲備銀行は第六次交換比率引下げとして愈々、五〇元を二十六日より實施する旨發表同時に中央の承認を得て之を最終的交換比率と決定せり。

二十六日更に交換比率の變更を期待せし投機筋もありしが、同日以降何等變更なかりし爲市場に於ても一對二が儲備銀行の意圖する交換比率なりと見透し、二十六日以降相場は一應安定を見るに至りたるも右の舊券暴落の餘蘊は尙收まらず、經濟界は不安の極に達し一日も早く當局の確固たる方針を闡明し之が安定を圖る要切なるものありたり。

(口) 全面交換に關する聲明

儲備銀行は既に新舊法幣の最終的交換比率を二十五日五〇元と定め二十六日より實行する旨發表し新法幣暴落に因應の終止符を打ちたる譯なるも、右は單に交換比率の決定を見たるのみにして爾後の問題は未解決なり。新舊法幣交換比率の確定は單に新法幣による中支幣制統一の前提に過ぎず、中支幣制統一の根本方針を中外に闡明し之を周知せしむることは一日も忽せにすべからざる所なり。

茲に於て五月二十七日午後六時周財政部長は左記の如き聲明を發表し舊法幣の法貨性を剝奪し、二對一の比率を以て舊法幣の全面的回収をなし以て新法幣による中支幣制統一を斷行すべき劃期的方針を闡明し、同時に日華兩當局は中、中、交、農重慶系四行處理に關する方針を明示せり。

一方大藏省に於ても次の如き大藏大臣談を發表し舊法幣を排除し中支金融經濟の基礎となるべき安定通貨たる儲備券の育成強化に全面的援助を與ふる旨明示せり。

◎全面交換ニ關スル財政部長聲明(民國三十一年五月二十七日)

中支新通貨政策概況

比年物價未だ熾大シテ國民ノ困窮益々深マリ、通貨ハ膨脹シ金融ハ常ヲ失ヒ、物價ハ日ニ昂騰シ、生活ノ負擔ハ益々過重ニ趨ケリ。本部長ハ念ヒテ茲ニ及ビ、毎ニ心中恐然タリ。故ニ既定方針ニ基キ先ツ中央儲備銀行ノ設立ヲ促進助成シ、準備確實ナル法幣ヲ發行シ、以ツテ之ガ補助ヲ圖ラントセリ。何ソゾ料ヲ、重慶方面ハ戰局ノ推移ニ伴ヒ其ノ戰力財力衰弊著シク、紙幣ノ發行底止スル所ナシ。已ムラ得ス、先ツ本年三月應急ノ措置ヲ採用シテ新舊法幣ノ等價行使ヲ廢止シ、一時的治標ノ計トナセリ。然レドモ其ノ後舊幣ノ低落ハ益々顯著ニシテ、爲ニ民心動搖シ經濟安定セズ速カニ中央儲備銀行券ニ依リ通貨統一ヲ推進スルニ非ザレバ效ヲ治ムルナシ。仍テ本部長ハ茲ニ先ツ蘇浙皖、南京上海地區ニ於テ中央儲備銀行券ノミヲ法幣ト認メ舊幣ニ付テハ其ノ法的通貨性ヲ剝奪シ、特ニ本部長ハ茲ニ先ツ蘇浙皖、南京上海地區ニ於テ中央儲備銀行券ノミヲ法幣ト認レドモ舊幣ハ人民財産ノ寄ル所ニシテ而モ其ノ流通數量多キニ鑑ミ舊幣ニ對シ一ノ割合ヲ以テ全面的ニ中央儲備銀行券ト引換フルコトヲ許スコトトシ、之ガ爲必要ナル措置ハ關係法令ト共ニ近ク公布スベシ。國人今其ノ手持舊幣ヲ中央儲備銀行券ト引換フルハ獨リ和平區經濟ノ安定ヲ圖ルノ所以ナルノミナラズ、其ノ自ラノ財産ヲ擁護スルコトナルベキヲ以テ等シク思ヒヲ茲ニ致シ政府ノ施策ニ協力センコトヲ希フ。本部長ハ職責上自ラ當ニ力ヲ盡シテ赴キ以テ民生ノ蘇生繁榮ヲ期スルモノナリ。

終リニ本部長ハ本措置ニ關シ友邦日本國政府ガ終始與ヘ來レル協力ニ對シ感謝ノ意ヲ表スルト共ニ今後一層ノ支援ヲ切望スルモノナリ。

◎大藏大臣談

『中華民國國民政府は舊法幣の等價廢絶を斷行して中央儲備銀行券の獨自の價值確立に一步を進めたのであるが、去る二十一日には日本側と緊密なる通繋の下に中央儲備銀行券の對軍票相場維持安定方針を闡明して儲備券經濟と軍票經濟との一體化を圖り、以て中央儲備銀行券の價值確立方策を推進し今更に中支の經濟上重要なる地域に於て中央儲備銀行券と舊法幣交換を實施することとなつたのである。之により中支に於ける舊法幣排除の態勢は整備せられ舊法幣は蘇政權と共に廢、崩壞の一途を辿ることとなるであらう。右の措置は中央儲備銀行券をして蘇、獨自の態勢を以て中支金融經濟の基礎となるべき安定通貨たるの實を擧げしむるものであると共に他面に於て新舊法幣の全般交換に關しても其の交換率を大體現在の新舊法幣の市場相場を勘案して之を二對一としたる如きは舊法幣の墜落に依る過度の經濟混亂を回避し、民生に不測の損害を與ふことを防止せんとするものであつて民生安定の爲にも誠に機宜を得たる措置であつて衷心慶賀に堪へぬ處である。帝國政府も蘇、中央

儲備銀行の確立發展に就き提携協力すると共に、中央儲備銀行券の育成強化に就いては能ふ限りの援助を續ける方針である。』

右聲明に依り中支通貨對策の大綱が明白となり其内容も大體豫想通りなりしを以て市場には安定感を與へたりしも、他面近く公布さるべき必要なる措置及關係法令に關し各種の揣摩臆測が行はれ、舊法幣預金に對する強制的公債交付、預金引出制限、新法幣匯割制度の創設等種々の風説流布され市場は尙不安状態に在り銀行預金の引出は激増し成行は憂慮せられたり。

斯くて歴史的全面交換諸法令の公布は六月一日と豫期されし處前述の如き混亂に差迫られて其發表は早められ、五月三十一日曜日に感、其全貌が明瞭になると共に經濟界の動搖も解消され猛烈を極めし銀行預金引出の風潮も収まされり。

五、全面交換に關する措置

(イ) 全面交換に關する財政部佈告發表並に諸法令公布

中支幣制統一の根本方針に付ては五月二十七日國民政府財政部長の聲明により闡明されたが、愈々、全面交換の準備全く整ひたるを以て六月八日を期し之を實行することに決定、五月三十一日其の具體的辦法が左記財政部佈告として一聯の諸法令と共に發表せられたり。之により民國二十四年十一月幣制改革以來中國に於ける法的通貨として鞏固たる地盤を堅持し來りし舊法幣は六月八日以降正式に法的通貨性を剝奪され、中央儲備銀行券のみが法幣と認められ、今後に於ける中支の金融、財政、經濟は總て儲備券を基礎として確立せられ東亞共榮圈建設に協力することとなれり。財政部佈告と共に公布されたる諸法令次の如し。

- (一) 整理舊法幣條例
- (二) 整理貨幣暫行辦法の適用方に關する辦法
- (三) 國民政府民國三十一年金融安定公債條例
- (四) 國民政府民國三十一年金融安定公債特種會計辦法

中支新通貨政策概況

(五) 整理舊法幣條例の施行期日に關する國民政府令

◎全面交換ニ關スル財政部佈告(民國三十一年五月三十一日)

在スルニ近年以來舊幣ノ數額日ニ益々多キヲ加ヘ金融ハ其ノ平衡ヲ失ヒ物價ハ益々動搖ス、故ヲ以テ本部ハ本年三月末應急措置ヲ辨ジ新舊法幣等價流通ノ規定ヲ廢止シタリ。然レドモ舊幣ノ低落ハ其ノ後益々顯著ニシテ爲ニ民心動搖シ經濟安定セズ、速カニ中央儲備銀行券ニ依ル通貨統一ヲ推進スルニ非ザレバ效ヲ治ムルナシ。仍テ今本部ハ先ヅ蘇浙皖南京、上海地區ニ於テ六月八日ヲ期シ斷乎左ノ措置ヲ實施スルコトシ之ガ爲ニ必要ナル法的措置ヲ採レリ。

- 一、爾今中央儲備銀行券ノミヲ法幣ト認メ舊幣ハ特ニ本部長ノ定メタル場合ノ外之ガ正式使用ヲ認メズ。
- 二、舊幣ハ政府ニ於テ之ヲ回收スル爲メ舊幣ニ對シ一ノ割合ヲ以テ中央儲備銀行券ト交換ス。但シ中央儲備銀行券ト交換ニ代ヘ國債ト交換シ又ハ銀行ニ對スル預金ト爲サシムルコトアルベシ。
- 三、前項ノ交換ニ伴ヒ交付スベキ國債ニ付テハ正當ナル事由アルトキハ中央儲備銀行ニ於テ額面ニ依ル擔保貸付爲スノミナラズ政府ハ別ニ之ガ整理ノ爲メ特種會計ヲ設ケ計畫的ニシテ且速カナル償還ヲ期ス。
- 四、現存ノ舊幣建債償務ハ舊幣ニ對シ一ノ割合ヲ以テ中央儲備銀行券建債ニ改メラレタルモノト看做シ且舊幣建債ノ新規契約ハ今後一切之ヲ無効トス。
- 五、舊幣ノ和平地區外ヨリ和平地區内ヘノ搬入ニ付テハ爾後嚴重ニ之ヲ取締ルコトトス。

右ニ依リ舊幣ノ法的通貨性ヲ剝奪スルハ中央儲備銀行券ニ依ル幣制ノ統一ヲ促成センガ爲ナリ。舊幣ヲ中央儲備銀行券ト引換フルハ同時ニ舊幣所有者ヲ保護スルノ便法ナリ。今各界人士其ノ所持スル舊幣ヲ政府ニ提供シ、中央儲備銀行券ヲ交付ヲ受クルハ獨リ政府ノ幣制統一ニ協力シ和平地區ノ經濟安定ニ效アルニ止マラス亦以テ自ラノ財産ヲ保護スル所以ナリ。各界人士須ク政府ノ意ヲアル所ヲ察シ聰明悔ヲ踐サザルノ措置ニ出ヅベシ。右ニ付テハ本日整理貨幣暫行辦法ノ適用方ニ關スル辦法、整理舊法幣條例、國民政府民國三十一年金融安定公債條例、國民政府民國三十一年金融安定公債特種會計辦法ヲ公布シ政府公

報、財政公報ヲ以テ刊佈セルモ特ニ茲ニ佈告シテ周知セシム。

(一) 整理舊法幣條例(民國三十一年五月三十一日)

國民政府令

- 第一條 國民政府ハ本條例ノ定ムル所ニ依リ舊法幣ヲ整理ス。
- 第二條 舊法幣整理ノ爲メ回收スベキ舊法幣ハ中央銀行、中國銀行及交通銀行發行ニ係ル銀行券トス。
- 第三條 舊法幣回收ニ關スル事務ハ中央儲備銀行ヲシテ之ヲ行ハシム。
- 第四條 回收シタル舊法幣ニ對シテハ中央儲備銀行ヲシテ舊法幣ニ對シ一ノ割合ヲ以テ中央儲備銀行券ヲ交付セシム、但シ政府ハ中央儲備銀行券ヲ交付ニ代ヘ同一額面ノ國債ヲ交付シ又ハ同額ノ中央儲備銀行ヘノ預金ト爲サシムルコトヲ得。前項ニ依リ中央儲備銀行ヲシテ中央儲備銀行券ヲ交付セシメタル額及同行ヘノ預金ト爲サシメタル額ニ付テハ同行ニ對シ同一額面ノ國債ヲ交付ス。
- 第五條 舊法幣補助券ハ同一額面ノ中央儲備銀行補助券ノ半價ヲ以テ暫ク流通セシム。
- 第六條 現存ノ舊法幣建債償務ハ舊法幣ニ對シ一ノ割合ヲ以テ中央儲備銀行券建債ニ改メラレタルモノト看做ス。
- 第七條 本條例施行後ニ於テハ舊法幣建債ニ依ル新契約ハ之ヲ無効トス。
- 第八條 本條例施行ノ地域ハ差當リ蘇浙皖三省及南京上海兩市トス。
- 第九條 舊法幣回收ニ關スル細則ハ中央儲備銀行ノ定ムル所ニ依ル。
- 第十條 本條例施行ノ期日ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム。

(二) 整理貨幣暫行辦法ノ適用方ニ關スル辦法(民國三十一年五月三十一日)

財政部令

整理貨幣暫行辦法第三條及第六條ノ規定ハ民國三十一年六月八日以降蘇浙皖三省及南京、上海兩市ニ於テハ之ヲ適用セズ。本辦法ハ六月八日ヨリ之ヲ施行ス。

(參) 考

中支新通貨整理概況

中支新通貨政策概況

整理貨幣暫行辦法

第三條 民國二十四年十一月三日公布之新貨幣法令ニ規定セル各種法幣(以下舊法幣ト稱ス)ハ特別ナル事情アルモノヲ除クノ外暫ク流通セシムルモノトス  
第六條 公租公課其他政府ニ對スル一切ノ支拂ハ一律ニ中央儲備銀行發行ノ法幣ヲ使用スルモノトス但シ財政部ノ命令ヲ以テ特ニ定メタル場合ニハ暫ク舊法幣ヲ使用スルコトヲ許スモノトス  
(三) 國民政府民國三十一年金融安定公債條例(民國三十一年五月三十一日)

國民政府令

第一條 國民政府ハ舊法幣ヲ整理シ金融ヲ安定セシムル爲民國三十一年金融安定公債ヲ發行シ其ノ限度ヲ十五億元ト定ム  
第二條 本公債ノ元利金ハ總テ中央儲備銀行券ヲ以テ支拂フモノトス  
第三條 本公債ハ民國三十一年六月一日發行ス  
第四條 本公債ノ發行價格ハ額面價格ニ依ル  
第五條 本公債ノ利率ハ年五分トス  
第六條 本公債ノ利子ハ毎年二回支拂ヒ發行ノ日ヨリ起算シ六ヶ月毎ニ一回支拂フモノトス  
第七條 本公債ハ抽籤法ニ依ル二十ヶ年償還トシ發行ノ日ヨリ起算シ十ヶ年以内ハ單ニ利子ノミ支拂ヒ第十一年目ヨリ六ヶ月毎ニ一回抽籤ヲ行ヒ毎回總額ノ四十分ノ一ヲ償還シ民國六十一年五月ニ至リ全額償還スルモノトス但シ必要ニ應ジ何時タリトモ其ノ全部又ハ一部ヲ還済スルコトヲ得  
前項抽籤ハ毎年五月十五日及十一月十五日南京ニ於テ審計部派員立會ノ下ニ財政部之ヲ行ヒ各當該月月末支拂ヲ開始ス  
第八條 本公債ノ元利金支拂事務ニ關シテハ財政部ハ中央儲備銀行ニ委託シ代理經理セシム  
第九條 本公債ノ元利金支拂ハ特種會計ヲ設ケ之ヲ處理スルコトトシ本特種會計ヨリ中央儲備銀行ニ對シ本公債元利金支拂所要額ヲ交付シ民國三十一年金融安定公債基金口座ニ記載整理セシム  
前項ノ特種會計ニ關スル辦法ハ財政部ニ於テ之ヲ定ム  
第十條 本公債ノ額面ハ十萬元、五萬元、一萬元、五千元及一千元ノ五種トシ記名式トス  
第十一條 本公債ハ隨意ニ賣買シ又ハ擔保ニ供スルコトヲ得ズ但本公債ヲ擔保トシ中央儲備銀行ヨリ借入ラナス場合ハ此ノ限

リニ非ズ

第十二條 本公債ニ對シ若シ偽造又ハ信用毀損行爲ヲナスモノニ對シテハ司法機關ニ於テ法ニ依リ懲辦ス  
第十三條 本公債ノ發行規則ハ財政部ニ於テ別ニ部令ヲ以テ之ヲ定ム  
第十四條 本條例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

財政部令

(四) 國民政府民國三十一年金融安定公債特種會計辦法(民國三十一年五月三十一日)  
第一條 民國三十一年金融安定公債整理ノ爲ノ會計ハ之ヲ特別トシ一般ノ歲入歲出ト區分整理ス  
第二條 整理舊法幣條例ニ基キ回收シタル舊法幣及別ニ財政部ノ命令ヲ以テ定ムル資產ハ本會計ニ歸屬セシム  
第三條 本會計ハ所屬資產ノ處分運用ニ依ル收入金及一般會計ヨリノ受入金ヲ以テ歲入トシ、民國三十一年金融安定公債ノ元金、利子支拂額及取扱諸費ヲ以テ歲出トス  
第四條 本會計ハ其ノ所屬資產ヲ適切ナル方法ニ依リ處分運用スルコトヲ得  
第五條 本辦法ニ關スル細則ハ財政部ニ於テ之ヲ定ム  
第六條 本辦法ハ六月八日ヨリ之ヲ施行ス

國民政府令

(五) 整理舊法幣條例ノ施行期日ニ關スル國民政府令(民國三十一年五月三十一日)  
茲ニ整理舊法幣條例ヲ制定シ之ヲ公布ス、此ニ令ス  
茲ニ舊法幣條例ヲ制定シ三十一年六月一日ヨリ施行ス、此ニ令ス  
茲ニ民國三十一年金融安定公債條例ヲ制定シ之ヲ公布ス、此ニ令ス  
尙整理舊法幣條例ハ既述ノ如キ金融界ノ動搖解消ノ爲支那銀行ノ要請もあり、五月三十一日夕刻國民政府財政部に於テ協議の結果六月一日ヨリ實施することに決定發表せるも舊法幣ノ回收即ち全面交換は中央儲備銀行をして行はしむることとなり、同行は舊幣回收詳細辦法を公布し六月八日より實施することとせり。  
又整理貨幣暫行辦法第三條及第六條の規定は六月八日以降蘇浙皖三省及南京、上海市に於ては適用せざることとなりたるが、儲備券の流通未だ過少なる地域に於ては特に暫定的に舊法幣の流通を認むることとし五月三十一日財政部長より蘇浙皖三

中支新通貨政策概況

中文新通貨實施概況

省主席宛左の通牒を發し別途六月一日財政部より左記の如き佈告發表せられたり。

◎ 舊幣ノ法的通貨性剝奪ニ關スル特例ニ關スル財政部長咨文(民國三十一年五月三十一日)

(財政部長ヨリ蘇浙皖三省主席宛咨文)

財政部長咨文

陳者本部ハ舊幣ニ整理貨幣暫行辦法第三、第四及第六條ノ各條ヲ修正セルモ右ハ既ニ貴省政府ニ通告済ニ付御承知ノ管ニ有之候

今更ニ舊幣ヲ整理スル方針ヲ以テ重ネテ決定ヲ經前記修正整理貨幣暫行辦法第三條及第六條ハ三十一年六月八日以降蘇浙皖三省及南京、上海兩市ニハ適用セザルコトセル次第ニ候處唯中央儲備銀行券ノ流通未ダ過少ナル地方ニ於テハ其ノ中央、中國及交通各銀行ノ舊幣ニ付テハ本部ハ暫ク從來通り其ノ收授ヲ許可セントス但地方政府機關ハ舊幣ニ對シ一ノ比率ニ據リ中央儲備銀行券ヲ計算單位トスルコトヲ要スル次第ニ有之候

◎ 舊幣ノ法的通貨性剝奪ニ依ル特例ニ關スル財政部佈告(民國三十一年六月一日)

本部ハ今回修正整理貨幣暫行辦法第三條及第六條ノ規定ヲ民國三十一年六月八日以降蘇浙皖三省及南京、上海兩市ニ於テハ之ヲ適用セザルコトトシ、舊幣ノ法的通貨性ヲ剝奪セルモ、中央儲備銀行券ノ流通未ダ過少ナル地域ニ於テハ特ニ暫時從來通り之ガ特例ヲ認ムルコトトセリ。右佈告ヲ周知セシム

(口) 全面交換に關する中央儲備銀行公告發表

中央儲備銀行は整理舊法幣條例に基き舊幣回収に關する詳細辦法を制定し五月三十一日左記公告の形式を以て之の内容を發表せり。又六月一日日本側銀行、支那側銀行に對し新舊法幣全面交換に協力方を要請、舊法幣回収取扱事務説明書と共に依頼狀を發せり。

◎ 公 告

整理舊法幣條例ニ基キ本行ハ舊幣回収ニ關スル詳細辦法ヲ別項ノ通り定メ六月八日ヨリ實施スルニ之ヲ公告ス。中華民國三十一年五月三十一日 中央儲備銀行

◎ 舊幣回収詳細辦法

- 一、回収ヲナスベキ舊幣ノ範圍ハ中央銀行、中國銀行、交通銀行發行ノ銀行券(五角以下ノ補助券ヲ除ク)トス但シ上海以外ノ地名ノ銘記アルモノ(天津、保定、青島、山東、漢口、重慶等)ハ之ヲ回収セズ
- 二、回収ヲナスベキ地域ハ蘇、浙、皖、三省及南京、上海兩市トス
- 三、回収事務ノ取扱場所(以下單ニ取扱銀行、莊號ト稱ス)ハ左ノ通りトス
  - イ 中央儲備銀行ノ店舗
  - ロ、上海、南京等ニ臨時設置シタル中央儲備銀行ノ店舗
  - ハ、華商銀行
  - ニ、日本側銀行
  - ホ、錢莊及銀號
- 右回収事務ヲ取扱フ店舗名ハ別ニ公告ス
- 四、回収ハ左記ノ方法ニ依リ之ヲ行フ
  - 1 金融機關以外ノ者ノ所有スル舊幣
    - 甲、一萬元未満ノ舊幣(小口分)
      - (イ) 一口一萬元未満ノ舊幣ヲ提供シタル者ニハ舊幣ニ對シ一ノ割合ヲ以テ取扱銀行莊號ハ中央儲備銀行券ヲ交付シ之ヲ回収ス
      - (ロ) 前項ノ提供期間ハ民國三十一年六月八日ヨリ同二十一日ニ至ル十四日間トス
    - 乙、取扱銀行莊號ハ右回収舊幣ヲ前項期間内ニ逐次中央儲備銀行ニ提供シ舊幣ニ對シ一ノ割合ヲ以テ中央儲備銀行券ヲ交付ヲ受クルベシ

中文新通貨實施概況

中支新通貨政策概況

四六

乙、一萬元以上ノ舊幣(大口分)

- (イ) 一萬元以上ノ舊幣ヲ所有スル者ハ中央儲備銀行又ハ其ノ指定公告スル銀行ニ提供スヘシ
- 前項ノ提供期間ハ民國三十一年六月八日ヨリ同月二十一日ニ至ル十四日間トス
- (ロ) 中央儲備銀行及指定銀行ハ右提供舊幣ヲ舊幣ニ對シ一ノ割合ヲ以テ中央儲備銀行券建預金トシテ受入ルヘシ但シ右預金ハ之ヲ現鈔預金トス
- (ハ) 指定銀行ハ受入舊幣ヲ民國三十一年七月八日ヨリ二十一日ニ至ル十四日間ニ逐次中央儲備銀行ニ提供スヘシ
- 中央儲備銀行ハ右提供舊幣ヲ預金トシテ受入ルヘシ、但シ右預金ハ之ヲ現鈔預金トス
- 金融機關ノ所有スル舊幣
  - (イ) 金融機關トハ其ノ名稱ノ如何ヲ問ハス業トシテ預金貸出業務ヲ營ム華商銀行、錢莊、銀號、信託會社等ヲ云フ
  - (ロ) 金融機關ハ民國三十一年六月七日現在ノ舊幣手持高細表ヲ添付シ同日迄ニ其所有スル舊幣ヲ中央儲備銀行ニ提供スヘシ
  - (ハ) 前項提供舊幣ニ對シテハ舊幣ニ對シ一ノ割合ヲ以テ中央儲備銀行券ニ換算シ其半額ニ相當スル額ニ對シ民國三十一年金融安定公債ヲ交付シ殘額ハ中央儲備銀行ニ於テ預金トシテ受入ルヘシ、但シ右預金ハ金融機關ノ選擇ニヨリ其全部又ハ一部ヲ割頭預金トナスコトヲ得
- 中央儲備銀行ハ前項割頭預金ニ對シ年三分ノ割合ヲ以テ利息ヲ付シ三ヶ月ヲ超エザル期間内ニ等價ヲ以テ現鈔預金ニ振替フヘシ

◎日商銀行宛交換取扱方依頼書

民國三十一年六月一日

中央儲備銀行 副總裁 錢 大 樞

日商銀行(華興商業銀行ヲ含ム)代表者宛

拜啓 感御隆昌之段奉慶賀候

陳者今般整理舊法幣條例ニ基キ舊法幣回收實施ノコトト相成候處右實施ニ當リテハ民衆ノ便宜ノ爲取扱場所多數ヲ必要トスベキ次第ニテ金融機關ノ御協力ニ俟ツ所頗ル大ナルモノ有之候ニ付テハ事情御諒察ノ上新舊法幣交換事務取扱方御受諾賜リ度置

法幣回收取扱事務説明書相添(此段御依頼申上候)

敬具

追而本行ニ於テハ本件ニ關スル事務ヲ上海ニ於テハ本行上海分行内「整理舊幣委員會總辦事處」ニ於テ、上海以外ノ地ニ於テハ本行總行、支行、辦事處内「整理舊幣委員會辦事處」ニ於テ取扱フベク候ニ付文書、計表類ハ貴行所在地ノ本行「整理舊幣委員會總辦事處」ハ辦事處宛「御發送相煩度此段爲念申添候

尙今次幣制統一と同時に舊法幣を處理し金融の安定化を期する爲國民政府財政部は舊幣整理委員會設置準備を進め居りたりしが、六月二日儲備銀行は左記の如き舊法幣整理委員會章程及舊幣整理委員會總辦事處組織規程を決定し之を發表せり。

◎舊法幣整理委員會章程

- 第一條 財政部ハ中央儲備銀行ト共同シテ舊法幣ヲ整理シ金融ノ安定ヲ圖ル爲舊法幣整理委員會ヲ設立ス
- 第二條 舊法幣整理委員會ハ左記人員ヲ以テ之ヲ組織ス
  - 甲、中央儲備銀行派遣員 六名
  - 乙、財政部派遣員 四名
- 第三條 舊法幣整理委員會ノ委員長ハ中央儲備銀行副總裁之ヲ兼任ス
- 第四條 舊法幣整理委員會ハ日華金融專門家ヲ招聘シテ顧問トナスコトヲ得
- 第五條 舊法幣整理委員會辦事處ハ事務上ノ必要アルトキハ組ニ分チテ事務ヲ處理スルコトヲ得
- 第六條 舊法幣整理委員會ノ職員ハ中央儲備銀行員中ヨリ之ヲ選任ス
- 第七條 舊法幣整理委員會ハ計劃ノ執行ニ關シ中央儲備銀行總分支行及辦事處ニ委託シテ之ヲ處理スルコトヲ得
- 第八條 舊法幣整理委員會ノ經費ハ國庫ヨリ之ヲ支給ス
- 第九條 舊法幣整理委員會ハ舊法幣ノ整理完成ノトキヲ以テ之ヲ解散ス
- 第十條 本章程ハ認可ノ日ヨリ之ヲ施行ス

◎整理舊幣委員會總辦事處組織規程

中支新通貨政策概況

四七



- 一、本辦事處ハ整理舊幣委員會章程第五條ノ規定ニ依リ之ヲ組織ス
- 二、本辦事處ハ左記ノ各組ニ分チテ事務ヲ處理ス
  - 甲、會計組
  - 乙、出納組
  - 丙、計劃組
  - 丁、事務組
- 三、會計組ノ取扱事務左ノ如シ
  - 一、帳簿ノ記入、計表ノ作製並ニ收集ニ關スル事項
  - 一、各分辦事處ノ振替及決算ニ關スル事項
  - 一、本處對財政部ノ決算ニ關スル事項
  - 一、其他一切ノ帳簿ノ記入計表ノ作製及審査ニ關スル事項
  - 一、會計上ノ指示ニ關スル事項
- 四、出納組ノ取扱事務左ノ如シ
  - 一、新舊幣ノ受拂及保管並ニ運送ニ關スル事項
  - 一、公債ノ出納及保管ニ關スル事項
  - 一、本組ノ受拂保管帳簿及計表記入ニ關スル事項
  - 一、其他一切ノ出納ニ關スル事項
- 五、計劃組ノ取扱事務左ノ如シ
  - 一、章程ノ起草及一切ノ計劃ニ關スル事項
  - 一、調査及關係資料蒐集ニ關スル事項
  - 一、其他各種ノ整理計劃處理ニ關スル事項
- 六、事務組ノ取扱事務左ノ如シ
  - 一、本處ノ信書電報ノ起草及校正受付發遣保管整理ニ關スル事項

- 一、本處ノ契約草案起草ニ關スル事項
- 一、本處ノ印章ノ保管及使用ニ關スル事項
- 一、本處職員ノ勤怠及請假ニ關スル事項
- 一、其他ノ各組ニ屬セサル事項
- 七、各組ニ組長一名ヲ置き整理委員會委員長ニ於テ委員中ヨリ之ヲ指定兼任セシメ又ハ中央儲備銀行職員中ヨリ之ヲ任命ス
- 八、本辦事處職員ハ中央儲備銀行職員中ヨリ適宜之ヲ兼任セシムルコトヲ得
- 九、本辦事處及所屬各組ノ辦事細則ハ別ニ之ヲ定ム
- 一〇、本規程ハ認可ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(ハ) 舊幣回收事務取扱銀行錢莊名發表

中央儲備銀行に於ては舊幣回收地域が蘇浙皖三省及南京、上海兩市の廣地域に亘れる爲交換事務の煩雜を避け一般民衆の便益を圖るべく全地域内に多數の銀行、錢莊を指定し圓滑なる運営に資することとなり、六月四日舊幣回收詳細辦法に基き舊幣回收事務取扱銀行、錢莊名を左の通り指定發表せり。

◎ 舊幣整理委員會指定新舊法幣交換取扱場所

一覽表(○印アルモノハ一萬元以上及一萬元以下ノ交換取扱場所)(○印ナキモノハ一萬元以下ノ交換取扱場所)

- 南 京
- 中央儲備銀行
- 總行
- 銀 行
- 南京市銀行
- 農商銀行
- 南京興業銀行
- 江蘇地方銀行
- 南洋商業銀行
- 華興商業銀行
- 橫濱正金銀行
- 崑崙銀行
- 上海銀行
- 漢口銀行
- 華華商業銀行
- 華 莊

中文新通貨政策概況



中文新通貨實施概況

上海

中和莊

仁記莊

鼎泰莊

錦德莊

五〇

大成銀號

中央儲備銀行

上海分行

滬西臨時兌換處

霞飛路臨時兌換處

南市臨時兌換處

銀行

浙江興業銀行

中華銀行

中國實業銀行

中國通商銀行

中國實業銀行

東亞銀行

中國企業銀行

四川美豐銀行

農商銀行

上海煤業銀行

浙江建業銀行

中府商業銀行

大亞銀行

重慶銀行

嘉定銀行

和泰商業銀行

國信銀行

南洋商業銀行

漁業銀行

復興銀行

江西裕民銀行

蘇民銀行

南京商業銀行

華懋商業銀行

光中商業銀行

川鹽銀行

光華銀行

專中銀行

浙江實業銀行

川康平民銀行

農商銀行

廣東銀行

亞州銀行

和成銀行

道亨銀行

榮泰商業銀行

泰和興銀行

專中商業銀行

與中銀行

香港國民商業銀行

南京興業銀行

大元銀行

永豐商業銀行

大來商業儲蓄銀行

江蘇地方銀行

神州實業銀行

阜通銀行

五州銀行

中國銀行

三井銀行

交通銀行

上海建華銀行

朝鮮銀行

中國銀行

三井銀行

交通銀行

上海建華銀行

朝鮮銀行

中國銀行

三井銀行

交通銀行

上海建華銀行

朝鮮銀行

中國銀行

錢莊

上海錢業聯合準備庫

大德錢莊

安裕錢莊

承裕錢莊

振泰錢莊

滋豐錢莊

街通錢莊

怡和錢莊

泰來錢莊

嘉和錢莊

嘉興錢莊

光大錢莊

聚源錢莊

中央儲備銀行

江蘇地方銀行

蘇民銀行

匯源銀行

華興商業銀行

源豐銀行

誠孚莊

大豐莊

元裕莊

大寶錢莊

存德錢莊

怡大錢莊

順康錢莊

慶大錢莊

寶豐錢莊

信和錢莊

敦裕錢莊

存誠錢莊

正泰錢莊

聚源錢莊

元盛錢莊

同潤錢莊

信裕錢莊

善昌錢莊

慶成錢莊

建昌錢莊

信和錢莊

滋康錢莊

年豐錢莊

一大錢莊

安泰錢莊

五豐錢莊

均昌錢莊

春元錢莊

福康錢莊

鼎康錢莊

金源錢莊

永隆錢莊

同康錢莊

開元錢莊

久昌錢莊

春源錢莊

仁和錢莊

均泰錢莊

益大錢莊

福源錢莊

德祥錢莊

福利錢莊

其昌錢莊

義隆錢莊

天一錢莊

立成錢莊

大豐錢莊

安康錢莊

專昌錢莊

致祥錢莊

良裕錢莊

街九錢莊

慎德錢莊

寶昌錢莊

滙大錢莊

開泰錢莊

聚康錢莊

信孚錢莊

浙江興業銀行

中華銀行

中國實業銀行

中國通商銀行

中國實業銀行

東亞銀行

中國企業銀行

四川美豐銀行

農商銀行

上海煤業銀行

浙江建業銀行

中府商業銀行

大亞銀行

重慶銀行

嘉定銀行

和泰商業銀行

國信銀行

南洋商業銀行

漁業銀行

復興銀行

江西裕民銀行

蘇民銀行

南京商業銀行

華懋商業銀行

光中商業銀行

川鹽銀行

光華銀行

專中銀行

浙江實業銀行

川康平民銀行

農商銀行

廣東銀行

亞州銀行

和成銀行

道亨銀行

榮泰商業銀行

泰和興銀行

專中商業銀行

與中銀行

香港國民商業銀行

南京興業銀行

大元銀行

永豐商業銀行

大來商業儲蓄銀行

江蘇地方銀行

神州實業銀行

阜通銀行

五州銀行

中國銀行

交通銀行

上海建華銀行

朝鮮銀行

中國銀行

三井銀行

交通銀行

上海建華銀行

朝鮮銀行

中國銀行

三井銀行

交通銀行

上海建華銀行

朝鮮銀行

中國銀行

三井銀行

交通銀行

上海建華銀行

朝鮮銀行

中國銀行

三井銀行

交通銀行

上海建華銀行

朝鮮銀行

中國銀行

三井銀行

交通銀行

上海建華銀行

朝鮮銀行

中國銀行

三井銀行

交通銀行

上海建華銀行

朝鮮銀行

中國銀行

三井銀行

交通銀行

上海建華銀行

朝鮮銀行

中國銀行

三井銀行



中支新通貨匯票概況

杭州

○中央儲備銀行

銀行

○浙民銀行

錢莊號

同昌銀號

五源莊

蚌埠

○中央儲備銀行

銀行

○安民銀行

錢莊

鴻安莊

祥生莊

蕪湖

○中央儲備銀行

銀行

○安民銀行

錢莊

元泰莊

泰成莊

常

○中央儲備銀行

○華興商業銀行

福大莊

承大莊

福大莊

承大莊

福大莊

承大莊

福大莊

承大莊

福大莊

承大莊

福大莊

承大莊

福大莊

承大莊

福大莊

承大莊

福大莊

承大莊

○橫濱正金銀行

大春莊

福康莊

福康莊

福康莊

福康莊

福康莊

福康莊

福康莊

福康莊

福康莊

福康莊

福康莊

福康莊

福康莊

福康莊

福康莊

福康莊

福康莊

○華興商業銀行

裕昌莊

東興銀公司

東興銀公司

東興銀公司

東興銀公司

東興銀公司

東興銀公司

東興銀公司

東興銀公司

東興銀公司

東興銀公司

東興銀公司

東興銀公司

東興銀公司

東興銀公司

東興銀公司

東興銀公司

東興銀公司

○橫濱正金銀行

信昌莊

信昌莊

信昌莊

信昌莊

信昌莊

信昌莊

信昌莊

信昌莊

信昌莊

信昌莊

信昌莊

信昌莊

信昌莊

信昌莊

信昌莊

信昌莊

信昌莊

信昌莊

○華興商業銀行

大昌莊

大昌莊

大昌莊

大昌莊

大昌莊

大昌莊

大昌莊

大昌莊

大昌莊

大昌莊

大昌莊

大昌莊

大昌莊

大昌莊

大昌莊

大昌莊

大昌莊

大昌莊

○中央儲備銀行

銀行

○安民銀行

錢莊

永康莊

久大莊

源順莊

久泰莊

恒泰莊

水大莊

○華興商業銀行

源順莊

久泰莊

恒泰莊

水大莊

○華興商業銀行

源順莊

久泰莊

恒泰莊

水大莊

○華興商業銀行

源順莊

久泰莊

恒泰莊

水大莊

○華興商業銀行

源順莊

久泰莊

恒泰莊

水大莊

○華興商業銀行

源順莊

久泰莊

恒泰莊

水大莊

○華興商業銀行

源順莊

久泰莊

恒泰莊

水大莊

○華興商業銀行

源順莊

久泰莊

恒泰莊

水大莊

○華興商業銀行

源順莊

久泰莊

恒泰莊

中支新通貨匯票概況

揚州

○中央儲備銀行

銀行

○安民銀行

錢莊

協泰莊

源生莊

源生莊

源生莊

源生莊

源生莊

源生莊

源生莊

源生莊

源生莊

源生莊

源生莊

中文新通貨政策概況

- 銀行
  - 江蘇地方銀行
    - 錢莊號
    - 福康莊
    - 同昌莊
    - 協大莊
    - 津泰莊
    - 久康莊
    - 信裕揚莊
    - 滙泰莊
  - 中央儲備銀行
    - 錢莊號
    - 源大莊
    - 華興商業銀行
    - 臺灣銀行
      - 增記莊
      - 同生莊
      - 同康莊
      - 同德莊
      - 信康莊
    - 江蘇地方銀行
      - 鈞記莊
      - 泰生莊
      - 仁和莊
      - 協成莊
      - 永隆莊
      - 協記莊
      - 福康莊
    - 中央儲備銀行
      - 信泰莊
      - 增泰莊
      - 永豐莊
      - 和泰莊
      - 永隆莊
      - 協記莊
      - 福康莊

幣制

- 中央儲備銀行
  - 銀行
  - 江蘇地方銀行
    - 滙源銀行
    - 大進銀行
    - 臺灣銀行
  - 信託
    - 民益信託
    - 華一信託
  - 錢莊
    - 常豐銀號
    - 象康莊
    - 常字莊
  - 中央儲備銀行
    - 銀行
    - 橫濱正金銀行
      - 錢莊號
      - 中央儲備銀行所指定者
    - 臺灣銀行
    - 舟山列島
    - 上海銀行

(三) 舊幣建債權債務の新築建への切替に関する銀行側の措置

既述の如く五月三十一日公布整理舊法幣條例第六條及第七條の債權、債務に関する規定は六月一日より實施することと決定したるを以て (A)支那側銀行 (B)日本側銀行、清算敵國銀行 及 (C)外國側銀行に關し夫々左の如き措

中支新通貨政策概況

置が採られ、六月一日現在に於ける舊法幣建預金貸出金其の他債權債務は總て二對一の比率を以て新法幣建債權債務に一齊に切替を完了、同日以降舊法幣建に依る預金貸出の新規契約を中止せり。

(A) 支那側金融機關の措置

上海市銀錢業同業會臨時聯合委員會に於ては全面交換に關する諸法規並に中央儲備銀行よりの通牒に關する具體的措置を決定する爲、六月一日午後銀錢業聯席會議を開催、各種手續、方法等につき協議の結果左記の如き辦法(一)を、又六月一日より舊法幣現鈔及劃頭の手形交換を停止し同日より儲備券劃頭の手形交換を新に開始する事項(二)を決定し實施することとせり。又同銀行業聯合準備委員會は資金流通の見地より一月二十六日以来實施し來りたり同業者の破損舊法幣受入れは六月一日より之を停止する旨各會員に通告せり。

(一) 上海銀行業同業會聯合準備委員會通告第二〇〇號

六月一日ヨリ本會各行莊預入、借入舊法幣金額儲備券建改訂ニ關スル各種辦法ノコト

- 一、各行莊ノ本會ニ於ケル舊法幣現鈔預金ニ就テハ各行莊ハ六月一日ニ本會ニ於ケル三十二年五月三十日現在殘高ニ對シ振替請求書又ハ小切手ヲ作成シ本會ニ送附スルモノトス、本會ハ二對一ノ財政部規定比率ヲ以テ儲備券金額ニ換算シ各該行莊原有ノ儲備券口座ニ振込ヲ行フ。上述ノ儲備券口座ハ儲備券現鈔口座ヲ謂フ。
- 二、各行莊ノ本會ニ於ケル舊法幣劃頭預金ニ就テハ各行莊ハ六月一日ニ本會ニ於ケル三十二年五月三十日現在殘高ニ對シ振替請求書又ハ小切手ヲ作成シ本會ニ送付スルモノトス。
- 三、各行莊ノ本會ニ於ケル原有ノ舊法幣現鈔口座及舊法幣劃頭口座ハ前記兩規定ニ依リ換算振替ヲ行ヒタル後ハ之ヲ締切ルモノトス。各行莊ガ五月三十一日以前ニ振出セル舊法幣手形ノ預入ニハ二對一ノ財政部規定比率ヲ以テ一枚毎ニ儲備券金額ニ換算ノ上右金額ヲ手形面ニ赤字ヲ以テ記載シ各該行莊「儲備券現鈔口座」或ハ「儲備券劃頭口座」ニ振込ムモノトス。(元舊)

- 一、法幣現鈔ノモノハ儲備券現鈔口座ニ、元舊法幣劃頭ノモノハ儲備券劃頭口座ニ預入ス。
- 四、六月一日ヨリ六月六日迄ニ各行莊ガ本會ニ於ケル舊法幣現鈔預金ヲ引出サントスル時ハ引出金額ヲ二對一ノ財政部規定比率ニヨリ換算シ儲備券現鈔口座ノ振替請求書又ハ小切手ヲ作成シ且舊法幣現鈔引出ナル文言ヲ明瞭ニ記載シテ本會ヨリ受取ルモノトス。
- 五、各行莊ト本會相互間ニ於ケル六月一日以前ノ往來帳簿上ノ差額ハ取調ノ上(儲備券現鈔或ハ儲備券劃頭)振替方法ヲ以テ之ヲ補正ス。
- 六、各行莊ガ本會ヨリ舊法幣劃頭ヲ以テ借入タル金額ハ本會ニ於テ對帳方法ヲ以テ各行莊署名捺印ノ對帳回單ニ依リ六月一日ニ對一ノ財政部規定比率ヲ以テ「儲備券劃頭」金額ニ換算ス。
- 七、舊法幣金額ヲ儲備券ニ換算スルニ際シテハ舊法幣金額ノ「分位ガ奇數ノ時ハ一分ヲ加ヘテ偶數トナシタル後二ヲ以テ之ヲ除シ端數ヲ生ゼシメザルモノトス。
- 八、各行莊ノ預金者ガ儲備券劃頭手形ヲ振出シ或ハ各行莊自身ガ本會儲備券劃頭手形ヲ振出セル時ハ華文ナルト英文ナルトヲ不問、必ズ「儲備券劃頭」ナルスタンブヲ捺捺スルモノトス。然ラザレバ儲備券現鈔手形ト看做サル可シ。

(二) 上海銀行業同業會聯合準備委員會通告第一九九號

- 一、上海市銀錢業同業會臨時聯合委員會ハ財政部貨幣統一佈告ニ基キ手形交換ニ就キ次ノ如ク定ム。
- 二、六月一日ヨリ儲備券劃頭手形交換ハ六月一日ヨリ停止ス。
- 三、六月一日ヨリ交換銀行、委託代理交換銀行及其他ノ往來行莊ハ五月三十一日以前振出ノ舊法幣現鈔及舊法幣劃頭手形ヲ受入レタルトキハ各手形ニ就キ二對一ノ財政部規定比率ヲ以テ「儲備券」(即チ儲備券現鈔)及「儲備券劃頭」金額ニ換算シ、換算金額ヲ手形面ニ赤字ヲ以テ明記シ交換ニ提出或ハ代收ヲ委託スルモノトス。
- 四、五月三十一日本會ニ預入レタル翌日勘定振込ノ外商銀行手形ニ就テハ本會ハ二對一ノ財政部規定ノ比率ヲ以テ「儲備券現鈔」或ハ「儲備券劃頭」トシテ受入ルモノトス。各行莊ハ各自所有ノ上述外商銀行ノ手形ノ本會ニ對スル預金對數單控ヲ直チニ本會ニ提出シテ訂正ヲ行フ可シ。

五、舊法幣金額ヲ儲備券ニ換算スル場合ハ舊法幣金額ノ「分」位ガ奇數ノ時ハ一分ヲ加ヘテ偶數トナシタル後ニテ之ヲ除シ  
端數ヲ生ゼシメザルモノトス。

(B) 日本側銀行及清算敵國銀行の措置

財務官は邦人八銀行の支配人を同日財務官事務所へ招致し、通牒の要旨を説明し國民政府の措置に協力する様を望  
せり。

尙華興商業銀行に對しては與亞院華中連絡部長官より同趣旨の通牒を發し、同様中國側措置に協力方を要望せり。

次に吾方に於て清算中の敵性銀行に關しては該清算受託本邦銀行六行支配人宛與亞院華中連絡部長官より通牒を發  
し同様中國側の措置に協力することせり。

(C) 外國側銀行の措置

第三國銀行たる德華銀行(獨)、華義銀行(伊)、東方滙理銀行(佛)、中法工商銀行(佛)、莫斯科國民銀行(露)等に對  
しては六月一日財務官室に參集を求め財務官より協力方を要請し舊幣表示債權債務の切替及其の回收處置に關し指示  
せり。

右に對し外國銀行は總て財務官の指示に従ひ國民政府の全面交換に協力すべき旨回答し所要の措置を了したり。

(ホ) 全面交換實施

金融機關の基調が儲備券建となり又綿製品市場を始め各市場は儲備券建取引に改訂されたる結果儲備券に對する需  
要が急激に増大するに至れり。

斯而六月八日より愈、新舊法幣の全面交換が開始されたるが、儲備銀行は回收事務取扱場所に對し儲備券を豊富に  
用意せしめ且代理交換事務を一齊に開始せしめたる爲舊法幣の回収は極めて順調に推移し儲備券の流通面は漸次擴大  
されるに至れり。

尙舊法幣整理委員會は全面交換開始と共に事務繁忙になりたるを以て從來の儲備銀行上海分行内より元交通銀行内  
に移轉せり。

(ハ) 全面交換に關する吾方の協力措置

國民政府の中支幣制統一政策に積極的な支援を與へるべく、帝國大使館は五月三十一日、財政部佈告と同時に左記  
の如く當局談を發表し之に全面的に協力すべきことを明示せり。

◎帝國大使館當局談

國民政府に於ては舊法幣の暴落に鑑み去る三月三十一日中央儲備銀行券と舊法幣との等價流通を廢止したるが、更に中央儲  
備銀行券の價值安定を圖る爲日本側當局と協議し中央儲備銀行券對軍票の相場を一〇〇對一八に維持することせり。

右は國民政府が金融の安定、通貨價值の維持を圖り以て民生の向上を期するの根本方針に基くものなるが、同政府は今尙右  
方針を更に徹底せんが爲來る六月八日を期し先づ蘇浙皖三省及南京上海兩特別市に於て中央儲備銀行券に依る舊法幣の全面的  
交換を一對二の比率により實施し同時に舊法幣建債權債務は同比率により中央儲備銀行券を以て契約したるものと看做すこと  
とせり。

抑、中央儲備銀行券は其の發行の當初より各種舊法幣に代るべき基本通貨たるの性格と使命とを有するものにして今回國民  
政府が舊法幣と中央儲備銀行券とを全面的に交換することとなるは右の如き性格と使命とを有する中央儲備銀行券の地位を  
益、鞏固ならしむると共に舊法幣所持者の利益を保護し舊法幣による悪性インフレーションの災害より一般民衆を救はんとす  
るものにして實に和平建國の重要經濟工作なりと云ふべし。

右の如く本措置は國民政府通貨金融の根本的施策にして之が實行により國民政府の企圖する幣制統一、金融安定、民生向上は著々達成せらるべし。日本政府は國民政府及中央儲備銀行の諸施策に對し常に協力し來れるものにして今回の新舊法幣の交換並舊法幣建償預金を中央儲備銀行券建に改變するに當りても日本側銀行及商社を始め中國在留邦人は率先して協力し國民政府所期の目的達成を支援せんとするものなり。

次に六月四日登部隊管下蘇、浙、皖三省內特務機關長會議が登部隊司令官主宰の下に上海特務機關に於て開催せられ、各特務機關管轄地區内に於ける全面交換に關する打合せが爲され、斯くて各地方に於ても特務機關指導の下に全面的交換に關する現地の萬全の措置が講ぜらるゝこととなりたり。

右特務機關長會議には小原財務局長、本院野田課長、中央儲備銀行吉川副顧問出席し全面交換に關する説明が爲され、茲に全面交換に關する國民政府の措置は完全に吾方特務機關に依り理解せられ、其の協力下に現地全面交換が施行せらるゝこととなり、而して特務機關の現地に於て占むる經濟政治工作上の地位に鑑み右特務機關長會議に依り決定せられたる特務機關の國民政府金融工作に對する全面的協力は奥地に於ける全面的交換に對し極めて有效なる効果を擧ぐるを得たり。

一、現在迄に本行のなしたる交換準備

イ、上海分行より各地への本行券現送

ロ、整理舊法幣委員會の設置

上海分行内に右委員會總辦事處を、各地總支行、辦事處内に右委員會の辦事處を設け、本件に關する事務を取扱はしむることとせり。

ハ、經理會議の開催

一日二日の兩度に亘り上海分行に經理會議を開催し事務打合せを行ひたり。

ニ、宣傳の方法

A、交換取扱場所一覽表を新聞公告、折込又は人目に付き易きところに貼附の告

B、財政部佈告、本行の取扱方法（整理舊法幣詳細辦法）も右に準ずる告

C、宣傳ポスターの配布、貼附をなす

ホ、交換委託銀行莊に對する依頼

A、上海は六月一日邦銀並に華銀莊に依頼狀發送済

B、上海以外の地に於ては經理より直接依頼の告

ヘ、關係計表類の作成

（ト）全面交換に關する工部局、公董局の協力措置

新舊法幣全面交換に關し工部局及公董局の協力方を要請する爲六月二日上海特別市政府より兩租界當局に對し申入れを爲せり。

右に關し工部局に於ては六月十二日六月一日現在に於て舊法幣建預金は二對一の比率を以て儲備券建預金に切替へたる旨の告示を發せり。

公董局に於ても右と同様の措置を採れり。

◎告示第五九四六號

中支新通貨政策概況

中支新通貨政策概況

一般預入金

一九四二年六月一日以前ニ工部局ニ預入タル舊法幣預入金六舊法幣三元對儲備券一元ノ公定交換率ニテ六月一日現在ニヨリ儲備券ニ切換ベラレタルモノト看做ス  
右告示  
一九四二年六月十二日  
上海共同租界工部局

六一

(チ) 全面交換に關する外國側の協力措置

全面交換に關し第三國人の協力を要請する爲六月二日上海特別市政府より領事團に對し前記同様の協力方申入れをなせり。右申入れに基き領事團より之に關する回章ありたるを以て吾方總領事より全面的贊意を表し置けり。

(リ) 新幣流通に對する流言の取締り

國民政府の新舊法幣全面交換は六月八日開始以來着々所期の効果を收めつゝあり、其豫定期間も半ばに達し、又近き將來舊法幣の流通禁止を斷行すべき旨闡明せる財政部長の聲明發せられたる折柄、六月十三日汪國民政府首席の廣東視察出發を機とし之を謀略宣傳の好餌となし、六月十五日早朝より上海市内一般に「汪精衛は重慶に脱出し周佛海暗殺せらる、儲備券は近く流通禁止となり舊法幣復活す」等の惡質なる流言流布せられ、爲に一部目抜の商店に於ては一時店舗を閉し、小賣店、煙草店等に於ては儲備券の受入を拒否するものあり一般人心殊に支那人下層階級間に動搖著しきものありたり。之は通貨統一を妨害せんとする重慶側其他の惡質巧妙なる經濟謀略なるも吾方憲兵隊の機敏果敢なる活動の結果是等流言工作隊の首魁始め隊員悉く逮捕せられたり。國民政府の幣制統一方針は確乎不動たるものにして二對一の比率による全面交換には何等變化なく、一般市民も斯かる荒唐無稽なる流言に乗ぜらるゝことなく

當局の措置に協力する様要望し、六月十六日夕刻財務官及財政部長は左記の如き談話を發表せり。

◎新幣流通の流言に關する小原財務官談

最近上海地區に於て中央儲備銀行券に關し種々惡質の宣傳をなす者があり爲に無智の民衆の中にはこの宣傳に乗せられ中央儲備銀行券を安く舊法幣又は中國農民券と交換するものがあつたが、之は重慶側が日支双方の通貨攻略に對し慍、窮したる結果最後惡足極きを示したものに過ぎない。帝國としては過日大藏大臣の聲明にもある如く通貨の部面に於ても國民政府育成強化の固き見地に立つて飽迄中央儲備銀行券に依る中南支通貨の統一を擁護する方針を堅持するものである。即ち新舊法幣の全面交換等に依り一般民生に對し適當の措置を講ずるも速に舊法幣を和平地區内より驅逐せんとする方針には毫末も變化がないのである。一般民衆はよくこの趣旨を諒解し、重慶側の惡宣傳に迷はされ全面交換による財産保持の機を失ふることなきに注意すべきである。尙民心の動搖に乗じ又は之に乗じ不正の利を貪らんとする不良錢莊等により價值を失ひつゝある舊法幣農民券等を擱まざるゝ事なき様警戒され度い。

◎新幣流通の流言に關する周財政部長談

整理舊法幣條例は絶対に變更しない、人民は續々と交換に來て居り數日來に於ける交換額の多きは既に想像以上に達して居り、市場に於て新法幣の受取を拒絶して居ると外部で流言を飛ばしてあるが決して斯かる事實はない。此の種流言に付ては政府機關に於て既に嚴重に取締ることとなつたから人民は決して流言に迷はされぬ様希望する。

(ウ) 全面交換期限の一部延長に關する措置

中支幣制統一を目指し六月八日より蘇浙皖三省及南京、上海兩市に於て實施せられたる新舊法幣全面交換は豫期以上の好成績を收め六月二十一日其法定期間を終了、茲に國民政府の幣制改革は最後の目標に向ひ劃期的前進を記録するに至れり。

中支新通貨政策概況

六三

域、期間を定め逐次擴大實施すべきことを聲明し、更に同十九日再び周財政部長は先づ南京、上海兩市に就き舊幣の流通禁止を斷行すべき方針並に舊幣の流通禁止法令を公布すべきことを聲明せり。

然るに上海、南京、蘇州、杭州、蚌埠、常熟、嘉興、鎮江、無錫、蕪湖の十二都市を除く太倉、揚州、泰縣、南通、甯波、安慶、舟山列島及其附近各地に於ては交通の不便なること、其他止むを得ざる理由にて六月二十一日迄の法定期間内に新法幣との交換をなし得ざりし舊法幣所持者の尠なからざる事實に鑑み、特に六月三十日迄新舊法幣全面交換を繼續實施することとし此の旨正式に發表せり。又前記十一都市に於ても回收最終日たる二十一日は日曜にも不拘交換希望者儲備銀行に殺到し之に應じ切れざりし實情を考慮、法的には六月二十一日を以て交換終了せるが、特に交換漏れの舊法幣所持者の便宜を圖り六月二十二日、二十三日、二十四日の三日間二對一の比率にて儲備銀行の店舗及臨時兌換所（指定銀行及錢莊を除く）に於て窓口交換に應ずる等温情ある措置をとれり。

以上

## 牲畜流通に関する調査

例言

- 一、本資料は中支調査機關聯合會農業分科會調査項目「牲畜類の農家庭先より小賣商迄の運輸並運賃諸掛調査」の報告書である。
- 一、本資料は中支調査機關聯合會農業分科會、上海牲畜市場股份有限公司擔當の調査に係る。
- 二、本資料は昭和十七年十月現在の調査である。
- 一、由來上海を中心とする江南主要消費都市への肉畜供給地たる江北地區の現下の治安は運輸上極めて複雑多岐なる情勢を呈し、殊に事變後の推移たるや實に昨日を以て明日を推し、今日を以て明日を計るべからざる底の有様である。従て本報告も一時期に於ける牲畜運輸の斷面として見なければならぬと思考する。就中本報告に記載せる江北地區の運賃諸掛は主として過關行又は客人につき調査せるものであるから、何れも完璧なるものとは言ひ難く、他日補正を要するもの多きは贅言を俟たない。しかし現今に於て世上この種資料に乏しき折柄一箇の素材たるの價値は無視出来ないであらう。
- 一、本資料は昭和十七年十月、興亞華中資料第四五一號、中調聯農資料第三六號として送付された。

### 目次

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 一、緒言        | 1、蘇北地區      |
| 1、生産地域      | 2、出荷港—上海間   |
| 2、集荷事情      | 三、運賃諸掛      |
| 3、主要集散地並出荷港 | 四、結言        |
| 二、運輸機關      | 附錄 陸路運輸關係資料 |
| 牲畜流通に関する調査  |             |



一、緒言

1、生産地域

中支三角地帯に於て消費される猪(豚)の主なる給源地は揚子江北岸の所謂江北地方であるが、中でも如皋・泰興を結ぶ地點は飼養最も盛である。

今江北猪の生産地域を大雑把に指摘するならば、揚子江北岸浦口淮陰に至り、淮陰より更に益林を経て海岸に至る線を以て劃することが出来る。

この江北地方が何故に猪の主産地になつたかは、重要な一の課題として別な研究に譲るべきであるが、一言にして掩へば江北の特殊な地理的社会的條件が必然的にかゝる典型的有畜農業を形成せしめたと見るべきであらう。

2、集荷事情

農家に飼育せる猪を地方の小販子(小販子には之を専業にせるものと農業兼業者とがある)が一頭、二頭と買集して、それが客人の手に渡る(客人とは専門の鮮猪取扱業者で、問屋側にて斯く指稱す)その客人の手に集つた鮮猪は各集散地の過轍行(過轍行とは豚と客人の宿屋と運輸と問屋とを兼ねたる如き機能を有するもの)を経て夫々の出荷港に運ばれ、民船によりて上海其他の消費地に輸送せられる。尙出荷港には過轍行の外に主として船舶の世話をする洋棚なるものがある。客人は奥地から消費地の猪行(上海では牲畜市場)に来る途中は携行の鮮猪と共に各地の過轍行に宿泊して行程を進める。消費地に到着した客人は猪行のある處では、猪行に宿泊して肉商との間に商取引が行はれるのであるが、上海では事變後「昭和十四年五月」近代的取引機關としての牲畜市場が出現した爲に同市場を通じて一切の

取引が行はれる。

3、主要集散地並出荷港

出荷港背後の集散地は如皋縣では海安鎮、東鎮、白蒲鎮(南通縣境)、岔林港等又泰興縣の黃橋鎮、泰縣の曲塘鎮、靖江縣の季家市、江都縣の佃女廟等有数の集散地である。

揚子江北岸から上海への主なる出荷港を上流から列記すれば、次の如くである。

瓜州、口岸、天星橋、八圩港、新港、張黃港、新生港、天生港、任家港、青龍港

この内現在江北猪の出荷最も殷盛を極むるは新生港(張黃港を含む)及び新港である。

二、運輸機關

1、蘇北地區

蘇北地區に於て各農家から地方集散地を経て出荷港までの運輸は主として小車又は民船が利用せられる。

2、出荷港—上海間

江岸の出荷港から上海までの運輸は豚積専用の大形民船(平均四〇噸位で、六〇噸に及ぶものあり)を主とし、その外本船積と稱し上海通ひの連絡船を利用することもある。民船にて運ぶには曳航船を用ひる。

口岸、天星橋又は新港、新生港より對岸江南地區への輸送には小形及び大形民船を用ひ、その航行は自力(帆)を以てする。

上海への主たる出荷港である新港、新生港に於ける専用民船及び曳航船の最近狀況を示せば次の如くである。







牲畜流通に関する調査

大	丁	何	孫	義
美	德	錦	元	行
一、五〇〇頭	一、五〇〇頭	一、五〇〇頭	一、五〇〇頭	
八〇〇頭	八〇〇頭	八〇〇頭	八〇〇頭	
趙茂先	金同發	三合興	載長春	何長順
趙茂先	趙茂先	趙茂先	趙茂先	趙茂先
二五〇	一六〇	二〇〇	三三〇	一八〇

新	大	同	福	大	廣	廣	計
來	興	興	生	和	成	聖	
公	公	公	公	公	公	公	
司	司	司	司	司	司	司	
生	生	生	生	生	生	生	
八〇〇頭	五〇〇頭	三〇〇頭	三〇〇頭	二〇〇頭	二〇〇頭	一〇〇頭	
四〇〇頭	三〇〇頭	一五〇頭	一五〇頭	一〇〇頭	一〇〇頭	二〇〇頭	
徐林美	徐林美	徐林美	徐林美	徐林美	徐林美	徐林美	
徐林美	徐林美	徐林美	徐林美	徐林美	徐林美	徐林美	
二〇〇	二〇〇	一四〇	一四〇	一八〇	一八〇	六六三〇	

三、運賃諸掛

中國に於ける輿地運輸の不便にして費用の大なるは恐らく各國にその比を見ざるべく、江南地區に搬入さるゝ牲畜類の諸掛に徴するも蓋し思ひ半ばに過ぐるものがある。  
以下江北各地の集散地より出廻る鮮猪につき出荷港又は上海までの運賃、諸掛に關し、今日迄に調査し得たる各素材を左に記載して研究の資に供したいと思ふ。(以下各表單位・一頭)

牲畜流通に関する調査



牲畜流通に関する調査

第五表 新生港出港費

民業	船	幣種	金額
地方	稅	舊法幣	七・二四
特別	工		
小	稅		
聯	計		
營	所		
小	行		
計	稅		
運	費		
手	費		
保	費		
計	費		

備考  
昭和十六年十二月三日現在  
昭和十七年三月三十一日再調査  
昭和十七年三月三十一日再調査  
昭和十七年三月三十一日再調査

第六表 新港出港費

軍	幣種	金額
舊法幣	票	八・〇〇
軍	票	二・七〇
軍	票	二・七二
軍	票	二・〇〇
軍	票	〇・六〇
軍	票	七・一四
軍	票	一・三五
軍	票	六・五五
軍	票	一・二五
軍	票	二・〇〇
軍	票	一・七〇

備考  
昭和十七年一月より二・五〇圓に改正、一割の戻り  
昭和十七年三月三十一日再調査  
昭和十七年三月三十一日再調査  
昭和十七年三月三十一日再調査

縣	稅	金額
省	稅	一・二〇
民	稅	〇・八〇
自	稅	二・〇〇
省	稅	一・五〇
猪	稅	二・五〇
軍	稅	四・四〇
用	稅	四・四〇
手	稅	〇・二二
力	稅	〇・〇八
小	稅	一・七〇
工	稅	
費	稅	
雜	稅	
費	稅	
計	稅	

備考  
「軍用猪」とあるは上海に於ける軍用肉補填金。

代行業者收得  
代行業者收得

備考  
昭和十七年一月十三日調査  
昭和十七年三月三十一日再調査  
昭和十七年三月三十一日再調査  
昭和十七年三月三十一日再調査

過	幣種	金額
縣	舊法幣	三・三〇
水	稅	二・二〇
巡	稅	二・二〇
衛	稅	二・二〇
團	稅	一・一〇

備考  
上海行は過價行 二・七〇元  
運賃 二・五〇圓

牲畜流通に関する調査

第八表 曲塘より新港・新港迄の諸経費

項目	幣種	金額
曲塘―谷林港	七〇支里	
谷林港―新港	一五支里	
捉力(小車・苦力賃)	舊法幣	五・〇〇
過儀行費(曲塘)	舊法幣	一・五〇
新四軍營業稅	舊法幣	六・〇〇
新四軍營業稅	舊法幣	二・五〇
小車代(谷林港―新港)	舊法幣	四・二〇
和平軍稅(奧地)	舊法幣	四・五〇
計		二二・七〇

備考 新港行は和平軍稅として外に五・〇〇元を加ふ。

昭和十七年三月二十八日現在調査  
同年五月三十一日再調査  
不調

第九表 季家市―新港

項目	幣種	金額
季家市―新港	二四支里	
民生稅(和平軍)	舊法幣	六・〇〇
新四軍營業稅(新四軍)	舊法幣	六・〇〇
營業稅(新四軍)	舊法幣	二・〇〇
大眾稅(和平軍遊撃隊)	舊法幣	三・〇〇
第五師(和平軍)	舊法幣	四・〇〇
民船(季家市―新港)	舊法幣	一・五〇

昭和十七年三月二十八日現在調査  
同年五月三十一日再調査  
不調

計

(註) 普通生體六〇―五〇キロ(農家庭先受渡し)  
壹百市斤 舊法幣約四七〇元(昭十七年三月十八日現在)

第一〇表 泰興―新港

項目	幣種	金額
黃橋―新港	六〇支里	
泰興―新港	七〇支里	
民生稅(和平軍)	舊法幣	六・〇〇
新四軍營業稅(新四軍)	舊法幣	六・〇〇
營業稅(新四軍)	舊法幣	二・〇〇
揚子稅(〃)	舊法幣	三・〇〇
大眾稅(和平軍遊撃隊)	舊法幣	三・〇〇
第五師(和平軍)	舊法幣	四・〇〇
第十九師(〃)	舊法幣	二・〇〇
民船過儀行	舊法幣	四・〇〇
計		三〇・〇〇

昭和十七年三月二十八日現在調査  
同年五月三十一日再調査  
不調

二二・五〇

昭和十七年五月五日現在調査  
同年五月三十一日再調査  
不調

考

牲畜流通に関する調査

第一一表 新港に於ける出港費

項目	幣種	金額
民船費	舊法幣	四・〇〇
縣稅	新法幣	四・〇〇
猪隻稅	新法幣	五・〇〇





牲畜流通に関する調査

(註) 1、奥地よりの運賃は出荷地により一定せざるも現在は車代六支里二元程度なり。  
2、前年六月の数字は本社調査課調に據る。

第一三表 塔子泥より新港迄の税金諸掛

費目	収入先	幣種	金額		徴收場所	備考
			前年五月末	現在		
統稅	新四軍	舊法幣	三元	八元	塔子泥より洋港間	最近變化なし
高圍稅	〃	〃	〃	〃	〃	〃
復興稅	〃	〃	〃	〃	〃	〃
分圍稅	〃	〃	〃	〃	〃	〃
地方稅	〃	〃	〃	〃	〃	〃
分界稅	〃	〃	〃	〃	〃	〃
洋港備稅	〃	〃	〃	〃	〃	〃
地方稅	地方有力者	〃	〃	〃	〃	〃
營業稅	〃	〃	〃	〃	〃	〃
揚子稅	〃	〃	〃	〃	〃	〃
民生稅	〃	〃	〃	〃	〃	〃
大眾稅	〃	〃	〃	〃	〃	〃
大東稅	〃	〃	〃	〃	〃	〃
利運稅	三十四師	〃	〃	〃	〃	〃
公債稅	〃	〃	〃	〃	〃	〃
大豐稅	〃	〃	〃	〃	〃	〃
協記稅	〃	〃	〃	〃	〃	〃

八月二十七、八日より徴收  
最近三、四ヶ月變化なし  
八月始より徴收  
最近中止せし模様  
最近三、四ヶ月變化なし  
九月十七日より徴收

計

(註) 前年五月末の分は本社調査課調による。  
一六・五四一・二・六〇

騰貴率六・八一倍

以下第一四表—第一六表は東華洋行調査にかゝるものである。

第一四表 如皋(東南)より新港を経て上海に到る毎頭費用

(昭和十七年九月十五日現在)  
東華洋行調査

費目	幣種	金額
猪隻專稅	儲券	六元〇〇〇
營業專稅	〃	五元〇〇〇
行營專稅	〃	五元〇〇〇
沿途專稅	〃	三元〇〇〇
小車費	〃	五元〇〇〇
駁船費	〃	四元〇〇〇
過平費	〃	一元〇〇〇
和軍稅	〃	四元五〇〇
沿途雜稅	〃	四元〇〇〇
縣稅(出港)	〃	五元〇〇〇
省稅	〃	五元〇〇〇
過包費	〃	五元〇〇〇
包做費	〃	三元〇〇〇
提做費	〃	五元〇〇〇
地方稅	〃	五元〇〇〇
地稅	〃	二元〇〇〇
沙船費	〃	二元〇〇〇
港口料	〃	一元〇〇〇

豚船(民船)  
飼料





牲畜流通に関する調査

計

債券

一九七〇〇

八八

次に上海牲畜市場並に屠宰場関係諸経費を一括して記せば左表(一七—一九)の如くである。  
(註) 上掲第五表—第一六表中所載の項目と重複せるものあれば茲では一應其の儘とす。

第一七表 出荷港より市場迄の運賃諸掛

費目	幣種	金額	備考
曳航費(水脚)	軍票	二・五〇	任家港、新生港、張黃港、新生港より
曳船料(船費)	軍票	〇・一〇	吳淞碼頭曳船料
沖取料(浮筒卸力)	軍票	〇・一〇	
陸揚費(起貨費)	軍票	〇・一〇	
碼頭使用料(碼頭費)	軍票	〇・一〇	
運搬費(運賃)	軍票	七・五〇	吳淞碼頭—市場
運保費	軍票	〇・五〇	吳淞碼頭—市場運送途中の壓死保険
運賃	軍票	二・五〇	市場—屠宰場肉商
市場手数料及び諸掛	軍票	九・九〇	江海關 切道豚一五・二三元 (昭和十七年十月一日現在)
市場費	軍票	〇・七〇	
繫畜費(棧費)	軍票	〇・一〇	
飼料費(豚皮)	軍票	〇・三五	
選別費(理貨費)	軍票	〇・〇六	
通關手数料(報關費)	軍票	〇・二五	
關稅	軍票	九・九〇	

經紀人手數料(經紀人津貼)

檢疫費

市場小工補給費(札力)

軍納皮剝補填金

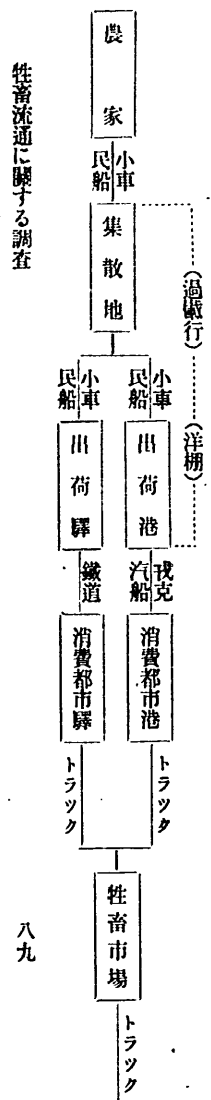
軍納生豚補填金

第一九表 屠宰場諸掛

費目	幣種	金額	備考
屠場使用料	軍票	一・〇〇	二・〇〇に改正申請中
屠場殺料	軍票	三・〇〇	屠夫(宰作)
檢肉料	軍票	〇・四五	工部局
管欄費	軍票	〇・三〇	屠場
屠宰場	軍票	〇・六〇	市政府財政局
經紀人手數料	軍票	〇・三〇	經紀人收入、肉商負擔
檢疫費	軍票	〇・一五	市政府衛生局、客人負擔
市場小工補給費	軍票	〇・六〇	肉商負擔
軍納皮剝補填金	軍票	〇・四〇	客人負擔
軍納生豚補填金	軍票	〇・四〇	

四、結言

以上は蘇北地區より主として上海牲畜市場に入荷する鮮猪流通過程の梗概であるが今生産者(農家)より消費者迄の流通過程を鳥瞰すれば次の通りである。



八九



本文中に記されたる運賃諸掛中特に吾人の注目し値するものは小車、駁船、沙船、水脚、汽車（トラック）等純粹運賃の占むる比率は極めて少くその他の雑多なる名目による諸掛が著しき額に上ることである。

過備行、洋棚、市場費等必要なる経費の外新四軍その他による中間的搾取の顯著なる事實は當然消費地に於ける取引相場と農家庭先相場との間に大なる懸隔を生ぜしめ肉畜需給上に於ける最大の痛とも稱さるべきである。

如上の資料は集散地より市場までの移動過程に属するものであるが更に市場より市中肉商を経て消費者に至るまでの過程も亦等閑に附し能はざるものである。

我々は今後これ等資料の整備を俟ちてあらゆる視點より嚴密なる分析を行ふ必要がある。

（附録）陸路運輸關係資料

一、陸路運輸機關及積載量

1、貨車（一五噸貨車）

黄牛	一五頭
水牛	一三頭
豚類	八〇頭—九〇頭
羊類	五〇頭

2、トラック（一・五噸積）

家禽	籠（小） 八〇籠（八十市斤入）鐵道輸送は小籠
豚	五〇頭
羊類	七〇頭
家禽	籠（小） 三〇籠—三五籠（八十市斤入）
豚	一五頭
羊類	二五頭

二、鐵道扱に就いて

（イ）鐵道扱貨物は車扱と小口扱に區別され牲畜類の内牛、馬、豚、羊等は車扱にして家禽籠及肉類は車扱及小口扱何れにても可なり。

（ロ）家畜類積載貨車は主として有蓋一五噸貨車にして牛、馬、豚、羊類は二噸減越、家禽類は三噸減越される。但し肉類は減越なし。

（ハ）控貨物の中種類に依り一級より五級に分類され、家禽類（肉を含む）は三級扱なり。

（ニ）小口扱は此の貨物と積合せにして家禽類は別紙運賃表の五割増なり。肉類は割増なし。



牲畜流通に関する調査

(ホ) 小口扱は上海北驛にて車扱は麥根路驛にて扱ふ。

備考

「聞く處に依ると積込、積下手数料として五〇疋當り凡そ五〇仙位」を「コンミッション」を支持はねばならぬ由。

華中鐵道貨物運賃表

軒/貨率	小口扱 (二〇〇疋に付)	車扱 (一噸に付三級)		
三五軒	五四	二二六	八〇	八九
三八	五七	二二七	八三	九二
四一	五九	二二八	八六	九四
四四	六一	二二九	八九	九七
四七	六二	二三〇	九二	九九
五〇	六四	二三一	九五	一〇二
五三	六七	二三二	一〇八	一〇四
五六	六九	二三三	一一〇	一〇八
五九	七二	二三四	一一五	一一一
六二	七四	二三五	一二〇	一一五
六五	七七	二三六	一二五	一二〇
六八	七九	二三七	一三〇	一二五
七一	八二	二三八	一三五	一三〇
七四	八四	二三九	一四〇	一三五
七七	八七	三六九	一四〇	一三六
八〇	九〇			
八三	九三			
八六	九六			
八九	九九			
九二	一〇二			
九五	一〇五			
九八	一〇八			
一〇一	一一一			
一〇四	一一四			
一〇七	一一七			
一一〇	一二〇			
一一三	一二三			
一一六	一二六			
一二〇	一二九			
一二四	一三二			
一二八	一三五			
一三二	一三八			
一三六	一四一			
一四〇	一四四			
一四四	一四七			
一四八	一五〇			
一五二	一五三			
一五六	一五六			
一六〇	一五九			
一六四	一六二			
一六八	一六五			
一七二	一六八			
一七六	一七一			
一八〇	一七四			
一八四	一七七			
一八八	一八〇			
一九二	一八三			
一九六	一八六			
二〇〇	一九〇			
二〇四	一九三			
二〇八	一九六			
二一二	一九九			
二一六	二〇二			
二二〇	二〇五			
二二四	二〇八			
二二八	二一一			
二三二	二一四			
二三六	二一七			
二四〇	二二〇			
二四四	二二三			
二四八	二二六			
二五二	二二九			
二五六	二三二			
二六〇	二三五			
二六四	二三八			
二六八	二四一			
二七二	二四四			
二七六	二四七			
二八〇	二五〇			
二八四	二五三			
二八八	二五六			
二九二	二五九			
二九六	二六二			
三〇〇	二六五			
三〇四	二六八			
三〇八	二七一			
三一二	二七四			
三一六	二七七			
三二〇	二八〇			
三二四	二八三			
三二八	二八六			
三三二	二八九			
三三六	二九二			
三四〇	二九五			
三四四	二九八			
三四八	三〇一			
三五二	三〇四			
三五六	三〇七			
三六〇	三一〇			
三六四	三一三			
三六八	三一六			
三七二	三一九			
三七六	三二二			
三八〇	三二五			
三八四	三二八			
三八八	三三一			
三九二	三三四			
三九六	三三七			
四〇〇	三四〇			
四〇四	三四三			
四〇八	三四六			
四一二	三四九			
四一六	三五二			
四二〇	三五五			
四二四	三五八			
四二八	三六一			
四三二	三六四			
四三六	三六七			
四四〇	三七〇			
四四四	三七三			
四四八	三七六			
四五二	三七八			
四五六	三八〇			
四六〇	三八二			
四六四	三八四			
四六八	三八六			
四七二	三八八			
四七六	三九〇			
四八〇	三九二			
四八四	三九四			
四八八	三九六			
四九二	三九八			
四九六	四〇〇			
五〇〇	四〇二			
五〇四	四〇四			
五〇八	四〇六			
五一二	四〇八			
五一六	四一〇			
五二〇	四一二			
五二四	四一四			
五二八	四一六			
五三二	四一八			
五三六	四二〇			
五四〇	四二二			
五四四	四二四			
五四八	四二六			
五五二	四二八			
五五六	四三〇			
五六〇	四三二			
五六四	四三四			
五六八	四三六			
五七二	四三八			
五七六	四四〇			
五八〇	四四二			
五八四	四四四			
五八八	四四六			
五九二	四四八			
五九六	四五〇			
六〇〇	四五二			
六〇四	四五四			
六〇八	四五六			
六一二	四五八			
六一六	四六〇			
六二〇	四六二			
六二四	四六四			
六二八	四六六			
六三二	四六八			
六三六	四七〇			
六四〇	四七二			
六四四	四七四			
六四八	四七六			
六五二	四七八			
六五六	四八〇			
六六〇	四八二			
六六四	四八四			
六六八	四八六			
六七二	四八八			
六七六	四九〇			
六八〇	四九二			
六八四	四九四			
六八八	四九六			
六九二	四九八			
六九六	五〇〇			
七〇〇	五〇二			
七〇四	五〇四			
七〇八	五〇六			
七一二	五〇八			
七一六	五〇九			
七二〇	五一〇			
七二四	五一二			
七二八	五一四			
七三二	五一六			
七三六	五一八			
七四〇	五二〇			
七四四	五二二			
七四八	五二四			
七五二	五二六			
七五六	五二八			
七六〇	五三〇			
七六四	五三二			
七六八	五三四			
七七二	五三六			
七七六	五三八			
七八〇	五四〇			
七八四	五四二			
七八八	五四四			
七九二	五四六			
七九六	五四八			
八〇〇	五五〇			
八〇四	五五二			
八〇八	五五四			
八一二	五五六			
八一六	五五八			
八二〇	五六〇			
八二四	五六二			
八二八	五六四			
八三二	五六六			
八三六	五六八			
八四〇	五七〇			
八四四	五七二			
八四八	五七四			
八五二	五七六			
八五六	五七八			
八六〇	五八〇			
八六四	五八二			
八六八	五八四			
八七二	五八六			
八七六	五八八			
八八〇	五九〇			
八八四	五九二			
八八八	五九四			
八九二	五九六			
八九六	五九八			
九〇〇	六〇〇			

更に主要驛間の運賃並に種類別による牲畜類一頭當料金表を示せば次表の如くである。

牲畜流通に関する調査

一四五	一四〇	六〇三	二八〇	二三〇	一〇〇〇
一五〇	一四三	六一九	二九〇	二三六	一〇二八
一五五	一四七	六三四	三〇〇	二四三	一〇五六
一六〇	一五〇	六五〇	三一〇	二四九	一〇八四
一六五	一五四	六六六	三二〇	二五六	一一一二
一七〇	一五七	六八一	三三〇	二六二	一一四〇
一七五	一六一	六九七	三四〇	二六八	一一六八
一八〇	一六五	七二三	三五〇	二七五	一一九六
一八五	一六八	七二九	三六〇	二八三	一二二一
一九〇	一七二	七四四	三六五	二九一	一二三二
一九五	一七五	七五〇	三七八	二九二	一二六七
二〇〇	一七九	七五七	三九〇	二九九	一二〇二
二〇五	一八二	七六六	四一〇	三〇七	一二三三
二一〇	一八五	七七六	四二五	三一五	一二七三
二一五	一九〇	七八〇	四三〇	三二二	一三〇二
二二〇	一九三	七八九	四四〇	三三〇	一三三三
二二五	一九八	七九九	四四〇	三三三	一三七三
二三〇	二〇二	八〇〇	四五五	三三三	一三七八
二三五	二〇六	八〇〇	四五五	三三三	一四〇九
二四〇	二一〇	八〇〇	四五五	三三三	一四四〇
二四五	二一四	八〇〇	四五五	三三三	一四七〇
二五〇	二一八	八〇〇	四五五	三三三	一五〇〇
二五五	二二二	八〇〇	四五五	三三三	一五三〇
二六〇	二二六	八〇〇	四五五	三三三	一五六〇
二六五	二三〇	八〇〇	四五五	三三三	一五九〇
二七〇	二三四	八〇〇	四五五	三三三	一六二〇
二七五	二三八	八〇〇	四五五	三三三	一六五〇
二八〇	二四二	八〇〇	四五五	三三三	一六八〇
二八五	二四六	八〇〇	四五五	三三三	一七一〇
二九〇	二五〇	八〇〇	四五五	三三三	一七四〇
二九五	二五四	八〇〇	四五五	三三三	一七七〇
三〇〇	二五八	八〇〇	四五五	三三三	一八〇〇
三〇五	二六二	八〇〇	四五五	三三三	一八三〇
三一〇	二六六	八〇〇	四五五	三三三	一八六〇
三一五	二七〇	八〇〇	四五五	三三三	一八九〇
三二〇	二七四	八〇〇	四五五	三三三	一九二〇
三二五	二七八	八〇〇	四五五	三三三	一九五〇
三三〇	二八二	八〇〇	四五五	三三三	一九八〇
三三五	二八六	八〇〇	四五五	三三三	二〇一〇
三四〇	二九〇	八〇〇	四五五	三三三	二〇四〇
三四五	二九四	八〇〇	四五五	三三三	二〇七〇
三五〇	二九八	八〇〇	四五五	三三三	二一〇〇
三五五	三〇二	八〇〇	四五五	三三三	二一三〇
三六〇	三〇六	八〇〇	四五五	三三三	二一六〇
三六五	三一〇	八〇〇	四五五	三三三	二一九〇
三七〇	三一四	八〇〇	四五五	三三三	二二二〇
三七五	三一八	八〇〇	四五五	三三三	二二五〇
三八〇	三二二	八〇〇	四五五	三三三	二二八〇
三八五	三二六	八〇〇	四五五	三三三	二三一〇
三九〇	三三〇	八〇〇	四五五	三三三	二三四〇
三九五	三三四	八〇〇	四五五	三三三	二三七〇
四〇〇	三三八	八〇〇	四五五	三三三	二四〇〇
四〇五	三四二	八〇〇	四五五	三三三	二四三〇
四一〇	三四六	八〇〇	四五五	三三三	二四六〇
四一五	三五〇	八〇〇	四五五	三三三	二四九〇
四二〇	三五四	八〇〇	四五五	三三三	二五二〇
四二五	三五八	八〇〇	四五五	三三三	二五五〇
四三〇	三六二	八〇〇	四五五	三三三	二五八〇
四三五	三六六	八〇〇	四五五	三三三	二六一〇
四四〇	三七〇	八〇〇	四五五	三三三	二六四〇
四四五	三七四	八〇〇	四五五	三三三	二六七〇
四五〇	三七八	八〇〇	四五五	三三三	二七〇〇
四五五	三八二	八〇〇	四五五	三三三	二七三〇
四六〇	三八六	八〇〇	四五五	三三三	二七六〇
四六五	三九〇	八〇〇	四五五	三三三	二七九〇
四七〇	三九四	八〇〇	四五五	三三三	二八二〇
四七五	三九八	八〇〇	四五五	三三三	二八五〇
四八〇	四〇二	八〇〇	四五五	三三三	二八八〇
四八五	四〇六	八〇〇	四五五	三三三	二九一〇
四九〇	四一〇	八〇〇	四五五	三三三	二九四〇
四九五	四一四	八〇〇	四五五	三三三	二九七〇
五〇〇	四一八	八〇〇	四五五	三三三	三〇〇〇
五〇五	四二二	八〇〇	四五五	三三三	三〇三〇
五一〇	四二六	八〇〇	四五五	三三三	三〇六〇
五一五	四三〇	八〇〇	四五五	三三三	三〇九〇
五二〇	四三四	八〇〇	四五五	三三三	三一二〇
五二五	四三八	八〇〇	四五五		



牲畜流通に関する調査

區間別貨車運賃表

區間	運賃	距離
鎮江—上海	(車扱一〇一噸 二九・二六) (小口扱一〇一噸 二一・一六)	二四二軒
鎮江—南京	(車扱一〇一噸 二九・二六) (小口扱一〇一噸 二一・一六)	六九
鎮江—蘇州	(車扱一〇一噸 二九・二六) (小口扱一〇一噸 二一・一六)	一五六
鎮江—嘉興	(車扱一〇一噸 二九・二六) (小口扱一〇一噸 二一・一六)	七四
鎮江—杭州	(車扱一〇一噸 二九・二六) (小口扱一〇一噸 二一・一六)	九一

1、鎮江—上海間種別運賃表

種類別	小口扱料金	積載數量	一頭當り料金	摘	要
水牛	一五〇・八	一三頭	九・一六		
黄牛	一五〇・八	一五頭	七・九四		
豚類	一五〇・八	五〇頭	二・三九		
羊類	一五〇・八	九〇頭	一・三三		
白肉	一五〇・八	二頭分	一〇・六	一頭分五〇斤として算出す	
鶏	一〇九・九二	八〇籠	一羽當り七・〇		一籠八〇斤入(冬期三羽、夏期三羽)として算出す

2、鎮江—南京間種別運賃表

種類別	小口扱料金	積載數量	一頭當り料金	摘	要
水牛	一五〇・八	一三頭	九・一六		
黄牛	一五〇・八	一五頭	七・九四		
豚類	一五〇・八	五〇頭	二・三九		
羊類	一五〇・八	九〇頭	一・三三		
白肉	一五〇・八	二頭分	一〇・六	一頭分五〇斤として算出す	
鶏	一〇九・九二	八〇籠	一羽當り七・〇		一籠八〇斤入(冬期三羽、夏期三羽)として算出す

3、鎮江—蘇州間種別運賃表

種類別	小口扱料金	積載數量	一頭當り料金	摘	要
水牛	一五〇・八	一三頭	九・一六		
黄牛	一五〇・八	一五頭	七・九四		
豚類	一五〇・八	五〇頭	二・三九		
羊類	一五〇・八	九〇頭	一・三三		
白肉	一五〇・八	二頭分	一〇・六	一頭分五〇斤として算出す	
鶏	一〇九・九二	八〇籠	一羽當り七・〇		一籠八〇斤入(冬期三羽、夏期三羽)として算出す

牲畜流通に関する調査

4、鎮江—杭州間種別運賃表

種類別	種別	積載量	一頭當り料金	摘	要
黄牛	一五種貨車	一五頭	五・六四		
豚	二種減	五〇頭	一・六九		
羊	〃	九〇頭	〇・九四		
白肉	車扱減額なし	二頭分	〇・七五	一頭分五〇斤として算出す	
〃	小口扱増	〃	〃		
〃	一〇〇斤當り	〃	〃		
鶏	車扱三割減	八〇籠	四・九		
〃	小口扱五割増	二・五籠	四・五	一籠八〇斤入(冬期三羽、二期二羽として算出す)	
〃	一〇〇斤當り	八〇籠	四・九		
〃	〃	二・五籠	四・五		
〃	〃	八〇籠	四・九		
〃	〃	二・五籠	四・五		
〃	〃	八〇籠	七・五		
〃	〃	二・五籠	七・〇		
水牛	一五種貨車	一三頭	一四・五四		
〃	二種減	一五頭	二・六〇		
〃	〃	五〇頭	三・七八		
〃	〃	九〇頭	二・一〇		
〃	車扱減額なし	二頭分	一・七〇	一頭分五〇斤として算出す	
〃	小口扱増	〃	〃		
〃	一〇〇斤當り	八〇籠	一〇・九		
〃	〃	二・五籠	一〇・二	一籠八〇斤入(冬期三羽、二期二羽として算出す)	

種別	種別	積載量	一頭當り料金	摘	要
鷓鴣	〃	八〇籠	一〇・九		
〃	〃	二・五籠	一〇・二		
鷓鴣	〃	八〇籠	一六・七		
〃	〃	二・五籠	一五・九		
鷓鴣	〃	八〇籠	一七四・四八		
〃	〃	二・五籠	一七四・四八		
鷓鴣	〃	八〇籠	一七四・四八		
〃	〃	二・五籠	一七四・四八		
鷓鴣	〃	八〇籠	一七四・四八		
〃	〃	二・五籠	一七四・四八		

一籠八〇斤三羽入として算出す

牲畜流通に関する調査

### 蒙疆二炭田調査中間報告

はしがき

一、本資料は、昭和十七年十二月、在張家口大日本帝國大使館事務所より「昭和十七年度重要國防資源調査第二班、錫林郭勒盟西烏珠穆沁炭田調査中間報告、察南隊鹿縣上花園炭田調査中間報告」として送付されたる報文なり。  
 二、本報文は、昭和十七年度興亞院蒙疆連絡部重要國防資源調査計畫に基き、商工省地質調査所技師田中元之進により實施されたる調査中間報告なり。

#### 一、錫林郭勒盟西烏珠穆沁炭田調査中間報告

班長	(鑛床調査)	興亞院嘱託	田中元之進
	(調査助手)	商工省地質調査所技師	和田伍男
	(地形測量)	興亞院蒙疆連絡部	井上登
	(測量助手)		井出口治
	(運轉手)		樋口行雄
	(通譯)	阿巴嘎中學校生徒	チヨイヂオソル
(一) 調査地域			

錫林郭勒盟西烏珠穆沁王府南西、ハエラハン山脈北麓よりゴロホンオボに亘る地域。

#### (二) 調査期間

自昭和十七年八月十八日  
至同 十月十七日 六十一日間

#### (三) 位置及交通

西烏珠穆沁炭田は西烏珠穆沁王府の南西直距離約九軒、ハエラハン山脈の西端北麓にあり。其の露天掘跡は同王府より貝子廟に至る道路の南側約百米にありて王府よりはトラックにより二十分にて達し得。

#### (四) 地形及地質

調査地域の南部は東西に連互せる地形稍、急峻なるハエラハン山脈にして、北部はゴロホンオボ山地なり。前者は主として珪岩石灰岩及砂質粘板岩等よりなり、走向略、東西、傾斜北へ七十度内外にして其の主峯ハエラハン(海拔一、二二二米)は全山珪岩よりなり奇岩突兀たり。後者は略、東西に並列せる孤立山地をなし粗面安山岩よりなる。産炭地は之等兩山地間に挟まれたる緩斜地のハエラハン山脈寄りにありて傾斜北へ五度内外にして、厚さ一米乃至四米に達する砂質黄土に覆はれ、岩石の露出なし。其の略、中央部に存する露天掘跡も殆ど埋没し、僅かに近時掘下せる北縁に於てのみ炭層の上位層たる暗灰色頁岩、砂質頁岩及灰色砂岩の露出あるに過ぎず、走向北六十五度西、傾斜北へ四十五度なり。露天掘跡は西北西に長徑を有する楕圓形をなし、長徑約百米、短徑約五十米なり。露天掘跡の東西兩縁及走向延長上に於ける掘割に於て、夾炭層は主として、灰色乃至暗灰色頁岩及砂質頁岩の互層にして、灰色砂岩層は炭層の上盤及下盤に近く介在せられ、其の直上地表には砂岩岩片散點し、炭層賦存範圍を暗示するもの

如し。之等の掘割部に於ける夾炭層の走向は略、北六十五度西、傾斜北へ二十度内外なるを概とす。夾炭層中に包蔵せらるる Cladophlebis 其の他の植物破片より判ずるに恐らく下部白堊紀乃至侏羅紀に屬するものなるべし。

(五) 炭層

(イ) 賦存状況

露天掘跡の西縁に沿ふ掘割に於ては表土一・五米内外にして約六米を隔て下位は厚さ約七米、上位に約十米に達する二炭層を見るも、露天掘の東縁に於ては表土より厚く、炭層は一層となり、其の厚さ數米、更に東方約五十米地帯に於ては其の半以下となる。露天掘の西端以西は炭層は西上りとなりて約二十米にして尖滅し、其の西方に於ける切割には全く炭層の賦存を見ず。

(ロ) 炭質

露天掘の西端及中央部に於ける石炭は黒色光澤著しく、炭質脆弱にして採取に際し容易に破碎され揮散以上ものを得ること困難なり。更に以東は粉炭多く光澤なく暗褐色を呈する部分あり。黒色光澤強きものを試燃するに火着稍、困難、焰及臭氣殆どなく、發熱量稍、劣り灰分多し。

(ハ) 埋藏量

露天掘の西端に於ける炭層の厚さ約十七米に及ぶと雖も西方への延長なく、東部程其の厚さを減じ、品質も亦低下す。炭層は露天掘の北邊より傾斜の度を増し四十五度内外となる。炭層の傾斜方向延長及走向延長を略、等しきものとすれば其の埋藏量は數十萬噸と推定さる。

(六) 要約

本炭田の炭質は優秀ならざれども普通の燃料としての價值あるも其の埋藏量も僅少且交通不便にして他地方への搬出容易ならざるを以て大規模の採掘を必要とせず。然れ共該地方は燃料乏しく貝子廟より搬入せる現状なるを以て、當地方に於ては勿論、其の他滿洲國林西方面に於ても本炭田の開発を要望すること切なり。故に速に之れが採掘に着手し地方的需要を充すべきものなり。且本炭田は露天掘にて容易に採炭し得られ、冬季嚴寒の候は北部地區の坑内掘を實施すれば季節に關係なく出炭し得らる。又早急の出炭を要する際は露天掘の西邊部に於て採掘すれば容易に其の要望を充すことを得べし。

二、察南涿鹿縣上花園炭田調査中間報告

班 長	(鑛床調査)	興亞院 屬託	田 中 元 之 進
(調査助手)	興亞院 屬託	興亞院 蒙疆連絡部	黒 澤 武 市
(通 譯)			職 心 田

(一) 調査地域

察南涿鹿縣下花園炭田(花園炭礦及寶興炭礦地域)の北西に聳立する玉帶山より以西厚豊炭礦並に磁炮峯部落に亘る地域。



(二) 調査期間

自昭和十七年 十月二十三日 至同 十二月 十一日 五十日間

(三) 位置及交通

調査地域内には産炭地二あり。兩者共最近其の採掘を中止せり。

1 厚質炭礦

本炭礦は調査地域の北西部なる寺兒溝に在りて京包線下花園驛の西方直距離五軒、洋河の南側にあり。洋河は水深浅く人馬の渡河困難ならず、冬季は河水凍結し車馬の通行容易なり。

2 磁砲密炭礦

本炭礦は調査地域の南西隅にありて、前記厚質炭礦の南々東二軒餘、磁砲密部落の南側地區にして便宜上之れを磁砲密炭礦と假稱す。磁砲密部落は下花園驛の西南西直距離約五軒にして同驛よりは花園炭礦及び寶興炭礦第三坑(寶興炭礦事務所所在地)を経て同部落に達する道路あり。下花園驛寶興炭礦第三坑間は自動車を通じ得るも、之れより以西は辛うじて人馬の通行し得る山路に過ぎざるを以て自動車道路の開鑿も亦容易ならざる地形を呈せり。

(四) 地形及地質

調査地域の北東部には玉帶山(海拔一、二六八米、洋河面との比高約四〇〇米)聳立し、略弧狀をなして北東より

南西に連なせり。其の北西斜面は洋河に向ひ急斜し、河岸に於ては特に其の斜傾の度を増し、高さ四、五十米の絶壁をなせる處あり。玉帶山の南東側中腹以上の大部は懸崖をなし登攀困難なるも中腹以下は稍、緩傾斜をなし、其の南側より西側地區は丘陵地帯をなし、南は涿鹿平野となる。

本地域は主として水成岩よりなる層序關係を下位より列記すれば次の如し。

- 1 震旦系
  - 1 石灰岩層 不整合
  - 2 頁岩層 不整合
- 2 中生層
  - 1 花園統
    - 1 砂岩及頁岩互層 (下花園炭田及厚質炭礦夾炭層) 不整合
    - 2 礫岩層
  - 2 玉帶統
    - 1 角礫凝灰岩、凝灰岩及頁岩互層
    - 2 鞍山岩質集塊岩 (角礫凝灰岩層及輝石鞍山岩を夾む)
    - 3 砂岩及頁岩互層 (磁砲密炭層)
- 3 更新層
  - 1 礫岩層 (時代未詳) 不整合
  - 2 黄土層
  - 3 砂礫層
- 4 現世層
  - 1 砂礫層

中生層の(8)(5)(6)(7)中に含有せらるる、Charophytes 其の他の植物破片より判するに、恐らく之等は下部白堊紀乃至侏羅紀層なるべし。

火成岩の分布は局部的にして調査地域の北東部に於ける(3)(4)(5)及(6)中に岩床として貫入せるもの及調査地域の全域に亘る断層面及乗上げ断層面に沿ひて進入せる粗粒玄武岩のみにして、其の貫入は恐らく下部白堊紀

なりと思考す。

頁岩層(2)は下花園炭田の東及南側を始め、調査地域の南及北西側に廣く分布し、更に南西に連亘せり。本岩は非薄にして剝離し易く黄綠色、青綠色、暗赤色及黒色等を頁岩の五層にして、其の上部即ち夾炭層に接する部は厚さ二、三十米乃至百米に達する黒色頁岩層にして油分を含有す。調査地域・北西部なる康家溝に於て採集せる試料の分析結果次の如し。(北支那開發株式會社分析、分析試料五箇を平均せるものを示す)

残滓	油分	瓦斯液
九五・七%	〇・八%	二・七%

(五) 炭層

1 厚豐炭層

(イ) 賦存状況

夾炭層は主として灰色乃至暗灰色頁岩及灰色砂岩の五層より成り、屢、赤褐色硬質頁岩又は砂岩層を夾む。本層は黒色頁岩層(2)と整合にして下花園炭田に於ける礫岩層(4)を缺き、帯緑灰色凝灰質砂岩及頁岩層(5)に不整合的に被覆せられ、走向略、北七十度東、傾斜南々東へ四十度内外なり。本層の分布區域は狭少にして寺兒溝に於ける東西約二百米地域(A)と其の東方洋河に近き延長約三十米の地域(B)とに過ぎざるを以て野外に於ては炭層の賦存状況を詳かにすること困難なり。炭層は夾炭層の下部に賦存し、東部地區(B)の露頭を掘下して厚さ四十種及夫より數米上位に厚さ二十五種なる二炭層を見たり。寺兒溝西部(A)露頭に於ても前者と同様夾炭層の下部に二炭層

賦存すれどもその厚さ二十種以下なり。

本地域には數ヶ所に試掘坑あれども入坑可能のものは傾斜北西三十度内外の斜坑一あるのみ。その坑口より二十一米先は崩壊し炭層は露れず、土民の談によれば二年前採掘し、炭層の厚さ約〇・六米、冬季のみ稼行し賣炭せりと。前記(A)(B)兩地域の略、中間、寺兒溝の南側山麓に豎坑あり。寶興炭礦技師長王氏の談に依れば、本坑に於ては日産六十噸に及び、最近東滿洲産業株式會社の經營する處となるも出炭するに至らずして中止せりと云ふ。豎坑の深さ約百米、炭層は一層にして其の厚さ約三米、粉炭多く、炭質は有煙炭にして下花園炭田のものより稍劣質なり。

寺兒溝の南西方山地は礫層に被覆せらる。其の西側の康家溝に於ては夾炭層の厚さ數米にして掘削の結果斜坑口跡を發見し炭層の一部を檢したり。土民の談によれば、本坑は約四十年前のものにして、約三十米にして厚さ一・五米なる炭層に達したるも當時交通不便且其の價格低廉なりしたため中止せりと云ふ。

(ロ) 炭質

露頭部に於ける石炭は粉末にして其の炭質の判定困難なれども、試掘坑附近より得たるものは下花園炭田のものより稍劣れる有煙炭なり。

(ハ) 埋藏量

夾炭層の露出地域狭少且舊坑内の調査不可能なるを以て今直に其の埋藏量を算出すること困難なり。豎坑より北東への延長可能なれども其の延長を推知し得る資料なし。寺兒溝より西南西二軒餘の地點に於ては夾炭層の下盤と



上盤とは相接するを以て西南西へは大なる延長ありと言ひ難し。然れども該夾炭層は下花園炭礦と略、同一層位にして向斜構造をなすを以て兩炭層は連続する可能性あり。從而兩者間の距離三・五軒乃至四軒なるを以て大なるを期待し得べし。

2 磁炮密炭礦

夾炭層は主として灰色、暗灰色、黒色及綠色頁岩及灰色又は灰白色砂岩の五層にして、暗赤色砂岩及頁岩層を挟有し略、中央部に灰白色石英砂岩層及礫岩層を夾む。本層は甚しく褶曲作用を蒙れるも走向略、東北東—西南西、傾斜南々東四十五度内外なること多し。本層中には數多の炭質頁岩の薄層を介するも石炭として價值あるものなし。該炭層の走向延長約一・五軒間には數十の試掘坑存するも何れも崩壊埋没し入坑し得るもの皆無なり。磁炮密部落の南側に於て昭和十六年より同十七年一月まで東滿洲産業株式會社により線行せられたる斜坑あり。村長の語る處によれば、同斜坑の延長約百米、劣等炭約三萬斤を採掘したれども、主として粉末又は細片にして鑄を使用して辛ふじて燃焼する程度のものにして火力弱きを以て土民は下花園炭と混じり使用し居りたるものにして石炭としての價值渺なし。

(六) 要 約

1 下花園炭田の夾炭層と厚豊炭礦の夫とは略、同一層位にあり、傾斜緩なる向斜構造をなす、前者は主要炭層三層を數へ得るも、後者は一又は二あるのみなるも兩炭層は連続する可能性あり。尙本地域は交通至便なるを以て速に康家溝及寺兒溝に於ける舊坑を開坑し、其の炭層賦存状況を明にし、次に其の結果により堅坑の排水、開坑を實施して

精査したる上適宜の採掘計畫を樹立すべきものなり。

- 2 磁炮密炭礦は炭層賦存状況に炭質より、現下に於ては全然價值なきものと判定す。
- 3 寶興炭礦は第一乃至第四坑を開鑿し、現に採掘中にして走向方向には延長大なるを期待し得されども傾斜方向には有望なるを以て今後苦力の増員を得ば出炭増加容易なるべし。
- 4 花園炭礦の主要出炭坑たる花園坑は發火區域の密閉を嚴にし、採掘は主として傾斜方向に進むと共に北方へも掘進して炭層の北方延長状況を精査し、玉帶坑の將來性の判定に資すべきなり。第一坑に第二玉帶坑に於ては夾炭層の擾亂竝に粗粒玄武岩の貫入稍著しく、炭層の夾みは増加する傾向ありて炭層の北縁に近きやの感なしとせず。故に之等主坑道開鑿に先立ち、坑の内外、特に其の四近に存する數多の舊坑内に於ける状況を精査するを要す。
- 5 夾炭層の下位の黒色頁岩は前記の如く含油量僅少なるも、交通至便なる地域に賦存し、産炭地を控へ、埋藏量多く、且其の後更に良礦を夏家溝北部に於て採集し得たるを以て、今後尙一層本岩層地域の精査は望まじきことなり。



# 上海に於ける損害保険調査

はしがき

一、本資料は、昭和十七年十二月、在上海帝國大使館事務所より中調聯資料第四五九號、金融財政資料第五一號として送付されたり。  
二、本資料の調査担当者、華中火災保險協會執行本部なり。

## 内 容

- 第一章 緒論
- 第二章 本邦保險會社
  - 第一節 第二次上海事變前迄の状態
  - 第二節 第二次上海事變以後大東亞戰爭勃發前迄の状態
  - 第三節 大東亞戰爭後の状態
  - 第四節 保險會社設立計畫
- 第三章 支那人會社
  - 第一節 第二次上海事變前迄の状態
  - 第二節 第二次上海事變後大東亞戰爭前迄の状態
  - 第三節 大東亞戰爭後の状態
  - 第四節 支那保險會社と出資關係
  - 第五節 支那會社の對日再保取引
- 第六節 支那會社の業績
- 第四章 外人會社
  - 第一節 大東亞戰爭前
  - 第二節 大東亞戰爭後
- 第五章 保險協會
  - 第一節 本邦各種保險協會
  - 第二項 上海日本人損害保險協會
  - 第三項 華中火災保險協會
  - 第四項 海上保險協會
  - 第五項 損害保險協會
- 第六節 邦人側協會改組案
- 第七節 外人側協會

## 附表

- 第一項 上海火災保險協會（外人）
  - 第二項 上海海上保險協會
  - 第三項 北支那自動車保險協會
  - 第四項 支那側協會
  - 第五項 本邦會社の對歐策
  - 第六項 保險業法
  - 第七項 日支事變に於ける戰爭其他の特殊危險
  - 第八項 傷害並に旅行傷害保險とテロ危險
  - 第九項 海上運送保險に於ける戰爭危險並に盜難其他の特殊危險
  - 第十項 抗日テロ放火事件
  - 第十一项 抗日テロ土匪賊による特別危險に就て
- 
- 第一 大東亞戰爭前英米會社營業成績
  - 第二 敵國承會社監督官表
  - 第三 敵國承會社清算受託者一覽表
  - 第四 大東亞戰爭後（昭和一七年八月迄）外國會社一覽表
  - 第五 上海火災保險協會歷代委員長委員一覽表
  - 第六 西曆一九〇一年海上保險協會一覽表
  - 第七 上海海上保險協會定款料率表（一九〇一年度）一覽表
  - 第八 上海海上保險協會委員長副委員長
  - 第九 北支那自動車保險協會委員長副委員長一覽表

## 第一章 緒 論

中支に於ける外人及華人損害保險會社の現狀を述べ、之に對する吾が方の諸對策を考究するに當つては「温古知新」の古諺に則り、先づ中支に於ける損害保險業の過去を回顧檢討し、以て現狀及將來を論ずるの要ある可きを認め、中支中樞の地たる上海に於ける損害保險界一般の概説を試むることとせり。

願ふに吾が邦損害保險業者の對支進出は先づ明治火災保險株式會社（現明治火災海上保險株式會社）が、明治二十七年三井物産合名會社（現三井物産株式會社）を代理店とし、上海に於て火災保險業を營めるを以て嚆矢とするも、保



險會社直接營業所としては日本海上保險會社（現日本海上火災保險株式會社）が明治二十九年上海に營業所を開設しを以てその濫觴とす。

然る處、外人側に在りては阿片戰爭前即百餘年の西曆一八三五年（天保六年即皇紀二四九五年）廣東に於て資本金五萬弗を以て設立せられたるユニオン・インシュアランス・ソサイチーが西曆一八六八年（明治元年即皇紀二五二八年）即ち本邦最古參の保險會社たる東京海上火災保險會社の誕生前十二年、又前記明治火災社の上海進出に先立つこと二十七年、已に上海に支店を設置したるのみならず、怡和洋行の如きも西曆一八五〇年代即九十年前已に英國會社數社の代理店を引受け來れるが、爾餘の米、佛系業者の進出は遙かに後の時代に屬す。

此間に在りて支那會社は光緒十三年、仁濟和保險公司の前身たる仁和、濟和兩保險公司の設立に次いで光緒三十一年華興保險公司翌三十二年華安水火保險公司の設立を見しが、民國に入りてより支那會社の設立せらるゝもの相次ぎ、現在會社中民國三十年即昭和十六年末迄の設立に拘はるもの二十三社に及べり。

而して第二次上海事變後殊に大東亞戰爭後に於ける中支損害保險業界はその全貌を更め、英米等の敵國系會社が日本軍當局の命に依り清算のこととなるや、邦人業者に於ては機構の擴大充實を圖るもの、營業の再開をなすもの、或は新たに進出するものあり、支那側に在りても小資本に依る新會社の設立相次ぎ、之が濫設の風潮は當業務の經濟的使命に之が有する公共性社會性に想到する時、識者をして甚だ數く寒心せしむるものあるに至れり。

## 第二章 本邦保險會社

從來本邦朝野の士は軍事並に政治的のみならず經濟的にも滿洲及北支を重視し、中南支特に中支の如きは經濟上重要な地歩を占め、全地域産業上の開發は向後日滿支間經濟提携上到底輕視する能はざるものあるに拘はらず、兎角輕視せられし憾みあり。吾が邦國防上より云へば或は滿洲を以てその第一線とすべきものありしとは云へ、經濟上より云へば肥沃廣大なるヒンタラントを有する中支こそ當に最大の關心を寄せらる可く、之が開發に依る吾が邦經濟力の培養こそ國防の完璧を期し得る所以なる可きに不拘、一般的に本邦經濟人としても今次事變前迄何れかと云へば滿洲及北支偏重の嫌あり、中支への進出兎角活潑を缺きしが吾が損害保險業にありても、滿洲及北支への進出畫策目醒しきものありしに對比し、中支にありては時に寧ろ退却の憾みさへありしは此間政治的事情にも因るものあり、情勢上誠に止むを得ざるものありとは云へ、今日に至りて中支現在の重要性を考ふる時轉た今昔の感禁じ難きものあるを覺ゆ。

### 第一節 第二次上海事變前迄の狀態

前述の如く本邦損害保險業者の對支進出は、明治二十七年明治火災保險株式會社が三井物産合名會社を代理店として營業を開始するを以て嚆矢とするも、保險會社の直接營業所としては明治二十九年日本海上保險株式會社の上海營業所開設を以て最古とす。

而して其後多大の間隔ありて、扶桑海上火災保險株式會社（現住友海上社）の出張所開設あり、東京海上火災保險株式會社は怡和洋行保險部の主任たる經歷を有せし一英人を支配人とし、英國のコーンヒル及伊太利のゼネラルと共に三社のジョイント・ブランチ・オフィスを開設し、専ら外支人物件への進出を策する所あり。又大阪海上火災保險

上海に於ける損害保険調査

一一三

株式会社は當時の日清汽船ビル内に大阪商船會社と相住居の出張所を設置し、専ら海上保険を取扱ひ、横濱火災海上運送信用保険株式會社は共同火災保險株式會社とジョイント・オフィスを設けて専ら海上保險の獲得に努めたるあり(註大阪、横濱、共同三社の火災保險業務は専ら總代理店三井洋行の取扱に拘れり)而して此間に在りて三井物産、三菱商事、大倉商事、江南及鈴木商店等は何れも代理業者として本邦保險業の對支上重要な役割を演ぜり。第二次上海事變前に於ける當地本邦業者を列示せば左の如し。

(イ) 會社直接營業所を有せるもの

會社名	開設年月日	營業所名
日本海上社	明治一九年	上海支店
扶桑海上社	大正八年	上海出張所
東京海上社	大正一五年	上海出張所
共同火災社	自大正一一年	上海出張所
横濱火災社	至昭和七年	上海出張所
神戸海上社	昭和二年	上海出張所
(ロ) 代理店經由營業せるもの		
會社名	營業開始	代理店名
明治火災會社	明治二七年	三井洋行(火災)

東京海上火災社	明治三九年	〃	(火災海上)
共同火災社	〃	〃	(火災)
日本火災社	〃	〃	(火災)
東京火災社	明治四二年	〃	(火災)
千代田火災社	大正四年	〃	(火災)
横濱火災社	〃	〃	(火災)
神戸海上社	大正五年	〃	(火災)
大阪海上社	大正(不詳)	鈴木商店(海上)	
大阪海上社	大正六年	大阪商船(本社駐在員あり)	(海上)
同	〃	三井洋行(火災)	
大正海上社	〃	〃	(火災、海上)
三菱海上社	大正二年	三菱公司(同上)	
日本共立社	大正二二年	江商(本社駐在員あり)	(火災)
大倉火災社		大倉洋行(火災)	
帝國海上社		ユニオンカントン(海上)	
東洋海上社	大正(不詳)	鈴木商店(海上)	

上海に於ける損害保險調査

一一三

上海に於ける損害保険調査

一一四

○ ○ 火災社 大正一二年 不詳 國際運輸(海上) 不詳(火災)

但同社は横濱正金銀行ビル内に事務所を有する某外人を代理店とし専ら華人物件の獲得に努めたるが所謂華人紹介人の喰物になり營業失敗に終り幾何もなくして閉鎖せり。

往時當地に於ては邦人の經濟的發達振はず、本邦保險業者の業務の對象たるべき被保險物件も亦其量に於て満足すべきものなく、邦人業者は買辦及紹介人を使用し、廣く華人物件へも染手し、成績相當見る可きものありたりと云ふ。今三井物産會社の過去の記録により、往時に於ける邦人業者の營業を回顧するに、華人大口物件として左記の如きものあり、以て當時に於ける華人物件に對する邦人業者進出狀況の一斑を窺知するを得ん。

(イ) 火災 保險

物件名	所在地	備考
寶成紗廠第一、二廠	上海勞動生路	現日華紡喜和工場
華豐、紗廠	吳淞	現日華紡吳淞工場
恒豐紗廠	上海楊樹浦	現大康紡受託工場
大豐紗廠	上海閘北	現同興紡經營
中新紗廠第一廠	上海白利南路	現豐田紡受託工場
同(第五廠) (舊德大紗廠)	上海華德路	現裕豐紡受託經營

上海印染紡織廠	同	同
統益紗廠	上海閘北	印度商店(TaTa X Sons)經營
三新紗廠	上海楊樹浦	廢廠
鼎新紗廠	上海閘北	現東華紡經營
大生紗廠第一、二廠	南通	現公大紗廠經營
和豐紗廠	寧波	
麗新紗廠	無錫	現大康紡經營
福新麵粉廠數工場	上海	三興麵粉一部買收は經營
茂新麵粉廠	無錫	
緯成絲廠(數工場)	杭州	現華中蠶絲
同(數工場)	嘉興	同
華達煙公司	上海佛租界	
華成煙公司	上海楊樹浦	
華比煙公司	同	
大有油廠	上海宜昌路	廢廠
竟成造紙廠	蘇州	

上海に於ける損害保險調査

一一五

上海に於ける損害保険調査

中華皮革廠 上海閘北  
 天章造紙廠 浦東  
 (ロ) 海上運送保険

中國銀行

紐育—上海

銀塊

昭和三年二月紐育—上海銀塊百七十萬一千兩積貯アジアチックプリンス號太平洋上行方不明となりし事件あり。折悪しく蔣介石の率ゆる革命軍の北上に依り國際關係緊張し、日支間風雲亦甚だ急なるものありしため、同行は日本側會社が當時の情勢下に在りてよく損失填補金支拂に應ずるや多大の不安憂慮を抱き居たる際東京海上社は深く之を支拂ひ、支那例をして感激せしめたることあり。

綽成公司 上海—米・佛 生絲  
 人蔘商組合 牛莊—上海 人蔘  
 滿商 上海—奧地 現金  
 奧地—上海 滿

然し乍ら其後對支二十一ヶ條の強硬要求に端を發せる排日運動を機軸とし、或は五卅事件による排外運動滿洲事件による抗日排日事件等相次いで起り、他方三民主義國貨提倡運動の機軸は華人物件の對外人會社附保を阻止する事となり、殊に一般華人は排日抗日意識に加ふるに英米等の策動に踊らされ、紹介人は漸次本邦商社に離反し、日本人商社との取引恐避嫌惡の風潮を生じ、邦人業者の華人物件取扱は漸次凋落の一途を辿り、第二次上海事變前に在りては例外的特殊關係物件を除きては華人契約全滅の破目に陥れりと云ふも過言にあらず。邦人業者の陣容も英米始め諸

外國系の業者に比し遜色餘りに甚敷きものあり。今にして之を思へば邦人業者側當時の華人物件に對する消極的營業方針と共に誠に今昔の感に堪へざるものあり。

第二節 第二次上海事變以後大東亞戰爭勃發前迄の狀態

支那事變が意外に長期戦化するに伴ひ、吾が邦内地にては各種企業に對し統制の手を下さるゝに至りしが、損害保險事業に在りても從來再保の處分を歐米市場に求め居たる所、英米等の對日經濟壓迫の結果此等の再保は之を日本内地にて處理するの必要生ずるに至り、日本損害保險協會と共に東亞火災海上再保險會社の誕生するあり、統制強化の結果は漸次内地營業の甘味も減退し、加ふるに滿洲に於ける當局の態度を見るに直接營業所なき會社の營業は認めぬと云ふにあり。北支亦直接營業所又は本社駐在員の存在を絶対條件とするが如き傾向を生ずるに至り、從來に於ける本邦各社の滿洲、北支偏重の態度は打破せられて、當地市場を旨し進出し來るもの相續ぎ、大東亞戰爭勃發前已に本邦會社の陣容は相當強化せられ華人物件に於て相當活況を呈したるが、時に邦人物件に於て同業者間摩擦を生ずるが如き事象をも見るに至れり。

本邦各社の進出狀態左の如し。

(イ) 直接營業所設置

會社名	營業開始年月日	營業所名
日産火災社	昭和十四年六月	上海事務所
東京火災社	一四年八月	上海營業所

上海に於ける損害保險調査

上海に於ける損害保険調査

東洋火災社	昭和十四年九月	上海營業所
大北火災社	〃 十四年一月	上海營業所
大阪海上社	〃 十四年二月	上海出張所
帝國海上社	〃 十五年二月	上海出張所
日本火災社	〃 十五年七月	上海營業所
帝國火災社	〃 一六年六月	上海營業所
千代田火災社	〃 一六年九月	上海出張所
朝自海上社	〃 一六年九月	上海出張所
(ロ) 代理店設置		
東洋海上社	昭和十三年七月	日商株式會社
辰馬海上社	〃 十五年二月	興華運輸公司
福壽火災社	〃 一六年六月	合同百貨店
太平洋海上社	〃 一六年九月	加藤物産會社

而して此間に在りて前述の通り、本邦内地に於ける保險業統制の手は漸次當地にも及ぼさるゝに至り、殊に「在外物件再保險機構」の制定に當りては、當地に於ける各社の自由放漫なる營業を許さず、嚴肅なる協定勳行を絕對條件とすとなし、本社側において十六年十一月を期し新たに邦人側の協會を結成し、協定の遵守を實行せしめんとせし

が、現地側は外支業者を埒外に置ける邦人側のみ協定は徒に邦人業者の自縛自縛なる可きを高調し、協定實施の延期を要望する所あり、有耶無耶の裡に大東亞戰爭の勃發を見るに至れり。

次に此期間に在りて業者が最も關心を有したるは「テロ危険」と「支那棉花火保プール」の問題なりき。就ては「テロ危険」に關しては別に章を改めて之を記述することとし、爰には「棉花プール」に就き概説せん。

支那事變の長期戦化するに従ひ、英米並にその與國は漸次本邦に對し經濟壓迫の魔手を伸ばし來り、他方船腹の拂底と相俟つて外棉の輸入愈々困難となるに及び、支那棉花は戰時重要物資として登場し來りし處、北支に於ける支那棉の火災保險は累年の成績甚だ芳しからず、夙に「北支棉花火保プール」結成せられ居たる所附保金額増大し、從來のプール合員のみにては之が消化不能となりしため、右プールを改組し合員を増加するの要生ずるに及び一躍「北中支棉花保プール」と化し、從來好成绩を擧げ來れる中支棉をも一括成績不良なりし北支棉と同一の取扱をなすに至り、加之當地の特殊通貨事情を考へず、保險金は軍票一本建に限定し、又保險期間は之を一ヶ月に限定する等荷主側として受諾し難き保險者獨善的の條件を決定提示し來りしのみならず、更に保險金引受限度の不足、プール事務の内地處理等荷主側に多大の不利不便なるのみならず、極度の不安をも與ふるに至り、餘りにも一般産業の補助機關たる使命に無自覺なるが如き非難あり。現地に在りては保險者荷主間多大の紛糾を生ずるに至れり。特に漢口に在りては軍棉を對象とする關係上軍部も之に容喙し、相當長期間の紛糾を重ね之が解決至難を極めたりと仄聞せり。

第三節 大東亞戰爭後

過去七十有餘年に亘り、中支を以て最大樞要なる根據とし積極的活動を續け來れる英米等敵國系保險會社が大東亞上海に於ける損害保險調査

戦争を機軸として全然その營業を封じられ、惹いては清算管理のこととなるや一方之に代はる可く多數の支那會社の勃興を見るに至りしが、他方本邦側に於ても既進出會社の陣容強化、未進出會社の登場等邦人業界亦甚だ股賑を呈し來るに至れり。

大戦後の進出會社を列示せば左の如し。

(イ) 直接營業所設置

大倉火災社	昭和一七年三月	上海出張所
太平洋海上社	一七年六月	上海出張所
三菱海上社	一七年六月	上海出張所
大正海上社	一七年八月	上海出張所
(ロ) 代理店設置		なし

而して本邦各社は大戦後の特殊事情に恵まれ、各社共殆ど例外なく支那人及第三國人契約も相當集まり、營業活況を呈せしが三月一日華中火災保險協會設立せられ、突如として吾が邦業者丈け一方的に協會の規定遵守勸行のこととなるや、支那人及外人紹介人は漸次吾が邦業者を疎んじ始め徒に支那側及第三國側業者をして漁夫の利を得せしむるに至れり。

而して此間に在りて吾が邦業者の方に在りては、外支人會社との協調に、或は挑戰的體制の促進に凝議を重ねたる

も成果を得るに至らず、華人物件への新規進出は愚か既存の地盤さへ漸次外華業者の蠶食に委するの外なきに至れり。この問題に關聯し華中火災保險協會の組織に就ては別に之を論ずることとせん。

尙大戦後邦人業者は興亞院當局の委嘱を受け、或は敵國系保險會社への會計監督官として、或は之が清算管理事務の受託者として奉仕するの光榮を擔ひ夫々之が運営上萬遺漏なきを期せり。

第四節 保險會社設立計畫

日支事變の進展に伴ひ、吾が損害保險業にありても英米勢力の驅逐、東亞新秩序建設の線に副ふ可く、既設本邦保險會社の陣容強化或は新規進出を見、漸次彼等に代はり華人物件に對する活躍目醒しきものあるに至れるが、此間邦人側に在りても地場會社設立の氣運漸次擡頭し來り、巷間數箇の計畫噂せらるゝ所ありしが最近迄に具體化せるもの左の如し。

一、三井系損害保險會社

三井物産會社に在りては本邦保險業對支進出のバイオニヤとして過去五十年に垂んとする經驗あり。所謂三井保險の老牌子と支那各地に擴がれる營業網の利用により華人物件への大飛躍を試みる可く新會社を設立し、以て代理業業務による活動力の不足を補強せんがため昭和十五年以來着々之が計畫を進め居たる處、昭和十六年一月興亞院華中連絡部宛正式に企業許可願を提出し本年八月その許可に接せり。

因に同社は三井火災海上保險株式會社と稱し、資本金一千萬圓にして出資割合は三井物産會社七割五分、大正海上社二割五分の純日本人會社にして本店を上海に置き漸次南方共榮圏へ進出の趣旨の下に計畫せられたるものなり。





上海に於ける損害保険調査

二、安田系損害保險會社

一一三

安田系に在りては日支合辦による吾が邦損害保險業の對支進出を期す可く、其傘下に在る帝國海上及東京火災社等を中心とし、神戸の華僑（歸化日本人）陳源來氏と提携し、昭和十六年以來立案中の處前記三井系會社と共に本年八月當局の企業許可を得たり。

因に同社は安利保險公司と稱し、本店を上海に置き資本金儲備券一千萬弗日本法人にして出資割合は日華折半の了解なりと云ふ。

三、三菱系損害保險會社

東京海上社に在りては太平保險公司と提携し、所謂三菱系の日華合辦會社を設立す可く、本春來支那側と折衝中の處成案を得て目下當局に許可申請中なりと云ふ。

因に同社は通惠保險公司と稱し、本店を上海に置く中國法人にして、資本儲備券一千萬弗、邦人側は東京海上社其他の三菱系會社、支那側は太平保險、金城銀行を始め、其他の保險會社及銀行を參加せしめ居り、先づ再保險營業より開始し漸次直接契約の趣旨の下に立案せられたり。

第三章 支那人保險會社

英人保險會社を以てパイオニヤとする支那保險市場に出現せる最初の支那人保險會社は、光緒十三年（一八八六年）創立を見たる仁和保險公司及濟和保險公司の兩社とす（右兩社は其後合併して仁濟和保險公司となり引續き營業

中なりしも數年前其委を没せり）然れ共現存せる支那人會社中に在りては、光緒三十一年（一九〇四年）設立せられたる華興保險公司及翌三十二年の華安水火保險公司の兩社を以て最古多とするも、民國年間に入りてより會社の設立相次ぐに至り、民國三十年即昭和十六年末迄の會社數二十九社に上れり。然れ共大東亞戰爭後英米系會社の總退却を機會に群小會社が恰も雨後の筍の如く設立計畫せられ、當地業界をして一大混亂状態に陥れしむるに至り、當局の之に對する斷乎たる處置を要望せらるゝに至れり。

第一節 第二次上海事變前迄の狀態

現存せる支那會社中華民國二十六年（昭和十二年）即第二次上海事變前の設立にかゝるものに就き設立年次順に之を列示せば左の如し。

會社名	開業年次	資本金	拂込額	營業種目
上海華興保險公司	光緒三十一年	五〇萬弗	五〇萬弗	火、海、車
華安水火保險公司	同 三十一年	六〇萬弗	六〇萬弗	火、海、船
先施水火保險公司	民國 三年	一〇〇萬弗	三〇萬弗	水、火
上海聯保保險公司	同 四年	三〇〇萬弗	一四三萬弗	火、海、船、車
永安水火保險公司	同 五年	一五〇萬弗	一五〇萬弗	火、海、車
永寧水火保險公司	同 八年	一〇〇萬弗	五〇萬弗	火、海、船
上海中一信託公司保險部	同 一〇年	三〇〇萬弗	三〇〇萬弗	火、海
豐盛保險公司	同 一二年	二〇萬弗	二〇萬弗	火、海、車
海紹水火保險公司	同 一四年	五〇萬弗	二五萬弗	火、海、船
安平保險公司	同 一五年	一〇〇萬弗	七五萬弗	火、海、車

上海に於ける損害保險調査

一一三

上海に於ける損害保険調査

社名	設立年	資本	拂込額	営業種目
大華保險公司	同 一六年	二〇萬弗	二〇萬弗	同
聖泰水火保險公司	同 一七年	一〇〇萬弗	五〇萬弗	同
太平保險公司	同 一八年	五〇〇萬弗	三〇〇萬弗	火、海、船、車
寶豐保險公司	同 二〇年	五〇〇萬弗	五〇萬弗	火、海、車
中國保險公司	同 二〇年	五〇〇萬弗	二五〇萬弗	火、海
泰山保險公司	同 二一年	一〇〇萬弗	一〇〇萬弗	火、海
中國海上意外保險公司	同 二一年	二〇萬弗	二〇萬弗	火、海、傷害
四明保險公司	同 二一年	一〇〇萬弗	五〇萬弗	火、海、車
華商聯合保險公司	同 二二年	八〇萬弗	四〇萬弗	火、海、車
中國天一保險公司	同 二二年	一〇〇萬弗	五〇萬弗	火、海、車
興華保險公司	同 二四年	一〇〇萬弗	五〇萬弗	同
中央信託局保險部	同 二四年	五〇〇萬弗	五〇〇萬弗	同

一一四

扱、右支那會社中には支那銀行又は百貨店の出資によるもの、或は英米系資本との合作によるものあり、英米エキ  
 スパートを顧問とし、その指導の下に業務を運営せるものあり、概ね自己留保を最小限度に止め、英米業者に向つて  
 再保の處分をなし、眞個のアンダーライターと云ふよりも専ら英米依存の手數料稼ぎの類に屬し、寧ろ保險代理業者  
 又は紹介人たるの性格を有する存在なりしと云ふも過言にあらざる可し。  
 而して此間に在りて、一方支那會社は邦人保險會社に對し當時の情勢上排日的敵愾的態度を持したるのみならず、  
 他方邦人會社は支那會社を目して基礎不確實にして經營上信頼し難しとなし、再保險の取引も至極消極的にして再保  
 取引上の實績は一、二の會社を除き絶無と云ふ可し。

第二節 第二次上海事變後大東亞戰爭前迄の狀態

英米の對日華資産凍結に關し日華側も報復的凍結手段を採るあり、他方重慶政府の爲替安定資金固結により、英米  
 系保險會社の對本支店間送金が甚しく不円滑且不利となるに至れるあり、又歐洲戰局の推移に従ひ漸次英國系會社の  
 營業不活潑となるに至れる間隙に乗じ、群小支那會社設立の傾向顯著となりしが、民國二十六年即ち第二次事變後大  
 東亞戰勃發に至る間に正式に登録せられ上海保險公會に入會手續を了せる會社左の如し。

會社名	開業年次	資本金	拂込額	營業種目
長城保險公司	民國一九年	五〇萬弗	二五萬弗	火、海、傷
大東保險公司	同 三〇年	一〇〇萬弗	五〇萬弗	火、海、傷
光華保險公司	同 三〇年	五〇萬弗	二五萬弗	火
大南保險公司	同 三〇年	一〇〇萬弗	五〇萬弗	火、海、傷
華業保險公司	同 三〇年	一〇〇萬弗	一〇〇萬弗	火、海、傷
中華保險公司	同 三〇年	六〇萬弗	三〇萬弗	火、海、車
中央信託公司保險部	同 三〇年	二〇〇萬弗	二〇〇萬弗	火、海、車

第三節 大東亞戰爭後の狀態

昭和十六年十二月八日大東亞戰爭の火蓋切られ、皇軍の租界無血進駐を見るに至るや、興亞院華中連絡部は上海方  
 面陸海軍最高指揮官の依頼により英米系等の敵性保險會社に關し四月十一日附を以て清算を指示する所あり、英米系  
 保險會社は爰に名實共に當地市場より總退却のこととなりし結果、華人間に於ては兼而離離しつゝありし他の要因と  
 相俟つて保險會社設立の機運愈々勃興するに至れり。

上海に於ける損害保險調査

一一五

上海に於ける損害保険調査

一三六

抑、大東亞戦後に於ける租界金融界の顯著なる動向として、從來標金、綿糸布に對する投機又は各種商品の拂底値上りを狙つた、買溜の機會を失つた資金が金利又は商業利潤を目標として新しき出路を求めんとするに至り、此等巨大なる遊資の具體的動向として銀行及錢莊の濫設、工場商店の改組増資、又は新設等相次ぐに至れるが、特に保業に在りても小規模の設立計畫が所謂雨後の筍の如く續出するに至り、當業務の有する社會性公共性に鑑みる時何等かの處理を要せらるゝものあるに至れり。

大東亞戦後に設立せられ正式登記を了せるもの及設立計畫發表せられたるものを列示せば左の如し。

會社名	公稱(儲蓄)金	拂込額(儲蓄)金	開業年月
大南保險公司	五拾萬元	貳拾五萬元	民國卅一年
大業保險公司	貳拾五萬元	拾貳萬五千元	同卅一年
大豐保險公司	貳拾五萬元	貳拾五萬元	同卅一年
寶隆保險公司	壹百五拾萬元	壹百五拾萬元	同卅一年
大安保險公司	六拾萬元	參拾萬元	同卅一年
泰安保險公司	五拾萬元	貳拾五萬元	同卅一年
國華保險公司	五拾萬元	五拾萬元	同卅一年
華泰保險公司	貳拾五萬元	貳拾五萬元	同卅一年
新豐保險公司	五拾萬元	五拾萬元	同卅一年
大新保險公司	貳拾五萬元	貳拾五萬元	同卅一年
中國工業保險公司	壹百五拾萬元	貳拾五萬元	同卅一年
大中保險公司	壹百貳拾五萬元	壹百貳拾五萬元	同卅一年

正平保險公司	五拾萬元	五拾萬元	同卅一年
安海保險公司	貳百五拾萬元	貳百五拾萬元	同卅一年七月廿六日
中國聯業保險公司	壹百貳拾五萬元	壹百貳拾五萬元	同卅一年八月七日
長安保險公司	壹百萬元	壹百萬元	同卅一年七月廿一日
一大保險公司	貳百五拾萬元	貳百萬元	同卅一年七月
裕華保險公司	壹百五拾萬元	壹百五拾萬元	同卅一年九月十五日
建安保險公司	壹百萬元	五拾萬元	同卅一年九月廿一日
和安保險公司	貳百五拾萬元	壹百貳拾五萬元	同卅一年六月十四日
大公保險公司	貳百五拾萬元	壹百貳拾五萬元	同卅一年七月廿五日
大陸保險公司	壹百萬元	五拾萬元	同卅一年六月卅日
金安保險公司	壹百貳拾五萬元	壹百貳拾五萬元	同卅一年六月廿一日
中國利民保險公司	六拾五萬元	參拾壹萬貳千五百元	同卅一年八月三日
振華保險公司	七拾五萬元	七拾五萬元	同卅一年五月廿八日
聯華保險公司	五拾萬元	五拾萬元	同卅一年六月六日
興業保險公司	貳拾五萬元	貳拾五萬元	同卅一年三月
華一保險公司	五拾萬元	五拾萬元	同卅一年六月卅日
華豐保險公司	五拾萬元	五拾萬元	同卅一年九月十四日
中華保險公司	壹百萬元	壹百萬元	同卅一年九月二日
企業保險公司	參百萬元	貳百五拾萬元	同卅一年七月十八日
中南保險公司	參百萬元	參百萬元	同卅一年六月十八日
華平保險公司	壹百萬元	壹百萬元	同卅一年八月廿七日
天平保險公司	壹百萬元	貳百萬元	同卅一年九月卅日

上海に於ける損害保険調査

一二七

上海に於ける損害保険調査

保安保險公司	五拾萬元	五拾萬元	同卅一年九月廿七日
富華保險公司	五百萬元	貳百五十萬元	同卅一年八月六日
同安保險公司	五百萬元	五百萬元	同卅一年六月十日
安業保險公司	貳百萬元	貳百萬元	同卅一年八月廿九日
中國航運保險公司	五百萬元	貳百五十萬元	同卅一年十月三日
大同保險公司	五百萬元	五百萬元	同卅一年九月十五日
五洲保險公司	貳百萬元	貳百萬元	同卅一年九月廿日
久安保險公司	壹百萬元	壹百萬元	同卅一年九月
上海保險公司	貳拾五萬元	貳拾五萬元	同卅一年七月廿日
中國公平保險公司	五拾萬元	五拾萬元	同卅一年七月五日

備考 儲備券に換算記入す

一一八

却説前述の如く、大東亞戰後に於ける支那人保險會社濫設の傾向は強ち之を一般經濟界の必要に基くものと云ふ可からず、從來支那人業者側が擧げ居る年收保險料約八千萬弗乃至一億弗とせば、從來の會社數約三十社を以てするも已に飽和状態にありと云ふ可く、強てその必要を理由付けんとなせば夫れは支那人會社が從來依存せる英米等の再保市場喪失による再保市場の國內開拓にあらざる可からず、支那人會社間に在りて漸次數箇の再保プールの結成せられつつあるは寧ろ當然の歸趨とも云ふ可く、業者間看過す可からざる事實なるも、再保處理のためには別に強力なる再保會社の結成を以て或程度その必要を充たし得べく、殊に同再保會社が本邦側と緊密なる聯繫の下に協調的態度に出づるに於ては十分之が存立を安固ならしめ得べく、斯て支那側業者は相互協調以て業界の健全なる發達をも希求し得べき筈なるに現實の問題として支那人會社濫設の風潮は一部健全なる計畫趣旨に出でたるものを除き概ね下記諸事由に

因るものと云ふ可く、之が濫設の弊に想到する時轉た寒心に不堪ものあり。

支那側新會社濫出の原因として擧げらるゝ事由左の如し。

イ、遊資の利用方法。

ロ、一般商工業閑散の機を利用し性來の射倖心に訴へ一儲けせんとする所謂不健全分子の畫策。

ハ、從來英米系會社に勤務せし華人失職者が求職のために畫策せるもの。

ニ、華人會社従業員が自己榮達のために畫策せるもの。

ホ、華人紹介人が會社重役其他樞要なる地位を獲得せんがための畫策。

ヘ、代理店又は紹介人として保險業を營むよりも一保險會社を經營することが世間的に通りがよいのみならず再保

險手数料の取得に依り、より多額の収益を擧ぐるを得べきこと。

ト、保險業法の實施なきため會社設立營業容易にして出資と雖も必ずしも現金出資を必要とせず所謂見せ金式のものにて間に合ふこと。

チ、從來英米系保險會社が占據せし廣大なる地盤が一般保險市場に放り出されしため英米系會社に代はり之を占有

せんとする獨善的意圖に出でたるもの。

第四節 支那側保險會社と出資關係

最近簇出する支那側保險會社に就ては之が出資關係を探求する事容易の業にあらざれば、差當り大東亞戰前設立せられたる會社にして銀行業者を背景とするものを列記せば左の如し。

上海に於ける損害保險調査

一一九

上海に於ける損害保険調査

中國保險公司	China Insurance Co. Ltd.	中國銀行
四明保險公司	Ningpo Insurance Co., Ltd.	四明銀行
寶豐保險公司	China Assurance Co., Ltd.	上海商業儲蓄銀行
大華保險公司	China General Insurance Co., Ltd.	同業銀行
興華保險公司	Shing Hwa Insurance Co., Ltd.	聚興誠銀行
永海水火保險公司	Union Fire & Marine Ins. Co., Ltd.	中國實業銀行
泰山保險公司	Tai Than Insurance Co., Ltd.	浙江興承銀行
上海聯保水火保險公司	Shanghai Fire and Marine Insurance Co., Ltd.	中國東國銀行
太平保險公司	Tai Ping Insurance Co., Ltd.	金城銀行
安平保險公司	An Ping Insurance Co., Ltd.	中南銀行
豐盛保險公司	Foong Sheng Insurance Co., Ltd.	東萊銀行
天一保險公司	China National Insurance Co., Ltd.	中國墾業銀行
長城保險公司	Reliance Insurance Co. of China, Ltd.	均泰莊其他
中央信託公司保險部	Central Trust Co., Insurance Department	中央儲備銀行

而して支那側保險會社の中重慶系又は敵國系資本の参加せる下記保險會社は大東亞戰爭後吾が邦より會計監督官派遣せられたるも、殊更ら其營業を阻止することなく、従前通り之を許したり。但し一部會社はその實體より見て改組の要を認めらるゝものもある可し。

- 中國保險公司
- 寶豐保險公司
- 聯保水火保險公司

- 泰山保險公司
- 永安水火保險公司
- 先施水火保險公司

第五節 支那會社の對日再保險取引

支那會社と日本會社との再保險取引に就て見るに、日支事變前に在りては邦人會社中、支那會社より再保引受に當れるもの一、二社ありたるも、日支事變の勃發と共に全部取引中斷となり居たる所、大東亞戰爭後支那會社としては従來の大口再保擲口たりし英米會社との取引不可能となり、之が處分に困じたるため漸次邦人會社に接近し來るものあり、邦人會社中亦進んで支那會社よりの再保引受に乘出せるものもあり、或は個別的再保により、或は特約再保により日支兩業者の提携なるに至れり。

然れ共本邦に於ける再保統制機關たる東亞火災海上再保險株式會社は再々保の引受を禁止する建前を採れるため、本邦會社が引受くる支那會社よりの再保は各社手持ちの範圍を出でざるため、極めて少額の引受到過ぎず、邦人會社の對支進出上遺憾なしとせざりき、抑、支那會社よりの再保險引受到就てはもとゞ日支兩業者間の料率、割引及紹介料等に関する嚴格なる協定動行を前提とすべきに實情は然らず、兩國業者の被保人又は紹介人に對する態度夫々異なり、引受料率區々なるものあり。殊に本年三月一日以降邦人側は華中火災保險協會を設け、上海火災保險協會の規約を遵守しトリフ規定を勵行することとなりしに反し、支那人側は依然放漫なる營業を續け新設會社の類出によりタリフの規定愈々紊れ協定違反の度、益々増大露骨となりつゝある際、邦人業者の支那會社再保引受到就ては邦人業者間上海に於ける損害保險調査

賛否兩論あり、一方自重論者あるに反し、他方積極主義者ありて再保手数料の如きも不必要に多額を支出し、支那人會社のタリフ違反を贊助するが如き傾向のものさへありとし、支那會社との再保取引の可否は論議結論を得ず、各社夫々の處置に一任しありし處、日本損害保險協會は本年六月二十一日以降支那會社との特約再保を禁止し、専ら個別的再保のみを許すこととせしが、其後支那會社の再保は各社個々の引受を許さず、凡て東亞再保社をして一手引受けしむる案成り、東亞社の現地營業所開設の方針樹立せられたるも、選定會社制確立せらるゝや十月以降の引受は不取敢選定七社を以て東亞社に代り之が引受けに當らしむる事とし、非選定各社は支那會社との再保取引開拓の功績を殘し再保より全然手を引くこととなれり。

第六節 支那會社の營業振り

支那人會社の營業成績を内探せし所に依れば、主要なるもの大體左の通りなるが同數字が果して正鵠を得たるものなりや保し難きも、之に依つて支那側業者營業の一斑を窺知するを得可し。

月收保險料 (儲備券込)	
六〇萬弗程度	太平保險 安平保險
五〇萬弗	天一保險
四五萬弗	寶隆保險
四〇萬弗	華商聯合
三五萬弗	中國保險
三〇萬弗	豐盛保險
二五萬弗	寶豐保險
	大東保險 大南保險
	聯保水火 華業保險
	聯華保險

二〇萬弗	永壽保險	國華保險	
	四明保險	長城保險	泰山保險
	大安保險	先施保險	新華保險
	中央信託公司		華泰保險
一五萬弗	海紹水火	永安水火	大華保險
	大業保險	建安保險	大新保險
一〇萬弗	泰安保險	大陸保險	中華保險
	再保プール		中一信託

次に支那會社の再保險消化の方法に就き概説せん。支那會社は前述の如く、從來久しく英米依存の舊套を脱し得ず、國內再保消化の機關としては纔かに十年前設立せられたる資本金八十萬弗(但半額拂込済)の華商聯合保險公司ありしのみなりしが、英米側への再保不可能となるや支那側再保は先づ主として瑞西再保社へ掛け口を見出し、佛系會社亦その餘恵を蒙るに至れるも、支那會社間に漸次プール結成の氣運醸成せられ、前記華商聯合保險公司是増資強化せられ、太平プール亦強大化せらるゝに至り、華人業者の手による消化能力は著しく増大せらるゝに至りしため、支那側業者との協調又は之が指導は餘程慎重を期するにあらずんば日華兩業者の協力提携は漸次困難となるに至る可し。

支那側再保消化機構左の如し。

(一) 華商聯合保險公司

その資本金舊法幣八十萬弗を一躍儲備券五百萬弗に増資し以て其引受消化力を増大し來れり。

上海に於ける損害保險調査

(二) 太平ブール

太平ブールのメンバーたる太平保險公司は資本金五百萬弗を一躍一千五百萬弗に、安平保險公司及中國天一保險公司等は夫々百萬弗を五百萬弗に、豐盛保險公司は二十萬弗を同じく五百萬弗に増資し、寶隆保險公司及大業保險公司等のメンバーを加へ其數七、八社となり、今や愈々その強化策を實現するに至れり。

(三) 久聯再保ブール

その構成メンバーは下記の如き有力なるものなりと云ふ。

- 中國保險公司 (中國銀行系統)
- 寶豐保險公司 (上海商業儲備銀行)
- 泰山保險公司 (浙江興業銀行)
- 興華保險公司 (聚興誠銀行)
- 長城保險公司 (支那錢莊を背景とし)
- 大華保險公司 (上海商業儲蓄銀行其他支那財界有力者)
- 華業保險公司 (支那側工場關係者出資)
- 新豐保險公司 (上海商業儲蓄銀行及興華銀行)
- 久安保險公司 (久安銀行)
- 中孚保險公司 (中孚銀行系)

(四) 大上海再保ブール

新設會社を主とする二十四社を以て組織せられ居るが同ブールに對しては太平保險公司も百萬弗の基金を讓出し居るとも噂せらる。

主要なるメンバー會社左の如し。

- |            |          |          |        |
|------------|----------|----------|--------|
| 上海聯保水火保險公司 | 海紹水火保險公司 | 中國工業保險公司 | 大南保險公司 |
| 大東保險公司     | 大公保險公司   | 大中保險公司   | 興業保險公司 |
| 中原保險公司     | 國華保險公司   | 安達保險公司   | 富華保險公司 |
| 同安保險公司     | 裕華保險公司   | 金華保險公司   | 永興保險公司 |
| 豐業保險公司     |          |          |        |

第四章 外人會社

英人側に在りては西曆一八三五年(皇紀二四九五年即天保六年)廣東に於て一商人商社(デント商會)によりユニオン・インシュアランス・ソサイチイ設立せられ翌一八三六年には更にカントン・インシュアランス・カンパニー設立せられしが、當地市場への外人業者進出は西曆一八五〇年(皇紀二五〇一年嘉永三年即九十三年前)怡和洋行が前記カントン社の外甲谷他に本店を有するトリトン及イースタン、倫敦に本店を有するアライアンス等の保險代理店を引受けたるを以て嚆矢とするに對し、米佛等の會社は十九世紀の進出に屬し、米系會社は美國保險公司(アメリカン・フオーリン・インシュアランス・アソシエーション)なる大規模の代理業進出が一九一八年、美亞保險公司(アメリカン・アジアチック・アンダーライタース)が一九一九年に過ぎず、從來當地市場にて活動盛なりし、北美洲保險公司(インシュアランス・カンパニー・オブ・ノースアメリカ)の如きは一九二九年代理業により始めて當地市場に進出せるに過ぎず。

佛系會社としては一九〇〇年前後已に進出せるものありし如くなるも、記録の徴す可きものなく、現存中のものとしては保太保險公司（アシユアランス・フランコ・アジアチック）が一九一八年支店を開設せるを以て最古參とするが如し。

英國系地場會社の設立は前述の通り「ユニオン」社を以て嚆矢とするが、右設立當時の事情を回顧するに、往時英國の東洋貿易は東印度會社により獨占せられ居たる所、西曆一八三四年右東印度會社の獨占權が満了するに及び所謂フリーマーチャントがライセンズなしにて自由に交易を行ひ得るに至るや、怡和洋行の四八八號のサラ一號は最初のフリーシップとして生絲、絹織物、木綿、桂皮、其他の漢藥を滿載し一八三四年三月二十二日廣東より倫敦向け出帆する事となり、生絲及絹織物丈けにても其の價格一百萬弗に達せりと云ふ。而して當時廣東には已に一保險會社あり、貨物保險強ち不可能にてもあらざりしが、廣東のデント商會は同業の怡和洋行、クローナー商會（以上並）及ラッセル商會（並）の出資を求め、英國其他に仕向けらる可き商品の危険をプールする目的を以てユニオン・インシュアランス・ソサイチを設立し、以て出資會社の貨物に對する海上保險を有利に引受け出資會社の輸出貿易上の増進に資する所ありたり。

同會社は當初資本金五萬弗全額拂込の海上保險專業とし、毎三ヶ年毎に清算を行ふ事となり居り、其間會社をして恒久的なる存在たらしめんとの議ありしも出資者の多數會社は保險專業による利益そのものを目的とするものにあらず、出資會社の商賣に寄與し出資者相互の利益を計るを主眼とするものなりとて右提案も葬り去られたる事あり。斯て毎三年決算の方法繼續せられ一八七〇年資本金一百二十五萬弗（五千弗株、毎株一千弗拂込）に増資したるも依然

相互會社たるの性格を有し、定款中に左の一條あるが如き其間の消息を物語つて餘りありと云ふ可し。

重役ハ必要ト認ムル場合會社ヲ支持セザル株主ノ所有株ヲ取消シ會社ノ營業ニ寄與スル者ニ之ヲ分讓スルコトヲ得。

西曆一八七四年迄即三十九年間は毎三年の決算を續行せしが、同年定款を變更し以て恒久的存在たらしめ社運愈々隆盛に向へりと云ふ。

英國系の所謂地場會社中の最も尤なるものとして同社發展の經過を回顧するは強ち徒爾ならざる可きを思ひ之を略記せば左の如し。

- 西曆一八三五年 廣東に本社設立せらる
- 一八六八年 上海支店設置せらる
- 一八七四年 倫敦支店設置せらる
- 一八八二年 香港會社法により株式會社として登記す
- 一九〇六年 チャイナ・トレーダーズ・インシュアランス・カンパニー、(後ブリチッシュ・トレーダーと改名)と合併
- 一九〇九年 火災保險業務開始
- 一九一六年 チャイナ・ファイヤー・インシュアランス・カンパニーと合併
- 一九一九年 資本金を英貨二百萬磅(二〇萬株、一〇磅株とす(但九六千株、四磅拂込)
- 同 年 ノース・チャイナ・インシュアランス・カンパニー合併(一五千株發行)
- 一九二二年 生命保險以外の各種損害保險業務開始
- 一九二五年 ヤンチエ・インシュアランス・アソシエーション合併(二四千株發行計一三五千株四磅拂込となる)

次に米國系會社の有力なる進出を見るに、西曆一九一九年(大正八年)一米人シューワイスター氏は日本經由上海に上海に於ける損害保險調査





渡來しレーヴントラストに勤務中、會社を動かしてアメリカン・アジアチック・アンダーライタース(美亞保險公司)なる名稱の下に保險代理業を開始せしが、一九二五年資本金三十萬兩の支那商法による會社に改組し、一九二九年七月更に資本金一百萬弗の會社に増資改組し、更に同年九月倍額二百萬弗に増資する傍ら右スター氏は「アメリカン・インターナショナル・アンダーライタース・コーポレーション・オブ・イリツピン・アイルランド」及「アメリカン・インターナショナル・アンダーライタース・コーポレーション・オブ・ニューヨーク」の兩社を設立し上海には「インターナショナル・シユアランス・カンパニー」(四海保險公司)「フランコ・アメリカン・シユアランス」(法美保險公司)の外支那會社たる泰山保險公司の設立に参畫し、他方アジアライフ・インシユアランス・カンパニー(友邦人壽)及アンダーライタースバンク(友邦銀行)を設立し、各種保險營業上の機構を整備し米、英のみならず佛、伊、瑞等の會社をも代理し、大東亞戰爭前に在りて左記十二社の代理店たり。

- 米系會社四社 「ハノーバー」、「ファイヤーマン」、「ミルラーキー」、「ナショナルユニオン」
- 英系會社三社 「エコノミック」、「ノースブリチッシュ」、「インターナショナル」
- 佛系會社一社 「フランコアメリカン」
- 伊系會社一社 「レユニオンアドリアチック」
- 瑞系會社一社 「フェデラル」、「ニューチャテル」
- 支那會社一社 泰山保險

廣汎なる營業上の權限を以てプール機構の下に巨額の引受能力と引受條件料率の自由裁量あり、當地保險界に君臨し縱横の手腕を揮ひその損害保險營業成績中特に海上保險に在りては當地業界に在りて嶄然頭角を表はし、一九四〇

年度二千餘萬弗、一九四一年度二千四百三十餘萬弗の正味收入保險料を擧げ居たるが如き正に一大驚異と云ふ可し。即ち當地市場は英國系の古き地盤に加ふるに新進米國系の確乎たる勢力下にあり、英米系を除きては他國の業者の地位は殆ど云ふに足らざるの感ありき。

### 第一節 大東亞戰爭前

大東亞戰爭勃發前即ち昭和十六年末現在にて上海に於ける各國別業者を火災保險協會に就て見るに左の如し。

- 上海火災保險協會々員 三〇社(内日本側一六社)
- 英國系 六九 米國系 一六 和蘭系 九 獨逸系 九 佛國系 六 伊國系 二
- 瑞西系 三

即ち大東亞戰爭前に於ては英米就中英國系會社は斷然優勢にして當地損害保險界の盟主たり、火災保險協會と共に海上及自動車の兩協會に在りても各委員は殆ど英米人を主とし、歴代の委員長の如きも殆ど英人にて獨占せられ、右協會は何れも彼等の意圖の儘に運営せられたる状態なりき。

而して英米系會社の營業状態を一瞥するに彼等は多くは巨大なる資本力に加ふるに豊富なる經驗あり、紹介人及買辦の利用亦巧妙なるに加へ一般支那民衆の英米崇拜思想は彼等の古き進出、營業上の廣範圍の權限並に積極性と相俟つて益々その地盤を獲得擴大し、其間支那側保險會社亦彼等に迎合する所あり、彼等は直接契約に於て將又再保契約に於て愈々支那損害保險市場の壟斷並に擄取の爪牙を磨くに至れり。

今英米系保險業者中の尤なるものにつき其の成績を概記せば別表第一の如し。

第二節 大東亞戰爭後

支那事變起りて正に四年有餘一方に於ては國民政府更生し、吾が邦と善隣の誼を結び經濟提携の下に同甘共苦、東亞新秩序の建設に協力するありとは云へ、重慶に残存する蔣政権は尙英米の支援を待み氣息奄々たる裡にありても尙奮動を續け無謀徒爾なる抗戦を敢てするあり、此の間にありて英米兩國は漁夫の利を目指し東洋制覇の野望を達せんとし、平和正義の美名に隠れて與國を誘ひ、或はA、B、C、D對日包圍陣を布き、或は帝國の周邊に武備を整へ、脅嚇的體制を探り又資産凍結、經濟斷交を敢行し以て吾が邦の生存に重大なる脅威を與ふるあり、吾が邦が野村大使、來栖大使を遠く米國に特派し隱忍自重、忍ぶ可からざるを忍びて事態の平和的解決を希求努力せしに不拘驕慢なる米國は毫も誠意又は自覺する所なく却て軍事上、經濟上の脅威を増大するに至りしため吾が邦は其の存立上斷乎たる態度を決せざる可からず、昭和十六年十二月八日、畏くも米英兩國に對し宣戰の大詔渙發せられ南太平洋上緒戦克く赫々たる戦果を擧げ皇軍の眞面目を發揮する所あり、當地に在りては皇國の租界無血進駐となるや一朝にして敵性租界の全貌一變せられ敵國系財産、企業等は漸次吾が陸海軍の占領又は管理下に置かるゝ所となり、或は封鎖せられ或は監督官派遣又は清算等のこととなれり。

損害保険業に在りても興亞院華中連絡部は上海方面陸海軍最高指揮官の依囑に依り一月二十二日先づ主要敵性會社(代理店を含む)二十三社に對し會計監督官を派遣し左の措置を取れり。

- (一) 各社の新規引受並に更改は一切之を禁止す。
- (二) 保険金の支拂は興亞院の承認を要す。

(三) 會社の収入支出金額の適否を審査し収入の確保を圖ると共に支出金額は必要最少限度に止め不要不急支出は嚴に之を抑制するが如く適當措置せしめ。

(四) 會社は従來取引を行へる敵性銀行との取引を中止し當該敵性銀行の清算管理をなす本邦側銀行に新たに口座を設け預金の肩替りをなさしむ。

(五) 會社の収入金は少額の資金を除き原則として右本邦銀行に預金せしむ。

(六) 敵國人に對する一ヶ月の給與は最高二千弗(舊法幣)とす。

次いで四月十一日附を以て敵性會社の清算を命令し大要左の通り指示する所ありたり。

- 一、元受及再保契約に關する方針左の如し。
  - イ 新規契約は爲さざること。
  - ロ 解約には應ぜざること。
  - ハ 既契約分は保險期間満了迄繼續するものとす。
  - ニ 保險期間満了前に發生することあるべき保險事故に對する保險金支拂は債務として計上し全契約の保險期間満了後債務の確定をなし實際の支拂は全債務の確定迄留保する。
  - ホ 未收保險料に就ては可成本邦會社の引受に依る引續ぎの方法により之が受入に努むること。
  - ヘ 外貨表示保險契約に基く保險金及解約戻金の支拂は爲さざると豫定す。
- 二、保險關係債務は保險關係外の債權と共に極力之が回収に努め債務の支拂は全債務の確定後殘存資産に照應して上海に於ける損害保險調査

之を爲すを原則とす。

- 三、保險會社職員は事務所と共に整理縮小の上清算事務遂行上最小限度とし以て経費の節約を圖る。
- 四、有價證券類は直ちに本邦銀行に保管替へをなし當局の承認を得て速に之が資金化を圖る。
- 五、會社の家具什器は當局の承認を得て處理する。

斯の如くにして英米系保險會社は爰に名實共に當地市場より總退却のこととなり。

敵性會社に屬する會計監督官竝に清算受託者は添付の附表第二、第三の通りなり。

然れ共右敵性會社の清算は所謂保險會社自體の清算にして代理業者其の者は假令敵性と雖も之を清算の對象とせざる建前なるため清算事務遂行上不尠支障あり、殊に敵性の多數代理業者中には保險代理業の外他の部門例へば輸出入部門を有する兼營業者あり、保險代理專業の場合にても敵性會社と共に中立國系會社の代理を兼るものありて、代理業者を含む敵性保險業一掃上未徹底を缺く嫌なきにしもあらずしが、清算事務管理の實際に當つては畢竟代理店自體をも清算するの方便に出る外なかりしものあり、斯て保險業に關する限り之が敵國系なる以上保險會社自體のみならず、代理業者をも一括當市場より葬り去らしむるに至り、過去百年餘に亘り保險市場を壟斷せる英米系會社の廣大なる地盤の歸趨こそ今後尤も關心を寄すべき命題を與ふるに至れり。

却説 敵性企業又は財産にして陸海軍の管理下にあり、本邦の會計監督官の派遣せられ居るもの、又は管理運営或は清算中のものに關する火災保險は凡て之を當地に進出せる本邦損害保險會社二十一社を以て結成せられたる「中支管理財産、火災保險引受團」に移管契約のこととなり、昭和十七年十一月末現在契約高左の如し。

三四一件	保險金額	儲備券	八三四、八三七、四五七弗	保險料	二、二五四、〇八四弗
		軍票	二二三、七四三、一七一圓		七二九、八四七圓

而して右以外の敵性物件は支那人及第三國人物件と共に當地損害保險市場に於て果たして何れの保險者の手に歸するに至りしや、開戦後漸次陣容を整備強化し來れる邦人保險業者に對しても支那人、紹介人と共に第三國人ブローカーにして接近し來るもの多數に上り、當初にありては成績相當見る可きものありしが、内地に於ける「在外物件再保機構」改變の理由により本社側は現地側の反對に不拘華中火災保險協會を設立し、以て支那人及中立國系業者の無軌道式營業方法を他所に三月一日以降邦人側獨り規則規約の嚴守勵行を期することとなりしため、折角接近し來れる外華紹介人は漸次邦人業者を疎遠するに至り、支那人會社及佛獨等の第三國會社をして漁夫の利を得せしむるに至れり。而して此の間に在りて英米系會社の多數支那人使用人は失職の結果或は紹介人と化し、或は支那會社に招聘せられ、或は支那會社の新規設立を企畫するに至りしため、惹いては競争の激化業界系亂の度を加ふるに至り邦人業者の營業益、苦境に立つに至れり。

尙敵國系保險會社は營業停止の状態に於て已に當地協會員たるの資格を喪失するに至れるものと云ふ可く、當局の懲罰もあり、去る八月一齊に協會を脱退せしめ、同時に協會役員をも辭任せしむるに至れり。

現存せる外國系保險會社は別紙附表四の如し。

次に大東亞戰爭後、外人資本に依る損害保險會社の設立を見るに左の如し。

(イ) 猶太系獨逸人は支那側と共同出資にて資本金二百五十萬弗(儲備券)を以て支那法人たる企業保險公司

(Chi Hwa Insurance Co., Ltd.) を設立し、事務所を黃浦灘十二號舊香上ビル(現興亞大樓)内に置き保豐保險公司(Hugh Middlein & Co., (Insurance) Ltd.)に勤務せし支那人職員主として之が經營に當れりと云ふ。

右會社の出資割合は之を詳にせざるも、支那側資本中には中央信託局關係者の個人出資も相當含まれ居るとも噂せらる。

(ロ) 戦後ガソリンの供給漸次不自由となり價格亦暴騰するに至り、殊に一月以降自動車の使用は當局の許可制となりガソリンの統制極度に強化せらるゝに及び、自動車の利用著敷制限せらるゝに伴ひ、之に代はる可き交通用具として自轉車の使用激増するに至れるが、自轉車の増加は必然的に自轉車の事故、盜難の危険を増大せしむるに至れるため機を見るに放なる葡萄牙人は資本金法幣十萬弗を以て自轉車保險専門の會社を設立し、營業漸次發展中にて現在已に六百件内外の引受あるも盜難事故亦少しせず。現在料率にての經營必らずしも樂觀を許さざるもの如し。

因に同會社名左の如し。

PORTUGAL ULTRAMARINO(Portuguese Overseas Insurance Co. Ltd)

## 第五章 保險協會

損害保險業は其の業務の性質上兎角節度を失ひ、自由放漫なる營業に墮し易く、惹いては營業の堅實性を失ふのみならず、營業務の權威をも疑はしむるものありて徒に被保險者或は仲介人等に乘せしむるものあるに至れるは古來其

の例尠なしとせず。之業者間自治的機關を設けて料率其他引受條件等を制定し之を遵守すべき規程規約を設け以て營業務の健全なる發展に資し、併せて業者の共存共榮を圖らざる可からざる所以なり。

即ち從來世界損害保險市場の中心地たる倫敦には火災保險關係にて Fire Offices Committee 海上保險關係にては Institute of London Underwritersあり、又自動車其他の保險に在りては Accident Offices association あり、吾が邦にても從來大日本火災保險聯合會或は海上保險一木會、船舶保險協同會等あり、近くは日本損害保險協會ありし所以なるが當地に在りては從來下記數種の保險協會あり。

上海火災保險協會 (Shanghai Fire Insurance Association)

上海市保險業同業公會 (Shanghai Insurance Association)

上海海上保險協會 (Shanghai Marine Underwriters Association)

北支那自動車保險協會 (North China Motor Insurance Association)

華中火災保險協會

其他邦人側協會(海上保險協和會、損害保險懇話會)

以下項を別ちて概説を試みる。

### 第一節 本邦側各種協會

#### 第一項 上海日本人損害保險協會

當地に於ける邦人保險業者間に於ける最初の協會的存在は之を保險同交會と稱し、大正十一年頃日本海上、扶桑海上、大阪海上、共同火災、横濱火災等の各保險會社又は其の駐在員並に三井洋行、三菱公司、大倉洋行、住友洋行、上海に於ける損害保險調査

鈴木商店(本店神戸)、福島洋行(船舶業者)、川内回漕店等により先づ親睦機關として組織せられたるを以て其の濫觴とす。

而して其の後日本人保険協會と改名せられ、更に上海日本人損害保険協會と改稱せらるゝに及び漸次其の機能を發揮し來り、當初の親睦機關より數歩を進めて業務上の連絡或は協定、結束機關となるに至りしが、其の最もよく機能を發揮するに至りしは今次事變後頻發せし邦人物件に對する重慶系テロ放火團の仕業による怪火事件に對する共同調査又は對策の考究實施にあり、昭和十四年三月二十四日日本郵船會社虹口碼頭の大火災に際して特に重要な使命を果たすに至れり。

## 第二項 華中火災保險協會

支那事變の長期化に伴ひ日本内地にては各方面に亘り愈々統制強化せらるゝに至りしが、獨り立遅れの感ありし吾が邦損害保險業に在りても事變の進展英獨開戦に伴ひ再保市場としての倫敦と絶縁するの餘儀なきに至りし爲、再保國內消化の必要を生じ、日本損害保險協會、東亞火災海上再保險會社の設立せらるゝあり、在外物件再保險處理に關聯し支物件に對し急速に料率其の他の統一を圖る要ありとし、東京側よりは急遽華中火災保險協會を組織し、昭和十六年十一月より協定實施する様指示する所ありしが、現地の實情は外人及華人側との協調なくして獨り邦人側のみ協定勵行するの不利不可なるを高調し以て實施の延期方を要望する所あり。協會の正式成立を見るに至らざる中に大東亞戰爭の勃發を見、それより暫時の間協會組織の問題も不問に附せらるゝに至りし處東京側は突如として右協會を至急組織し昭和十七年三月以降嚴然之を實施す可しとの要望を發し來れり。現地の情勢は依然邦人側のみ協定勵

行するの不可なるものあり、本社側の要望は到底之を受諾し難く、せめて實施期の延期を懇請する所ありしも本社側の絶對的命令には最早抗し難く之が實施上の利害得失を意に介せず、東京案に従ひ東京の組織本部に對應し現地執行機關としての執行本部を上海に置き組織本部委員と同一顔振れの執行本部委員により之が運営の衝に當ることとなり。

因に執行本部委員會社左の如し。

日本海上社 日産火災社 東京海上社 東京火災社 帝國海上社 住友海上社 三菱海上社(代理店三菱公司)  
大正海上社(代理店三井洋行)

右華中火災保險協會の結成實施により邦人物件に關する限り一般被保險者側の了解支持をも得、以て圓滑に協定勵行の實を擧げ、統制の線に副ひ、且業界の明朗をも期するを得たりと雖も邦人物件以外特に支那人物件に在りては從來已に非協定の營業を行へる支那側業者のみならず、外人會社に在りても華人新設會社の續出に伴ひ愈々其の無軌道振りを發揮し來れる際到底華外業者に對抗し得べくもあらず、邦人業者は華人物件に關する限り新規開拓は愚か既存の地盤さへも漸次喪失するの破目に陥り徒に彼等の跳梁を拱手傍觀せざる可からざる破目に陥れり。

當時内地に於ける事態は或は協會結成、協定料率實施の緊要なるものありしは之を認む可しと雖も華人及外人業者の權益錯綜し、殊に華人物件に對する割引及紹介料の問題は當地業界永年に亘る云はば不治の痛にして之が對策は難中の難事として過去幾度か試みられつゝも幾何もなくして失敗の歴史を繰返せる現地特殊の事情の認識を缺き、華人及外人業者は之を野放しのまゝ徒に一方的の協會を組織し、本邦業者のみ自縛自縛の弊に陥り、角を矯めんとして半

を殺すの轍を踏みし嫌なきにあらざるは吾が邦損保業の對支進出のため將た又當地業界指導制約のため與々も遺憾とする所なり。

右華中火災保險協會の設立せらるゝに當り從來の上海日本人損害保險協會は之を解散せられ別に損害保險懇話會及海上保險協和會結成せらるゝに至れり。

### 第三項 海上保險協和會

華中火災保險協會の設立と併行して海上保險協和會組織せられ特に支那人物件に對する料率條件等の協定を行ひ、華人得意先及紹介人等をして乗ずる所なからしめ旁、邦人業者共同の利益擁護と共に吾が邦海上保險業の健全なる發展に貢獻す可く企圖せられたり。

尤も當協會は後に至りて海上及新種保險協和會と改稱し、海上保險の外自動車及傷害保險等に關する事項をも處理する事となれり。

### 第四項 損害保險懇話會

前記華中火災保險協會並に海上新種保險協和會なる二個の協會の存在を以てしては邦人業者全般の連絡上缺くる所ある憾みあるを以て別に損害保險懇話會を組織し、當局との連絡業者相互間の連繫意志の疏通を圖り旁、知識の向上並に親睦の増進を期する事となれり。

### 第五項 邦人側協會改組案

華中火災保險協會は現地に之が監督官廳を有し、現地當局の指導監督の下に之が運営と發展とを計る可きものなる

に不拘、協會自身は専ら東京依存の建前なるため現地に於て何等の権限なく、當局との連絡又は外人並に華人協會側との折衝上より云ふも餘りに無力にして權威なく、到底事務の圓滑なる運用を期す可からざるものあれば之を改組し現地に自主權を有する現地中心主義の強力なる協會とするの必要あり。因て當局の要望の下に改組委員を擧げて改組準備に着手することとなれり。

擬て日本内地にては從來已に各種損害保險を網羅せる日本損害保險協會あり、殊に十月十五日を期して損害保險統制會組織せらるゝあり、現地の「上海火災保險協會」に在りては去る八月全部の敵性會社及役員退陣したる機會に本邦側未加入會社は當局の懇意に従ひ九月五日洩れ無く右協會に加入し邦人會社が同協會の指導權を握るに至れるため、右火災協會の改組を考慮するの要あり從來の所謂、「上海海上保險協會」及「北支那自動車保險協會」の處理方針としては寧ろ現地に於ける在來の右三協會を改組一本建とするの便なるを考へらるゝに至りしため邦人側協會も此の際各業種別を廢し一本建とし今後外人會社をも全部之に吸収し以て日本人外人全部を網羅せる一本建の協會案を採用すること最も機宜に適したるものと認めらるゝに至れり。

從て邦人側の協會は今後日本側當局の諮問又は連絡機關に兼ね邦人業者相互間の連絡及親睦に資し、併せて邦人業者の共同利益のための研究調査等の事務執掌機關たらしむるの要あるに至れり。

## 第二節 外人側協會

### 第一項 上海火災保險協會(外人)

當地に營業中の外人會社(支那會社を除く歐米及び日本側會社を指す)により組織せられたる上海火災保險協會

上海に於ける損害保險調書

(Shanghai Fire Insurance Association) の設立は古く西暦一八七〇年代即ち七十餘年前に遡ると云ふが確たる記録なく、詳細を記述し難きも第一次歐洲大戰に際し獨逸會社の引揚げに當り協會を改組し名稱を上海火災保險協會(一九一五年) Shanghai Fire Insurance Association (1915) と改名し、協會定款中に特に「會員會社ノ國籍、政治情勢等ニヨリ同會社ガ引續キ會員トシテ殘留スル事不適當ト認ムルニ至リシ時ハ臨時總會ヲ開キ之ヲ除名スルコトアル可シ」と云ふが如き一條を設けたるもの如し。

而して西暦一九一七年協會を改組し、以て略、現存の協會を形成せるに至りたるが同協會は英國會社を主とし其の他の諸國の會社は數に於て又協會内の勢力に於て殆ど云ふに足らず、今次大東亞戰爭勃發前に於ける協會内國籍別會員の分布は既述せる如く左の通りにして如何に英米等敵性勢力の旺盛なりしかを窺知するに足らん。

會員數二三〇(日本側一六)

- 英國系 六九
- 米國系 一六
- 和蘭系 九
- 獨逸系 九
- 佛國系 六
- 伊國系 二
- 瑞西系 三

右の如くにして協會委員は終始英人系を以て壓倒され、日本人側は纔かに三井洋行伊藤繼氏(現東亞再保社外國營業部長)を既往數代の委員として出したるに過ぎず委員長及副委員長も亦英人を以て獨占せられたるが、唯今次日支事變後の國際情勢に對應するため西暦一九三九年始めて副委員長を獨逸人に譲り又獨英開戦の結果英國の對米依存の度愈、其の緊要なるを加へ來るや協會に在りても遽かに米國尊敬の態度濃厚となり、始めて米人を委員長とし英人は副委員長としての格下げを甘受するに至れり。此の間佛系保太保險公司 J. プリーンの如きは過去二十三年間一貫せる

當地支配人として經驗抱負あり、且英國籍人なるに不拘佛蘭西會社なるが故を以て遂に委員長又は副委員長として選出せらるゝに至らず、英人會社又は英人の獨壇場たらしめんとする傳統を保持し來れり。

上海火災保險協會の一九一七年以降の委員長及副委員長並に其の所屬會社名は別表第五の通りなるが一九四一年度委員額振れ左の如し。

- |      |     |                 |                |
|------|-----|-----------------|----------------|
| 委員長  | 米人  | J. ニコルス         | (米系 美國保險公司)    |
| 副委員長 | 英人  | E. レスター・アノーノールド | (英系 老公茂康記)     |
| 委員   | 英人  | W. O. ボンド       | (英系 太古保險)      |
|      | 英人  | A. M. ボーン       | (英系 巴勒保險)      |
|      | 英人  | J. プリーン         | (佛系 保太保險)      |
|      | 英人  | D. L. デーヴィ      | (英系 益興保險)      |
|      | 英人  | E. ヒーナン         | (英系 皇家保險)      |
|      | 英人  | L. G. ジョンソン     | (英系 保泰保險)      |
|      | 和蘭人 | L. A. ヘツキング     | (米系 美亞保險)      |
|      | 日本人 | 木塚不二根           | (日系 三井洋行)      |
| 中途引退 | 英人  | H. E. オール       | (英系 ユニオンカントン社) |

而して右協會は大東亞戰爭發生以來久しく機能停止の姿なりしが保險業統制の必要愈、痛感せらるゝに及び本邦會社は一應洩れなく當協會に加入し以て本邦側にて協會の指導權を握ることの緊要なるを覺え未加入中の本邦會社九社朝日海上、福壽火災、辰馬海上、日産火災、東洋海上、太平洋海上、大北火災、帝國海上、帝國火災は九月に至りて一齊入會の上下記役員の決定を見るに至れり。



- |      |                |                |
|------|----------------|----------------|
| 委員長  | 林 薫            | (東京海上社)        |
| 副委員長 | 木塚 不二根         | (大正海上社代理店三井洋行) |
| 委員   | 助川 四郎          | (日本海上社)        |
|      | 安藤 定文          | (日産火災社)        |
|      | 清水 康男          | (東京火災社)        |
|      | 志智 新八郎         | (神戸海上社)        |
|      | 西村 正志          | (住友海上社)        |
|      | (英) J. プリン     | (佛系 A.F.A.)    |
|      | (獨) O. シュナイダー  | (獨) マルチャーズ商會)  |
|      | (瑞) E. レンズリンヂヤ | (瑞) パロイス火災)    |

扱て常協会は定款を設け料率規程規則の遵守勸行を約し往時に於ては會員各社共眞剣にタリフの嚴守を期し、外人物件に在りては最近に至る迄邦人會社を除きタリフ料率勸行せられたりとする可きも、支那人物件に在りては支那人被保険者の國民性は支那會社の續出と相俟つて保險會社は被保人又は紹介人に翻弄せらるゝに至り、規定の割引に於て將又規定の紹介料に於て之が維持至難となり、支那側協會との合作による料率維持策も幾度か實施せられても其の都度幾何もなくして失敗に歸するに至り、支那人物件に關する限り全く混沌として前途の見極め困難なる状態なり。然れ共常協會として一般的に之を見れば料率條件の作成或は決定に物件の實地調査に、或は又タリフの改訂等に對し不斷眞摯の努力を續け來り、同業者全般のため多大の貢献をなしたるは之を認めざる可からず。常協會に左の特別小委員會あり。

支那側との共同委員會

- 一 Joint Committee (聯合委員會)
  - 二 Joint Rating Sub-Committee (聯合料率小委員會)
  - 三 Joint Special Rating Emergency Committee (聯合特別料率緊急委員會)
  - 四 Special Insurance Committee Sino-Japanese Hostilities (1937) (一九三七年日支事變特別保險委員會)
  - 五 Joint Tariff Revision Committee (聯合タリフ改訂委員會)
- 常協會内單獨のもの
- 六 Building Construction and Appliances (Allowances) Sub-Committee (建物構造及割引適用委員會)
  - 七 Insurance Legislation Standing Committee (保險法研究委員會)
  - 一 ジョイント・コミッティー (聯合委員會)

右委員會は支那側協會との共同利害關係事項を議す可き聯合連絡委員會にして其の起源は支那人物件に對する料率、割引率並に紹介料割合等に關する規定の作成、相互勸行を期せんとするにあり。從來右共同歩調を採らんが爲には外華兩協會の間内部的に相互連絡は採られたるも、右兩者の協調を更に強力にし成文化するために西曆一九三六年始めてジョイント・コミッティー結成せられ紹介人の登記、供託金制度(五百弗)並に協定違反に關する罰則等をも規定し當時一時的には協定維持のため相當の活躍と業界への貢献をなせりと云へ、業界の通弊たる自由競争的思想は悪質紹介人の跋扈と業者自身の不節度とにより神聖なる可き規約を蹂躪せらるゝに至り、支那人物件に對する根本的對策の至難なるを痛感せしむるものあるに至れり。



一九四一年度の委員額振れ左の如し。

外人協會側

- 英人 E. F. アーノールド (英系 コンマーシャルユニオン社)
- 英人 W. C. ボンド (英系 太古保險)
- 英人 T. P. ボテインヂヤ (英系 サン・インシユアランス社)
- 米人 J. ニコルス (米系 アメリカン・フォールーレン社)
- 豫備 英人 R. ヒーナン (英系 ロイヤル・インシユアランス社)

華人協會側

- 華人 陳伯源 (中國保險)
- 劉聰明 (寶豐保險)
- 任頤寶 (泰山保險)
- 丁雪農 (太平保險)
- 豫備 湯佐芝 (上海聯保水火保險)

日本側にて上海火災保險協會の指導權を把握せし後改選せられたる一九四二年度委員額振れ左の如し。

外人協會側

- 日人 林 薫雄 (東京海上社)
- 日人 木塚 不二根 (大正海上社代理店三井洋行)
- 日人 助川 四郎 (日本海上社)
- 英人 J. プリン (佛蘭西會社 A.F.A.)
- 豫備日人 志智 新八郎 (神戸海上社)

華人協會側(内定)九月改組後の協會より選出

- 華人 鄧 東明 (華商聯合)
- 劉 聰明 (寶豐保險)
- 任 頤寶 (泰山保險)
- 黃 漢燧 (大南保險)
- 豫備 陳 伯源 ( )

二 ジョイント・レーチング・サブコミッティー(聯合料率小委員會)

支那人物件に對する料率の作成適用又はタリフの解釋等にも關與するものにして協定違反等をも處理す可き重要委員會なり。

一九四一年度委員額振れ左の如し。

- 英人 F. P. U. アツシュ (英系 スコチッシュユニオン社)
- 英人 D. L. デービイ (英系 ヨークシャイヤヤ社)
- 英人 J. ヘンリー (英系 ノースブリチッシュ社)
- 華人 任 頤寶 (華系 泰山保險)
- 同 李 勁根 (同 長城保險)
- 同 許 惠源 (同 寶豐保險)

三 ジョイント・スペシヤル・レーチング・アンド・エマーゼンシイ・コンミッティー(聯合特別料率緊急委員會)

華人物件に對する各國業者無算なる競争の結果大口物件に於て特に正味料率極端に低下せるものあり、聯合委員會成立後割引率を先づ八割五分に限定し次いで八割二分に引下げたる際、右割引率を以てしては從來の正味料率に對比

上海に於ける損害保險調査



し餘りに急激なる引上げとなり被保険者側の立場も諒とすべきものありしため特殊大口物件に對しては正味料率を漸次引上げ以て正常の割引率たる八割五分又は八割二分に引直す方針をとることとなりしため、こゝに一部華人物件に對し特定料率出現のこととなるが、此の種特殊物件の特定料率審査機關として當委員會誕生するに至れり。

尤も此の種特定料率は一九四一年を以て全部廢止せられ凡ての華人物件はタリフレートに對し規定の割引率のみを適用す可きこととなりしため右委員會も同年末を以て解散せられたり。

一九四一年度委員額振れ左の如し。

- 英人 G.D.ダンバートン (英系 コンマーシャルユニオン)
- 英人 J.ヘンリー (英系 ノースブリチッシュ)
- 華人 劉祖法 (華系 永豐)
- 同 徐嘉祥 (同 泰山)
- 同 許惠源 (同 寶豐)
- 同 陶聰軒 (同 太平)

右華人委員は半年交替制なり。

四 日支事變(一九三七年)特別保險委員會

事變下の各種損害(火災及自動車保險)は所謂保險證券の約款による戰時危険なりや否やの判定困難なることあり、各業者各、独自の立場に於て之を判定處理せんか業者全體としての歩調亂れ再保處理上にも支障を生すべきを慮り、業者全體の共同利益のため昭和二年(一九三二年)の第一次上海事變に際し先づ日支事變特別保險委員會(一九三二年)

結成せられしが今次の日支事變に當りても又之が結成を見、外華兩協會より委員を選出し、火災及自動車保險に關する凡ての損害は一應右委員會の審査にかけ同委員會の決定により填補金支拂又は拒絶の態度を被保險者宛表明するを要し協會委員は一切自己の判断のみにより保險金支拂を決定する能はざることとせり。

右委員會の一九四一年初に於ける額振れ左の如し。

- 委員長 英人 E.L.アーノルド (コンマーシャルユニオン)
- 委員 英人 W.C.ボンド (カタフィールド・スワイヤ)
- 英人 J.P.ボツチンチャイ (サン)
- 但し英人 K.A.メーソン (ジャーデンマゼソン) 退任補充
- 和蘭人 R.A.クルーレン (ノースアメリカ)
- 日人 木塚不二根 (三井洋行)
- 華人 劉聰明 (寶豐保險)
- 華人 孫廣志 (中國保險)

五 ジョイント・タリフ・レヴィジョン・コミッティー(聯合タリフ改訂委員會)

現在當地協會の協定料率は外華二本建となれるため之を一本建に変更せんとする計畫あり、其の他時勢の變遷に應じ改訂すべきものも多々相生し來る可きにつき之が改訂準備の常置委員會を設けたるものなり一九四一年度委員左の如し。

- 英人 L.A.スミス (英系 ファイニックス)
- 英人 W.C.ボンド (英系 太古)
- 英人 G.D.ダンバートン (英系 コンマーシャルユニオン)

上欄に於ける損害保險調査

- 米人 J.ニコルス (米系 アメリカン・フォーレーン)
- 華人 潘 學 安 (華系 大華)
- 華人 鄧 東 明 (同 華商聯合)
- 華人 任 頌 寶 (同 泰山)
- 華人 丁 雪 農 (同 太平)

六 建物構造及割引適用小委員会

建物の構造周囲との状況に疑義あり料率の適用上問題生ぜし時又は割引適用の有無に關する審査機關として當小委員会を設けあり。

一九四一年度委員左の如し。

- 英人 G.F.ダンバートン (英系 コンマーシャルユニオン)
- 英人 E.H.カムバーバッチ (英系 サン)

七 保険法研究委員会

國民政府に於ては民國二十六年(昭和十二年)保險業、保險業法及保險業法施行法を公布し外華業者に多大の衝動を與ふるに至りしが、當時外華業者は右法令の内容に就き多大の關心を以て之を研究し上海火災保險協會は爲に之が研究委員会を設置するに至れり。然れ共其後日支事變の進展に伴ひ、右法令は差當り實施の見込なかりしため近年に於ては只右委員会を常置せるのみにて事實上何等特別の事業を行ふことなかりき。

一九四一年度委員左の如し。

- 英人 W.C.ボンド (英系 大生)

- 英人 J.ブリン (佛系 フランコアジャチック)
- 米人 J.ニコルス (米系 アメリカンフォーレーン)

第二項 上海海上保險協會(外人)

上海海上保險協會(Shanghai Marine Underwriters Association)は當地營業中の本邦及歐米華會社を以て組織せられ大東亞戰爭前に於ける會員の國籍別分布は左の如し。

會員數 五六社

- 英國系 三〇
- 米國系 四
- 支那系 六
- 佛國系 四
- 獨逸系 三
- 其他 三

當協會の成立は一九〇〇年以前なるも記録の徴す可きものなく、一九〇〇年以前の協會會員及其の事業に就き記述し難きが一九〇〇年に於ては會員會社二十社より一躍三十三社に上りしも手續上の問題にて結局三十社となり其の内カントン、ノースチャイナ、ユニオンカントン、ヤンツエ及ユーチーホー(支那人會社)の五社が支那に本店を有する所謂チャイナカンパニーにして本邦會社は日本海上、東京海上及帝國海上の三社のみとす。

因に一九〇一年初に於ける會員會社名は別紙第六の通り。  
一九〇一年當時の記録により海上保險協會の機能を見るに同協會にては當時支那沿岸、日本、朝鮮、臺灣及浦鹽の諸港並に長江筋の海上保險並に陸上運送保險の料率及割引率等に就き協定期約を作り會員をして之を遵守せしめしめしもナントリフ會社たる獨逸系會社及支那人會社よりの競争壓迫により其の規定割引率たる三割三分を並に一割の戻しを固守する能はず、對抗上一躍七割五分引迄之を増加するに至れるが如く當時已に協定の維持難を痛感せしめられ居れり。

上海に於ける損害保險調査



而して當時にありては保険料の決済を支那の端午節(五月五日)盆(八月十五日)及支那正月の年三回仕切りとして公然協會にて認め居れるが如きは支那の特殊事情として今日尙支那側一部に残存する慣行にして日本側のみならず外人側に於ても保険料の集金上古來不尠憾まされたる所なり。

當時の定款竝に協定料率の一部を枚舉せば別表七の如し。

即ち當協會の主要なる業務はもと支那人契約者を對象とする沿岸航路及滿現金の運送に對する料率、條件等の協定を主とせしが續いて海賊危險擔保問題、支那人物件に對する「リスクノート」の制定等に當りたることあるも後年第一次歐洲大戰以來時々の戰時情勢下に在りては刻々變化することある可き料率條件に關する倫敦インスティテュートの諸指圖を移牒する役割を演ずることを以て其の主要業務とするに至れり。就ては日本側としては今次事變發生後戰時保險に就き倫敦との連繫を斷ち日本独自の立場に於て料率及條件を制定するに至りしため華人物件に對する料率條件等の規定放棄せられし今日最早當協會員として殘留することは殆ど無意味となるに至れり。

而して當協會の構成分子は前述の通り英系を以て其の過半を占め協會委員も亦殆ど英米系會社の意向により左右せらるゝ状態なりしが此の間にありて本邦會社側を代表し委員に列せる者は三井洋行伊藤繼、三菱公司松村、日本海上助川四郎及東京海上社の林憲雄の四氏に過ぎざる有様なり。

歴代の委員長及副委員長は別紙附表第八の如し。

### 第三項 北支那自動車保險協會

當協會の前身たる上海自動車保險中は(Shanghai Motor Insurance Agreement)は西曆一九二四年四月十四日初

めて署名せられ、翌一九二五年八月二十四日北支那自動車保險中は(North China Motor Insurance Agreement)と名稱變更せられ更に翌一九二六年二月二十四日現存の名稱たるノース・チャイナ・モーター・インシュアランス・アツツシエーションと變更せらるゝに至れり。

右協會の事業としては保險約款竝に擔保條件條項の統一と共に料率の制定及衝突條項(Knock For Knock Agreement)の制定等を主とし當業務の運営上寄與する所多し。

而して當協會制定の擔保條件中特に異彩あるは自動車事故により第三者への損害賠償責任の限度にして特に人的損害にありては限度なく、保險金額に制肘せらるゝことなく、自動車車體の損害の外訴訟費用と共に法律上決定せらる可き如何なる高額賠償にも應ぜんとするに在り、各國人雜居せる當地の特殊事情を考へ自動車事故による國際的紛議に想到する時當地協會の損害填補規程は衝突條項と共に正に其の當を得たるものと云ふ可し。

當協會も亦從來殆ど英米會社の支配下にあり、邦人側より出したる委員は三井洋行伊藤繼、東京海上林憲雄の兩氏に過ぎず。

一九二四年以來の委員長及副委員長は別紙附表第九の如し。

### 第三節 支那側保險協會

支那側會社の協會結成は西曆一九〇五年(明治三十八年)にして初代會長は當時の大實業家(所屬會社名不詳)朱葆三氏なり(因に現在佛租界に同氏の姓名を冠せる道路あり)。

却説右協會の定款及會員等は目下の處資料なく之を記述し得ざるも其の後一九三一年(民國二十年)上海市保險業同

上海に於ける損害保險調査

業公會 (Shanghai Insurance Association) として定款を作り上海火災保險協會(外人側)とも連絡を密にし相互協議的に料率規則の制定その他歩調を合はせ實質上非公式とは云へ聯合委員會の存在ありし觀ありき。

然る處右支那側協會に破綻の一石を投ずるに至りしは中央信託局保險部の出現なりき、即ち從來の會社は舊南京政府即ち蔣政權下の中國法人として登記の手續を採り協會會員として認められ居たる所前記中央信託局保險部は現南京下の會社を協會會員として入會するを許すに難色あり、兩者紛糾裡に昭和十六年十二月八日大東亞戰爭勃發、皇軍の租界進駐となり敵性租界が一變して日本の支配下となるや從來假令汪政權に反抗又は之を否認せし重慶分子又は重慶系濃厚なる分子も否應なしに其の態度を改めざる可からざるに至りしため、昭和十七年一月一日を以て既存の協會は機能を停止し之に代りて更めて上海火險同業業務協會 (Shanghai Fire Underwriters Association) として發足し、舊政權下のものと共に新政權下に於て正式に登記手續を了せるものを會員として入會を認めることとし新舊兩政權下登記完了會社間の紛糾は解決のこととなれり。

當時の會員會社二十六社左の如し。

- 安平保險公司
- 長城保險公司
- 華業保險公司
- 太平保險公司
- 豐盛保險公司
- 四明保險公司
- 寶豐保險公司
- 興華保險公司
- 中華保險公司
- 華商聯合保險公司
- 中央信託保險部
- 聯保水火保險公司
- 中國保險公司
- 泰山保險公司
- 大東保險公司
- 寧紹水火保險公司
- 大華保險公司
- 先施保險運業公司
- 中一信託公司保險部
- 華安水火保險公司
- 肇泰水火保險公司
- 華興保險公司
- 天一保險公司
- 永濟水火保險公司
- 光華保險公司

永安水火保險公司

然れ共其の後支那側に在りては新會社設立の氣運澎湃として興り之等新設會社の協會加入問題再發再紛糾を惹起するに至れり。去る一月改組再發足せる協會は其の會員の資格として正式に實業部に登記し認可せられたるものなることを要求せる處、多數の新會社中には唯單に上海特別市市政府社會局の設立許可のみにて實業部に正式手續未了のものあり、協會としては此等の登記未了のものを會員として認むる能はずとし爰に新舊兩會社間の紛糾愈々熾烈となり遂に社會局の干渉となり、七月三十一日に至りて協會は解散せられ、實業部は五十日以内に協會の結成を命ずる所ありたり。

此の間に在りて新たに協會に加入を許されたるもの左の如し。

- 大南保險公司
- 泰安保險公司
- 國華保險公司
- 新豐保險公司
- 華泰保險公司
- 大華保險公司
- 大豐保險公司
- 新豐保險公司
- 華泰保險公司
- 大新保險公司
- 寶隆保險公司
- 大新保險公司

却說上海特別市社會運動指導委員會は新舊會社側より委員下記九名を指定して「上海特別市保險業同業公會」の設立準備委員とし公會の設立を命ずる所あり。

- (中立) 張 德 欽
- (新) 馬 少 荃
- (新) 顧 文 生
- (新) 陳 巳 生
- (新) 郭 雨 東
- (舊) 過 福 雲
- 中央信託公司
- 聯業保險公司
- 大新保險公司
- 寧紹人壽保險公司
- 大安保險公司
- 中國保險公司

上海に於ける損害保險調査

(舊) 丁 雪 農 太平保險公司  
 (舊) 傅 霖 華安保險公司  
 (舊) 金 性 初 華業保險公司

中立的立場に立てる中央信託局張德欽氏は對立せる新舊兩派間に在りて之が懐柔妥協に努め公會設立の産婆役として兩派間奔走する所ありしが委員間意見不一致對立關係となり、舊會社派委員四名は辭任し公會の設立至難と見られしが實業部の指定期間たる五十日も愈々切迫せるため定款等の作成は後日に譲り、不取敢九月二十日市商會に於て成立大會を開催、張德欽氏議長となり爰に一應正式に「上海特別市保險業同業公會」(Shanghai Insurance Association)を結成するに至れり。

成立と同時に會員となりたる會社七十二社(内生命專營五社)左記役員を擧げ互選の結果張德欽氏理事長に推薦せられたり。

然れ共理事長張德欽氏は四圍の事情を考慮し之を辭したるため華商聯合保險公司鄧東明氏之に代り理事長となれり。

大體上述の如き経緯を経て支那側公會は一應正式成立せりとは云へ新舊兩派の對立は容易に終熄す可くもあらず今後共之が運営上相當の難關ある可く豫想せらる。

尙爰に特記すべきは從來支那側保險界の王座にあり、之を半耳れる太平保險公司丁雪農氏が委員として名を列するに至らず、表面隱退するに至りしは識者をして一抹の寂寞を感じしむるものあり。

右新公會第一回役員左の如し。

(中立)	張 德 欽	中央信託局
(舊)	鄧 東 明	華商聯合保險公司
	李 祖 模	太平保險公司
	屠 伯 鈞	安平保險公司
	過 福 雲	中國保險公司
	劉 聰 強	寶豐保險公司
	任 頌 寶	泰山保險公司
	金 性 初	華業保險公司
(新)	許 曉 初	富華保險公司
	董 漢 捷	大東保險公司
	陳 泮 君	中國利民保險公司
	葉 蔭 三	中國聯業保險公司
	顧 文 生	大新保險公司
	郭 雨 東	大安保險公司
	陳 已 生	博和人壽保險公司

第六章 本邦會社の對處策

皇軍の善戰敢闘により緒戦よく赫々たる武勳を立て一舉にして英米等の搾取的勢力を大東亞より驅逐し以て大東亞共榮圈建設の聖業正に其の緒に就かんとす、當地に於ける吾が損害保險業にありても皇軍の無血租界進駐の結果英米上海に於ける損害保險調査

等敵性會社の過去百有餘年に亘る牢固たる地盤は根柢より覆され、廣大無限なる當地市場は今や日華及第三國系會社に開放せらるゝに至れり、吾が邦業者の責務や重大なりと云ふ可し。

此の秋に當り吾が邦損害保險會社二十五社は漸次其の陣容を強化整備し當局指導の下に強力なる統制を行ひ、一致團結協力し以て中支に於ける損害保險業の新秩序建設に邁進せんことを期するものなるが、當地には前述の通り支那人會社既存の二十八社に加へ大戰後所謂雨後の筍の如く簇出し來れるものを加へ、今や其の數應に百社に垂んとするものあり、加之獨佛伊瑞等の會社亦其の數十九社に及び、之等第三國系會社は日支事變が今尙進展中なるため、華人物件吸收上本邦會社に比し特殊有利の立場にあり、支那會社と共に無謀なる料率競争の渦中に在りて規定外割引の許容、法外なる紹介料其の他の名義による支出を行ひ、自由放漫なる活躍を續行しつゝあり、本邦業者のみ獨り高度統制自肅自戒の營業を行ひ、徒に自縛自縛に陥り華人物件は擧げて低率好條件の華人紹介人又は外華會社に集中せられ本邦會社は高揚子式に拱手傍觀せざる可からざる悲境にあり、本邦業者として早急適切有效なる對策を樹立し之が有效なる運用を計るにあらざれば、今後永久に華人及外人會社の後塵を拜し、中支に於ける損害保險業指導權の把握は得て望み得ざるに至る可し。

却説當地損害保險市場の現況に於て本邦業者は如何なる對策を以て局面を打開し以て當業務の健全なる發展と日支兩業者共存共榮の實を擧げ得べきや、腐敗せる當地業界の現情と〇〇の口に關する觀念を缺如し易き當業務の有する特殊性とを併せ考へ、之が對策の確立實施は容易の業にあらざるも、下記數案を提げ夫々日華兩當局の指導の下に之が完遂を期する外ならんと思惟するものなり。

### 一 上海火災保險協會の改組強化

外人會社（本邦側を含む）により組織せらるゝ上海火災保險協會と華人會社により組織せらるゝ上海特別市保險業同業公會との協會二本建併立の方針を採る。而して本邦及第三國系會社を會員とする現存の上海火災保險協會改組強化の目的を以て上海海上保險協會及北支那自動車保險協會と共に之を發展的解消せしめ、日本損害保險統制會の例に倣ひ嚴格なる定款規程規則を内容とする華中損害保險協會（假稱）を組織し、本邦側にて之が指導權を把握するを要す可し。

其の場合本邦會社は現地當局の監督と損害保險統制會の束縛とを受け、又治外法權なき獨系會社は漸次支那側保險業法の取締を受けるに至る可きも、獨り治外法權を享有しつゝ統制に目醒めざる佛伊瑞等の各社は情性的に或は協定不履行の習性に陥る可き懸念ある故、自治的機關たる協會は最高最大の權限を賦與せられ、不良不信の會員會社に取りては全く生殺與奪の權能を行使し得る體のものたらしむる要ある可し。

### 二 上海特別市保險業同業公會の育成強化

九月二十日結成せられたる右支那側協會の構成分子は必らずしも保險業者として適性のものみとは稱し難く、漸次會員の淘汰を行ふ要ある可きを痛感せらるゝを以て、右公會をして本邦側にて指導權を把握せる華中損害保險協會と緊密なる連繫を保たしめ以て之が指導育成強化に努め、以て會員會社をして苟くも公會の定款規程規則に牴觸する所なからしむる様善導するの要あり。

### 三 外華聯合委員會の補強

上海に於ける損害保險調査

現在迄のジョイント・コミッティー（聯合委員會）は特定の定款を有せず主として支那人紹介人に關する諸規則を設け、輕微なる罰則を有するのみにて其の權限餘りに薄弱なるものなり。

然も一方前記改組案になる華中損害保險協會は峻嚴なる協定違反上の罰則を有するに不拘、華人側公會は特定の罰則を有せず、斯くて規程規則の内容を異にする兩協會が各種嚴格なる申合せをなさんとするも兩者間之が遵守勵行上誠意と熱意に差等なきを保せざれば右聯合委員會の定款に於ては會員の義務並に罰則に於て華中損害保險協會定款と同一なるものとし、右委員會の運営に當つては之に絶對的の權限を賦與せしむること緊要なりと思惟す。

#### 四 保險業法、保險監理局の實力行使

十月一日を以て實施のこととなりし國民政府の保險業法中内容改變の要あるものは之を指摘し、國府をして善處せしめ、之が實施勵行上萬遺漏なきを期せしめざる可からず。

他方十月二十日開設せられたる商工部保險監理局に協力支持を與へ、支那側保險業者の取締監督に當り十二分に其の機能發揮せしめ以て支那側業者の健全なる營業と安固なる資金運用とを徹底せしめざる可からず。弱小會社の整理統合は焦眉の問題として當局の斷乎たる發動を希求して止まざる所なり。

尙保險營業の健全性は單に契約引受上の協定勵行のみを指すものにあらず、一旦罹災の場合罹災の原因、損害額の適正査定等に於ても之を要望せらる可く徒らに賣名的に被保險者の歎心を買はんがため損害狀況原因の調査をなさず罹災後直に率先填補金の支拂を敢てするが如きは所謂統制を紊すものとして其の罪輕からず、過般佛租界一倉庫出火の際に於ける某支那會社の破産的損害支拂の如きは正に同業者間のみならず識者間に在りても均しく指彈せらる可きものなり。

即ち支那側保險業法に於て公證人の登記を要求して正當公證人の存在を重要視し、又吾が方の協會改組案にありて損害査定部門をも併置せんとする所以なり。

#### 五 共同租界工部局

共同租界工部局にありては、租界の治安の強化徹底を圖るため土地章程を改正し租界内に於ける日華外人の團體結社に對し登録許可制を採用することとなり、今後は組合團體公會にても登録許可を取得する要ありと云ふ、吾が邦人會社に在りては漸次統制強化の結果同業組合の加入者にあらざるもの營業を許可せぬ方針さへある際なれば、右租界當局の處置も更に一步を進めしめ工部局に登録許可を得たる組合の加入者にあらざる者には營業を許可せぬと云ふが如き方針を採る事不可能なりや。

保險業の經濟界に於ける地位其の有する社會性公共性に想到する時、他の特殊營業に倣ひ之を許可制とする事不當なりや當局の深慮遠謀を煩はさんとするものなり。

#### 六 協定料率の是正單一簡易化

現在の協定料率又は規程規則中不適性不合理のものあり餘りに複雑なるものあり、又外華二本建による被保險者側の負擔に公正を缺くるものあり、依て此等料率條件を是正簡易化すると共に外人料率、支那人料率の二本建を廢して一本建とする事必要なり。

蓋し華人料率に對しては、古來公然割引を許容し居ること、支那國民性より見て止むを得ざるに出でたるものなる可



しとは云へ時代の進行につれ支那國民性は最早必ずしも掛値あるを喜ばず、取引の簡易化を歓迎せざるにあらざるを思へば、外華一本建の正味を振り出すこと料率の維持上有效なる可く、加之紹介人も紹介手数料の契約者戻しの弊風を矯め、紹介人収入の安定をも期し得るに至る可し。

#### 七 日華業者の再保取引

本邦側は十一月以降支那會社よりの再保は、専ら之を東亞再保社の一手引受とし選定七社をして當分の間代行せしめることとなる處、支那側再保の現狀は本邦側より見れば「オコボレ頂戴」の域を出でず、現在支那側に在りて有力なる再保プール漸次結成せられつゝある情勢下にありては、今後益々「オコボレ頂戴」の傾向顯著となる可きにつき本邦側としては再保政策の確立を企圖せざる可からず。

再保取引上の原則としては互惠的ならざる可からず「ギブアンドテーク」ならざる可からざれば此の際百尺竿頭一步を進めて支那側をして有力なる再保會社を設立せしめ、本邦側東亞再保社と併立相提携せしめ、互惠的條件を以て支那側元受の相當額を本邦側に出再せしめ、之に對し本邦側も亦相當額の賣再を行ふこととせば協定の遵守のみならず日華經濟提携の顯現を見るに至る可しと思ふ。

尙支那側との再保取引に就ては指定會社制を探り個別的再保の外更に特約再保を許す案あるも、如斯は日華業者が全面的に協定實行の時機に讓る可きものと思考するものなり。

### 第七章 保險業法

支那の保險業法は民國二十四年七月五日先づ公布せられしが、其後條文中一部修正の上、保險法及保險業施行法と共に同二十六年一月十一日公布せられたるも、當時外國側保險會社のみならず支那側業者の間に於ても右業法の内容に就き改訂を必要とするものあり、支那人保險協會に在りても、上海火災保險協會と相呼應し之が改訂を國民政府に申入るゝ所ありたり。

當時上海火災保險協會は國民政府に對する右改訂申入れに就いては各國業者共夫々自國の外交機關を経て共同歩調に出づ可く要請する所あり、英國側などは商工會議所も右改訂に多大の關心を持ち之に協力する所あり、他の列國も亦夫々自國の總領事館又は大使館を経て夫々國府宛申入れをなす可く準備せしも、獨り本邦側大使館にありては治外法權を有する以上吾方として之に束縛さるゝものにあらず、右業法に對し贊否の言を吐くは治外法權を放棄し、支那の法律に従ふものと誤解さるゝ懸念あり、治外法權の撤廢を前提と見らるゝが如き業法の修正意見の如きは蓋し其必要なきものなりとて之を取上げらるゝに至らざる中に第二次上海事變の勃發を見るに至れり。

然る處大東亞戰爭勃發以來前述の如く、當地市場にありて支那保險會社濫設の傾向特に顯著なるものあるに至れるが、新設會社中にありては基礎の薄弱不堅實なるものあり、之が經營又は營業は餘りにも投機的にして不健全なるものあり、資金の調達運用等の如き到底吾人の想像を許さざるが如き不健全性あり、保險業法を實施し以て保險業者の取締りを勵行するの必要漸次痛感せらるゝに至りし處國府にありても急遽十月一日を期して之を實施するに至れり。

然る處右業法の實施に先だち巷間右實施せらる可しとの報傳はるや、支那側業者に在りても一部改訂意見を當局宛

申出づるあり、本邦側に在りては現在治外法権を享有する以上直ちに右業法に束縛せらるゝが如きことなかる可しとは云へ、指導的立場に在るべき本邦業者として業法の内容を十分検討し其後の時代の推移、時勢の變化をも考慮して之が完璧を期せしめざる可からず、吾邦當局と緊密なる連絡の下に善處する所ありたり。

然れ共右業法は無修正のまま一應保險法及施行法と共に豫定の如く十月一日を以て實施のこととなりしため吾方の修正意見に就ては今後の問題として國府當局の善處を要望する外なきに至れり。而して國府實業部は右實施と前後し當地（愚園路六〇八街六九號）に實業部保險監理局を設置し、辯護士孫祖基氏を局長に命じ十月二十日正式に管理局事務を開設し、保險業の取締りに乗出すこととなるが、本邦側としては同局が吾邦當局と緊密なる連絡を保持し、支那側業者をして日華一體の見地より眞によく本邦業者と提携協調する様之が指導に任せられん事を切望して止まざる所なり。蓋し本邦側に在りては已に高度の統制實施せられ營業の新設擴張等の如きも嚴重なる取締の下に在り、只營業業務の健全なる發達を意圖せられ居る際は支那側にありても監理局の機能を十分に發揮し以て營業務の公共性に鑑みその監督を嚴にし將來の濫設を嚴重警戒すると共に既設の弱小會社は漸次之を整理統合し以て業界の肅清明朗を期する所あらざる可からず。本邦業者としては監理局長の手腕に信倚し、又本邦當局の善導を期待して止まざる所なり。

## 第八章 日支事變後に於ける戦争其他の特殊危険

日支事變發生後海上及陸上保險に於て最大の關心を持たれたるは戦争保險なり。然る處陸上に於ける戦争保險は

西班牙の内亂による巨額の損害に鑑み損害保險業者の申合せにより殆ど世界的に之が引受、禁止の事となり居り、本邦全損害保險業者も亦右陸上戦争危険不擔保の申合せに加盟し居るため一切之が引受到に任ずる能はざることとなり居たり。却説本邦保險業者はもと陸上戦争危険の引受到に消極的なりしも昭和二年蔣介石の率ゆる革命軍の北上に當り當地が戦禍の巻と化せし當時は火災保險に附隨して戦争による「火災危険」のみならず、掠奪等の所謂「フルカバー」の引受到に當りたることありしが、其後昭和七年第一次上海事變に際しては「フルカバー」の引受到に任せず一部「火災危険」のみの引受到に任じたる會社ありしも、本邦會社の引受條件は倫敦マーケットに比し著しく不利なるものあり、多數巨額の需要は之を倫敦ロイトに向け消化せしめられたる實情なりき、而して昭和十二年八月勃發せし第二次上海事變當時にありては最早内地會社のみならず、倫敦ロイトも之が新規並に繼續の引受到に應ぜざりしも、右事變勃發前後にありては前年度契約の陸上戦争時保險にして尙殘存せるものあり、邦人被保險者にして倫敦ロイトより上海及蕪湖所在物件に對し掠奪破壊による損害の填補を受けたるものあり、又他方本邦保險會社の引受物件にして上海並に吳淞其他に於て罹災せるもの數百萬弗に達し、正味損害填補査定額も百萬弗を下らずと云ふ。

今次日支事變以來所謂直接戦争危険により罹災灰燼と歸せるものは上海に於て又奥地市鎮に於て全く吾人の意表に出でたるものあり、其件數金額共に遽かに推斷を許されざるものなるがこれ等損害に就き火災保險業者と深刻なる紛議又は訴訟沙汰等ありたるを聞かず、邦人契約者のみならず華人契約者さへもこの種明瞭なる原因による損害に就き本邦保險業者に對し正式損害請求を發せるものなき状態にて、一般被保險者間に戦争危険の認識深きものありしは吾

人の些か意外とせし所なりき。

然れ共戦時下に在りて火災保険契約中の異常状態即「ブノーマル・コンディション」の下に發生したる火災損害に就ては支那人被保険者對支那人保險會社又は外人保險會社との間に紛糾を生じたるもの尠ならずしが「一九三七年日支事變特別保險委員會」に於て之が取扱ひ慎重を極めたる結果、保險者に有利に解決したるもの多數に上れり。而してこの間戦時下特殊事情の裡に在りて被保險者側にて要望せしものに、傷害保險及火災保險に於けるテロ危險及海上保險に附隨せる陸上戦争危險の擔保問題あり、又保險者として特に悩まされたるは海上運送保險に於ける盜難拔荷不着の損害と陸上火災保險に於けるテロ放火による損害なり、以下之が概説を試みん。

#### 第一節 傷害並に旅行傷害保險とテロ危險

傷害保險に在りては、從來テロ危險は戦争危險の一部と見做し之が引受不可能なりしも、今次日支事變の進展に伴ひ特に上海に在りては重慶系テロ横行し、放火殺傷事件頻發するものありしため傷害保險による普通傷害危險の擔保のみを以てしては被保險者として不安あり、何うしてもテロ危險の擔保を要望せらるゝものありし處、本邦業者としても情勢の變化に應じ右要望に耳を傾くるに至り、独自の立場に於て特に此種特殊危險の擔保に任ずることとなり、先づテロ並に土匪賊危險の擔保に乘出し其後更に一步を進めて積極的に戦争危險をも引受くることとなれり。

#### 第二節 海上運送保險に於ける戦争危險並に盜難其他の特殊損害

##### (イ) 戦争危險

前述の如く戦争保險に就ては、損害保險業者間に於て専ら之を海上に於ける危險のみに限定せんとする世界的申合

はせたる所謂「フオーター・ボーション・アグリメント」あり、英米會社は更に右擔保範圍を限定し「本船のみ」擔保の方針をも採りしため、本邦業者も自然海上の戦争危險は倉庫約款付引受けによる陸上倉庫内の戦時保險と共に引受け不可能の事となり、荷主側の立場としては貨物の保全上不尠不安に陥り之が擔保方要望の聲高かりし處、其後本邦側業者としては独自の立場に於て航路如何によりては倉庫約款附載の引受けを斷行し更に積替船のみならず積地及揚地野上の戦争危險をも併せ引受けを敢行することとなり、以て荷主側の要望に副ふこととせり、然れ共他方陸上運送並に内河航行船の保險に在りては土匪賊及收殘兵等の危險多く鐵道爆破又は炸藥擊等の如き實例亦少なしとせず荷主として又運送業者として此種危險の擔保要望の聲高き不尠保險業者側としては依然消極方針を採りつゝあるため棉花を始め土産品取扱業者側より保險業者側の英斷を促されつゝあり。

##### (ロ) 盜難拔荷不着の危險

日支事變前に在りては、海上及運送保險に於ける盜難拔荷不着等の損害發生は寧ろ稀有のことに屬し、保險業者は此種危險の擔保には殆ど「ノミナル」の割増保險料により然も免責歩合を附せず、云はば無條件擔保に近き寛大なる態度を採るを通例とせしが、事變の進行につれ此種損害の發生愈々増加し來り不尠保險者を悩ますに至りしため保險業者間或は中はせにより之が擔保を禁止すべしとなすものあり、或は一定の免責歩合を附し割増率の大巾引上げを斷行すべしとなすものありしが、もとゞ海上及運送保險の基本料率に協定なき今日割増率丈を協定することの困難にして且之が維持不可能なるを説くものあり、研究問題としてロスレシオの検討を云爲するのみにて久しく對策の確立を見るに至らざりしが最近に至り東京に於て海上保險契約に就き一般的に盜難不着の損害に付四分の三填補約款を

制定し十八年一月より一齊に之を實行する申合はせ成立するに至れり。事變後に於ける此種損害頻發増加の原因として擧げ得べき諸事由左の如し。

- 一 荷造り材料の不足による荷造りの不完全
- 二 荷役監督の不充分
- 三 人手薄による荷扱の亂暴
- 四 船腹不足による夜間荷役の強行
- 五 船待又はトランシットの爲めの滞貨期間の長きこと
- 六 物價暴騰による一般の生活難

第三節 抗日テロ放火事件

今次日支事變後特殊危険として最も保險者を悩ましたるは重慶系抗日分子の蠢動によるテロ殺傷並にテロ放火なりき。

元來上海港は支那最大の輸出入港として大小出入船舶輻輳せしが、從來港内に於ける船火事は稀有にして大火事として特に記録の徵すべきものなきも日支事變後は陸上に將又船上に怪火頻發し荷主のみならず保險業者に取り恐怖時代を出現するに至れり。今昭和十三年九月以降一ケ年間に於ける火災事件を例示せば左の如し。

昭和十三年 九月一〇日 日清汽船嵐山丸(黄浦江上浮標繫留中)  
 二月二日 福州路三井洋行構内東棉洋行假倉庫

- 一八日 日本郵船龍野丸(浮標繫留中)
- 二二日 日清汽船唐山丸(同上)
- 二三日 日本郵船瀧山碼頭〇號倉庫
- 二五日 滬西勞勃生路日華紡喜和工場
- 二六日 上海紡織第四工場混打綿室(兩路)
- 二月八日 日本郵船瀧山碼頭第四號倉庫
- 同上B號倉庫
- 二七日 大連汽船黃浦碼頭第七號倉庫
- 同上 日本郵船瀧山碼頭第八號倉庫
- 同上第六號倉庫
- 三月六日 大連汽船黃浦碼頭第二號A倉庫
- 七日 日本郵船虹口碼頭第二號倉庫
- 二四日 滬西極司非而路豐田紡織廠用品庫
- 四月二日 崑山路宇野商店倉庫
- 二二日 虬江支路二〇二號原田洋行大豆倉庫
- 二〇日 戈登路内外綿第五廠仕向貨物自動車(棉花滿載)
- 二四日 平涼路二七六七號公大第一廠落棉倉庫
- 二八日 東亞海運嵐山丸(楊樹浦ドック繫留中)
- 二九日 東亞海運嵐山丸(楊樹浦ドック繫留中)
- 五月二日 裕豐紗廠仕向貨物自動車(棉花滿載)
- 九日 怡和洋行順泰碼頭Y號倉庫
- 河間路新申第六紗廠棉花倉庫
- 關路上海紡織第四廠倉庫
- 華盛路恒豐紗廠工場構内



- 一〇日 華僑路康泰絨布廠構内  
平涼路東部小學校前重松藥房倉庫  
臨青路公勤鐵廠構内
- 六月八日 河間路美華印染廠分工場  
楊樹浦齊々哈爾路一四六號鴻豐洋行落棉倉庫
- 一七日 怡和浦東族昌東棧B倉庫  
同上C倉庫
- 二二日 大阪商船楊樹浦碼頭第六號倉庫
- 七月二〇日 滬西勞勃生路日華紡喜和工場倉庫
- 八月六日 同上
- 七日 同上
- 八日 同上
- 一七日 怡和、公和碼頭第十三號(M)倉庫
- 九月八日 滬西日華紡喜和工場倉庫
- 二六日 怡和浦東族昌棧第十一號倉庫  
楊樹浦路二四八號平和洋行第一號倉庫

右火災の中にありても其原因必ずしもテロ放火とのみ断じ難きものあり、その損害程度亦大小の相違ありたりとは云へ、其中最も大なるものは十三年十二月二十二日の郵船滙山C倉庫と翌十四年三月二十四日の郵船虹口第二號倉庫にして輸入外棉を主とし損害額甚大なるものあり、此等連發せる火災の原因は當時の情勢より見、之をテロ分子の謀略放火と見做さざるを得ざるものあり、荷主側の不安愈、増大するに至り、保険者に對し之が擔保方要望せらるゝものあるに至れり。

#### 第四節 抗日テロ土匪賊による特別危険に就て

前述の如く火災保険に於て將又海上運送保険に於て抗日テロ危険及土匪賊の危険甚大なるものあり、現地に於ける經濟建設は長期戰態勢に基き此等の危険を冒しつゝ投資及建設を爲さざる可からざるが、現在の如く此種危険を擔保する方法なくしてはその經濟的活動は投機的となり、經營の健全性と恒久性を缺くに至る可きにつき當局に於ても思ひをこゝに致さるゝ所あり、保險業者に對し之が引受敢行方懸念せらるゝ所あり、現地出先業者亦豫て此種危険引受けの緊要にして國策に副ふ所以なる可きを認識し本社宛極力折衝する所あり、本社側にも多少事情を諒とし火災保險の附帶的引受として大體下記條件を以て之が引受の方針を内定せるものありしが、在外物件再保處理機構の組織に關聯し最後の決定を見るに至らずして今日に至れり。

- 擔保範圍 匪賊及抗日テロの放火による火災損害のみ
- 保險目的 工場、倉庫、碼頭、鐵道施設、戰時重要商品
- 引受限度 一、二、三等地に別ち一、二、三級及野積の別により一百萬圓乃至三十萬圓
- 引受期間 三ヶ月を單位とし中途解約を認めず
- 引受料率 三ヶ月に付二圓乃至六圓(等地、構造により)

#### 附表 第一(A)

業 者 名	法 幣	英 磅	米 弗	香 港 弗	千 弗	千 元
美亞保險公司(代理店)	六、四一六					
上海に於ける損害保險調査						一七九

上海に於ける損害保険調査

怡和洋行(代理店)	二、一四五								
平和洋行(ク)	不詳								
太古洋行(ク)	不詳								
エンプロイヤース・ライヤビリティ	二、一五〇								
コンマーシャル・ユニオン	一、〇八九								
フイニツクス(外二社)	一九								
ローヤル	二一九								
オーシャン・アクシデント	二七四								
リパブル・ロンドン・グロブ	六七								
セントラル	一三								
ヨークシャイヤ	一〇五								
ノルウヰチ・ユニオン	九七								
ロンドン・スコチツシユ	不詳								
サウス・ブリチツシユ	一、〇六四								
スコチツシユ・ユニオン	二二六								
ウエスターン	三三八								
イーグルスター	一六一								
センチュリー	二四								
北美州保険公司(外七)	七〇七								
ノース・ブリチツシユ(外四)									
		三、〇三四		七、四四二					
		六九〇		九五					
		一、三二九		二、八六八					
		三九七		三、〇八四					
		四四八		二、二二一					
		五、九二六		二五、四五九					

一八〇

附表第一(B)  
收入保険料(西曆一九四〇年度)

業者名	法幣	英磅	米弗	香港弗	ペソ	留比
美亞保險公司(代理店)	二四、一七六					
怡和洋行	三、二九八					
平和洋行	一一	一一九				四二
太古洋行	二、六六九					
エンプロイヤース・ライヤビリティ	三、〇八六					
コンマーシャル・ユニオン	二九	一六三、五一四				
フイニツクス	二九					
ローヤル	五五八					
オーシャン・アクシデント	四六二					
リパブル・ロンドン・グロブ	一四四					
セントラル	三〇					
ヨークシャイヤ	一五二					
ノルウヰチ・ユニオン	一三三					
ロンドン・スコチツシユ	不詳					
サウス・ブリチツシユ	二、四五八	一一、八三一				二八、七六七
スコチツシユ・ユニオン	四九一	一、〇〇八				
ウエスターン	一六三	七〇六				五、六四八
イーグルスター	二一八	一五〇				五、二五三
センチュリー	六一	六四五				三、〇二四
北美州保険(外七)	九九一	九〇四八				一〇六、三六三
ノース・ブリチツシユ(外四)						

上海に於ける損害保険調査

一八一

上海に於ける損害保険調査

一八二

附表第一(〇)

收入保険料(西曆一九四一年度)

業者名	法幣	英磅	米弗	香港幣	ペソ	留比
美亞保險公司(代理店)	三、一〇九					
怡和洋行(〃)	三、九五五					
平和洋行(〃)	一〇	一五七				四二
太古洋行(〃)						
エンプロイヤース・ライヤビリティ コンマニヤル・ユニオン	一、六一八					
フイニツクス	四、一四三					
ローヤル	三、四	九五、三二二				
オーシャン・アクシデント	一、一一二					一六
リパブル・ロンドン・グローブ	四八〇					一八
セントラル	一一三					二六
ヨークシャイヤ	四一					
ノルウヰチ・ユニオン	二五〇					
ロンドン・スコチツシユ	二二五					
サウス・ブリチツシユ	一六	一一八五				二、八八二
スコチツシユ・ユニオン	四六一	二、〇一七				二、七二〇
ウエスターン	六五九	九七四				一三、〇八三
イーグル・スター	五七二	一一六				七、三六七
センチユーリー	四三一	六四五				三、〇二四
北美州保險公司(外七)	一、五九八					
ノースブリチツシユ(外四)		一、二七九九				一、六二七九五

附表第二

敵性保險会社と會計監督官一覽表

會計監督官名

敵性會社名	會計監督官名
楊子保險公司	(英) 住友海上火災保險會社
志公茂保險公司	(英) 東京海上火災保險會社
巴勒保險公司	(英) 日産火災海上保險會社
鳳凰保險公司	(英) 帝國海上火災保險公司
保泰保險公司	(英) 三菱商事會社
英國永浩保險公司	(英) 大北火災海上運送保險會社
英國皇家保險公司	(英) 神戶海上火災保險會社
公祐太陽保險公司	(英) 昭和海運公司
英商那威信壽保險公司	(英) 神戶海上火災保險會社
美亞保險公司	(米) 大正海上火災保險會社
美國保險公司	(米) 國際運輸會社
太古保險公司	(英) 東京海上火災保險會社
怡和保險公司	(英) 三井物産會社
博望保險公司	(英) 帝國海上火災保險會社
上海保險公司	(英) 日本海上火災保險會社
北美州保險公司	(米) 同 上

上海に於ける損害保険調査

一八三

上海に於ける損害保険調書

祥泰保險公司  
安利保險公司  
老沙遜保險公司  
群興保險公司

(英) 住友海上火災保險會社  
(英) 朝日海上火災保險會社  
(英) 三菱商會社  
(英) 日産火災海上保險會社

附表 第三

敵性保險會社本邦側清算受託者一覽表

日本海上火災保險株式會社  
東京海上火災保險株式會社  
千代田火災保險株式會社  
國際運輸株式會社  
朝日海上火災保險株式會社  
株式會社昭和海運公司

日本火災保險株式會社  
東京火災保險株式會社  
大北火災海上運送保險株式會社  
帝國海上火災保險株式會社  
三井物産株式會社  
住友海上火災保險株式會社

日産火災海上保險株式會社  
東洋火災保險株式會社  
神戸海上火災保險株式會社  
帝國火災保險株式會社  
三菱商會株式會社

(一) 清算受託者

日本海上火災保險會社

一、英 プリチツシュ・アメリカン・アシユアランス  
英 イーグルスター・インシユアランス  
英 ウェスターン・アシユアランス(トロント)  
英 ホラント・アシユアランス・ソサエチ(一八四一)  
英 マグテバーク・ファイヤー・インシユアランス  
英 ノルドツチ・インシユアランス  
英 センチユリー・インシユアランス  
英 イーグル・インシユアランス

和

ファイヤー・インシユアランス(アムステルダム)  
ニーザラント・ファイヤー・アンド・マリオン・インシユアランス  
代理店 シヤンハイ・インシユアランス・オフイス(上海保險部)  
上海四川路二二九號

二、米

インシユアランス・カンパニー・オブ・イス・アメリカ  
オートモビル・インシユアランス(ハートフォード)  
アライアンス・インシユアランス(ワイラデルフィア)  
インデムニチイ・インシユアランス(NA)  
ワイラデルフィア・ファイヤー・マリオン・インシユアランス  
ナショナル・セキユリチイ・ファイヤー・インシユアランス  
セントラル・ファイヤー・インシユアランス(バルチモア)  
ワールド・オギジリアリー・インシユアランス

三、英

上海九江路一一三號  
ステート・アシユアランス  
スタンダード・マリオン・インシユアランス  
ローヤル・エクスチェンヂ・アシユアランス  
代理店 ブルック・アンド・カンパニー(英商)  
上海九江路一五〇號

四、米

オートモビル・インシユアランス(ハートフォード)  
代理店 ブルース・エスジエンキンス(金康保險部)  
上海九江路一一三號

五、英

インビリアル・ファイヤー・インシユアランス  
代理店 エドワード・エズラ 商會(新康)

上海に於ける損害保険調書



上海に於ける損害保険調査

六、英 上海九江路一五〇號

ナシヨナル・ユニオン・ソサエチー  
代理店 チューヤン・インシユアランス・オフィス  
上海九江路一五〇號

七、英

チャイナ・アンド・ライターズ(旗昌保險公司)

日本火災保險株式會社

上海四明圓路一八五號

(三) 清算受託者

日産火災海上保險株式會社

八、英

ノース・ブリチツシユ・アンド・マーカントイル・インシユアランス(巴勒保險公司)

レールウエー・パツセンヂヤース・アシユアランス

フライング・アンド・ゼネラス・インシユアランス

オーシヤン・マリソ・インシユアランス

ワールド・マリソ・アンド・ゼネラル・インシユアランス

上海九江路二五九號

九、英

ノーザン・アシユアランス

グレンヤム・フアイヤー・アンド・アクシデント・インシユアランス

ユーナデッド・ブリチツシユ・フアイヤー・インシユアランス

代理店 カルダマー・マーシヤル商會(祥興)

上海九江路一七〇號

一〇、米

ナシヨナル・ユニオン・フアイヤー・インシユアランス(ビツツバグ)

代理店 チューヤン・セキユリチイ(平安公司)

上海博物院路八八號

一一、英

ゼネラル・アクシデント・フアイヤー・アンド・ライフ・アシユアランス

上海黃浦灘路一八號

(四) 清算受託者

東京海上火災保險會社

一二、英

コンマーシヤル・ユニオン・アシユアランス(老茂康記)

オーシヤン・アクシデント・アンド・ガランヂイ・コーポレーション

パラタイン・インシユアランス

ユニオン・アシユアランス・ソサエチー

ウエスト・オブ・スコットランド・インシユアランス・オフィス

コロンビヤ・カジュアルチイ(紐育)

ブリチツシユ・トレイダース・インシユアランス

ガーヂアン・アシユアランス

ローユニオン・アンド・ロツク・インシユアランス

オリエント・インシユアランス

ロンドン・アンド・ランカシヤイヤー・インシユアランス

ロイヤル・エクスチェンヂ・アシユアランス・コーポレーション

シー・インシユアランス

ブリチツシユ・アンド・フォレイン・マリソ・インシユアランス

スタンダード・マリソ・インシユアランス

モーター・ユニオン・インシユアランス

ブリチツシユ・アビエーション・インシユアランス

代理店 バタフィールド・アンド・スワイヤー(太古)

上海佛租界外灘二二三號

上海に於ける損害保険調査

一八七

上海に於ける損害保険調査

一四、英 リバプール・ロンドン・アンド・クローブ・インシユアランス  
英 ロイヤル・インシユアランス  
セントラル・インシユアランス

代理店 ジャック・インシユアランス・オフィス

一五、英

エンプロヤーズ・ライアビリテイ・アシユアランス・コーポレーション  
代理店 E. D. サスーン商會(新沙遜)

上海南京路

一六、英

(五) 清算受託者

チャイナ・ファイヤー・インシユアランス  
コーポレーション・オブ・ロイズ(ロンドン)

モーター・ユニオン・インシユアランス

代理店 デフリビングストン商會(仁記)

上海仁記路一〇〇號

東京火災保險會社

一七、英

(六) 清算受託者

モーター・ユニオン・インシユアランス  
代理店 H. C. デクソン親子商會(公恒徳)

上海四川路二二六號

東洋火災保險會社

一八、英

(七) 清算受託者

ロンドン・アンド・スコッチ・ユニオン・アシユアランス・コーポレーション  
代理店 ホーランド・チャイナ・トレーディング商會(好時)

上海江西路三二〇號

千代田火災保險會社

一九、英

(八) 清算受託者

スコッチ・ユニオン・アンド・ナショナル・インシユアランス(英國永隆保險公司)  
マリタイム・インシユアランス

上海黃浦灘一八號

大北火災海上運送保險會社

二〇、英

(九) 清算受託者

クネン・インシユアランス  
ロイヤル・インシユアランス

リパブル・ロンドン・アンド・グロブ・インシユアランス

セントラル・インシユアランス

神戸海上火災保險會社

二一、英

上海仁記路八一號

ノルウイッチ・ユニオン・ファイヤー・インシユアランス(英商那威伯壽保險公司)

ヨーク・インシユアランス

上海黃浦灘一二號

二二、英

モーター・ユニオン・インシユアランス

代理店 アレクサンダー・ヘンダーソン商會(亨得生)

上海黃浦灘一二號

二三、米

(一〇) 清算受託者

ホーム・ファイヤー・インシユアランス(NY)

ハリファックス・ファイヤー・インシユアランス(NS)

ハート・フォート・ファイヤー・インシユアランス

ホーム・インデムニテイ

ニューハンプ・シャイヤー・インシユアランス

フィニックス・インシユアランス(ハートフォード)

國際運輸會社

上海に於ける損害保険調査

上海に於ける損害保険調査

- 米 セント・ポール・ファイヤー・インシユアランス
- 米 スプリング・フィールド・ファイヤー・アンド・マリッジ・インシユアランス
- 米 ユーナイテッド・ステーツ・ファイヤー・インシユアランス
- 米 ウェスト・チエスター・ファイヤー・インシユアランス
- 米 アメリカン・インシユアランス(ニューヨーク)
- 米 コンチネンタル・インシユアランス
- 米 ファイヤー・アソシエーション(ワイルデルファイア)
- 米 ファイリチイ・フイニックス・ファイヤー・インシユアランス
- 米 グレン・フォールズ・インシユアランス
- 米 グレート・アメリカン・インシユアランス(NY)
- 米 代理店 アメリカン・フォートレーン・インシユアランス・アソシエーション(美國保險公司)
- 上海廣東路五一號
- 二四、米 アライアンス・インシユアランス(ワイルデルファイア)
- 米 ゼネラル・アクシデント・ファイヤー・マンドライラ・アシユアランス・コーポレーション
- 米 代理店 ヒルインシユアランス・オフイス
- 上海廣東路五一號
- 二五、英 スピールマン・ブリン・インシユアランス・オフィス
- 上海天主堂街一號
- 二六、英 (一) 清算受託者 帝國海上火災保險會社
- 英 ファイニックス・アシユアランス(鳳凰火災保險公司)
- 英 ユニオン・マリッジ・アンド・ゼネラル・インシユアランス(リパブル)
- 英 ロンドン・ガランチイ・アンド・アクシデント
- 英 ナショナル・ユニオン・ソサエチイ

上海黃浦灘一八號

- 二七、英 インシユアランス・オフイス・オブ・オーストラリア
- 英 ブルーデンシヤル・アシユアランス
- 和 スタンダード・オブ・アムステルダム
- 米 コンチネンタル・インシユアランス
- 英 イーグルスター・インシユアランス
- 英 ワールド・オギシリアリイ・インシユアランス
- 英 代理店 プロム・アンド・ヴァンデル・A.A.(博瑞保險公司)
- 上海愛多亞路三號
- 二八、 (一) 清算受託者 帝國火災保險會社
- 英 イースタン・アンド・ライターズ(利興)
- 上海北京路二五六號
- 二九、英 (二) 清算受託者 朝日海上火災保險會社
- 英 エンプロヤーズ・ライアビリティ・アシユアランス・コーポレーション
- 英 カレドニア・インシユアランス
- 英 マーチャント・マリッジ・インシユアランス
- 上海南京路沙遜大廈二四〇號
- 三〇、英 (三) 清算受託者 三井物産會社
- 英 アライアンス・アシユアランス
- 英 パンカーズ・アンド・トレーダーズ・インシユアランス
- 英 イースタン・インシユアランス
- 英 ホンコン・インシユアランス
- 英 リパブル・ロンドン・アンド・グロブ・インシユアランス

上海に於ける損害保険調査

上海に於ける損害保険調査

英 ニュージーランド・インシユアランス  
 英 クキーン・スランド・インシユアランス  
 英 カントン・インシユアランス・オフイス  
 英 トリトン・インシユアランス  
 英 アトラス・アシユアランス  
 代理店 ジヤードン・マゼソン商店(信和)

上海黄浦灘二七號

三二、米 ハノーバー・ファイヤー・インシユアランス(NY)  
 米 ファイヤーマンズ・インシユアランス(NY)  
 米 ミル・ウオーキー・メカニック・インシユアランス  
 米 ナショナル・ユニオンファイヤー・インシユアランス(ピッツバーグ)  
 米 エノミカル・インシユアランス

代理店 アメリカン・アジアチック・アンド・ライターズ(美亞保險公司)  
 上海黄浦灘一七號

三一、英 イクキタブル・ファイヤー・アンド・アクシデント・オフイス  
 代理店 リデル・ブラザース商會(平和洋行)

上海北京路三九號

三三、英 サウス・ブリチッシュ・インシユアランス(保泰保險公司)  
 三三、英 イースタン・ユナイテッド・アシユアランス  
 上海黄浦灘一八號  
 三四、英 カントン・インシユアランス オフイス  
 代理店 デッド・サス・ウー商會(老沙遜)

上海北京路三九號

三菱商會社

上海四川路四九號  
 三五、英 (一六) 清算 受託者 昭和海運公司  
 サン・インシユアランス・オフイス(公裕太陽火災保險公司)  
 上海黄浦灘一號

三六、英 (一七) 清算 受託者 住友海上火災保險會社  
 ヤンツェ・インシユアランス・アソシエーション(榊子保險公司)  
 ノース・チャイナ・インシユアランス(保家保險部)  
 ユニオン・インシユアランス・ソサイチイ(カントン)

上海黄浦灘二六號

三七、英 リヴァプール・ロンドン・アンド・グロブ・インシユアランス  
 英 ロンドン・アシユアランス・コーポレーション  
 代理店 スコット・ハーヂンク商會(祥泰)

上海北京路一二一號

三八、英 エセックス・アンド・サフォーク・イクキタブル・インシユアランス・ソサイチイ  
 英 アトラス・アシユアラン  
 英 マンチエスター・アシユアランス  
 英 ステート・アシユアランス  
 代理店 バトラー商會(保定水火保險公司)  
 上海九江路四五號

三九、英 リーガル・アンド・ゼネラル・アシユアランス・ソサイチイ

英 ロンドン・アンド・プロビシヤル・マリヤン・インシユアランス

英 ロード・トランスポート・アンド・ゼネラル・インシユアランス  
 英 エセックス・サフォーク・イクキタブル・インシユアランス・ソサイチイ

上海に於ける損害保険調査

上海に於ける損害保険調査書

一九四

代理店 ヒュー・ミントン商会(保豐保險公司)  
上海九江路四五號

附 表 第 四

(昭和十七年八月末現在)  
外國會社一覽表

國 獨 會 社 名

- Aachen & Munich Fire Insurance Co., Ltd.
- Allianz Insurance Co., Ltd.
- Hamburg Bremen Fire Insurance Company
- Magdeburg fire Insurance Co., Ltd.
- National General Insurance Co., of Steith
- Nord Deutsche Insurance Co., Ltd.
- Nordstern General Insurance Co., Ltd.
- Oldenburger Fire Insurance Co., Ltd.
- Thuringia Insurance Co., of Trfurt
- Assicurazioni Generali Insurance Co. Di Venezia
- Runione Adriatica Di Sicurtà of Trieste
- Assurance Franco-Asiatique
- Compagnie d' Assurance Generales
- Compagnie Franco-Americaine D' Assurances
- Union (Il Paris) Fire Insurance Co., Ltd.
- L' Abeille Fire Insurance Co., of Paris
- Baloise Fire Insurance Co., Ltd.

Helvetia Swiss Fire Insurance Co.  
Switzerland General Insurance Co. of Zurich

附 表 第 五

上海火災保險協會歷代委員長及副委員長

年次	委員長	所屬會社	副委員長	所屬會社
一九一七	英 H. W. Trenchard davis	老 公 茂	英 G. J. G. Hill	ローヤル
一九一八	英 E. C. ENNETT	怡 和	英 G. L. Gambell	ヂズ・リビングストン
一九一九	英 do	同	英 C. J. G. Hill	ローヤル
一九二〇	英 C. J. G. Hill	皇 家	英 G. L. Gambell	ヂズ・リビングストン
一九二一	英 do	(ローヤル・インシエ アランス)	英 R. W. Paulsen	ユニオン・カントン
一九二二	英 do	同	英 do	同
一九二三	英 do	同	英 E. C. Emmett	ジャーチン・マゼソン
一九二四	英 E. C. Emmett	怡 和	英 E. E. Parsons	ノース・ブリチッシュ
一九二五	英 C. J. G. Hill	皇 家	英 E. C. Baker	ユニオン(ロンドン)
一九二六	英 do	同	英 L. Garne	ユニオン・カントン
一九二七	英 A. W. Slater	スモレンシエ・ユニオン	英 E. L. Arnold	老 公 茂
一九二八	英 E. C. Funnelt	怡 和	英 do	(コンマーシャル・ユニオン)
一九二九	英 do	怡 和	英 F. E. Vincent	アメリカン・フォロレン(米)
一九三〇	英 C. J. G. Hill	皇 家	丁 A. Keoyunsa	イーグルスター
一九三一	英 do	同	英 A. R. Harris	サン
一九三二	英 D. L. Ralph	太 古	英 E. E. Parsons	ノース・ブリチッシュ
一九三三	英 do	同	英 F. E. Vincent	美國保險(米)

上海に於ける損害保険調査書

一九五

上海に於ける損害保険調査

一九三四	英 P. E. Vincent	美國	保險	英 A.R. Harris	一九六
一九三五	英 G. H. Percy	怡和	和	英 W. G. Dove	サン
一九三六	英 F. R. Barry	安	利	英 H.E. Wright	サウス・ブリチッシュ
一九三七	英 H. P. Scott	皇	家	英 E.L. Arnold	ヨークシャー
一九三八	英 do	同	家	英 do	ロンドン・シヤル・ユニオン
一九三九	英 W. C. Bond	太	古	英 Otto Schneider	同
一九四〇	英 K. A. Mason	怡	和	英 T. P. Pottinger	メルチャース(獨)
一九四一	米 J. Nichols	美	國	英 E. L. Arnold	サン
一九四二	日 林 蒸 雄	東	京	日 木 塚 不二根	ロンドン・シヤル・ユニオン
		海	上		三井洋行

附表第六

西曆一九〇一年度

上海海上保險協會會員一覽表

- 日本海上保險會社
- 東京海上保險會社
- 帝國海上保險會社
- 仁濟和保險公司
- 廣東保險公司
- 保家保險公司(ノース・チャイナ)
- 保安保險公司(ユニオン・カントン)
- 楊子保險公司
- アライアンス・マリン・アンド・ゼネラル・アシユアランス

孟買火災海上保險公司

- ブレームン・アンド・ライターズ
- ブリチッシュ・アンド・フォレン・マリン・インシユアランス
- チャイナ・トレーダーズ・インシユアランス
- 老 公 茂(コンマール・シヤル・ユニオン・アシユアランス)
- コンチネンタル・インシユアランス(マン・ヘイム)
- ファイヤーマンズ・フアンドインシユアランス(サンフランシスコ)
- ハンバードインシユアランス
- 北美洲保險公司(ノースアメリカ)
- ロンドン・アシユアランス・コーポレーション
- ロンドン・アンド・プロビデシヤル・マリン・アンド・アクシデント・インシユアランス
- マン・ヘイム・インシユアランス
- オーション・マリン・インシユアランス
- ニュージーランドインシユアランス
- ペナンインシユアランス
- リライアンス・マリン・インシユアランス
- シー・インシユアランス
- サウス・ブリチッシュ・ファイヤー・アンド・マリン・インシユアランス(ニュージーランド)
- トリトンインシユアランス
- ユニオン・マリン・インシユアランス
- コールド・マリン・インシユアランス

附表第七

上海に於ける損害保険調査

附表第八

上海海上保險協會

年次	委員 長	副委員 長
一九二三	英 C.M.G. パーニー	楊 子
一九二四	英 E.C. エメット	アライアンス(怡和)
一九二五	英 C.M.G. パーニー	楊 子
一九二六	英 W. ウェイクオード	サウスブリチッシュ
一九二七	英 E.C. エメット	アライアンス(怡和)
一九二八	英 E.E. パーソンス	オーションマリ
一九二九	英 E.C. エメット	アライアンス(怡和)
一九三〇	英 E.C. エメット	同
一九三一	英 C.M.G. パーニー	楊 子
一九三二	英 E.E. パーソンス	オーションマリ
一九三三	英 J.W. スタックハウス	ニュージブラ
一九三四	英 G.G. フランクリン	ユニオンカント
一九三五	英 W.G. ドーブ	サウスブリチッシュ
一九三六	英 W.C. ポント	太 古
一九三七	英 M.H. アイヴィ	ユニオンカント
一九三八	英 M.H. アイヴィ	同
一九三九	英 A.H.K. コツプ	ユニオンカント
和 RA クローレン	北 美 洲	同

一九四〇	和 RA クローレン	同	英 A.H.K. コツプ	ユニオンカント
英 A.H.K. コツプ	ユニオンカント	英 G.F. スウェツテンハム	太 古	
和 RA クローレン	北 美 洲	英 H.C.B. ウェイ	ユニオンカント	
一九四一	英 H.C.B. ウェイ	ユニオンカント	和 RA クローレン	北 美 洲

附表第九

自動車保險協會代表委員及副委員

年次	委員 長	副委員 長
一九二四	英 W.H. T. Davis	英 I.H.C. Godfrey
一九二五	英 G.E. Sparke	老 公 茂
一九二六	英 W.H. T. Davis	英 C.E. Sparke
一九二七	英 C.J. G. Hill	英 W.C. Bond
一九二八	英 W.C. Bond	英 A.R. Haras
一九二九	英 W.C. Bond	米 C.J. Smith
一九三〇	英 上	米 do
一九三一	英 上	英 C.E. Sparke
一九三二	米 C.J. Smith	英 C.E. Sparke
一九三三	英 F.E. Mitchell	英 G.C. Nazar
一九三四	英 W.J. Gulliver	英 W.J. Gulliver
一九三五	英 W.J. Gulliver	英 A.E. Arnold
一九三六	英 A.E. Arnold	英 A.E. Arnold
一九三七	英 A.E. Arnold	英 G.C. Nazar
一九三九	英 A.E. Arnold	英 G.C. Nazar

上海に於ける損害保険調査

一九三五	英 L. W. Pettitt	エンブロイヤリス・ライアビリティ	英 G. C. Nazar	ユニオンカントン
一九三六	英 L. W. Pettitt	同上	英 C. D. Belton	エンブロイヤリス・ライアビリティ
一九三七	英 C. D. Belton	同上	英 E. H. S. Low	太古
一九三八	英 H. H. S. Low	太古	英 A. E. Arnold	太古
	英 A. E. Arnold	太古	英 L. W. Pettitt	エンブロイヤリス
一九三九	英 A. E. Arnold	太古	葡 V. H. Loureiro	保太保(佛)
一九四〇	英 A. E. Arnold	太古	葡 V. H. Loureiro	A F A
一九四一	英 A. E. Arnold	太古	葡 V. H. Loureiro	フランコ・アジアチック
	葡 V. H. Loureiro	保太洋行(佛)	英 G. M. Cowe	ノースブリチッシュ
一九四二	葡 V. H. Loureiro	同上	H. S. Hayashi	東京海上

### 天津特別市教育宗教の現況

#### はしがき

一、本資料は昭和十七年十二月、在北京大使館事務所より、調査所調査資料第二四三號(文化第十九號)「華北に於ける教育宗教の現況」として送付されたものにして全七冊の中の第一冊なり。

二、本資料の調査擔當者は元興亞院華北連絡部囑託深川輝美、同尹久一なり。

#### 目次

第一、教育の現況	(一) 大學專科學校及同程度學校	101
一、日本側支那人教育施設	(二) 中等學校	
二、日本語普及状況	(三) 小學校	
(一) 大學專科學校及之と同程度學校	(四) 社會教育施設	
(二) 中等學校及小學校	四、第三國側教育機關の現況	
(三) 中國側日本語學校及日本語塾	五、支那側試験研究機關の現況	
(四) 日本人日本語教員一覽表	第二、宗教の現況	
(五) 華人日本語教員養成施設	一、日本側宗教の現況	
(六) 日本語講習會	二、支那側宗教の現況	
(七) 日本語檢定試験の状況	三、第三國系宗教及大東亞戰爭の影響	
三、支那側教育機關の現況		
天津特別市教育宗教の現況		101



第一、教育の現況

一、日本側支那人教育施設

天津市に進出せる日本側支那人教育施設は日語學校十二校有り。其の狀況は左の如し。

天津市内日本側日語學校調査表

(昭和十七年四月興亞院天津駐在員調査)

名稱	所在地	校長名	職員數	年月日	可	學生數	班數	時間	教授	使用教科書	卒業年限	卒業生數	備考
天津第一日語學校	日界宮島	青村武雄	十一名	昭二、六	〃	男三三	三	各級一時間半	〃	標準日語讀本 模範日語教科書	二年	男二〇	愛善日文協會經營
天津第二日語學校	華街東馬路	兒玉晉吉	十二名	昭三、〇	〃	〃	三	〃	〃	〃	〃	〃	〃
天津第三日語學校	河北三馬路	東榮熊	八名	昭三、四	〃	〃	二	〃	〃	〃	〃	〃	〃
天津第四日語學校	特一區營口路	小澤義三	七名	昭五、六	〃	〃	二	〃	〃	〃	〃	〃	〃
天津第五日語學校	佛界三十路	鈴木則家	八名	昭五、三	〃	〃	〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃
天津第六日語學校	極管區五路	澤崎忠雄	八名	昭六、一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
立正學院日語學校	東南城角	田九泰宣	十名	昭二、三	〃	〃	三	〃	〃	現代日語讀本 現代日語選	〃	男七	妙法寺經營

天津天理日語學校	日界伏見街	梶本殿雄	八名	昭二、五	〃	〃	九	〃	〃	標準日語讀本 模範日語教科書	一年五ヶ月	〃	天理教會經營
天津精華日語學校	特一區大同路	二宮守人	二名	昭三、三	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	昭和六年十月三十一日廢校
天津河北日語學校	河北三馬路	中村三郎	二名	昭四、八	〃	男五 女五	三	一時間	標準日語讀本	初級六ヶ月 中級一ヶ月 高級八ヶ月	〃	〃	日本キリスト教會援助のもとに無料教授
中日密教學院	日界明石街	曹汝霖	四名	昭八、三	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一ヶ月	〃	副院長 吉田芳純

二、日本語普及狀況

(一) 大學專科學校 (昭和十七年六月調査)

本項に該當の學校は市立日語專科學校私立天津工商學院の二校有り。同校の日本語教育狀況は左の如し。

1 天津特別市立日語專科學校

- (1) 每週日本語時間數 二七時間
- (2) 日語教員數 日人四人
- (3) 校長 特別市教育局長何慶元が兼任
- (4) 學生數 男二七人 女三三人
- (5) 修業年限 二年

2 私立天津工商學院

天津特別市教育宗教の現況



- 天津特別市教育宗教の現況
- (1) 毎週各學年日語時間數 三時間
  - (2) 日語教員數 三人
  - (3) 使用教科書 自編講義
  - (4) 日語教員の給與 一般教員と優劣無し。

(二) 中等學校及小學校

市内公立中等學校及小學校は凡て日語教育を實施す。其の狀況は左表の如し。

市立及び私立中學校日語教育調査表 (昭和十七年四月調査)

校名	所在地	校長及 經營者	日語教員 數(日名)	學生數 (男女)	卒業年限	授業 時間	使用教科書	備考
市立師範學	河北新開河	林振聲	日三名	男三〇五 女一八七	中師三年	六時週	標準日語讀本	天津市公署教育課日語部より
市立第一中	街頭鈴鐘閣街	曹荃榮	支日二名	男七六一				
市立第二中	街頭雙眉街	楊紹思	支日二名	男二七五				
市立師範訓練所	河北新開路	何慶元	日一名	男三八				
市立第一女中	特一區大營門	蔣汾同	支日一名	女三一八				
市立第二女中	特一區八號路	陳蔭佛	支日一名	女三五五				

校名	所在地	校長及 經營者	日語教員 數(日名)	學生數 (男女)	卒業年限	授業 時間	使用教科書	備考
市立初級商科職業學業	河北新開河	王義森	日三名	男二一〇				
私立究真中學	河北真偉路	李清賢	日三名	男三九五 女三三六	初三年	三時週		
私立育方高等商科職業學校	東馬路	徐克達	支日二名	男九〇	高五年			
私立瀋文中學	南閣下頭榮安大街	劉聲庭	日二名	男七二五	初高三年			
私立普育女子中學	鼓樓西枚橋胡同	王荷舫	支日一名	女三〇六	初三年			
私立河東中學	特二區二馬路	王米芹	支日一名	男二八一				
私立中日中學	海光寺	張庭芝	支日六名	男二九六	初高三年	六時週	自編講義	
私立法漢中學	佛界老西開教堂	許日昇	支日一名	男二九八		三時週	標準日語讀本	
私立崇成商業職業學校	佛界巴黎道	曹耀斌	支日一名	男二三五				
私立大同中學	極管區張莊大橋	郝耀光	支日一名	女一四四				
私立志達中學	極管區馬廠道	陳存誠	支日二名	女一一四				
私立中西女子中學	南閣下頭	劉芳	支日二名	女二五二				
私立聖功女子中學	特一區海寧路	李仲武	支日一名	女五八一				
私立耀華中學	極管區二五號路	陳晉卿	支日三名	男六六三 女五三一			新體日語讀本	



天津特別市教育宗教の現況

私立浙江中學	極管區二號路	姚良成	支二名	男一五六一	初三年	三時間	新體日語讀本	天津市公署教育局日語部及私立各校
私立太齋中學	伊租界小馬路	盧定生	支一名	男一〇六一	初三年	三時間	新體日語讀本	天津市公署教育局日語部及私立各校
私立廣東中學	佛界二五號路	羅光道	支二名	男五五二	初三年	三時間	日語句解	天津市公署教育局日語部及私立各校
私立新學中學	佛界海大道	黃道	支一名	男五四九	初三年	三時間	日語句解	天津市公署教育局日語部及私立各校
私立老西開中學	佛界老西開	蘇國璋	支一名	男五四九	初三年	三時間	自編講義	天津市公署教育局日語部及私立各校
私立工商學院附屬中學	極管區馬廠道	劉斌	支三名	男八八三	初三年	三時間	國語文法	天津市公署教育局日語部及私立各校
私立特一中	特一區營口	單貴戎	支一名	男六八六	初三年	三時間	新體日語讀本	天津市公署教育局日語部及私立各校
私立勃海中學	伊界大馬路	宋廷琦	支二名	男五三七	初三年	三時間	新體日語讀本	天津市公署教育局日語部及私立各校
私立含光女子中學	伊界南東馬路	張淑純	支一名	女四三	初三年	三時間	新體日語讀本	天津市公署教育局日語部及私立各校
私立志生助生學校	城內波樓北	鄧志恩	支一名	女二八	初三年	三時間	新體日語讀本	天津市公署教育局日語部及私立各校
私立天津女子職業學校	東門外水閣大街	丁慧英	支一名	女三一	初三年	三時間	新體日語讀本	天津市公署教育局日語部及私立各校
私立達文中學	極管區達文	譚冠後	支一名	女一三七	初三年	三時間	新體日語讀本	天津市公署教育局日語部及私立各校
私立天申中學	特一區山西	崔漢聲	支三名	男一七六	初三年	三時間	新體日語讀本	天津市公署教育局日語部及私立各校
私立進修中學	極管區海大道	田茂典	支一名	男一三六	初三年	三時間	新體日語讀本	天津市公署教育局日語部及私立各校

二〇六

私立及私立小學日語教育情況調查表 (昭和十七年四月調査)

私立蘇聯中學	極管區一路	余宗毅	支一名	男二二七	初三年	三時間	新體日語讀本	天津市公署教育局日語部及私立各校
市立師範附屬小學	河北西密窪	劉玉常	支一名	男一四五	初三年	二時間	講義	天津市公署教育局日語部及私立各校
市立第一小學	東南城角草廠巷	戴菴璋	支一名	男八〇〇	初三年	二時間	講義	天津市公署教育局日語部及私立各校
市立第二小學	大胡同東街	劉恩波	支一名	男一〇二	初三年	二時間	講義	天津市公署教育局日語部及私立各校
市立第三小學	東單內大街	張萬祥	支一名	男七七	初三年	二時間	標準日語讀本	天津市公署教育局日語部及私立各校
市立第四小學	東門內	劉素章	支一名	女二四七	初三年	二時間	講義	天津市公署教育局日語部及私立各校
市立第五小學	東馬路爲意胡同	石連璧	支一名	女四九一	初三年	二時間	講義	天津市公署教育局日語部及私立各校
市立第六小學	北門內戶部街	楊文媛	支一名	女一六三	初三年	二時間	講義	天津市公署教育局日語部及私立各校
市立第七小學	河北獅子林	劉延令	支二名	男一六〇	初三年	二時間	講義	天津市公署教育局日語部及私立各校
市立第八小學	南馬路縣署西	戴錫庚	支一名	男一四三	初三年	二時間	講義	天津市公署教育局日語部及私立各校
市立第九小學	城西如意巷	王驥	支二名	男八六〇	初三年	二時間	講義	天津市公署教育局日語部及私立各校
市立第一〇小學	城內城隍廟	劉賢章	支一名	男一三八	初三年	二時間	講義	天津市公署教育局日語部及私立各校

二〇七



天津特別市教育宗教の現況

市立第三九 小學	市立第四〇 小學	市立第四一 小學	市立第四二 小學	市立第四三 小學	市立第四四 小學	市立第四五 小學	市立第四六 小學	市立第四七 小學	市立第四八 小學	市立第四九 小學	市立模範小 學	市立第五〇 小學	市立第五一 小學
大直沽	馬廠道後街	白廟村	西開四市大 街利仁里	小玉莊	復興莊	南開天海路	小西園	北關西	南關大街	賀家口	城內鼓樓西 舊中管	西北城角	特一區杭州 路八號
陳呂棠	許蔭樓	王桂林	康永和	楊振鐸	崔彬霖	何福莖	劉嵐	張忠賢	車秀梅	王翰林	王元裕	王元度	鄭朝照
支一名	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	支日一名	〃	支一名
男二〇二 女三九九	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	男九七〇 女三六九	〃	〃
六年	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二一 時間週	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
議	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
義	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
天津市公署教育 局日誌及教育 課日誌より	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

天津特別市教育宗教の現況

市立霍家嘴 小學	市立師範學 校附屬幼稚 園	市立第一職 業補習學校	區立土城第 一小學	區立土城第 二小學	區立大直沽 第一小學	區立大直沽 第二小學	區立官與埠 小學	區立陳塘莊 小學	區立西樓小 學	區立丁字沽 小學	區立趙沽里 小學	私立育女 子小學	私立中一小 學
霍家嘴龍化 寺內	城內戶部街 朝陽觀	慈惠寺大街	土城村裕泰 街	土城村女學 胡同	大直沽中街	〃	宜興埠碧雲 宮後街	陳塘莊	特一區南西 路村	丁字湖白衣 寺	趙沽里村	城內鼓樓西 達摩	南馬路營吉 里
盧冠三	劉寶常	王培初	田鳳翔	〃	吳曾文	王佐相	溫	曹澤民	張寶琦	陳延熙	孫恩瀛	王荷舫	田中一
〃	〃	支一名	〃	〃	〃	〃	〃	支一名	〃	支一名	〃	支一名	〃
〃	〃	〃	男三三三 女六〇	〃	男二七一 女二二	〃	男一一一	男一一九 女一五	〃	〃	〃	男七七八 女三五七	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃



天津特別市教育宗教の現況

私立崇實小	南門內大寺	王守忠	支二名	男一四六	女四五	四年	二時週	講	二二四	天津市公署教育課より届けられたり
私立澄裏小	永明寺東廟	庵鳳岐		二七五	三五					
私立同文小	河東沈家莊	王文華		二三八	六八					
私立宏遠小	河東李家台	趙子彬	支一名	二八三	六二					
私立智德小	伊界六馬路	張秀帝		二〇一	四五					
私立崇德小	河東旺道莊	郭鳳岩		一〇七	四三					
私立福嬰小	伊界三馬路	許正寰		五〇八	六八					
私立培植小	小郭莊泰來	王雲章		一七三	八七					
私立進取小	河東郭莊公	陳梅五		四三七	四七					
私立醒民小	西子莊大街	楊延照	支一名	男九三	女九五					
私立西干莊小	鍋店街中間	薛子豐	支二名	男一五	女一五					
私立山西旅津小學	山西會	李如圭		六九	六二					
私立求實小	河北西營盤	范續蟻	支一名	四九	四三					
私立西沽民一女小學	西沽港泉寺後									

天津特別市教育宗教の現況

私立竹林村小學	河北南竹林	吉福慶		男一八	女一八					
私立敬修小	河北趙家場	楊居野		男一〇四	女一〇四					
私立子欣小	南市上平安後	于又新	支一名	男六〇	女七五					
私立惠迪小	河東小鹽店	李樹榮		男四七	女四七					
私立東初小	河東小鹽店	鄭朝監		男一四三	女一四三					
私立秀山第一小學	河東南師攻地旁	黃松令		男二六一	女二六一					
私立秀山第二小學	河東水橋子	李光益		男二二四	女二二四					
私立培才小	佛界西開	郝銘		男二二四	女二二四					
私立美育小	佛界二四號路	孫振聲		男二二四	女二二四					
私立瀘州小	佛界西開五八號路	王國華		男二四九	女二四九					
私立耀華小	極管區二三號路	陳晉卿	支日二名	男四一六	女四一六					
私立若瑟小	法界老西開文善里	蘇蔭田	支一名	男四五六	女四五六					
私立聖功小	佛界二六號路	夏景如	支二名	男二九八	女二九八					
私立津中小	極管區五七號路	庵興宇		男七八	女七八					

天津特別市教育宗教の現況

私立新亞小	極管區五二	蔡德純	支一名	男三二〇	女三三八	四年	二時週	講	義
私立東亞小	極管區六一	程楚廷	〃	男一四九	女一四八	〃	〃	〃	〃
私立老西開小	佛界老西開	蘇國璋	〃	男五三三	女二二九	〃	〃	〃	〃
私立木蘭小	特一區一〇	朱寶玲	〃	男二二九	女二二九	〃	〃	〃	〃
私立今是小	特一區海大	高寄毫	〃	男二四八	女二四五	〃	〃	〃	〃
私立東樓小	東樓村	關鴻隆	〃	男四九九	女四九九	〃	〃	〃	〃
私立智叢小	里特一區特一	繆廣平	〃	男三六六	女三四六	〃	〃	〃	〃
私立繼紡公大小	特一區海河	宇野慶吉郎	〃	男一五九	女一四八	〃	〃	〃	〃
私立達仁小	路一區蘇州	張田中	〃	男二二二	女二二二	〃	〃	〃	〃
私立育正小	東樓村奧與	藍巷田	支一名	男一四九	女一四九	〃	〃	〃	〃
私立捷成小	里特一區特一	王鴻澤	〃	男二〇二	女二〇二	〃	〃	〃	〃
私立廣育小	楊家莊屈內	胡寶興	〃	男一八一	女一八一	〃	〃	〃	〃
私立特一區	路一區山西	許田實	〃	男七二八	女七二八	〃	〃	〃	〃
私立文小學	買家口	郭錫章	支一名	男二五九	女二五六	〃	〃	〃	〃
私立賈沽道小學校									

二一六

天津市公署教育局日誌及統計部編纂

私立小劉莊小	小劉莊	田永豐	〃	男一五〇	女一五〇	〃	〃	〃	〃
私立時文小	芥園西教軍場	王瑞徽	〃	男二二五	女二二五	〃	〃	〃	〃
私立南開小	南開	喬鳳書	〃	男二二五	女二二五	〃	〃	〃	〃
私立第一小	東馬路義倉街	陳矢紀	日一名	男三二二	女三二二	〃	〃	〃	日語讀本
私立新民小	特三區八號路	靳子屏	支一名	男四一三	女四一三	〃	〃	〃	〃
私立勤敬小	南開轉安里	陳左學勤	〃	男二四六	女二四六	〃	〃	〃	〃
私立種德小	西關雙眉街	劉蓋沈	〃	男三二九	女三二九	〃	〃	〃	〃
私立養正小	河東沈王莊	邢席儒	〃	男三二九	女三二九	〃	〃	〃	〃
私立觀警小	東力內大費子胡同	王銘	〃	男三九一	女三九一	〃	〃	〃	〃
私立四成小	封樓西大店子胡同	儲文煌	〃	男二五〇	女二五〇	〃	〃	〃	〃
私立勵德小	呂律路	張兆雲	〃	男一七三	女一七三	〃	〃	〃	〃
私立乙種工業小學	玉皇閣	楊文輝	〃	男二七二	女二七二	〃	〃	〃	〃
私立恒時小	佛界五三號路	郭儀詩	〃	男一五九	女一五九	〃	〃	〃	〃
私立法漢中學部小學	佛界西開教堂前	許日什	〃	男五四五	女五四五	〃	〃	〃	〃

二一七





天津特別市教育宗教の現況

校名	所在地	校長及 經營者	日語教員 數(日支)	學生數 (男女)	卒業年限	授時間	使用教科書	備考
私立崇善東 社小學	日東尚師傳 坎地	李屏周	支一名	男三〇五 女七五	六年	二時週	標準日語讀 本	天津市公署教育 局日語教員及課 され周れり
私立沈氏小 學	廣生巷	沈裕	支一名	男一五〇 女一〇	一年	初級日語讀 本	講義	
第一女子職 業小學	特二區吉家 胡同	朱潤源	支一名	女二〇	一年	初級日語讀 本	講義	
私立廣東小 學	佛界二六號 路	羅光道	支二名	男六二八 女四〇四	一年	初級日語讀 本	講義	
私立淑修小 學	城內大劉家 胡同	張壽	支一名	男一四九 女一〇	一年	初級日語讀 本	講義	
私立崇實小 學	南門內大寺 西胡同	王守忠	支二名	男一五三 女一四	一年	初級日語讀 本	講義	
私立寶成第 一小學	河北三馬路	張用信	支一名	男一七三 女一七	一年	初級日語讀 本	講義	
私立蕪蕪小 學	極管區一〇 號路	余宗毅	支一名	男七三四 女六二	一年	初級日語讀 本	講義	
私立民四小 學	極管區五三 號路	王新銘	支一名	男九七 女九	一年	初級日語讀 本	講義	
私立競存小 學	極管區二一 號路	羅玉燕	支一名	男五九 女五〇	一年	初級日語讀 本	講義	
私立浙江小 學	極管區一九 號路	似良城	支一名	男二九七 女二七	一年	初級日語讀 本	講義	
私立惠和小 學	極管區三七 號路	呂懋仁	支一名	男七四 女七	一年	初級日語讀 本	講義	
天津共立小 學	日界桃山街	今井茂	支二名 支一〇名	男四五六 女二五	六年	初級三時 高級六時	日語話方 本	天津鐵路局 長
天津第一扶 輪學校	河北新大路	郝耀五	支四名	男一〇五 女二五	六年	初級三時 高級六時	日語話方 本	天津鐵路局 長

(三) 中國側日語學校及日語塾

本項に該當するものに市立各新民教育館附設の平民日語班九處あり。其の狀況は左の如し。

市立各新民教育館附設平民日語班

(昭和十七年四月興亞院天津駐在員調査)

校名	所在地	校長及 經營者	日語教員 數(日支)	學生數 (男女)	卒業年限	授時間	使用教科書	備考
第一新民 教育館附設 平民日語班	東門內大街	呂錦麟	日一名	男三〇 女一六	六ヶ月	二〇〇 時	講義	天津市公署教育 局日語教員及課 され周れり
第二	西馬路	李丹沈	支一名	男七	一年	初級日語讀 本	講義	
第三	北大關	馮樸	支一名	男三	一年	初級日語讀 本	講義	
第四	河北三馬路	譚演	支一名	男二	一年	初級日語讀 本	講義	
第五	河東三莊子	崔文奎	支一名	男七	一年	初級日語讀 本	講義	
第六	土城村	陳國演	支一名	男三	一年	初級日語讀 本	講義	
第七	南門東	董亦爾	支一名	男四	一年	初級日語讀 本	講義	
第八	特一區地蔵 庵	鄭思榮	支一名	男二	一年	初級日語讀 本	講義	
第九	大直沽	鞠祖蔭	支一名	男六	一年	初級日語讀 本	講義	

天津特別市教育宗教の現況

天津特別市教育宗教の現況

(四) 日本人日語教員一覽表

左の如し。

天津特別市公署所屬日本人教員調査表 (昭和十六年十二月一日現在)

姓名	原籍	年齢	俸給		住宅料	合計	勤務學校	教員免狀	最終學歷	任用年月
			手當	手当						
廣瀬管次	三重	四九	三九〇	三〇	—	四二〇	市立師範學校	中教國漢教	東高師一五八	—
中野繁次郎	長崎	四二	三六〇	三〇	七〇	四六〇	市立初級商科	中教習字	東美術師範一六九	—
高松坂市	愛媛	三八	三六〇	三〇	七〇	四六〇	私立瀧文中學	中教國漢	京武專一六九	—
泊忠雄	鹿兒島	三一	三六〇	三〇	七〇	四六〇	市立小學師資訓練所	中教東洋史	京帝大一四七三	—
金田義一	東京	四五	二六〇	三〇	七〇	四一六	市立日語專科	中教國漢高	大東文化高一五五八	—
柿崎進長	崎	三八	三〇〇	三〇	七〇	四〇〇	市立第一中學	中教支那語	東外語一五八一	—
林克馬	福岡	三五	三〇〇	三〇	七〇	三三〇	市立第一女子	小本正師	範一五八一	—
小野松五郎	秋田	三五	二五六	三〇	四〇	三二六	私立宛真中學	中教修小本	東高師研究一六三一	—
岩水胖	埼玉	三六	二五六	三〇	四〇	三二六	市立日語專科	中教國漢	早大高師科一六三一	—
木加田生兵衛	兵庫	四三	二五六	三〇	四〇	二八六	私立瀧文中學	中教國漢	早大高師科一六三一	—

角谷太郎	〃	〃	〃	〃	〃	四〇	三三六	私立中西女子	無	清華大研究	一三三三
藤田清之助	埼玉	三三	二四〇	三〇	四〇	三一〇	市立師範學校	中教國漢高	早大	一六三一	
五十川省吾	神奈川	〃	〃	〃	〃	四〇	市立志達中學	中教國漢小	日本大	一六三一	
松本勉	福岡	二八	二四〇	三〇	四〇	三一〇	市立日語專科	中教國漢高	東帝大	一六三一	
栗田要	千葉	三五	二四〇	三〇	〃	三一〇	市立法漢中學	中教倫教高	法政大	一六三一	
渡邊運	大分	三五	二四〇	三〇	四〇	二七〇	市立第五小	小本正師	範一五八一		
田中謙次	長崎	四二	二四〇	三〇	四〇	三一〇	私立法漢中學	中教英臨	教一六九		
藤本榮次郎	大阪	三七	二四〇	三〇	四〇	二七〇	市立初級商科	中教法經	大三九		
松山彰	熊本	三三	二四〇	三〇	四〇	二七〇	職業學校	中教農東	高三三六		
池田元島	根	二八	二四〇	三〇	四〇	三一〇	私立耀華中學	無	中國大	二三三六	
村本石雄	石川	三四	二四〇	三〇	四〇	二九四	市立第二中學	中教國漢	教一五八一		
中田卓	廣島	三五	二四〇	三〇	四〇	二五四	市立模範小學	尋正	教員講習所一五八一		
古市泰治	福島	二九	二四〇	三〇	四〇	二五四	市立師範學校	中教國漢	法政大高師一六三一		
井澤善吉	大阪	三四	二四〇	三〇	四〇	二九四	私立工商學院	中教英臨	教一六三一		



天津特別市教育宗教の現況

増田 久香川	二六 二三四	三〇	四〇	二五四	市立第二女子中學校	中教漢科	大東文化本 一四、二一七
萩原 寛東京	二五 二〇八	三〇	四〇	二七八	私立慈惠小學校	中教漢科	大東文化本 一五、九二
北原 茂平長崎	三三 二〇八	三〇	四〇	二三八	私立新學中學	中國漢科	東京師研究 一六、二一
山口マツヨ	三七 一九二	三〇	四〇	二六二	私立第五小學校	無	女學校 二二、二四
植田 英明	二七 一五二	二四	四〇	二二六	私立育才商業學校	無	中學校 一三、二六
益山 吉浦朝鮮	二九 一五二	二四	四〇	二二六	私立第三小學校	無	中學校 一三、二六

(五) 華人日語教員養成施設

市立日語專科學校一校有り。大學專科學校の項参照。

(六) 日語講習會

本年度は左の要領に依り實施せり。

支那人日本語教員に對する日本語講習會要領

一、期 間	昭和十七年二月二日より四月三十一日迄
一、時 間	(但日曜祭日は除く) 午後五時から七時迄
一、場 所	第一班 市立第一小學校 東南城角草廠 第二班 市立第二六小學校 河東大佛寺

第三班	私立工商學院附屬中學校	特 一 區
第四班	私立新學中學校	佛 界 海 大 道
第五班	私立達文中學校	極 管 區 達 文 道
一、講 師	第一班 松本 勉	市立日語專科學校教官
	第二班 村本 石 雄	市立第二中學校
	第三班 井澤 善 吉	私立工商學院附屬中學校
	第四班 北原 茂 平	私立新學中學校
	第五班 高松 坂 市	私立達文中學校
	林 克 馬	市立第一女子中學校

林教官は各班を巡廻し日本語教授法の講義をなす。

費 目	金 額	摘 要
講師手當	二二〇圓	講師五名、一名二〇圓(二ヶ月) 計六〇〇圓
監督者車馬賃	四〇	監督者五名、一名四〇圓(二ヶ月) 計二〇〇圓
事務員手當	三〇	事務員五名、一名三〇圓(二ヶ月) 計一五〇圓
小使手當	二〇	小使五名、一名二〇圓(二ヶ月) 計一〇〇圓
教材文具印刷費	六〇	教科書一名一圓、一〇〇名 計一〇〇圓 其他出缺簿、修了證書、紙代等
學校借用料	四〇	電氣石炭代其他一校四〇圓(二ヶ月) 計二〇〇圓
座談會費	四〇	日本人中國人兩教員の實地授業參觀座談會費
賞品費	五六	成績優秀なる者に授與する賞品代
講演會費	五四	日本語教授法(林克馬擔當)一週五日 手當二二〇圓及講師記念品代
懸賞論文費	三二	日本語普及對策
天津特別市教育宗教の現況		二三五

天津特別市教育宗教の現況

二二六

受講者車馬賃	一〇〇	五〇〇	全期間を通じ一名五圓、一〇〇名五〇〇圓
豫備費	八	四〇	
合計	六〇〇	三、〇〇〇	

一、受講者 一〇〇人

一、講演會 大東亞戰爭下に於ける日本語教員の一般的必須教養を受ける主旨の下に左の要領に依り講演會を行ふ

1 期 日 講師の都合に依り講習期間中の適當なる日に行ふ。

2 場 所 自河莊

3 講師及び演題

(1) 大東亞戰爭と國際情勢 加藤總領事

(2) 經濟事情 加藤商務官

(3) 外國海軍 溝口海軍武官

(4) 教育者の使命 何教育局長

(七) 日本語檢定試験の狀況

- (1) 主管者 華北政務委員會教育總署の命に依り、昭和十六年六月末天津特別市公署に於て第一回の日本語檢定試験を實施せり。
- (2) 諸規則 教育總署に於て制定せるものにして華北全省市皆同一なり。
- (3) 各等受験者及合格者數 初・中・高の三級に分ちて試験せり。各級の受験者數は不明。合格者數は初級五五人、中級二五人、高級第一類(會話を主とするもの)五人、高級第二類(文章を主とするもの)五人。
- (4) 合格者に對する優遇法 教員は高級に合格せるものは一〇圓、中級に合格せるものは五圓を増俸せり。然れども一般官吏及び民衆の合格者には優遇策を施さず。

三、支那側教育機關の現況 (昭和十七年六月調査)

(一) 大學專科學校及同程度學校

本項に該當するものには私立工商學院、市立日語專科學校、市立師資訓練所の三校有り。其の狀況は左表の如し。

所屬	校 址	校長姓名	性別	年齢	籍貫	略 歴	月 薪	津貼
天主教會	特別行政區馬廠道	劉 斌	男	七二	河北景縣	上海神哲學院哲學博士	五〇〇〇〇	無
全年經費	上年度決算	三〇〇、〇〇〇〇〇	經 費	羅馬教廷より補助金中國及外國教徒より寄附金學生の學費				
本年度豫算	三〇七、一三九〇〇	來 源						
教員月薪及國籍	國 籍	中國人男四五名	日本人男一名	佛國人男七名	和蘭人男一名	スペイン人男一名	無國籍男二名	
平均	最高	六〇〇〇〇	四〇〇〇〇	四〇〇〇〇	二二五〇〇	二二五〇〇	七二〇〇〇	一七四〇〇
	最低	七五〇〇	四〇〇〇〇	七二〇〇〇	二二五〇〇	二二五〇〇	七二〇〇〇	一七四〇〇
	平均	二二三・八一	四〇〇〇〇	二七二・三三	二二五〇〇	二二五〇〇	七二〇〇〇	一七四〇〇
學生數	工 科	土木系 男生 六三名	二年 男生 五四名	三年 男生 四二名	四年 男生 五〇名	土木系 三六一名		
		建築系 男生 二九名	二年 男生 二八名	三年 男生 二四名	四年 男生 一三名	建築系 五四名		
		會計系 男生 四一名	二年 男生 二三名	三年 男生 二九名	四年 男生 三三名	會計系 一三五名		
		國語系 男生 二六名	二年 男生 二二名	三年 男生 九名	四年 男生 六名	國語系 七二名		
	商 科	貿易系 男生 二六名	二年 男生 二二名	三年 男生 九名	四年 男生 六名	貿易系 七二名		
		會計系 男生 四一名	二年 男生 二三名	三年 男生 二九名	四年 男生 三三名	會計系 一三五名		
		國語系 男生 二六名	二年 男生 二二名	三年 男生 九名	四年 男生 六名	國語系 七二名		
		貿易系 男生 二六名	二年 男生 二二名	三年 男生 九名	四年 男生 六名	貿易系 七二名		

二二七

天津特別市教育宗教の現況

天津工商學院教員名簿

姓名	本籍	教授科目	教員別	略
A. E. Capstick	英國	紡織	講師	英國倫敦工學大學畢業、工學士
張季春	河北藁城	鐵筋コンクリート設計	助教	本學院畢業、工學士
張華倫	廣東東莞	成本會計	講師	米國本雪文尼亞大學畢業、商學士
張賢鐸	山東無棣	建築理論	助教	中央大學畢業、工學士
張叔賢	河北天津	日本文論	助教	旅順工科大学畢業
趙鍾雲	河北新樂	金工	助教	河北工業學院畢業、工學士
趙錫綱	山東安邱	運翰	助教	米國西北大學畢業、商學士
趙炳南	河北武邑	佛蘭西文	副教授	佛蘭西里耳大學畢業、商學士
朱星元	江蘇武進	國文	講師	佛蘭西專門學院畢業
范恩	河北天津	匯兌	助教	米國紐約大學畢業、商學士
范恩	佛蘭西	鐵筋コンクリート設計	助教	本學院畢業、工學士
A. Dreyfuss	佛蘭西	商學	講師	佛蘭西巴黎大學畢業、商學士
P. Denis	佛蘭西	電氣工程	講師	佛蘭西里耳大學畢業、工學士
P. Kloke	荷屬	統計	講師	日本中央大學畢業、商學士
高鏡	河北天津	土木	助教	荷蘭伊都文商科大学畢業、商學士
李寶	廣東番禺	簿記	助教	本學院畢業、商學士
林年	浙江瑞安	構造設計	助教	米國康康乃爾大學畢業、工學士
林鏡	河北天津	給水工程	助教	工學士
劉金	河北天津	鐵道及公路	助教	工學士

姓名	本籍	教授科目	教員別	略
劉文翰	河北衡水	物理實驗	助教	本學院畢業、工學士
馬沃	山西涇源	化學	助教	英國里滋大學畢業、工學士
P. Muller	佛蘭西	內部裝飾	講師	佛蘭西巴黎大學畢業、工學士
三浦萬之助	日本	文部	助教	日本國立帝國大學畢業、法學士、文學士
歐陽	福建閩侯	測量	講師	安南大學畢業、工學士
白仲瑜	河北天津	商業	助教	南京金陵大學畢業、商學士
P. ed. petit	佛蘭西	佛蘭西文學	助教	佛蘭西里耳大學畢業、工學士
P. R. petit	佛蘭西	佛蘭西文學	助教	佛蘭西里耳大學畢業、工學士
P. H. pellet	佛蘭西	佛蘭西文學	助教	佛蘭西里耳大學畢業、工學士
W. S. Senin	俄國	暖氣工程	助教	理學博士
沈源	江蘇上海	法學	助教	哈爾濱大學畢業、工學士
孫家琦	浙江杭州	房屋建築	助教	佛蘭西巴黎大學畢業、法學博士
譚憲	河北天津	熱機	助教	佛蘭西波利高級工程專門學校畢業
鄧華	河北天津	財政	助教	米國波爾都大學畢業、工學士
鄧華	河北北京	測量	助教	本學院畢業、商學士
鄧華	河北北京	測量	助教	米國保斯唐大學畢業、工程士
鄧華	廣東中山	商業	助教	佛蘭西巴黎土木專門學校畢業、工學士
P. P. thery	佛蘭西	商業	助教	本學院畢業、商學士
杜禮	河北天津	商業	助教	白耳養魯文大學畢業、法學博士
董安	河北天津	商業	助教	本學院畢業、工學士
王之	河北灤縣	化學	助教	北洋大學畢業、工學士
王之	河北灤縣	化學	助教	南開大學畢業、工學士

天津特別市教育宗教の現況



天津特別市教育宗教の現況

一三〇

G. Veron	佛蘭西	銀行	講師	佛國里耳大學畢業、商學士
王冠	河北蠡縣	文	副教授	北京師範大學畢業、文學士
王炳	河北天津	地理	講師	本學
P. Vaine	佛蘭西	國際	教授	英國倫敦大學畢業、哲學博士
魏壽	河北天津	手	講師	日本大學畢業
伍克	江蘇武進	化學	講師	北洋大學畢業、工學士
葉甫	江蘇南京	材料	講師	本學院畢業、工學士
閻通	河北天津	房屋	講師	香港大學畢業、工學士
股人	天津	土木	講師	本學院畢業、工學士
于仁	滿洲	工程	講師	日本西京美術院畢業
P. W. Hyebbon	米國	法	教授	伊國羅馬大學畢業、哲學博士

2 天津特別市立日語專科學校

所屬	校址	校長姓名	性別	年齡	籍貫	略	月給	津貼
市立	河北新開河	何慶元	男	四四	河北天津	日本慶應大學天津特別市教育局局長兼本校校長	無	無
全年經費	上年度決算	本年度預算	來源	經費	市公署發給			
	一七、五六八・〇〇	一七、五六八・〇〇	國籍	中國人	男三名	日本人	男四名	女一名
教員月薪及國籍別	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低
	一〇〇・〇〇	三三・〇〇	八〇・〇〇	三六・〇〇	三一・〇〇	二二・二〇	三一・〇〇	二二・二〇
學生數	本科一年男生	二四名	女生	五名	一年級の受験希望者	男三名	女	六名

附註

本校三十年度成立したる故前年度決算額はなし  
日系教員の月給は市公署より別に之れを支給する故本經費中に含まず

3 天津特別市立師範訓練所

所屬	所在地	所長姓名	性別	年齡	籍貫	略	月俸	津貼	
市立	新開河市立師範學校内	何慶元	男	四四	天津	日本慶應大學	無	無	
經費の來源	市公署より支給す	經費年額	七六・〇四七圓						
教職員數	男一八	女一	計一九	生徒數	男二七	女三	計五〇	學制	六ヶ月
教員の俸給及國籍別	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	
	三六・〇〇	二〇・〇〇	四〇・〇〇	三六・〇〇	三一・〇〇	二二・二〇	三一・〇〇	二二・二〇	
	日本入	中國人							

(二) 中等學校

1 各校の狀況は左表の如し。

名稱	所屬	所在地	校長姓名	性別	年齡	略	全年經費	教員の數	生徒數
市立師範學校	天津特別市公署	新開河西	趙金海	男	四四	廣島高師卒業	二五、三三〇元	男二	女三
市立第一中學校	〃	西頭鈴鐘	曹榮榮	〃	〃	北京師範大學卒業	七五、六七〇元	男一	女一
市立第二中學校	〃	西頭雙廟街太陽宮	楊紹思	〃	〃	北京大學文科	四七、六六六元	男一	女三

一三一

天津特別市教育宗教の現況

第一女	子中學校	特一區八	陳慶佛	〃	〃	北京高等	五八四〇〇〇	〇	二	五九	〇	〇	〇
第二女	子中學校	特一區大	蔣汾同	〃	〃	北京師範	一七〇〇〇〇	〇	二	四	二	〇	〇
初級商	科職業學校	新開河	王義森	〃	〃	直隸法政	四三〇〇〇〇	〇	七	一	七	〇	〇
私立中日中	學校	內立師範	張庭芝	〃	〃	學校商業	四三〇〇〇〇	〇	七	一	七	〇	〇
私立中日中	學校	海光寺橋	張庭芝	〃	〃	卒	三三三〇〇〇	〇	七	八	八	〇	〇
天津特務	機關管理	南關	劉慶庭	〃	〃	北京燕京	三三〇〇〇〇	〇	七	二	九	〇	〇
特一中	學校	特一區營	單貴我	女	〃	大學	二四〇〇〇〇	〇	七	一	八	〇	〇
木齋中	學校	伊租界小	盧定生	〃	〃	直隸女子	二九二〇〇〇	〇	三	三	〇	〇	〇
中西女	子中學校	南關下頭	劉芬	男	〃	米國康乃	四七九〇〇〇	〇	五	二	六	〇	〇
究真初	級中學校	河北昆緯	李清賢	〃	〃	協和大學	三三九〇〇〇	〇	七	七	〇	〇	〇
河東中	學校	特二區二	王采芹	〃	〃	北京朝陽	三〇〇〇〇〇	〇	〇	二	三	〇	〇
渤海中	學校	伊租界大	宋建琦	〃	〃	直隸公立	二五〇〇〇〇	〇	〇	九	三	〇	〇
普育女	子初級中學	城內鼓樓	王荷勛	〃	〃	工業專門	二五二〇〇〇	〇	〇	六	九	〇	〇
含光女	子初級中學	西板橋	張淑純	女	〃	北平平民	三〇〇〇〇〇	〇	六	三	九	〇	〇
育才高	級商科職業	東馬路東	徐克達	男	〃	天津師範	二四〇〇〇〇	〇	七	四	〇	〇	〇

一三三三

天津特別市教育宗教の現況

志生高	級助產職業	城內鼓樓	鄧志恩	女	〃	山東齊魯	一五〇〇〇〇	〇	二	六	八	〇	〇
天津女	醫院附設高	東門外水	關大街	〃	〃	醫學博士	九〇〇〇〇〇	〇	四	三	七	〇	〇
法漢中	學校	老西開教	許日升	男	〃	上海震旦	六七六〇〇〇	〇	七	一	七	〇	〇
志遠中	學校	馬場道四	陳存誠	〃	〃	日本明治	〇七〇〇〇〇	〇	三	三	三	〇	〇
新學中	學校	佛租界海	黃道	〃	〃	湖北省立	〇六五〇〇〇	〇	八	一	九	〇	〇
工商學	院附屬中學	特一區馬	尙建勳	〃	〃	門外國語專	三三〇〇〇〇	〇	〇	一	〇	〇	〇
旅津廣	東中學校	佛租界三	羅光道	〃	〃	天津新學	一四〇〇〇〇	〇	〇	六	六	〇	〇
市立華中	學校	三五號路	陳晉卿	〃	〃	部師範大學	一八八〇〇〇	〇	六	六	〇	〇	〇
私立達文	學校	英租界二	譚冠俊	〃	〃	前清附員	五〇〇〇〇〇	〇	六	二	〇	〇	〇
市立天中	學校	文波路	崔漢濤	〃	〃	山東齊魯	三六〇〇〇〇	〇	二	六	二	〇	〇
私立浙江	學校	特一區山	奴良成	〃	〃	法政專門	二八〇〇〇〇	〇	四	八	三	〇	〇
聖功女	子中學校	英租界二	李仲武	〃	〃	北平大學	五七六〇〇〇	〇	四	五	九	〇	〇
進修初	級中學校	特一區海	田茂興	〃	〃	直隸高等	二四〇〇〇〇	〇	三	五	六	〇	〇

一三三三



天津特別市教育宗教の現況

私立老西開 初級中學校	カトリック	佛租界老 西開	蘇國璋	男	上義師範 卒	10,000	81	1,150	1,230
蘇惠中 學校	市公署	英租界一 〇號路	余宗毅	女	北京燕京 大學卒	20,000	9	3,370	3,370
級中學校	〃	英租界小 河道	郝耀先	男	直隸第一 師範卒	3,000	10	1,020	2,980
業成商 業職業學校	〃	佛租界巴 黎道	曹耀武	〃	〃	2,300	3	330	1,330
計						1,400	26	5,870	6,270

2 中等學校教員の俸給表(華人教員)

二〇〇圓以上	一五〇圓以上	一〇〇圓以上	五〇圓以上	四九圓以下	合計
一八	四一	一八四	二七五	一一五	六三三

備考 六三三名の外に俸給の不明なるものは六二名なり。

3 市立中等學校教員の手當は一律に二四圓(毎月一人に付き)、私立學校にはなし。

4 教員の資格

高師卒	師範卒	大學卒	專門卒	中學卒	職業學校卒	其他	合計
一三二	四四	二九三	一三八	三四	一五	三六	六九五

5 教員の數(國籍、男女別)

中國	日本	獨逸	佛蘭西	米國	英國	合計
男 五〇八	男 一二七	男 二七	男 八	男 三	男 四	男 一四一
女 一	女 二七	女 八	女 三	女 四	女 一	女 一四一
合計						二八二

6 生徒數(男女別)

學級數	男生數	女生數	合計
三三六	九九九	三八九	一三八八

7 師範、簡師卒業生初任給の最高最低平均額

天津には簡師なし。師範學校卒業生初任給は一律に四五圓なり。

(三) 小學校

1 概況 左表の如し。

校別	校數	高級		初級		總計		教員	
		男	女	男	女	男	女	男	女
市立完全小學	四	三九七	二九六	九〇五	三六六	一二七一	五〇六	二二	二二八
市立初級小學	三〇	三九七	二九六	三三〇	一七九	五〇六	九	四	一三
私立完全小學	三	六八七	三三三	一〇二〇	八〇九	一八二九	三三	三	三六
私立初級小學	三〇	六八七	三三三	一〇二〇	八〇九	一八二九	三三	三	三六
市立短期小學	一	六八七	三三三	一〇二〇	八〇九	一八二九	三三	三	三六
總計	三七	一,〇九一	八〇一	三,〇七五	一,五七三	四,六四八	一〇六	三二	一三八

2 市立小學校教員の手當は一人毎に二四圓なり。

天津特別市教育宗教の現況

三三六

3 市立小學校の經費總額は八八七、五六二圓五二なり。

4 小學教員俸給 次表の如し。

校別	一〇〇元以上	六〇元以上	四〇元以上	三九元以下	合計
市立小學	九二	二五七	四〇九	一五	七七三
私立小學	一〇八	二四四	五三六	一五四	一〇四二
市立短期小學				九六	九六
總計	二〇〇	五〇一	九四五	二六五	一、九一一

5 小學教員資格 次表の如し。

卒業學校	師範大學	師範學校	簡易師範	大學	專科	中學	職業	其他	合計
市立小學	四	四一三	一二七	八三	四四	五五	九	三八	七七三
私立小學	一六	五〇五	八四	五八	七〇	二二八	二一	六〇一	〇四二
市立短期小學	三五	三四							九六
總計	五五	九五二	二二一	一四一	一一四	三〇四	三二	一、〇二一	九一一

6 市教育費 左の如し。

科 目	全年金額	備 考
市立中等學校	三八九、四〇〇・〇〇	
市立小學校	七五七、〇八九・四八	
市立社教機關	一九九、二七五・八四	

天津特別市教育事業費概算表(三十一年度)

私立中小學校	七六、三三二・四〇
其他教育事業費	一四九、一八五・二〇
新增教育事業費	七六、九四二・〇〇
教育事業臨時費	一七二、七五〇・〇〇
教職員生活維持費	四一五、〇八〇・〇〇
合 計	二、三三六、〇四四・九二

(四) 社會教育施設

1 概況 左の如し。

名 稱	數	職員數	事業 内 容	全年經費
市立圖書館	二	三二	圖書、新聞、雜誌等を備へ一般の閱覽に供す	三七、四七三・〇〇
市立博物院	一	五	珍奇貴重なるものを收藏、陳列、展覽す	一一、七六〇・〇〇
市立美術館	一	一一	美術品を收藏、陳列、展覽、鑑定、調査す「中西書畫刻研究班」を附設す	一六、〇二六・六〇
市立公共體育場	一	四	體育指導を爲す	八、三一九・六〇
市立新民教育館	九	一〇八	圖書、新聞、雜誌等を備へ巡迴閱覽に供す(講演、(館内)露天、遊行、化粧、茶社、娛樂場所等の(講演)展覽會各種の集會各種職業班、民衆補習班、平民日語班を附設す)	一五四、四九九・五二
市立第一職業補習學校	一	一一	職業補習	一〇、〇八三・六〇
總 計	一五	一七二		三三八、一六二・三二

天津特別市教育宗教の現況

三三七

天津特別市教育宗教の現況

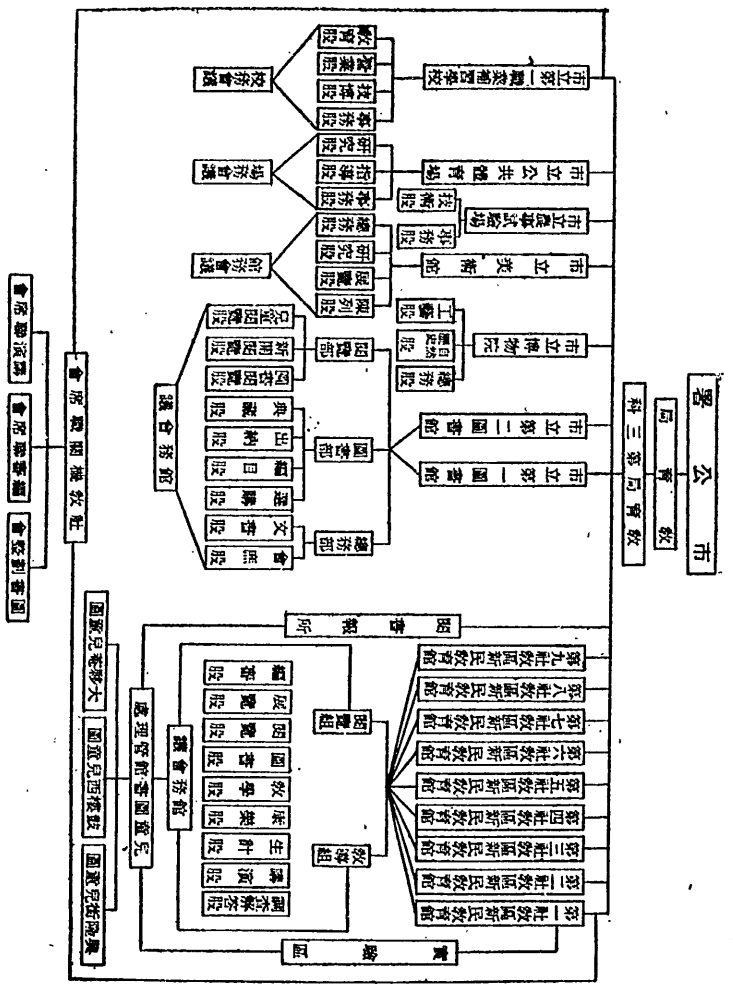
天津特別市社會教育機關概況表(民國三十一年四月分)

類別	機關數	附設班級數		教職員數	生徒數	圖書	講演	月經費
		職業班	日語班					
市立新民教育館	九	五	八	一五六	一五七	八五七六二	五九三	三三三
市立圖書館	二	—	—	—	—	一八〇九五	六三〇	三三三
市立美術館	—	—	—	—	—	—	—	—
市立體育場	—	—	—	—	—	—	—	—
市立博物館	—	—	—	—	—	—	—	—
市立職業學校	—	—	—	—	—	—	—	—
市立農事試驗場	—	—	—	—	—	—	—	—
總計	一六	五	八	一七	—	二一〇一〇	一五	一〇〇〇

備考 市立體育場の聴講人數とあるは體育紳士人數の意味なり。

2 社教機關組織系統 次表の如し。

天津特別市社教機關組織系統表



天津特別市教育宗教の現況

天津特別市教育宗教の現況

昭和十五年(民二十九年)經費

天津特別市社教機關二十九年經費算總表

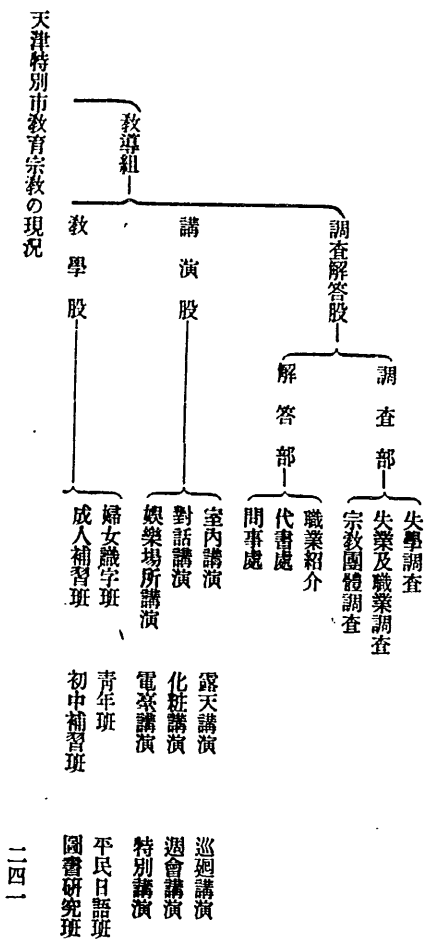
項目	每月金額	全年金額	備考
薪工	五、九四三・〇〇	七、一三六・〇〇	
水費	六五四・〇〇	七、八四八・〇〇	
食費	七二七・〇〇	八、七二四・〇〇	
事業費	一、二八七・〇〇	一五、四三三・〇〇	市二圖及美術館職業補習學校
辦公費	一、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	九ヶ處民教館及公共體育場
購置費	一、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	同右
指導費	一、七七八・〇〇	二〇、六一六・〇〇	內每月二百圓の屋賃は教育專款より支給す
房費	一、〇二六・五二	一二、三三八・二四	農場每月一、〇〇〇・〇〇圓の經費は別途なり
館外補習班	四、五〇〇・〇〇	五、四〇〇・〇〇	
總計	二二、八〇四・五二	一五三、六五四・二四	

4 新民教育館附設補習班 次表の如し

館別	班數	學生人數	備考
第一民教館	一〇	三五四	印花班化學工藝班婦女工讀班造版班理髮班合作班訓練班商業補習班平民日語各一班館外補習班三班合計十班なり
第二民教館	七	二三三	化學工藝班婦女工讀班工人補習班婦女職業班平民日語班各一班館外補習班二班合計七班なり
第三民教館	八	二八一	化學工藝班婦女工讀班婦女職業班圖案班平民日語班各一班館外補習班二班職業補習班一班合計八班なり

館別	班數	學生人數	備考
第四民教館	一五	一、一三五	化學工藝班婦女職業班學徒訓練班平民日語班各一班婦女工讀班館外補習班各二班成人識字班七班合計十五班なり
第五民教館	八	三四〇	婦女工讀班平民日語班工人工讀班婦女職業班高級補習班即染班各一班館外補習班二班合計八班なり
第六民教館	六	二四八	婦女工讀班平民日語班工人補習班圖案班各一班館外補習班二班合計六班なり
第七民教館	七	二二六	化學工藝班平民日語班婦女職業班書畫班研究班康樂會研究班各一班館外補習班二班合計七班なり
第八民教館	八	二八四	化學工藝班平民日語班婦女職業班書畫班研究班康樂會研究班初中補習班各一班館外補習班二班合計八班なり
第九民教館	六	二〇一	婦女工讀班平民日語班工人補習班即染化學工藝班各一班館外補習班二班合計六班なり
總計	七六	三、三〇二	

5 新民教育館組織 次表の如し







天津特別市教育宗教の現況

職別	姓名	月給額	備考
館主	譚履	九〇・〇〇	
主任	孫桐	五〇・〇〇	
員	魏清	三五・〇〇	
	李祖	三五・〇〇	
	華蔭	三〇・〇〇	
	張頤	三〇・〇〇	
	展錡	二五・〇〇	
	胡志	二五・〇〇	
	傅宗	二五・〇〇	
	王家	二〇・〇〇	
	鄒宗	一五・〇〇	
	張振	一五・〇〇	
巡迴文庫員	張景	一七・〇〇	
三馬路識字班教員	顏陽	一〇・〇〇	
三馬路化學工藝班教員	劉象	一二・〇〇	
三馬路女工讀班教員	李希	一二・〇〇	
本館日語班教員	徐秀	八・〇〇	
本館婦女工讀班教員	周承	一〇・〇〇	
新大紅橋識字班教員	廖思	一〇・〇〇	
工役	陳寶	一二・五〇	
	趙貴	一二・五〇	
	陳榮	一二・五〇	
	趙榮	一二・五〇	

以上は事業費より支給す

以上は本館補習班經費より支給す

以上は人事業費より支給す

天津特別市教育宗教の現況

職別	姓名	月給額	備考
館主	譚毅	三〇・〇〇	
館長	王辛	三〇・〇〇	
主任	周子	三〇・〇〇	
員	石桂	二五・〇〇	
	呂林	二〇・〇〇	
	劉文	二〇・〇〇	
	劉魁	八・〇〇	
練習生	劉鳳	二五・〇〇	以上實驗區に附屬す
興隆街兒童園館員	陳玉	二五・〇〇	實驗區經費より支給す
興隆街兒童園工役	劉象	二五・〇〇	
鼓樓西兒童園館員	張松	二五・〇〇	
鼓樓西兒童園工役	康紹	二五・〇〇	
大夥巷兒童園館員	陳禾	二五・〇〇	
大夥巷兒童園工役	劉伯	三五・〇〇	
畫師	劉珩	三五・〇〇	
館主任	崔文	一一〇・〇〇	
館員	于恩	六〇・〇〇	
	姚彬	四〇・〇〇	
	武元	四〇・〇〇	
	李士	三五・〇〇	

天津特別市第四社教區新民教育館附屬實驗區及兒童圖書館職員及工役月俸給料表

天津特別市第五社教區新民教育館職員及工役月俸給料表

以上給料は第八民教館より支給す

編審聯席會より支給す

天津特別市教育宗教の現況

職	姓名	月給額	備
練習生	王關	三〇〇〇	
	陳善	三〇〇〇	
	羅旭	二五〇〇	
	王步	一六〇〇	
	周雲	一四〇〇	以上は俸給費より支給す
	孟廣	一二〇〇	
巡迴文庫員	羅勤	八〇〇	
職業補習班教員	李元	八〇〇	
本館醫士	周秀	一一〇〇	以上は教導費より支給す
即染班教員	劉樹	一五〇〇	
館外民使教員	單世	一五〇〇	以上は別款より支給す
館主	陳國	一二〇〇	
主任	沈維	六〇〇〇	
員	豐乘	四五〇〇	
	鮑鴻	四〇〇〇	
	王梁	四〇〇〇	
	張仕	三〇〇〇	
	孟勳	二五〇〇	
助理	徐紹	一九〇〇	
生員	李思	一五〇〇	
	田登	一〇〇〇	

考

職	姓名	月給額	備
公役	高恩	二二〇〇	
助巡	田玉	二二〇〇	
員	母鶴	二〇〇〇	
員	李光	二〇〇〇	
員	杭金	一五〇〇	
員	李德	一二〇〇	
教員	江雲	五〇〇	
	中鳳	一五〇〇	以上二員給料は補習班經費より支給す
館主	董亦	九〇〇〇	
館長	郭楚	五五〇〇	
主任	侯醒	四二〇〇	
員	劉育	三七〇〇	
	柴則	三七〇〇	
	宋會	三二〇〇	
	宋玉	三二〇〇	
	張永	三二〇〇	
	張良	三二〇〇	
	陳復	三二〇〇	
	蔚華	三二〇〇	
	袁保	二二五〇	
	張茂	二二五〇	

以上員役の給料は均しく本館經常費より支出す  
 民衆補習班課を擔當する給料は補習教育費より支給す  
 巡迴事務を取扱ふ者の給料は巡迴文庫費より支給す  
 駐西樓閱書報所  
 以上員役の給料は均しく事業費より支出す

考

天津特別市教育宗教の現況



天津特別市教育宗教の現況

職別	姓名	月給額	備考
化學工藝班教員	李春泉	一二・五〇	以上員役は經常費給料費より支給す
婦女職業班教員	張君豪	一五・〇〇	
書畫研究班教員	謝其謙	一五・〇〇	以上各員は經常費事業費より支給す
巡迴書車指導員	張舒山	一〇・〇〇	
診療部醫師	紀秀山	一五・〇〇	以上各員は經常費事業費より支給す
皮膚研究班指導員	張錫宜	一五・〇〇	
比曲研究班指導員	劉錫光	八・〇〇	以上兩員は當班經常費より支給す
民衆補習班教員	徐鴻年	一五・〇〇	
館主	許秀卿	一五・〇〇	以上兩員は當班經常費より支給す
館長	鄭恩榮	九〇・〇〇	
主任	譚權忠	五〇・〇〇	以上員役は人事業費より支給す
職員	王明德	四〇・〇〇	
職員	陳文華	三〇・〇〇	以上員役は人事業費より支給す
職員	馬振英	三〇・〇〇	
職員	李汝昌	二八・〇〇	以上員役は人事業費より支給す
職員	劉夢麟	二八・〇〇	
職員	張碩	二五・〇〇	以上員役は人事業費より支給す
職員	孟樹沂	一八・〇〇	
職員	馬樹元	一七・〇〇	以上員役は人事業費より支給す
職員	宋世泰	一七・〇〇	

二五〇

考

天津特別市教育宗教の現況

職別	姓名	月給額	備考
工役	黃菊生	一七・〇〇	以上員役は人事業費より支給す
工役	張文藻	一二・五〇	
工役	張寶全	一二・五〇	以上員役は人事業費より支給す
工役	徐春孚	一二・五〇	
巡迴小車人員	高德奎	一七・〇〇	以上員役は人事業費より支給す
巡迴小車人員	李秉鈞	一〇・〇〇	
書畫班導師	任明調	一〇・〇〇	以上各員は事業費より支給す
音樂班導師	黃筱亭	一〇・〇〇	
國劇班導師	宋文翰	一五・〇〇	以上二員は補習費より支給す
館外第一民衆補習班教員	高淑英	一五・〇〇	
館外第二民衆補習班教員	高淑英	一五・〇〇	以上二員は補習費より支給す
館主	鞠祖蔭	九〇・〇〇	
館長	金秘波	五五・〇〇	以上員役は人事業費より支給す
主任	李茂棠	四〇・〇〇	
職員	邢湧瀾	三〇・〇〇	以上員役は人事業費より支給す
職員	李復璋	二五・〇〇	
職員	陳全璋	二五・〇〇	以上員役は人事業費より支給す
職員	周亞新	二〇・〇〇	
職員	楊復元	二〇・〇〇	以上員役は人事業費より支給す
職員	吳瑞岐	二五・〇〇	

二五一

考

天津特別市教育宗教の現況

職別	姓名	性別	金額	着任年月	備考
練習員	王文榮	男	二〇〇〇		
工役	王培	男	二〇〇〇		
工役	松亭	男	一四〇〇		
工役	楊世杰	男	一四〇〇		
工役	王樹三	男	一四〇〇		
醫學士	鄧興	男	一〇〇〇		
化學工藝班教員	楊秀興	男	八〇〇		
巡迴文庫工役	周作新	男	一五〇〇		
館外補習班教員	王際平	男	一六〇〇		
天津特別市市立第一圖書館職員工役月俸給料一覽表					
館長	姚金紳	男	一八〇〇	一九一九	
館員	張之軒	男	一〇〇〇	一九二二	
館員	王雪民	男	四〇〇	一九二七	
館員	王益	男	三五〇	一九二六	
館員	楊章	男	三〇〇	一九二九	
館員	吳非	男	三〇〇	一九二九	
館員	姜空	男	二〇〇	一九二八	
館員	張勳	男	二〇〇	一九二六	
館員	王光	男	二〇〇	一九二六	
館員	張光	男	二〇〇	一九二六	
館員	王光	男	二〇〇	一九二六	
館員	趙玉春	男	二〇〇	一九二七	

以上は事業費内の教導費より支給す  
此の款は民衆補習學校經費より支給す  
廿九年五月造り

職別	姓名	性別	金額	着任年月	備考
書記	楊士炎	男	二二〇〇		
書記	張年	男	二〇〇〇		
書記	吳忱	男	一九〇〇	一九二一	
書記	趙桂	男	一四〇〇	一九二〇	
工役	侯恩	男	二二〇〇	一九二〇	
工役	李貴	男	二二〇〇	一九二八	
工役	李桐	男	二二〇〇	一九二八	
工役	李豐	男	二二〇〇	一九二二	
工役	孫義	男	二二〇〇	一九二九	
工役	楊奎	男	二二〇〇	一九二九	

以下工役六名給料合計七十四圓は人事費より六十六圓田事業費より八圓支給す

天津特別市教育宗教の現況

職別	姓名	性別	金額	着任年月	備考
館長	鄭炳助	男	二二〇〇	一九二八	
總務主任	王杲初	男	四〇〇〇	一九二八	
總務主任	林澤身	男	四〇〇〇	一九二八	
館員	任光	男	三五〇〇	一九二六	
館員	沈紹	男	二九〇〇	一九二八	
館員	王士	男	二九〇〇	一九二九	
館員	劉志	男	二九〇〇	一九二九	
館員	金文	男	二九〇〇	一九二八	
館員	姚爾	男	二六〇〇	一九二八	
館員	鄧以	男	二五〇〇	一九二八	

天津特別市教育宗教の現況

職別	姓名	性別	籍貫	月給額	着任年月	備考	
院主	楊敬芝	男	天津	二五〇〇	二四二		
	王經正	男	天津	二一〇〇	二八四		
	姚子節	男	天津	二一〇〇	二八七		
	楊鍾瑋	女	天津	二一〇〇	二八一〇		
	王昌正	男	天津	一七〇〇	二八七		
	孫鴻葆	女	天津	一七〇〇	二八一〇		
	邵文祥	男	天津	一六〇〇	二八一〇		
	閻振祥	男	天津	一六〇〇	二八一〇		
	李有春	男	天津	一六〇〇	二九四		
	以上合計			五九十八圓			
書記	姚金紳	男	天津	一四〇〇	三一五		
	趙鴻年	男	天津	七〇〇〇	一七七		
	楊福元	男	天津	四〇〇〇	二五一		
	胡炳照	男	天津	四〇〇〇	三〇一		
	李天民	男	天津	三五〇〇	三〇一		
	王成	男	天津	三五〇〇	三〇一		
	趙榮	男	天津	一五〇〇	二八一		
	閻金	男	天津	一五〇〇	二八一		
	丁寶	男	天津	一〇〇〇	三〇九		
	以上合計			五九十八圓			
工書	陳蔭菇	男	天津	四五〇〇	二三七		
	王雪民	男	天津	二五〇〇	二九三		
	嚴智	男	天津	二〇〇〇	一九一〇		
	劉子久	男	天津	一〇〇〇	二三八		
	王秉成	男	天津	一〇〇〇	二三八		
	李淑常	男	天津	五五〇〇	二四七		
	李仲常	男	天津	五五〇〇	二四七		
	李濟才	男	天津	五〇〇〇	二五七		
	陳季莊	男	天津	四五〇〇	二六七		
	劉芝泉	男	天津	二五〇〇	二四七		
工書	王桂芳	男	天津	一四〇〇	二八一		
	王世清	男	天津	一四〇〇	二八一		
	朱世桂	男	天津	一四〇〇	二八一		
	程貴通	男	天津	一四〇〇	二八一		
	以上合計			七〇〇圓			
	指導員	楊海賓	男	天津	九〇〇〇	二七一	
		劉寶	男	天津	六五〇〇	二七一	
		田會	男	天津	六五〇〇	二七一	
		壽慶	男	天津	四五〇〇	二七一	
		以上合計			二七〇〇圓		
辦事員		楊海賓	男	天津	九〇〇〇	二七一	
		劉寶	男	天津	六五〇〇	二七一	
		田會	男	天津	六五〇〇	二七一	
		壽慶	男	天津	四五〇〇	二七一	
		以上合計			二七〇〇圓		

職別	姓名	性別	籍貫	月給額	着任年月	備考	
院主	楊敬芝	男	天津	二五〇〇	二四二		
	王經正	男	天津	二一〇〇	二八四		
	姚子節	男	天津	二一〇〇	二八七		
	楊鍾瑋	女	天津	二一〇〇	二八一〇		
	王昌正	男	天津	一七〇〇	二八七		
	孫鴻葆	女	天津	一七〇〇	二八一〇		
	邵文祥	男	天津	一六〇〇	二八一〇		
	閻振祥	男	天津	一六〇〇	二八一〇		
	李有春	男	天津	一六〇〇	二九四		
	以上合計			五九十八圓			
書記	姚金紳	男	天津	一四〇〇	三一五		
	趙鴻年	男	天津	七〇〇〇	一七七		
	楊福元	男	天津	四〇〇〇	二五一		
	胡炳照	男	天津	四〇〇〇	三〇一		
	李天民	男	天津	三五〇〇	三〇一		
	王成	男	天津	三五〇〇	三〇一		
	趙榮	男	天津	一五〇〇	二八一		
	閻金	男	天津	一五〇〇	二八一		
	丁寶	男	天津	一〇〇〇	三〇九		
	以上合計			五九十八圓			
工書	陳蔭菇	男	天津	四五〇〇	二三七		
	王雪民	男	天津	二五〇〇	二九三		
	嚴智	男	天津	二〇〇〇	一九一〇		
	劉子久	男	天津	一〇〇〇	二三八		
	王秉成	男	天津	一〇〇〇	二三八		
	李淑常	男	天津	五五〇〇	二四七		
	李仲常	男	天津	五五〇〇	二四七		
	李濟才	男	天津	五〇〇〇	二五七		
	陳季莊	男	天津	四五〇〇	二六七		
	劉芝泉	男	天津	二五〇〇	二四七		
工書	王桂芳	男	天津	一四〇〇	二八一		
	王世清	男	天津	一四〇〇	二八一		
	朱世桂	男	天津	一四〇〇	二八一		
	程貴通	男	天津	一四〇〇	二八一		
	以上合計			七〇〇圓			
	指導員	楊海賓	男	天津	九〇〇〇	二七一	
		劉寶	男	天津	六五〇〇	二七一	
		田會	男	天津	六五〇〇	二七一	
		壽慶	男	天津	四五〇〇	二七一	
		以上合計			二七〇〇圓		
辦事員		楊海賓	男	天津	九〇〇〇	二七一	
		劉寶	男	天津	六五〇〇	二七一	
		田會	男	天津	六五〇〇	二七一	
		壽慶	男	天津	四五〇〇	二七一	
		以上合計			二七〇〇圓		

天津特別市教育宗教の現況

書記	張雲生	三一	男	河北省大城縣	三〇〇〇	二七	三
工役	王世昌	三七	男	河北省徐水縣	一五〇〇	二七	六
臨時指導員	陳振東	三一	男	河北省青縣	一五〇〇	二九	五
	曹維三		男		二〇〇〇	二九	三

二五六

以上員役は人事費より支給す  
以上該員は事業費支給す

考

天津特別市立第一職業補習學校教職員及工役月俸給料表

職別	姓名	月給額	備
校長	王培初	七〇〇〇	
主任	高杰	四五〇〇	
事務員	金采臣	三五〇〇	
教職員	華克儉	三七〇〇	
教職員	王悅敏	三四〇〇	
教職員	丁士寬	三〇〇〇	
教職員	陳善	二六〇〇	
教職員	胡彭年	二六〇〇	
技師	李亞忠	二九〇〇	
技師	劉國榮	二八〇〇	
技師	李登	二二〇〇	
技師	劉順	二二〇〇	
技師	李貴	二二〇〇	
技師	方順	二二〇〇	
校役		四一四〇〇	
共計			

考

技術主任

譚俊傑	四〇〇〇	三〇、一一
楊紹崑	三〇〇〇	三〇、一一
李潤身	二五〇〇	三〇、一一
陳宗聖	二五〇〇	三〇、一一
趙健功	二五〇〇	三〇、一一

工役

趙健功	二五〇〇	三〇、一一
-----	------	-------

四、第三國側教育機關の現況

左の如し。

天津市第三國系學校調査表目次(昭和十六年五六月調)

第一部 中國人を收容せるもの

(イ) 英租界

- 一、大學の部
- 一、工商學院
- ×二、育德大學
- 二、中學校の部
- △一、耀華中學校
- △二、工商學院附屬中學校
- △三、天中中學校
- 三、小學校の部
- △一、耀華小學
- (ロ) 佛租界
- 一、中學校の部
- 一、法漢中學校
- 二、新學中學校
- 三、聖功女子中學校

天津特別市教育宗教の現況

二五七

天津特別市教育宗教の現況

- C四、西開初級中學  
 二、小學校の部  
 C一、法漢學校小學部  
 C二、聖功小學校(聖功女子中學に同じ)  
 C三、西開小學校(西開初級中學に同じ)  
 C四、若瑟小學校  
 (ハ)伊太利租界  
 一、小學校の部  
 一、智德小學校  
 (ニ)華 街  
 一、中學校の部  
 O一、滙文中學校  
 O二、中西女子中學校  
 O三、究真初級中學校  
 二、小學校の部  
 O一、滙文中學校小學部  
 O二、究真仰山小學部  
 C三、誠正小學校  
 C四、貞淑小學校  
 第二部 第三國英人を收容せるもの  
 (イ)英 租 界  
 X一、グランマースクール(天津英文學堂)  
 二、天津ユダヤ學校

三、天津英文第一中學校(ビエルワヤ ルースキーギムナジヤ)

(ロ)佛 租 界

C一、セントジョセフスクール(聖若瑟學校)  
 C二、セントルイススクール(佛國公學)  
 C三、フランススクール(法文學校)

注意 1 本調査は昭和十六年五月六月天津市山田專員が實施せるものとす  
 2 各學校名頭部のC△X○印は大東亞戰以來の處置を示す  
 C印 カトリック關係にして變更なし △印 市へ移讓  
 X印 閉鎖 ○印 特務機關管理

概 況		名 稱		所 屬		地 址	
生 學	概 況	校 長 姓 名	性 別	年 齡	原 籍	備 給	就 任 年 月
設立者姓名	劉 斌	斌	男	七〇	河北景縣	上海神哲學院獻縣公 教學院校長	民國二十六年八月
子 澤	海	男	死亡	フランス	略	佛國リール大學博士	前清光緒二十九年
創立年月日及沿革	民國十二年秋正式開校。十九年高中、二十年初中を附設す。二十二年八月立案						
設立趣旨	工商専門の人材養成						
歴年學生數	計 二、七三九						
現在學生數	四一三	性別	男	四一三	女	なし	
學生國籍分別人數	中國人						

天津特別市教育宗教の現況

天津特別市教育宗教の現況

二六〇

歷年卒業生數 二十五年 三一 二十六年 三〇 二十七年 二五 二十八年 三九 二十九年 六〇	組別 土木系 建築系 會計財政系 國際貿易系 校長 院務長 教務長 訓育主任 秘書主任 會計主任 庶務主任 科主任 系主任 圖書主任 體育主任	大、中、小、幼附設 附屬中學校 羅馬教宗—耶穌會—董事會—院長 外國人教員(國籍別) 日、獨、伊、英、佛、露一	教職人員數 總數 六二 男 六二 女 無	備設 圖書 六二 體育 無 禮堂 收容人數 普通教室 七〇 特別教室 七〇	教育方針 實學を主として専門の科學知識を獲得せしむ。	修業年限 四年 每期學費 寄宿生八〇元 通學生四三元 每期雜費二六元 入學資格高級中學卒	校務系統 工學系 微積分、力學、材料力學、工藝學、應用力學、測量學、機械製圖、工程製圖、徒手畫、水彩、透視、投影片、工廠實習、工程材料、材料試驗、簿記會計、普通商業、國際貿易、人壽保險、保險、運輸學、銀行學、成本會計、審計學、政、府會計、財政學、財政法規、有機化學、分析化學、應用化學、商品學	使用教科書 講義	教授用語 中國語又は英語	經費來源 學費利息及寄附 金額不定 歲出 約二十五萬元 基金 百二十萬元
---	---	---	-------------------------------	--	-------------------------------	---	---	-------------	-----------------	---

英佛獨露語教 育狀況 一、日本人教授一名顧問として校務に參畫せり。 二、佛人神父資格を有せり。 三、設備よし。附設せる博物館は北支の考古學資料を以て有名なり。 四、第三國系教授は大部分カトリック教信者にして衣食住の給與以外無報酬にて勤務せり。	日語教員數 日 一人 華 一人	日語教授開始年月 民國二十六年九月	日語教授狀況 商 科 二時 必須隨意 工 科 二時 必須隨意 隨意
--	-----------------------	----------------------	--

名 稱 育德大學	所屬 川身學校 經理 白明漢大學 工商學院教授 三〇〇 民國元年 二十七年九月 來華年月 民國三年	校 長 白 克 德 性 別 男 年 齡 五九 籍 貫 國 白明漢大學 工商學院教授 三〇〇 民國元年 二十七年九月 來華年月 民國三年	設 立 者 白 克 德 性 別 男 年 齡 五九 籍 貫 國 白明漢大學 工商學院教授 三〇〇 民國元年 二十七年九月 來華年月 民國三年	創 立 年 月 民國二十七年秋創立、天津學院と稱す、二十九年天津大學と改稱、三十年四月育德大學と改名	設 立 趣 旨 人材育成
-------------	---	--	--	---	-----------------

天津特別市教育宗教の現況

二六一

學 生	歷 年 學 生 數	現 在 學 生 數	學 生 國 籍 分 別 人 數	歷 年 卒 業 生 數	學 系 別	機 構	教 職 員 人 數		備 設	教 育 方 針	修 業 年 限	教 授 科 目	使 用 教 科 書
							總 數	外 國 人 教 員 (國 籍 別)					
一六八	男 一 二 九	女 三 九	中 國 人	二 十 五 年 無	經 濟 系 國 文 系 電 機 系 英 文 系	附 設 天 中 中 學 校 校 長 一 教 務 長 一 (教 務 主 任 註 册 主 任) 大、中、小、幼 附 設 管 理 系 計 校 長 一 院 長 一 訓 育 一 (生 活 指 導)	二 五	男 二 〇	女 五	專 門 的 學 識	四 年 每 期 學 費 八 五 元 每 期 雜 費 一 八 元 入 學 資 格 高 中 卒 業 或 同 等 學 力	經 濟、國 文 學 系 電 機、英 文 學 系	各 系 應 用 的 教 科 書 及 講 義
				二 十 六 年 無				二 〇	一	無	二 五 〇	七	三
				二 十 七 年 無				五	日 一、英 一				
				二 十 八 年 無									
				二 十 九 年 無									

概 況	名 稱	校 長 姓 名	性 別	年 齡	籍 貫	出 身 學 校	經 歷	俸 給	來 華 年 月	就 任 年 月	地 址	天津英租界二十三號路	備 考	日 語 教 育 現 狀		英 佛 獨 立 語 教 育 現 狀	
														日 語 教 師 數	日 語 教 授 開 始 年 月		
私立	英 租 界 中 學 校	陳 晉 卿	男	五 五	河 南 洛 陽	前 清 附 員 京 師 法 政 學 堂 畢 業	湖 南 高 等 審 判 廳 廳 長	三 三 〇 元	來 華 年 月	二 十 九 年 一 月	天津英租界二十三號路		一、英人校長を廢し中國人を校長に就任せしむべく準備中。 二、設備未定。 三、英工部局とは關係なし。 四、學校當局の態度は極めて協調的なり。	日 語 教 師 數 日 一 人	二 十 八 年 秋 季	每 班 每 週 教 授 時 數 初 級	英 佛 獨 立 語 教 育 現 狀 華 人 一 人

概 況	名 稱	校 長 姓 名	性 別	年 齡	籍 貫	出 身 學 校	經 歷	俸 給	來 華 年 月	就 任 年 月	地 址	天津英租界二十三號路
私立	英 租 界 中 學 校	陳 晉 卿	男	五 五	河 南 洛 陽	前 清 附 員 京 師 法 政 學 堂 畢 業	湖 南 高 等 審 判 廳 廳 長	三 三 〇 元	來 華 年 月	二 十 九 年 一 月	天津英租界二十三號路	

創立年月日及沿革  
民國十六年八月小學成立天津公學と稱す。十九年九月初中成立二十二年九月初中學生卒業  
民國十六年八月小學成立天津公學と稱す。十九年九月初中成立二十二年九月初中學生卒業  
民國十六年八月小學成立天津公學と稱す。十九年九月初中成立二十二年九月初中學生卒業  
民國十六年八月小學成立天津公學と稱す。十九年九月初中成立二十二年九月初中學生卒業









天津特別市教育宗教の現況

陳 晉 卿	男	五五	河南洛陽	前清附貢京師 法政學堂卒業 湖南高等審判廳 々々廳	一七〇	一九一九年一月
	設立者姓名	性別	年齡	原籍	略	歷來華年月
天津英租界中國教育保管團管理委員會 創立年月日 民國十六年八月成立天津公學と稱す。十九年九月現在の所に移轉。 及沿革 二十三年一月立案現名に改稱す。 設立趣旨 英租界居住民數に比し學校數少かりしたため						
學生		歷年學生數	二五年六四五	二六年七六七	二七年八四九	二八年八五九
現在學生數		一〇九四	性別	男 六八七	女 四〇七	
學生國籍分別人數		中國人				
歷年卒業生數		二五年	八一	二六年	八六	二七年
學系別		大、中、小、幼附設 校務系統 (即教董會) 校長 管理委員會 校務主任 訓育主任 體育主任 訓育主任 體育主任 體育主任				
組織		天津英租界中國教育保管團管理委員會 (即教董會) 外國人教員(國籍別)				
教職人員數		男	二四	女	二八	日一
總數		五二				

備 設	圖書	有無	有	二九一九七
	體育	運動場	屋內體育場	禮堂收容人員
教 育	教育方針	兒童心身の發育に注意し國民道德の基礎を培養し兼ねて生活上必須の知識技能を授く	一〇〇〇	普通教室
	修業年限	高級二年 初級四年 每學費 高級二元 初級一元 每學雜費 〇・六〇元 入學資格	一八	特別教室
教 授	教授科目	寫字、國語、經訓、日語、英語、常識、算學、自然、史地、音樂、圖畫、勞作、唱遊、體育		
	使用教科書	新民印書館發行的教育總編審會編輯各科教科書		
經 費	教授用語	國語		
	費來源	天津英租界中國教育保管團協款及學費	金額 九六二二六	歲出 九四七八〇元 基本金 無
日 語 教 育 現 況	每班每週教授時數	初級 二小時 必須隨意	高級 二小時 必須隨意	必須
	教科書名	小學日語讀本		
英 佛 獨 露 人 教 師 數	日語教授開始年月	二十八年十月		
	每班每週教授時數	初級 二小時 必須隨意	高級 二小時 必須隨意	必須
考 備	中學部に同じ。			

天津特別市教育宗教の現況





天津特別市教育宗教の現況

英佛獨露語教	再班每週教授時數	初級	英語八時	高級	英語九時
教師數	英佛獨露人	英	四	華	人華五

一、形式的には學校長は中國人なれども、校務長英人樂嘉立前清宣統元年以來三十餘年間勤績校内に住居し卒業生及び學生より父の如く仰がれ學校經營の實權を獨占せり。  
 二、從而徹底的に英國系學校と見做し得。  
 三、英語教授に主力を注げり。

組別	學生數	現年學生數	學生國籍分別人數	概況	
				名	稱
李仲武	男	六六	河北元氏	前直隸高等師範畢業	唐山交通大學北洋工學院教授
夏景如	女	四九	山東濰光	前直隸女師師範畢業	來華年月
設立者姓名	性別	年齡	籍	略	來華年月
設立年月日及沿革	本校民國三年六月公教進行會により創始、天津私立聖功女學校と稱す。民國十年六月前直隸教育廳立案民國十八年八月新立案天津私立聖功女子中學校と改名。				
設立趣旨	教育普及社會生活適應				
歷年學生數	二五	二八	三六	三七	七九
現在學生數	四九〇	性別	男	無	女
學生國籍分別人數	華	人	女	四九〇	

日語教	狀	學	教	備設		人員	教職	職												
				圖書	體育															
日語教師數	日	人	二	圖書數	六三〇〇	有	三六	圖書數	一五	體育	二二	禮堂收容人員	普通教室	特別教室	一五	二	外國人教員(國籍別)	日、獨三、米二	天主教聖母無源罪會—校董會—校長	
每班每週教授時數	初	級	三時	必須隨意	必須	高	級	三時	必須隨意	必須	學費校董會	金額(年)	五八、七五、四元	歲出	五八、七三、四元	基金				
教科書名	效果	的	速成	式	日本語讀本															
教育方針	女子	心身	の	發育	を	促	し	徳育	知育	體育	の	増進	を	計						
修業年限	初級	三年	每	期	學	費	初級	三、八元	每	期	學	費	初級	五元	入	學	資	格	初級	高小
教授科目	修身	國文	日	文	英	文	算	學	地	理	物	理	化	學	生	物	生	理	衛	生
使用教科書	教育	總	署	編	審	會	發	行	各	科	教	科	書							
教授用語	華	語																		

天津特別市教育宗教の現況









天津特別市教育宗教の現況

組別	歴年卒業生数	學生国籍分別人数	設立趣旨	概況				考備	英佛獨有狀況	日語教授開始年月
				名	校長姓名	校址	地			
天主教	二十五年一三 二十六年八 二十七年一三 二十八年二一 二十九年一六	中國人 男一七二 女四六二	社會の需要に應じ國民教育を普及す	天津特別市私立若瑟小學校	天津教區長	天津法租界西開文善里	華人一	每級每週教授時數 初級 佛三(三年より) 高級 佛一五小時	二十九年九月開始	
天主教	二十五年一〇八 二十六年一〇八 二十七年二五七 二十八年三五九 二十九年五二八	中國人 男一七二 女四六二	社會の需要に應じ國民教育を普及す	天津貞淑師範	曾任小學校員及校長	天津法租界西開文善里	華人一	每級每週教授時數 初級 佛三(三年より) 高級 佛一五小時	二十九年九月開始	

天津特別市教育宗教の現況

教語日	經費來源	使用教科書	教授科目	修業年限	教育方針	備設		教職人員數	校務系統	大中小幼附設	管理系統
						圖書	體育				
初級小學日語讀本卷一	學雜費及進會補助費 金額(年) 入一〇、七六〇元 出年一〇、七六〇元 基金金 無	中國國語	學系	四年制 每學費 幼六 初八 中一〇 高二元 每學雜費 二元 入學費格	教育を重んず	有無書籍數 一二六九册	體育 運動場 屋內體育場	一七 男 女	校長教務課 訓育課 事務課 各課主任一人	小學九學級、附屬幼稚園三學級	天主教天津教區長董事會の校長等
高級小學日語讀本卷一	學雜費及進會補助費 金額(年) 入一〇、七六〇元 出年一〇、七六〇元 基金金 無	中國國語	學系	四年制 每學費 幼六 初八 中一〇 高二元 每學雜費 二元 入學費格	教育を重んず	有無書籍數 一二六九册	體育 運動場 屋內體育場	一七 男 女	校長教務課 訓育課 事務課 各課主任一人	小學九學級、附屬幼稚園三學級	天主教天津教區長董事會の校長等



天津特別市教育宗教の現況

學 況	概 況		考 備	日語教育狀況	
	名 稱	所 屬		日語教師數	日語教授開始年月
現在學生數	六四二	性別 男 六四二	天津私立瀋女中學校	美以美會及校董會	天津南關下頭
歷年學生數	二五五年四三五	年齡 原籍 出身學校	創元前一月河北省教育廳立案	高級小學附設	紀元前一年中學開設
設立趣旨	華北美以美會	性別 年齡 原籍	民國紀元前二十一年初級小學創設	高級小學附設	紀元前一年中學開設
	劉芳	男 六六 北京市	曾任北京瀋文及瀋縣瀋文中學校長	一三〇元	來華年月 就任年月
	華北美以美會	性別 年齡 原籍	略	來華年月	十六年六月

日語教育狀況	英語教育狀況	俄語教育狀況
每班每週教授時數 初級 二時 高級 二時	每班每週教授時數 初級 二時 高級 二時	每班每週教授時數 初級 二時 高級 二時
日語教師數 日 人	日語教師數 日 人	日語教師數 日 人
日語教授開始年月 二十八年九月	日語教授開始年月 二十八年九月	日語教授開始年月 二十八年九月

生 歷	組 織	備 設	教 育 狀 況	教 師 人 數		備 註
				總 數	外 國 人 教 員 (國 籍 別)	
學生國籍分別人數	中國人	圖書室 體育室 禮堂 收容人員	新教育方針に依り現在青年を養成す	三三	三	日、英、米、法、俄
歷年卒業生數	二五五年 四八	圖書室 體育室 禮堂 收容人員	初中各三年 每學費 初中三〇元 每期雜費 五元 入學資格	三〇	三	日、英、米、法、俄
學 系 別	校 務 系 統	圖書室 體育室 禮堂 收容人員	高中各三年 每學費 高中三五元 每期雜費 五元 入學資格	三〇	三	日、英、米、法、俄
校 務 系 統	校 務 系 統	圖書室 體育室 禮堂 收容人員	高中各三年 每學費 高中三五元 每期雜費 五元 入學資格	三〇	三	日、英、米、法、俄
大 中 小 幼 附 設	大 中 小 幼 附 設	圖書室 體育室 禮堂 收容人員	高中各三年 每學費 高中三五元 每期雜費 五元 入學資格	三〇	三	日、英、米、法、俄
管 理 系 統	管 理 系 統	圖書室 體育室 禮堂 收容人員	高中各三年 每學費 高中三五元 每期雜費 五元 入學資格	三〇	三	日、英、米、法、俄
總 數	總 數	圖書室 體育室 禮堂 收容人員	高中各三年 每學費 高中三五元 每期雜費 五元 入學資格	三〇	三	日、英、米、法、俄
備 註	備 註	圖書室 體育室 禮堂 收容人員	高中各三年 每學費 高中三五元 每期雜費 五元 入學資格	三〇	三	日、英、米、法、俄

天津特別市教育宗教の現況



概況		日語教育現況		經費		學狀	
名	私立宛真初級中學校	日語教授開始年月	二十七年二月	除學費外由美以美會補助	金額(年)	三六、八六〇元	歲出 三六、八六〇元
校長姓名	李清賢	日語教師數	日 人 二	均為必須	高級	三小時	必須隨意 均為必須
性別	男	每級每週教授時數	初級 三小時	均為必須	高級	三小時	必須隨意 均為必須
年齡	五二	日語教授開始年月	二十七年二月	均為必須	高級	三小時	必須隨意 均為必須
籍	河北武清	日語教授開始年月	二十七年二月	均為必須	高級	三小時	必須隨意 均為必須
略	協和大學	日語教授開始年月	二十七年二月	均為必須	高級	三小時	必須隨意 均為必須
所屬	米國基督教公理會	日語教授開始年月	二十七年二月	均為必須	高級	三小時	必須隨意 均為必須
出身學校	燕京大學	日語教授開始年月	二十七年二月	均為必須	高級	三小時	必須隨意 均為必須
經歷	燕京大學教授	日語教授開始年月	二十七年二月	均為必須	高級	三小時	必須隨意 均為必須
俸給	一三三	日語教授開始年月	二十七年二月	均為必須	高級	三小時	必須隨意 均為必須
來華年月	十六年九月	日語教授開始年月	二十七年二月	均為必須	高級	三小時	必須隨意 均為必須
就任年月	十六年九月	日語教授開始年月	二十七年二月	均為必須	高級	三小時	必須隨意 均為必須
地址	天津河北昆緯路	日語教授開始年月	二十七年二月	均為必須	高級	三小時	必須隨意 均為必須
備考	一、米人實權を有す(訓育主任、會計主任)。 二、米人四名校内に居住す。 三、アメリカ式の民主主義思想養成。 四、漢文中學と姉妹校也。	日語教授開始年月	二十七年二月	均為必須	高級	三小時	必須隨意 均為必須

概況		日語教育現況		經費		學狀	
山	嘉利	日語教授開始年月	二十七年二月	除學費外由美以美會補助	金額(年)	三六、八六〇元	歲出 三六、八六〇元
創立年月及同沿革	前清同治五年創立。光緒三十二年天津紫竹林より南沽に移る。小學初級四年、高級二年、初級一年、民國十五年又河北新校舍に移る。十六年秋教育部立案。十九年天津市教育局立案。	日語教師數	日 人 二	均為必須	高級	三小時	必須隨意 均為必須
設立趣旨	人材育成	每級每週教授時數	初級 三小時	均為必須	高級	三小時	必須隨意 均為必須
學生數	現在學生數 四七三	日語教授開始年月	二十七年二月	均為必須	高級	三小時	必須隨意 均為必須
學生國籍分別人數	華人 四七三	日語教授開始年月	二十七年二月	均為必須	高級	三小時	必須隨意 均為必須
畢業生數	二十五年 七〇	日語教授開始年月	二十七年二月	均為必須	高級	三小時	必須隨意 均為必須
學系別	二十六年 一四	日語教授開始年月	二十七年二月	均為必須	高級	三小時	必須隨意 均為必須
校務系統	校長 校務主任	日語教授開始年月	二十七年二月	均為必須	高級	三小時	必須隨意 均為必須
大、中、小、幼附設	附設宛真、仰山兩小學	日語教授開始年月	二十七年二月	均為必須	高級	三小時	必須隨意 均為必須
管理系統	米國基督教公理會 校長	日語教授開始年月	二十七年二月	均為必須	高級	三小時	必須隨意 均為必須
職員總數	三	日語教授開始年月	二十七年二月	均為必須	高級	三小時	必須隨意 均為必須
圖書數	二六	日語教授開始年月	二十七年二月	均為必須	高級	三小時	必須隨意 均為必須
體育	五	日語教授開始年月	二十七年二月	均為必須	高級	三小時	必須隨意 均為必須
禮堂收容人數	三〇〇餘	日語教授開始年月	二十七年二月	均為必須	高級	三小時	必須隨意 均為必須
普通教室	一二	日語教授開始年月	二十七年二月	均為必須	高級	三小時	必須隨意 均為必須
特別教室	一	日語教授開始年月	二十七年二月	均為必須	高級	三小時	必須隨意 均為必須



天津特別市教育宗教の現況

概 考	名 稱	校 長 姓 名	性 別	年 齡	原 籍	出 身 學 校	經 理	歷 俸	給 付	地 址	就 任 年 月	教 育 方 針		教 授 科 目		使 用 教 科 書		教 授 用 語		費 來 源		日 語 教 育 狀 況		英 法 德 俄 語 教 育 狀 況	
												中 國 新 政 府 の 新 教 育 方 針 に 依 る	六 年 一 期 學 費 一 初 級 一 〇 元 高 級 一 六 元 每 期 雜 費 三 元 入 學 資 格	初 級 學 系 國 語 算 術 習 字 修 身 說 話 常 識 美 術 勞 作 音 樂 體 育 作 文	高 小 學 系 國 語 作 文 習 字 歷 史 地 理 算 術 自 然 日 語 修 身 珠 算 說 話 美 術 勞 作 音 樂 體 育	華 語	華 語	學 雜 費 美 以 美 會 補 助 金 額 ( 年 ) 一 八 〇 〇 〇 歲 出 一 八 〇 〇 〇 基 本 金	初 級 二 時 必 須 隨 意 高 級 三 時 必 須 隨 意	日 語 教 師 數 日 人 二 華 人 一	日 語 教 授 開 始 年 月 民 國 二 十 七 年 二 月	每 班 每 週 教 授 時 數 初 級 無 高 級 無	每 班 每 週 教 授 時 數 初 級 無 高 級 無	英 法 德 俄 語 教 師 數 無 無 無 無	
	天津私立宛貞 仰山小	李 清 賢	男	五二	河北武清	燕京大學教授	一三三元			天津河北昆緯路		中國新政府の新教育方針に依る	初級學系 國語算術習字修身說話常識美術勞作音樂體育作文	高小學系 國語作文習字歷史地理算術自然日語修身珠算說話美術勞作音樂體育	華語	華語	學雜費美以美會補助 金額(年) 一八〇〇〇 歲出 一八〇〇〇 基本金	初級 二時 必須隨意 高級 三時 必須隨意	日語教師數 日人 二 華人 一	日語教授開始年月 民國二十七年二月	每班每週教授時數 初級 無 高級 無	每班每週教授時數 初級 無 高級 無	英法德俄語教師數 無 無 無 無		

設 立 趣 旨	創 立 年 月 同 及 草 創 年 月	山 東 利 死 亡 米 國	設 立 者 姓 名	性 別	年 齡	原 籍	略	協 和 大 學	燕 京 大 學 教 授	一 三 三 元	十 六 年 九 月	學 生 狀 況		組 織		教 職 員 狀 況		設 施		
												歷 年 學 生 數	現 在 學 生 數	管 理 系 統	大 中 小 幼 附 設	總 數	男	女	圖 書 館	體 育 場
前清同治五年創設。光緒三十二年天津榮竹林より西沽に移る。小學初級四年高級二年、民國十五年河北新校舍に移す。人材育成	中國人	二十五 六	二十五 六	二十六 七	二十七 八	二十七 九	二十八 九	二十九 〇	二十九 〇	二十九 〇	二十九 〇	中國人	二十五 六	二十六 七	二十七 八	二十七 九	二十八 九	二十九 〇	二十九 〇	二十九 〇

天津特別市教育宗教の現況













天津特別市教育宗教の現況

日語教師開始年月	日語教師數	教科書名	每班每週教授時數	經費來源	金額(年)	四二〇〇元	歲出	四二〇〇元	基金	無	教員數		備設		組織	
											初級	高級	圖書	體育	大、中、小、幼附設	幼稚園
	日		初級	無	必須隨意	高級	無	必須隨意			一三	六	七	伊一、英一、佛二、露九	外國人教員(國籍別)	校董會管理
	人		無	無	無	無	無	無			無	無	無	無	無	無
	華		無	無	無	無	無	無			無	無	無	無	無	無
	人		無	無	無	無	無	無			無	無	無	無	無	無

英佛獨 露語教 育狀況	考備	教師數	英佛獨露人	華	高級	初級	概況		學況		組織						
							名	稱	名	稱	系	別					
							ピエルワヤ	ルースキギムナリジャ	出身學校	天津ロシヤ防共委員會	地址	英租界連文波十二番地					
							オシボフヒリツ	男	四二	サマラ	キエツウラ	軍人教育家	一七五	昭和十三年九月	同十四年七月		
							ピクトル	男	略								
							設立者姓名	性別	年齡	原籍	略						
							創立年月日及沿革	一九二五年三月連文波道二〇三番地にて開校、一九三三年現校舎に移る									
							設立趣旨	白系露人子弟教育のため									
							歴年學生數	二五	一八	二六	一六	二七	一八	二八	一四	二九	一四
							現在學生數	一一	一七	男	五六	女	六一				
							學生國籍分別人數	白系ロシヤ									
							歴年卒業生數										
							學系別	幼稚園ABCクラス 普通部四年 中學部三年									
							校務系統	校長 事務主任									

天津特別市教育宗教の現況

日語教育	日語教師數	日	人	二	一	經費		學費		教員		設備		組織																		
						來源	金額(年)	初級	高級	總數	外國人教員(國籍別)	圖書	體育	管理系統	附設																	
每級每週教授時數	本校編纂日語教科書	初級	六時	必須隨意	必須	保護者會、防共委員會	三六〇〇〇	歲出	三六〇〇〇	華金	五、〇〇〇	小學系、算術、代數、幾何、圖畫、倫理、中學系、代數、幾何、三角、ロシヤ語、日語、華語、英語、歷史、地理、化學、物理、以上教科書使用	有無	四〇〇〇	有	無	三〇〇	九	禮堂收容人數	普通教室	特別教室	總數	二	男	四	女	七	日、獨、露、一六、ポロランド	外國人教員(國籍別)	防共委員會	幼稚園附設	大、中、小、幼附設
教授科目	日語	二	一	一	一	三六〇〇〇	三六〇〇〇	三六〇〇〇	三六〇〇〇	三六〇〇〇	三六〇〇〇	小學系、算術、代數、幾何、圖畫、倫理、中學系、代數、幾何、三角、ロシヤ語、日語、華語、英語、歷史、地理、化學、物理、以上教科書使用	有無	四〇〇〇	有	無	三〇〇	九	禮堂收容人數	普通教室	特別教室	總數	二	男	四	女	七	日、獨、露、一六、ポロランド	外國人教員(國籍別)	防共委員會	幼稚園附設	大、中、小、幼附設
使用教科書	本校編纂日語教科書	初級	六時	必須隨意	必須	保護者會、防共委員會	三六〇〇〇	歲出	三六〇〇〇	華金	五、〇〇〇	小學系、算術、代數、幾何、圖畫、倫理、中學系、代數、幾何、三角、ロシヤ語、日語、華語、英語、歷史、地理、化學、物理、以上教科書使用	有無	四〇〇〇	有	無	三〇〇	九	禮堂收容人數	普通教室	特別教室	總數	二	男	四	女	七	日、獨、露、一六、ポロランド	外國人教員(國籍別)	防共委員會	幼稚園附設	大、中、小、幼附設
教授科目	日語	二	一	一	一	三六〇〇〇	三六〇〇〇	三六〇〇〇	三六〇〇〇	三六〇〇〇	三六〇〇〇	小學系、算術、代數、幾何、圖畫、倫理、中學系、代數、幾何、三角、ロシヤ語、日語、華語、英語、歷史、地理、化學、物理、以上教科書使用	有無	四〇〇〇	有	無	三〇〇	九	禮堂收容人數	普通教室	特別教室	總數	二	男	四	女	七	日、獨、露、一六、ポロランド	外國人教員(國籍別)	防共委員會	幼稚園附設	大、中、小、幼附設

概況	名	稱	性別	年齡	原籍	出身學校	經歷	俸給	來華年月	就任年月	地址	概況		設立趣旨	創立年月日及沿革	現年學生數	學生國籍分別人數	歷年卒業生數														
												孟達那	設立者姓名																			
日語教授開始年月	昭和三十二年九月	露語七、英語二	高	級	露語三、英語二、華語一	英佛獨露人	ポロランド人	華	人	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一													
每級每週教授時數	七、六時	必須隨意	必須	必須	必須	必須	必須	必須	必須	必須	必須	必須	必須	必須	必須	必須	必須	必須	必須													
教授科目	日語	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一													
使用教科書	本校編纂日語教科書	初級	六時	必須隨意	必須	保護者會、防共委員會	三六〇〇〇	歲出	三六〇〇〇	華金	五、〇〇〇	小學系、算術、代數、幾何、圖畫、倫理、中學系、代數、幾何、三角、ロシヤ語、日語、華語、英語、歷史、地理、化學、物理、以上教科書使用	有無	四〇〇〇	有	無	三〇〇	九	禮堂收容人數	普通教室	特別教室	總數	二	男	四	女	七	日、獨、露、一六、ポロランド	外國人教員(國籍別)	防共委員會	幼稚園附設	大、中、小、幼附設
教授科目	日語	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一													
使用教科書	本校編纂日語教科書	初級	六時	必須隨意	必須	保護者會、防共委員會	三六〇〇〇	歲出	三六〇〇〇	華金	五、〇〇〇	小學系、算術、代數、幾何、圖畫、倫理、中學系、代數、幾何、三角、ロシヤ語、日語、華語、英語、歷史、地理、化學、物理、以上教科書使用	有無	四〇〇〇	有	無	三〇〇	九	禮堂收容人數	普通教室	特別教室	總數	二	男	四	女	七	日、獨、露、一六、ポロランド	外國人教員(國籍別)	防共委員會	幼稚園附設	大、中、小、幼附設
教授科目	日語	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一													
使用教科書	本校編纂日語教科書	初級	六時	必須隨意	必須	保護者會、防共委員會	三六〇〇〇	歲出	三六〇〇〇	華金	五、〇〇〇	小學系、算術、代數、幾何、圖畫、倫理、中學系、代數、幾何、三角、ロシヤ語、日語、華語、英語、歷史、地理、化學、物理、以上教科書使用	有無	四〇〇〇	有	無	三〇〇	九	禮堂收容人數	普通教室	特別教室	總數	二	男	四	女	七	日、獨、露、一六、ポロランド	外國人教員(國籍別)	防共委員會	幼稚園附設	大、中、小、幼附設





天津特別市教育宗教の現況  
表の如し。

天津市日本宗教現況一覽表(昭和十七年五月大使館調査)

市縣別	名稱	宗派名	所在地	設立年月日	信徒數	教職者數	財產及維持法	附屬事業
天津市	天津神社		日界高島街一八番地	大九二二	全居留民	六	民團維持	敬老會、勸學會
	天津稻荷神社		日界伏見街	明元	崇敬者二六〇人		民團維持	
	天津東本願寺別院	淨土真宗大谷派	日界福島街四四〇二	明六四三	三〇〇〇人	六	財產(不動産五十五萬圓、現金八千圓) 財團法人組織に依る	一、婦人家庭塾、日曜學校、婦人法話會、男子青年會、和讚講、女子青年會
	曹洞宗大慈山觀音寺	曹洞宗	日界伏見街七號	大九〇〇	一〇〇〇人	四	財產、敷地四二坪及寺院建物維持、信徒の寄附及布施	觀音講(毎月十七日)、修養會(毎月二十五日)
	本派本願寺	淨土真宗本願寺派	日界高島街四二號	昭二、八三	八〇人	二	財產、敷地及建物維持、信徒の布施及本山の手當	一、婦人會、日曜學校、女子青年會、興亞家庭塾
	淨土宗智恩院別院天津	淨土宗鎮西派	日界明石街一六〇二	昭三、八三	日人一七人、華人五〇人	三	管長よりの支給金及信徒の篤志金	一、婦人會(心の集)、興亞地獄講
	日本寺	眞宗高田派	河北大經路九〇	昭三、二四	七〇人	一	布施、敷地に依る	一、婦人會、修養會
	天津山妙法寺	日蓮宗身延派	日界春日街二二號	大五、〇五	三〇〇〇人	二	建物、本堂庫裡、敷地六七・五坪、布施により維持	

天津特別市教育宗教の現況

中日密教研究會高野山金剛峯寺	古義真言宗	日界明石街一八〇一	昭七、九七	日人三〇人、華人一五〇人	三	古義真言宗宗務所及び金剛峯寺交附金並に信徒の布施寄進	密教學院
天津妙心寺	禪宗臨濟宗妙心寺派	日界美露街一八〇八	昭三、二八	五〇人	一	本山の補助金及信徒の布施	座禪會
天津佛立寺	木門法華宗	河北二一經路六號	昭四、四四	八〇人	一	信徒の布施金	
古義真言宗天津大佛寺	古義真言宗高野山派	日界淡路街吉祥里	昭五、〇二	一五〇人	一	財產、なし維持、布施寄附金に依る	
平安北道妙高山普賢寺	禪教兩宗	營溝大街へ道邊胡同一	昭五、四五	三〇人	一	信徒布施及本山よりの支給金	
金光教天津教會所	獨立金光教別派	日界春日街二〇	大七、九六	信徒三〇〇人、華人一〇〇人	四	敷地及建物、教信徒の獻金に依る	一、教報(時美)の發刊、眞光會、報國會
天理教天津教會	天理教	日界浪速街一四	大七、三五	八〇〇人	二	財產、なし維持、信徒の獻金並に信徒の獻金及布施による	一、青年會、婦人會
天理教天津誠華教會	天理教	日界須磨街二五〇七	昭九、三四	六〇人	六	信徒の獻金に依る、不足の場合には香川縣仲多度郡本島村天理教本島大教會より補助を得、教信徒の奉養金並に及上級教會の補助金に依る	
天理教本華傳道所	天理教	日界吉野街四〇二ノ四	昭三、三四	九人	二		
天理教津門教會	天理教	日界伏見街一ノ一	昭六、四三	日人六人、華人五人	三		



天津特別市教育宗教の現況

名	主姓名	區域	地點	備考
天津特別市教育宗教の現況				
天理教一誠傳道所	天理教	河北大經路仁壽里九二號	昭二、三〇	三三人
天津日本基督教團	新教日本基督教會派	日界明石街二八號	明六、三三	(一) 四戸
日本基督教團天津河北教會	日本組合基督教會本部	河北三經路一〇二號	昭四、三三	〇人
日本基督教團天津特別一區教會	基督新教	特一區吉林路一八號	昭四、八九	三〇人
朝鮮耶穌長老會天津教會	朝鮮耶穌長老會派	南市葛盤莊大街八九	昭〇、五三	三〇人
天津佛教聯合會	日界福島街本願寺別院	昭二、四九		一

二、支那側宗教の現況

名	主姓名	區域	地點	備考
宗教結社生長の家		特一區吉林路二四號	昭六、八〇	三〇人

(一) 天津特別市佛教寺廟調查表(昭和十六年十月天津市公署調査)

名	主姓名	區域	地點	備考
蓮宗寺	際然		海光寺派出所陸安街三十五號	
白衣巷	能修		六吉里派出所宮北大街二十九號	
佛巷	袁成		通達里派出所小費家胡同八號	
念佛巷	慈亭		龍王廟派出所南斜街十六號	
天齊廟	定海		六吉里派出所天齊廟街五號	
藥王廟	大王		關帝廟派出所二道街三十三號	
中國佛教青年會	王玉璋		北門內沈家棚欄十號	
天津佛教居士林	靳雲鵬		丁公祠派出所清修院二號	
護餉伏魔巷	通文		戶部街派出所戶部街二十號	
天仙聖母行宮	石鏡安	第二分局	鼓樓西大街二十九號	
湧泉寺	沙明		南門內湧泉寺胡同一號	
尼廟雙喜堂	林海峯		謝家水舖胡同七號	
遠摩巷	星郎		遠摩巷前五十六號	
因帝廟	王樹祥		南門西太平庄中間	
慈航院	靜源		西河沿三號	
九天廟	慈明		西關街六十六號	
維摩院	性繼		西關大街一五三號	
章山廟	賢慈		章歇廟大街	
白寺	普安	第三分局	候家中街八七號	
韋歇巷	心芳		太平街	
毗盧室	盧明		大夥巷六號	
土地廟	郭錫九		河北門上鹿盧實大街二十一號	
			土地廟大街一九號	

龍王廟派出所四間を借用清涼殿三間を借用育音學校五間を借用す

市立第二十小學校

一、日曜學校、青年會、河北日語塾  
 財團法人日本組合基督教會本部直屬事業にして、其の支出金及信徒の獻金による  
 信徒の獻金による  
 財産、敷地及建物維持信徒の獻金による  
 代表天津各寺住職が一ヶ年交代にて代表となる。佛敎各宗共通の法會事業等を協力合同して行ひ且つ相互の親睦を目的とし、會費を以て維持

佛敎聯合會の名を以て日華親善を爲すに活躍なる活動をなしたるあり

天津特別市教育宗教の現況

普渡港	隆元	第三分局	三條石大街普渡港胡同九號	普渡港派出所
募安寺	元	第三分局	三官廟大街五十四號	募安寺派出所
紅興寺	元	第三分局	雙街口	河北小學校
北極寺	元	第三分局	北大關東河沿七號	
藥王廟	元	第三分局	三官廟大街一〇九號	
王三奶廟	元	第三分局	河北關上肉架胡同	
朝陽寺	元	第四分局	大街南	長年月に亘りたるため調査し難し
大悲院	元	第四分局	西營窪大街六號	
極樂寺下院	元	第六分局	儘樓三合里四號	
掛甲寺	元	第六分局	橋東抄家胡同十四號	
普濟巷	元	第七分局	小孫莊南北街一號	
普濟廟	元	第七分局	買家道通西道街四號	
〃	〃	第七分局	張大達莊永華大街一號	
〃	〃	第七分局	汪家老中山大街八號	
〃	〃	第七分局	大畢莊前街二十二號	
孫雲廟	元	第八分局	白廟村前	市立第四十一小學校
孫雲寺	元	第八分局	東于莊村頭	
藥王廟	元	第八分局	宜興埠村碧霞宮街一號	宜興埠派出所
碧霞宮	元	第八分局	丹華公司派出所新王廟後一號	
王霞廟	元	第九分局	丁字沽南大街	
白衣禪林	元	第九分局	黃姑巷一條胡同	
黃姑巷	元	第九分局	西園西單家面舖胡同八號	
土地廟	元	第九分局	如意庵東前道五號	
圓通寺	元	第九分局		

千福寺	本泰	〃	開外街	
雙忠廟	安修	〃	雙忠廟後街	
觀音堂	慧	〃	雙廟街一四七號	
念佛經舍	張棟	特一區	開封路十一號	
大佛寺	仁毅	特二區	于廠街	

(二) 天津特別市道教寺廟調查表(昭和十六年十月天津市公署調査)

名稱	主持姓名	區域	地點	備考
水月菴	黎明慧	第一分局	舊縣署後八號	
天后宮	張修華	第一分局	宮南大街七七號	
天君廟	方省吾	第一分局	小紅橋十六號	私立耐陽小學校
帝君廟	胡省錫	第一分局	玉皇閣大街	乙種工業學校
玉皇廟	胡省錫	第一分局	塘子胡同十八號	
龍王廟	呂信深	第二分局	西北城隍廟內八號城角	西北城隍廟派出所 消防隊第四分隊警察
玉皇廟	高文瑞	第三分局	西北角大夥巷	局第三節易學校 第二出張所 市立第十小學校 新民會第二地區分會
關帝廟	李信榮	第三分局	玉皇廟後胡同七號	龍王廟派出所 市立第十七小學校
老君廟	馮玉才	第五分局	水梯子大街關帝廟大街十八號	私立秀山小學校佔用一部
淨修道房	馮忠誠	第六分局	小劉庄鮑于里十一號	
五尊道房	馮永順	第六分局	掛甲寺小辛莊北李家胡同九號	
同善佛堂	高玉祥	第六分局	宣家樓村丁字街一號	
性道堂	韓玉麟	第六分局	河沿小街五號	
		第六分局	吳密村與胡同九號	







天津特別市教育宗教の現況

福順公所	復理堂	德善堂	心修堂	誠修堂	忠善堂	公善堂	一善堂	清善堂	修德堂	崇福堂戒烟酒公所	心香堂二衆公所	積善堂	敬善堂	復元堂	平運堂	清續堂	公善堂	惠善堂	理善堂	清福堂	修理仁善堂	修真堂二衆公所
------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----------	---------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-------	---------

南大道李家樓四十三號  
 永明寺大街二十三號  
 永明寺南街三十號  
 海會寺大街二十八號  
 小宜門口九號  
 天聚里三十一號  
 小關大街七十九號  
 電燈房大街八十四號  
 河北小干莊  
 小劉莊大街一號  
 賀家口後莊大街  
 楊莊子東西小街五十六號  
 楊莊子陶家胡同十九號  
 東樓派出所于家胡同五號  
 西樓學堂路二號  
 信德里一六九號  
 慧知靈二十六號  
 大畢莊公所胡同九號  
 小郭莊惠善堂胡同增字一號  
 李家台街  
 崇德里增一號  
 王莊大街增四號  
 公所胡同五一號

三三二

七七七七七七七六六六六六六六五五五二二二二二

天津特別市教育宗教の現況

樂善堂公所	平心堂公所	正德堂公所	靜安堂公所	悟本堂公所	德仁堂公所	志修堂公所	公德信公所	正德堂公所	孝義堂公所	天津市理教聯合會	修善堂公所	明善堂公所	同善堂公所	扶善堂公所	修善堂公所	福瑞堂公所	清理門公所	理意堂公所	思悟堂公所	東善堂公所	清善堂公所	二衆清善堂公所
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	----------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	---------

大直沽中街六十七號  
 旺道莊大街八十五號  
 唐家口派出所唐四大街四六號  
 賈沽道通西道街八號  
 首善東里十一號  
 德安里八號  
 大直沽約王廟義和街六十八號  
 芥園大堤十四號  
 廣開中街五十三號  
 南大道街一〇五號  
 永豐屯西老公所  
 廣濟胡同  
 石橋胡同四號  
 韓家店大街三十三號  
 如意庵後街三十九號  
 塘子河路十七號  
 福瑞胡同一號  
 小鹽店八號  
 屠家胡同十號  
 公議三條胡同一號  
 東善公所四號  
 大口胡同二十一號  
 白衣庵東胡同十一號

三三三

特特特特特特特

二二二二二二一一九九九九九九七七七七七七

天津特別市教育宗教の現況

三三四

清和堂 二衆公所  
 一心天道龍華聖教會  
 龍化寺  
 青龍廟  
 芥園

項家胡同三十五號  
 楊家花園東西大街四十七號  
 霍家嘴  
 青龍廟胡同六號  
 芥園大堤二號

特

九九八二三

三、第三國系宗教及大東亞戰爭の影響

天津に於ける第三國系宗教には從來天主教及び基督教に属する衛理公會、公理會、倫敦會、通聖會、救世軍、循道公會、安息日會、聖公會、聖經公會有り。而て新教各派は敵國英米ノルウェー人の經營に係りしを以て、大東亞戰爭の勃發と共に布教を停止せしめられたり。是等敵國人宣教師は布教出來ざるに至りしを以て、外交使節の歸國と同時に歸國の豫定なり。而て敵國系教會財産は政府の認可を得て、全て華人佈教者に移讓することとなり、天津市に於ては已に移讓を完了せり。敵國人宣教師の驅逐と共に、中國人独自の教團結成の氣運生じて已に北京に華北基督教聯合促進會が結成されしが、本市に於ては昭和十七年六月五日之に應じて同天津分會を結成して合流せり。同發會式は五馬路基督教青年會館に於て舉行されたり。

天主教會にも敵國人有るも、之はローマ法皇との關係有るを以て日本側の干渉を受けず。舊狀を維持せり。天津市の天主教の狀況は左表の如し。

天津特別市天主教調查表(昭和十六年十月天津市公署調)

教別	名	地	址	備考
天主教	天主堂	洋貨街二二號		一

天主堂	南大道富泰莊二八號
望海樓天主堂	堤頭富鄉胡同
公教濟院	河北望海樓
公教濟院	賀家口經學後街
天主堂	東樓派出所南樓
天主堂	紀家莊
天主堂	小郭莊英和里六號
天主堂	小馬路大街七號
天主堂	宜興埠西下坡
天主堂	西于莊大街一〇號
法教堂防盲醫院第三分院	西大慶里一六號

特

一一八七七六六五五四二

## 蒙疆に於ける冬季食物調査中間報告

は し が き

- 一、本報告は昭和十六年夏季に引續き昭和十七年一月より二月に亘り中央醫學院附屬醫院長、醫學博士宮本田守に委嘱調査したる蒙疆主要都市に於ける各冬季食物調査中間報告なり。
- 二、本報告は昭和十七年十月元興監院蒙疆連絡部より蒙疆調査資料第六一號として送付されたり。

緒 言

本調査は昭和十六年夏季に蒙疆鐵道沿線の食物調査を行つたのに引續き、同じ目的によつて冬季に於ける食物調査を施行したものである。正月には特別な料理が用ひられるので之を避ける爲めに一月末から二月に掛けて行つた。張家口では支那正月に掛り現地系の食物調査には不適當な時期になつた爲めに張家口に於ける現地系の調査が不能に終つた事を遺憾に思ふ次第である。

調査方法

夏季に於けると同じ目的による冬季調査であるから其の方法も夏季に於けると全く同様に行つた。各地方別に一戸一戸を訪問して前日又は當日實際攝取した食物の種類及び量を戸別的に聴取し、其の材料に就て分析表から攝取した食物中に含有されて居る各栄養素及びビタミンに就て觀察し、其の可否を決定するのである。

調査地域及び調査數(第一表参照)

調査した地域は前回と同様張家口、大同、厚和、包頭の四都市である。

- 一、張家口に於てはたま〜支那正月にかゝつた爲めに現地系に就ては調査不能となり甚だ遺憾である。日系に就ては第一表に示す如く二二〇戸、五三八名に就て調査をなした。
  - 二、大同に於ては現地系一五二戸、日系一三〇戸、合計二八二戸である。人數にすれば現地系六八三名、日系五三四名、合計一二一七名に就て調査を行つた。
  - 三、厚和に於ては現地系一三二戸、日系一一八戸である。人數にすれば現地系五六二名、日系四五七名、合計一、〇一九名に就て調査を行つた。
  - 四、包頭に於ては現地系一五〇戸、日系一二〇戸、合計二七〇戸である。人數にすれば現地系五八六名、日系四三六名、合計一、〇二二名に就て調査を行つた。
- 全地域を合計すれば現地系四三四戸、日系四八八戸で合計九二二戸である。人數にすれば現地系一、八三一名、日系一、九六五名で總計三、七九六名に就て調査を行つたのである。

調査成績(第二及第三表参照)

張家口に於ける現地系に對する調査は支那正月に掛つた爲めに調査不能であつた。日系の用ひた食品數は一四一種類である。之は夏季調査よりも種類が多い様であるが菓子或は罐詰類が多くなつた爲めである。動物性食品は牛肉が一番多く次は魚類である。その他豚肉、鶏肉、鶏卵等で分析表による詳細な計算に依らねば斷言は出來ないが大體充分であらうと思はれる。生野菜は大根が第一位で之は夏季と同じである。其の他白菜、馬鈴薯、萌、葱、山芋、玉菜、

蒙疆に於ける冬季食物調査中間報告

牛蒡、蓮根、里芋、韭、胡瓜、菠薐草、春菊、蕪の十五種類である。子供を半人前として大人一人に對する平均量は二〇七瓦となり、必要量の半分に過ぎない。

大同に於ける現地系の食品は二七種類で夏季よりも三種類少ない。主食は夜麩、粟、饅頭、白麵、高粱、餛飩、白米の順で少量ではあるが白米を食つて居る者もある。夏季には粟、夜麩、白麵の順であつた。動物性食品は主として牛肉を用ひ少量の豚肉があるのみで羊肉、鶏肉等は全くない。之は第四表に示す如くである。大人一人に對する平均量を計算すると四・二瓦となり之では不十分である。生野菜類は馬鈴薯が最も多く玉頭、葱、莖、菠薐の五種類で大人一人に對する平均量は二九六瓦で之も不十分ではない。

大同に於ける日系の食品数は二二六種で夏季に於けるよりも多いが菓子、罐詰類が多くなつて居るためである。動物性食品は牛肉、魚類を初め豚肉、鶏肉、鶏卵等多量にあらうと思はれる。併しながら分析表による詳細の計算の結果を待たねば斷言は出来ない。生野菜類は馬鈴薯、白菜、莖、葱、大根、山芋、玉菜、牛蒡、蓮根、里芋、胡瓜、菠薐草、蕪の十四種で大人一人に對する平均量は二七〇瓦で張家口に於けるよりも稍、多いが尚ほ不十分である。

厚和に於ける現地系の食品数は二七種類で夏季に於けるよりも四種類少ない。主食は粟、玉米麵(蜀黍粉)、白麵、饅頭、夜麩、炒餅、高粱の順である。夏季には白麵、粟、夜麩の順で白麵の食量が非常に減少して居る事が目に付く。動物性食品は第四表に示す如く牛肉が大部分で少量の魚肉、豚肉を用ひて居るのみである。大人一人に平均して見ると八・一瓦で大同に於けるよりは稍、多いが不十分である。夏、冬共厚和現地系は大同現地系よりも動物性食品を多く取つて居る。生野菜は馬鈴薯、玉頭、白菜、葱、莖の五種類で大人一人に對する平均量は三四六瓦で大同より稍、良好である。

ある。

厚和に於ける日系の食品数は一一七種類で夏季調査の分よりも多いが菓子、罐詰の種類が多くなつてゐる爲である。日系の動物性食品は牛肉を初め魚介類、豚、鶏、鶏卵等大量に用ひて居るから十分であらうと思はれる。併しながら之も分析表に依る詳細な計算を待たねば斷言は出来ない。生野菜類は馬鈴薯、白菜、莖、葱、大根、山芋、玉菜、牛蒡、胡瓜、菠薐草の十種類で張家口、大同よりも種類は少い。大人一人に對する平均量は二四八瓦で量から言へば大同より少いが張家口よりも多い。一人當りの野菜の量は日系よりも現地系の方が却て多い。

包頭に於ける現地系の食品数は二六種類で大同、厚和より一種類少ない。夏季に於けるよりも三種類少い。主食は粟、夜麩、餛飩、高粱、饅頭、白麵、玉米麵、炒餅、糜米の順である。夏季には白麵、粟、夜麩、糜米、白菜の順であるが包頭に於ても白麵の量が非常に減少して居る。動物性食品は第四表に示す如く牛肉及びその半量の豚肉とで其の他に極少量の羊肉を用ひて居る。大人一人に對する平均量は七・八瓦である。大同よりも多いが厚和よりは少ない。夏季に比すれば多いが充分ではない。生野菜は馬鈴薯、玉頭、玉菜、葱、人蔘、莖の六種類で大人一人に對する平均量は一九〇瓦である。三都市中最も少い。

包頭に於ける日系の食品数は二二三種類で之も夏季よりも多いが菓子、罐詰類が多い爲めである。動物性食品は牛肉、魚介類、豚肉、鶏肉、鶏卵等多量に用ひて居るから充分であらうと思はれる。併しながら分析表による詳細な計算に依らないと斷言は出来ない。生野菜は馬鈴薯、白菜、莖、葱、大根、山芋、玉菜、牛蒡、里芋、韭、胡瓜、菠薐草、春菊、茄子の十四種類である。大人一人に對する平均量は二三三瓦で大同、厚和より少く張家口より稍、多い。之



では充分とは云はれない。

四都市を綜合して考察するに現地系四三四戸、一、八三一名に就ての調査成績は第二表合計の部に示す如くであつて食品数は三六種類である。各地方別に見ても食品数が夏季よりも一割以上減少して居る。

主食に就て特に目に付くのは白麵の量が非常に減少して居る事である。之は白麵の入手困難が調査の結果に現れたものである。冬季調査に於ける主食物の用ひられて居る順序は粟、菘麵、饅頭、白麵、高粱、玉米麵、饅頭、白米の順序である。副食物中最大量用ひられて居るものは馬鈴薯で、寧ろ之も主食の感があるが馬鈴薯は生野菜とも考へられるので之を副食物として扱ふことにした。次は玉頭、萌、白菜、大根漬の順である。動物性食品は牛肉が大部分を占め、豚肉、魚肉、羊肉が少量用ひられて居る事は第四表に示す如くである。大人一人に對する平均量は六・六瓦にしか當らない。生野菜は馬鈴薯、玉頭、萌、白菜、葱、人蔘、玉菜、菠菜の八種類で大人一人に對する平均量二七・七三瓦で大體生野菜の必要量を四〇〇瓦としても其の七割にしか當らない。

現地系の食品を見ると熱量に就ては分析表による詳細な計算を待たねば何とも言へないが動物性食品及び生野菜は充分でない事は大體想像が出来る。

日系に就て之を考察すると調査数は四八八戸、一、九六五名である。食品数は一九二種類で夏季調査の場合より多い様であるが菓子、罐詰及び乾物が多い爲めに斯かる結果になつて居る。主食物は米で之に少量の櫻麥を混入して居る。多くの家庭で味噌を使用して居る。副食物中白菜が一番多く用ひられ馬鈴薯、豆腐、大根、牛肉、澤庵漬、白麵、赤味、噴、人蔘、葱、萌、魚、蒟蒻、山芋、牛蒡の順である。

動物性食品は牛肉が最大で魚介類、豚肉、鶏卵、鶏肉等多量に使用されて居るから充分であらうと思はれる。但し之も分析表に依る詳細な計算に依らねば明言は出来ない。生野菜を見るに白菜を第一として馬鈴薯、大根、人蔘、葱、萌、山芋、牛蒡、菠薐草、玉菜、蓮根、里芋、胡瓜、蕪、茄子、蕪、春菊の一七種類である。大人一人に對する平均量は二四五・八瓦で大體の必要量を四〇〇瓦とすると六割強にしか當らない。生野菜類は日系よりも現地系の方が多く攝取して居る事になる。

### 結 語

- 一、一月末から二月にかけて蒙疆鐵道沿線の張家口、大同、厚和、包頭の四大都市に於て現地系、日系に就て日々攝取して居る食物の種類及び量の調査を行った。
- 二、一日に一人が攝取する全熱量に就ては分析表に依つた詳細な計算の結果を待たねば分らない。
- 三、各種栄養素及びビタミンに就ても分析表に依つた詳細な計算の結果を待たねば何とも断定出来ない。
- 四、攝取した量のみから考察すると現地系は主として穀類を多く用ひ副食としての動物性食品量が少く又生野菜類の量が少いからビタミン類特にA、Cの不足が起りはせぬかと思はれる。  
日系は主食は白米で副食の種類は多いが生野菜が少いからビタミンB、Cの不足を來す恐れがある。事實病院の外來で脚氣患者を診察する場合が非常に多い。特に冬季に於ける生野菜類の一人當りの量の少いのが目立つて居る。
- 五、現地系には動物性食品の量が極めて少い。日系の動物性食品は多量に用ひられて居るから充分であらうと思は



蒙疆に於ける冬季食物調査中間報告

品名	張家口(四三八)		大同(四四三)		厚和(三七五)		包頭(三九二)	
	總量	一人平均	總量	一人平均	總量	一人平均	總量	一人平均
豆	7,700	1.56	9,000	1.80	8,000	1.60	11,300	2.26
支那粉	1,300	0.26	4,000	0.80	5,000	1.00	1,200	0.24
魚子	1,100	0.22	700	0.14	1,500	0.30	1,500	0.30
餅	1,100	0.22	700	0.14	1,500	0.30	1,500	0.30
芥子	1,100	0.22	700	0.14	1,500	0.30	1,500	0.30
羊肉	1,100	0.22	700	0.14	1,500	0.30	1,500	0.30
昆布	1,100	0.22	700	0.14	1,500	0.30	1,500	0.30
玉菜	1,100	0.22	700	0.14	1,500	0.30	1,500	0.30
菠薐菜	1,100	0.22	700	0.14	1,500	0.30	1,500	0.30

第三表 日菜食物攝取量表

品名	張家口(四三八)		大同(四四三)		厚和(三七五)		包頭(三九二)	
	總量	一人平均	總量	一人平均	總量	一人平均	總量	一人平均
納豆	1,100	0.22	700	0.14	1,500	0.30	1,500	0.30
油揚	1,100	0.22	700	0.14	1,500	0.30	1,500	0.30
厚野	1,100	0.22	700	0.14	1,500	0.30	1,500	0.30
藥豆	1,100	0.22	700	0.14	1,500	0.30	1,500	0.30
高麗	1,100	0.22	700	0.14	1,500	0.30	1,500	0.30
澤瀉	1,100	0.22	700	0.14	1,500	0.30	1,500	0.30
福神	1,100	0.22	700	0.14	1,500	0.30	1,500	0.30
白根	1,100	0.22	700	0.14	1,500	0.30	1,500	0.30
葱	1,100	0.22	700	0.14	1,500	0.30	1,500	0.30
大根	1,100	0.22	700	0.14	1,500	0.30	1,500	0.30
山芋	1,100	0.22	700	0.14	1,500	0.30	1,500	0.30
牛肉	1,100	0.22	700	0.14	1,500	0.30	1,500	0.30
猪肉	1,100	0.22	700	0.14	1,500	0.30	1,500	0.30
魚子	1,100	0.22	700	0.14	1,500	0.30	1,500	0.30
煎餅	1,100	0.22	700	0.14	1,500	0.30	1,500	0.30
砂糖	1,100	0.22	700	0.14	1,500	0.30	1,500	0.30
人參	1,100	0.22	700	0.14	1,500	0.30	1,500	0.30
玉菜	1,100	0.22	700	0.14	1,500	0.30	1,500	0.30
雞卵	1,100	0.22	700	0.14	1,500	0.30	1,500	0.30
白麵	1,100	0.22	700	0.14	1,500	0.30	1,500	0.30
牛奶	1,100	0.22	700	0.14	1,500	0.30	1,500	0.30

蒙疆に於ける冬季食物調査中間報告



蒙疆に於ける冬季食物調査中間報告

蓮根	魚月	煮魚	牛乳	羊乳	ソルベ	玉葱	天葱	椎茸	せいか	パルメ	ジヤ	荒玉	昆布	奈良	良	胡麻	コ	蛇
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10

三三六

干魚	燒魚	鯛	酒	鯛	油	若	ハ	梅	竹	烏	白	小	鶏	海	鶏	甘	魚	干	豆
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10

三三七







### 大東亞戰爭關係重要日誌

(自昭和十七年十一月二十一日至昭和十八年二月二十八日)

月日	事項	日本及滿洲	支那及南方	敵國及第三國
十一月二十一日			中支物價對策要綱及地方物價委員會組織要綱審議可決す	
十一月二十二日			和平陣營に参加したる沈田夫本年初期半年中の中共内部事情を發表す	インド自由聯盟總裁バハツール・サブルはリソリスゴ1總督を訪問、インド各派合同會議開催を申入る
十一月二十四日	前に鐵鋼以下二十五工業原價計算要綱決定されたるに引續き更に工業原價計算要綱及其他七種工業原價計算準則決定す			英首相チャーチル内閣改造發表 ポリビヤ新聯立内閣成立
十一月二十五日				重慶國民黨第十中全會は十二日閉會以來第十二次大會を経過し本日閉會
十一月二十六日	大政翼賛會及翼賛政治會の招待席上來朝大使日米交渉經過に關し講演す 日滿華蒙關係五百餘名參加、東亞經濟懇談會第四大會開催			

月日	事項	日本及滿洲	支那及南方	敵國及第三國
十一月二十七日				宋美齡華盛頓直に某病院入院治療はホワイト・ハウス滞在の旨發表 獨逸軍佛ツロン軍港進駐 英軍佛領レユニオン島上陸
十一月二十八日	第三次ソロモン海戰擴大戰果大本營發表 六大都市百貨店賣場供出に引續き更に全國百貨店賣場供出具體案發表せらる ガダルカナル沖ルンガ海戰		初代滿洲國駐泰公使鄭萬氏整谷清任 第一回華北建設青年會議開催 日泰文化協定御批准 敵將バーンバル「マレー」作戦回顧録「十四章發表 比島政黨實質的解消	獨逸軍司令部十一月月中擊沈敵船一〇三隻と發表
十一月三十日				新疆嶺々峽・蘭州・西安・成都・重慶・昆明間三千里新雲公路設置案確定、南段北段に分ち夫々段長任命發表 米國眞珠灣の損害發表 川西考察團が発見せる四川雷波縣鐵礦は品位四十八パーセント、埋
十二月一日				
十二月二日				
十二月三日				
十二月四日				
十二月五日				
十二月六日				
十二月七日				





十二月八日	滿洲國基本國策大綱發表滿洲國國民訓制定	廠量泰江鐵礦の三十倍、大冶鐵礦の三倍と發表す 印度總督リンリスゴ1任期明年十月迄延期、今回の延期は第三回の延期なり 宋子文中國銀行董事長辭任、後任宋漢章代理、尙農民銀行董事長に張嘉璈就任 重慶政權明年年度歳入豫算七十億元、總支出百五十億元に比し約半分と報す
十二月十日	閣議明年年度總豫算九十九億九千五百萬圓決定 國府主席兼行政院長汪精衛外交部部長褚民誼以下十餘名を従へ入京	第一期對米武器貸與借款一億三千三百萬元が支那戰線の莫大なる損害により不足を生じたが宋美齡の渡米により更に一億元の第二期借款計畫大體成立したと見らる 本年夏來逮捕監禁中のガンヂー秘書マハデブ・デザイの死去發せられ孟買地方に暴動起る 重慶は第九集團軍司令關麟徵を龍雲の後任として雲南省主席に任命
十二月十一日	泰國中央銀行開業 華北第五次治安強化運動終了	
十二月十四日	日佛印經濟協定第一回會談開始 蒙古政府明年度一般會計經常費臨時費歳出八千二百八十四萬圓、特別會計歳出一億五千二百三十三萬圓決定	
十二月十五日	蒙古政府は察南晋北兩政廳を明年一月より宣化大同の兩省に改組方決定	
十二月十六日		

十二月十七日	南洋學院野村院長以下教授學生六十名西貢着	せりとの報あり
十二月二十日	十七年十月二十八日東京にて署名調印したる日泰文化協定本日盤谷にて批准交換を了し效力を發生す汪主席參内、陛下に謁見	重慶明年年度豫算百八十億元決定 本年十一月成立の米國徵兵年齡滿十八歳引下げ改正法の結果全國一齊に滿十八歳壯丁登錄開始
十二月二十二日	大東亞要員練成第一回委員會開催	雲南省主席龍雲軍事參議院副院長兼滇西軍總指揮官任命の報あり 元駐日公使蔣作賓死去 英の傀儡政權ダルラン本日アルジェリー高等辨務官事務所にて暗殺さる
十二月二十四日	第八十二帝國議會開院式	軍政部長何應欽新に駐印重慶軍總司令に任命さる
十二月二十六日	滿洲國駐泰公使館開館披露式舉行	フランス帝國會議の推選により ジロー將軍ダルランの後任として 本日北阿傀儡政權主席就任
十二月二十七日	三井第一兩銀行、三菱第一兩銀行、安田、日本晝夜兩銀行夫々合併決定	前蔣介石政權顧問オーウェン・ラ
十二月二十八日		
十二月三十日		

十二月三十一日	朝鮮電力國家管理決定 三井、第一兩銀行合併、帝國銀行と名稱し、明年四月一日營業開始豫定	氏逝去 華北政務委員會民國三十二年度歲出豫算四億二千萬圓決定	チモア米國戰時情報局桑港支局長任命
一月一日	統稅行政組織を改組し、蘇浙皖三省に稅務局印花、菸酒稅局を設置し、更に二月一日より重要各特稅を從價稅に改む		
一月二日	ハインリッヒ・スターマー駐日大使任命、二十八日入京		
一月三日			
一月九日	中國參戰に關する日華共同宣言、及租界還付治外法權撤廢協定成立、國民政府最高國防會議組織綱要決定		米國國務省「平和と戰爭」と題し一九三一年—一九四一年十年間の外交政策を發表す
一月十一日	最高國防會議第一次會議に於て行政機構改革決定		治外法權撤廢及不平等條約修正に關する米英、英蘇間新條約調印、英米カサブランカ會議開始、二十三日終了
一月十三日			

一月十四日	戰時行政職權特例及戰時行政特例法案發表	中國々民黨第六期中央執行委員會第五次全體會議(五中全會)閉會	新疆省國民黨部組織に成立式舉行、イラフ國對日獨伊三國交戰狀態に入る
一月十八日	戰時行政職權特例及戰時行政特例法案發表	中支軍管理入工場返還式舉行	
一月二十日	衣料切符基準點數引上付斷行、大學令、高等學校令、專門學校令、中等學校令等改正四勅令案發表、日獨・日伊兩經濟協力協定成立、樺太の内地編入措置要綱決定	省政府機構改正決定	
一月二十三日		日佛印決濟樣式決定	
一月二十五日		本年一月一日現在仲直百ピアストル對九十七圓六十錢特別圓を採用す	
一月二十八日		日佛印間貿易實行取極(米及玉蜀黍)決定	樺軸軍北阿トリポリ撤退、獨軍東部戰線オロネジ撤退
一月二十九日	ソロモン群島レンネル島沖海戰、三戰艦四巡洋艦擊沈破	戰時經濟政策綱領案、及新國民運動促進委員會組織條例決定	スターリングラド獨軍形勢惡化す
一月三十日		國府民國三十二年度上半年歲出豫算六億圓決定	獨逸海軍最高司令官レーダーを海軍最高監察官に、潜水艦隊司令官

一月三十一日	ソロモン群島イサベル島沖海戦	華北政務委員會暫行組織條例公布	カール・デニツ其後任に補せらる スターリングラド守備獨軍の抗戦 終了、第六軍團長パウルス元帥以 下全滅
二月一日	林銑十郎大將の薨去により水野錬 太郎與亞同副總裁に昇任す	去	イタリヤ内閣大改造断行
二月二日	スターマー獨大使親任状捧呈	中華民國各族の和平反共三角旗撤 去	新任駐ソ大使傅秉常重慶出發赴任
二月五日	ニユーギニア島ブナ、ガダルカナ ル島上陸作戦中の陸軍部隊は一月 下旬二月上旬他に轉進したること 發表	在華敵産千餘件國府へ移管 朱深氏華北政務委員會委員長任命 同時に新國民運動促進委員會委員 及全國經濟委員會副委員長兼任 陳濟成氏駐滿大使任命	反英運動の爲めガンヂー翁二十一 日間の断食開始
二月七日			獨軍クラスノダール撤收
二月八日			獨軍ロストフ撤收
二月九日			
二月十日			
二月十三日			
二月十四日			

二月十五日	國府第二次全國軍事會議開催	獨軍ハリコフ撤收
二月十六日		二月中旬チュニシア戦線の米軍損 害約一萬と獨軍發表
二月十七日		宋美齡米國訪問を終りブラジル國 ナタール着直に出發
二月二十一日		重慶軍事使節團熊式輝等米國より 倫敦着
二月二十二日	皇軍廣州灣佛國租界進駐	
二月二十三日	華北新民會「亞紅旗」決定	
二月二十四日	佛國在華治外法權撤廢並に租界還 付	
二月二十五日	湖北漢水方面の作戦中沔陽に於て 敵將王勁哉以下捕虜となる	
二月二十六日	國府勳章令制定、三月二十日同光 勳章頒布と決定す	
	中國青少年團總章公布	
	國府第三回全國教育行政會議開催	

第一卷 第一號

◇ 調 査 ◇

蒙疆察哈爾盟內主要產鹽地調査

昌平實習縣學生調査報告

中支麻調査(昭和十六年度)

◇ 資 料 ◇

滿洲開拓民入植調

青島と南方との經濟關係調査

杭州附近木材調査

第一卷 第二號

◇ 調 査 ◇

華北に於ける春期耕作貸付金の綜合的  
觀察

巴彥塔拉盟豐鎮縣渾源窯燐灰石鑛床調  
査報告

中支に於ける小麦生産費調査中間報告

華北苞麻子需給調査

◇ 資 料 ◇

晋北朔縣恢河右岸農業水利改良事業計  
畫書

察南晋北境界桑乾河沿岸農業水利改良  
事業計畫書

